

危険物輸送に関する勧告

モデル規則

第 I 卷

改訂22版

国際連合
ニューヨークおよびジュネーブ、2021

© 2022 United Nations for the bilingual English-Japanese edition

All rights reserved worldwide

本対訳版については© 2022国際連合

全世界的に全ての著作権を有する

抜粋の複製または複写の要請は copyright.com の著作権料清算センターに問い合わせること。

補助的な権利を含む権利とライセンスに関する質問は以下に問い合わせること：

United Nations Publications
405 East 42nd Street, S-09FW001
New York, NY 10017
United States of America

Email: permissions@un.org

website: <https://shop.un.org>

この出版物において使用している呼称および文章の表現は、国家、領土、市もしくは地域、またはその行政機関の法的な位置づけ、あるいはその国境や領域に関して、国際連合事務局としてのいかなる見解をも意味するものではない。

国際連合欧州経済委員会による国際連合出版物である。

ST/SG/AC.10/1/Rev.22 (Vol. I)

2巻で1セット

第I巻と第II巻の分割販売は不可

国際連合との契約に基づく声明

The work is published for and on behalf of the United Nations.

The present work is an unofficial translation for which the publisher accepts full responsibility.

本対訳版は、国際連合に代わり発行するものである。

非公式な翻訳であり、出版社の責任において発行するものである。

ご利用に関する注意事項

この邦訳（日本語訳）は、国際連合の許諾を得て、日本規格協会が発行・複製販売するものです。

著作権に触れるような複製又は利用は固く禁止されています。

また邦訳は、技術的内容を考慮して作成しましたが、原本の利用に際しての情報提供を目的としたものであり、原文と同じ効力を認められたものではありません。翻訳文に疑義がある時は原文に準拠してください。原文のみが有効であり、邦訳のみを使用して生じた不都合な事態に關しては、当協会は一切責任を負うものではありません。

一般財団法人 日本規格協会

序 文

この危険物輸送に関する勧告は、危険物輸送の安全に係る政府並びに国際機関にあてられたものである。

国連経済社会理事会の危険物輸送専門家委員会により作成された勧告の初版(ST/ECA/43-E/CN.2/170)は、1956年に出版された。

技術の進歩及び利用者の要望の変化に対応するため、理事会決議645G(XXIII) (1957年4月26日) 及びそれ以降の決議に基づき、本勧告はその後の危険物輸送専門家委員会において定期的に改訂及び更新が行われている。

委員会は第19回会合 (1996年12月2日～10日) において、「危険物輸送に関するモデル規則」の初版を採択し、それは危険物輸送に関する勧告改訂10版の付属書とされた。これは全ての輸送手段、国内規則及び国際規則へのモデル規則の直接的な導入を容易にし、これによりすべての関係法令の調和の促進及び定期的更新を容易にした。その結果、加盟国政府、国連、国連専門機関及びその他の国際機関に多大な経費節減をもたらした。

経済社会理事会は、決議1999/65 (1999年10月26日) に基づき委員会の審議範囲を種々の法体制 (例えば輸送、作業場所の安全、消費者保護、環境保護) の下で適用される化学品の分類及び表示のシステムの世界調和にまで拡大した。

委員会は改組され、その名称を「危険物の輸送並びに化学品の分類および表示に関する世界調和システムに関する専門家委員会」に改め、その下部に危険物輸送に特化した小委員会と化学品の分類および表示に関する世界調和システムに対応する小委員会が組織された。

委員会は第10回会合 (2020年12月11日) において危険物輸送に関するモデル規則の修正を採択した。その主なものは、電気貯蔵システム (リチウム電池マークの変更及び過充電保護が装備されていない組み込まれた電池の輸送のための規定を含む) ; 繊維強化プラスチック (FRP) 材料で作られた胴体を備えたポータブルタンク的设计、製造、検査及び試験の要件 ; 危険物リスト ; 及び放射性物質の安全輸送に関するIAEA規則との調和である。

勧告の改訂22版は、文書ST/SG/AC.10/48/Add.1として配布された全ての修正が採り入れられている。

委員会は第10回会合において委員会はまた「試験方法及び判定基準のマニュアル」 (ST/SG/AC.10/48/Add.2) 及び「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」 (GHS) (ST/SG/AC.10/48/Add.3) への修正も採択した。委員会で採択された修正はマニュアル改訂7版の修正1 (ST/SG/AC.10/11/Rev.7/Amend.1) 及びGHS改訂9版に反映されるであろう (ST/SG/AC.10/30/Rev.9)。

この出版物は、経済社会理事会の専門家委員会の事務局事務を行う国連欧州経済委員会 (UNECE) 事務局によって作成された。

追加的な情報は、この出版物の訂正を含め、UNECE持続可能な輸送部門のウェブサイトで閲覧することができる。

<https://unece.org/transport/dangerous-goods>

白紙ページ

目 次

第 I 卷

	頁
危険物輸送に関する勧告	1
勧告の性格、目的及び意義	1
危険物輸送規則の基本原則	1
危険物の分類及び定義	2
輸送手続き	2
緊急対応	3
適合保証	3
放射性物質の輸送	3
事故及び小事故の報告	3
図1：物質の新しい又は修正された分類に従って国連に提出される データシート	4
付属書：危険物輸送に関するモデル規則	9
目 次	13
第1部： 総則、定義、訓練及び保安	19
第2部： 分類	49
第3部： 危険物リスト、特別規定及び適用除外	185
付録	361
付録A： 包括品名及び他に品名が明示されていないもの(N.O.S.) の正式輸送品名リスト	363
付録B： 用語解説	383
物質及び物品のアルファベット順索引	395

目 次 (続き)

第 II 卷

	頁
付属書：危険物輸送に関するモデル規則 (続き)	1
第4部： 容器包装及びタンク規定	3
第5部： 輸送手続き	155
第6部： 小型容器、中型容器(IBCs)、大型容器、ポータブルタンク、 集合ガス容器(MEGCs) 及びバルクコンテナの構造並びに試験の要件	199
第7部： 輸送中の取扱いに関する規定	409
 対応表：2018年版IAEA放射性物質安全輸送規則及び改訂22版危険物輸送に関する勧告 におけるパラグラフ、表及び図の対応表	 427

危険物輸送に関する勧告

勧告の性格、目的及び意義

1. 本勧告は、技術的進歩、新しい物質及び材料の出現、現代の輸送システムの要請、特に、人、財産及び環境の安全確保の必要性にかんがみ、国連経済社会理事会の危険物輸送専門家委員会¹によって策定された。本勧告は、危険物の輸送規則に係る政府及び国際機関にあてられたものである。本勧告は、特別な国際規則又は国内規則に基づく海洋もしくは内陸水路を航行するばら積船又はタンク船による危険物のばら積み輸送には適用しない。
2. 危険物の輸送に係る本勧告は、「危険物輸送に関するモデル規則」の形をとり、本勧告の付属書として示されている。本モデル規則は各種の輸送モードを規制する国内及び国際規則が調和を持って策定できるような規定の基本要綱の提供を目的としているが、必要とする特別要件を策定する十分な余地を残している。規則の改正又は策定に係る政府、政府間機関及びその他の国際機関が、これらモデル規則に示された基本原則に沿った規則の改正又は策定をすることを願うものであり、これがこの分野における世界調和に寄与することとなる。さらに、モデル規則の新しい構成、様式及び内容は、利用者の更なる利便性の向上、執行機関の作業の簡素化及び行政上の負担の軽減のための方策が最大限に追求されていなければならない。モデル規則は一勧告にすぎないとはいえ、国内及び国際の輸送規則の一つの基準としてモデル規則の直接の採入れを容易にするため、強制規定的（即ち、全体を通して“should”よりも“shall”の語を用いている）に作成されている。
3. モデル規則が網羅する内容は、危険物輸送に直接又は間接に関係するすべての人々に対し、その有用性を保証するものでなければならない。中でも、モデル規則は、クラスの分類及び定義、主要な危険物のリストアップ、一般包装要件、試験手順、マーク、標札又は標識、並びに輸送書類の基本原則を網羅している。加えて、特定の分類の危険物に対する特別要件がある。一般的な分類、リストアップ、包装、マーク、標識及び書類に関するこのシステムの利用により、輸送者、荷送人及び検査機関は、輸送、取扱い及び管理の簡素化並びに行政手続の時間の短縮を図ることができる。一般的には、これによりこれらの人々の職務が簡素化され、それに伴い危険物の国際輸送の障害が軽減されるであろう。同時に、「危険性」を有するとされる貨物の貿易の着実な拡大により、その利点はますます明白となるであろう。

危険物輸送規則の基本原則

4. 危険物の輸送は、輸送中における人的及び物的被害並びに輸送機器又は他の貨物への損害をできる限り防止するために規制される。同時に、輸送規則は輸送に適さないほど危険な貨物を除き、危険物の流通を妨げないような構成でなければならない。この例外を除いて、規則の目的は輸送中における危険の排除又は最小化を図ることにより危険物の輸送を可能にすることである。従って、輸送を容易にすることは安全性の問題である。
5. この付属書であるモデル規則は、すべての輸送モードに対するものである。しかし運用上の理由によっては、このモデル規則以外の他の要求を課すことがある。

¹ 2001年、専門家委員会は改組され、その名称が「危険物輸送並びに化学品の分類および表示に関する世界調和システムに関する専門家委員会」に改称された（経済社会理事会決議1999年10月26日1999/65参照）。

危険物の分類及び定義

6. 危険性に基づく貨物の分類は、技術的条件に適合すると同時に、既存の規則からの乖離を最小とするように定められた。クラス番号の順序は、危険性の強弱の程度を表したものではないことに注意すべきである。
7. 勧告された定義の目的は、貨物固有の性状によりその貨物が危険であり、かつ、どのクラスに属するかを示すことであり、定義にはそれらが含まれていなければならない。これらの定義は、さまざまな国内規則及び国際規則への採入れが可能な普遍的なものとなるように配慮されている。危険物リストの利用において、この定義はこれらの規則を利用しなければならない人々への指針となる；それらは種々の考慮すべき状況を許容する柔軟性を残しながらも、相当程度の標準化を提供している。モデル規則における物質の分類は、図1 に推奨された書式により政府、政府間機関及びその他の国際機関から委員会に送付されたデータの検討に基づき決められる。しかし、送付された実際のデータは、委員会が正式に承認したものではない。
8. 「試験方法及び判定基準のマニュアル」(ST/SG/AC.10/11/Rev.7及び修正1)は、ある種類の危険物の分類についての国連の理論体系を示し、輸送される物質及び物品を適切に分類する上で必要な情報を所管官庁に提供するために、最も有用であると考えられる試験の方法及び手順を示している。本マニュアルは、製品の適切な分類が的確に行える試験手順の簡潔な定式化ではなく、従って、それは試験当局の権限を前提とし、分類について責任を負うことに留意しなければならない。所管官庁は、製品の危険性評価が確実かつ現実的に得られる場合には、ある種の試験について、試験細目の変更及び追加試験を要求する権限を有する。
9. 廃棄物はその危険性及びモデル規則の判定基準に基づき該当するクラスの要件に従って輸送されなければならない。本規則にはよらないがバーゼル条約²が適用される廃棄物は、クラス9として輸送することができる。
10. クラス1から9にリストアップされている物質の多くは環境に有害であると考えられる。海上輸送を除き、追加の標札は常に要求されるとは限らない。水生環境に有害な物質及び混合物の判定基準はモデル規則第2.9章に記載されている。
11. 多くの輸送貨物は輸送中、特に作業者が貨物輸送ユニットの開放時に気付かずにばく露される場合に危険となる、燻蒸剤で処理されている。本モデル規則は輸送貨物としての燻蒸貨物輸送ユニットについて、第5部の輸送手続に定める特別書類及び警告記号要件に従うべきとしている。

輸送手続き

12. 危険物を輸送に供する場合には常に、輸送中に当該貨物に接触する恐れのある全ての者に対し、何らかの方法でその危険物の危険性が十分に伝わるようにしなければならない。それは、輸送貨物の危険性を示すための輸送物への特別なマーク及び標札の貼付、輸送書類への関連情報の記載及び貨物輸送ユニットへの標識により伝統的に確保されている。これに関する要件は、本文書付属書のモデル規則に規定されている。
13. モデル規則5.2.2.2に勧告されている標札は、危険物のそれ自体又は輸送物に付さなければならない。この標札システムは、危険物の分類を基準にしており、次の目的を考慮して策定されている：

² 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約 (1989)

- (a) その全体的外観（形象、色彩及び形状）により遠くから容易に危険物が識別できること；
- (b) 標札の色により、取扱い、積載及び隔離のための有用な初期的指針を提供すること。

14. 危険物の危険性が低いか又は少量が包装されている場合には、標札の免除が規定されることがある。この場合には、危険物のクラス又は区分及び容器等級番号のマークが要求されることがある。

15. 危険物の輸送に関する輸送書類の基本的要件の一つは、輸送に供される危険物の危険性に関する基本的な情報を提供することである。このために、本モデル規則に除外規定がある場合を除き、危険物の輸送書類には基本的情報を含む必要があると考えられる。各国所管官庁又は国際機関は追加情報の必要性を検討できるとされている。しかしながら、どの輸送モードで輸送される様々の危険な物質、原材料又は物品であっても、それに必要な情報の基本的事項は、本モデル規則に明示されている。

緊急対応

16. 関係する国及び/又は国際機関は、人、財産及び環境を保護するために、危険物輸送中の事故又は小事故の発生時取るべき緊急対応規定を策定しなければならない。放射性物質に関してこれに該当する指針は「放射性物質を伴う輸送事故のための緊急時対応計画の策定と準備」（安全基準シリーズNo.TS-G-1.2(ST-3)、ウィーン(2002)）に含まれている。

適合保証

17. 所管官庁は本規則への適合性を確保しなければならない。この責任を果たす方法には、本モデル規則の規定が実務に適用されていることを証明するために、容器包装の設計、製造、試験、検査及び保守、危険物の分類並びに荷送人と運送人による輸送物の準備、書類、取扱い及び積載に関する監査計画の策定と実行が含まれる。

放射性物質の輸送

18. 所管官庁は放射性物質の輸送貨物、輸送の引き受け及び輸送が本モデル規則に規定する放射線防護計画に従っていることを確認しなければならない。所管官庁は、「放射線防護と放射線源の安全：一般的安全要件」（安全基準シリーズNo.GSR、パート3、IAEA、ウィーン(2014)）に適合した放射線の防護及び安全のシステムを確保するために、放射性物質の輸送従事者への定期的な放射線量評価を行わなければならない。

事故及び小事故の報告

19. 関係する国及び国際機関は、輸送中における危険物を含む事故及び小事故の報告に関する規定を策定しなければならない。これに関する基本的規定は、本モデル規則7.1.9に規定されている。加盟国又は国際機関は小委員会での検討及び措置のために、危険物輸送小委員会の作業（例えば、容器包装及びタンクの破損、大量漏洩の報告）に関連すると考えられる報告書又は概要報告書を小委員会へ送付しなければならない。

図 1

物質の新しい又は修正された分類に従って 国連に提出されるデータシート

提出者 提出年月日

基本的な分類データの出典を含むすべての関連情報を提供すること。データはその製品の輸送状態におけるものであること。試験方法を記載すること。詳細項目を含めすべての質問に回答すること。質問事項に対するデータがない場合は“不明”又は“該当せず”とすること。該当しない文言は、削除すること。

第1節 物質の特定

- 1.1 化学品名
- 1.2 化学式
- 1.3 別名
- 1.4.1 国連番号 1.4.2 CAS番号
- 1.5 本勧告に提案する分類
- 1.5.1 正式輸送品名 (3.1.2¹)
- 1.5.2 クラス/区分 副次危険性
- 容器等級
- 1.5.3 特別規定案 (必要な場合)
- 1.5.4 包装方法案

第2節 物理的性状

- 2.1 融点又は融点範囲 °C
- 2.2 沸点又は沸点範囲 °C
- 2.3 比重 (次の温度における)
- 2.3.1 15°C
- 2.3.2 20°C
- 2.3.3 50°C
- 2.4 蒸気圧 (次の温度における)
- 2.4.1 50°C kPa
- 2.4.2 65°C kPa
- 2.5 20°C² における粘度 m²/s
- 2.6 20°C における水に対する溶解度 g/100ml
- 2.7 20°C における物理的状态 (2.2.1.1¹) 固体 液体² 気体

¹ この参照数字は危険物輸送に関するモデル規則の章及び項の番号を示している。

² 危険物輸送に関するモデル規則の1.2.1の「液体」の定義を参照すること。

2.8 通常の輸送温度における状態（色及び匂いを含む。） _____

2.9 その他の関連する物理的性状 _____

第3節 燃焼性

3.1 引火性蒸気
3.1.1 引火点(2.3.3¹) _____ °C oc/cc
3.1.2 燃焼は持続するか？(2.3.1.3¹) はい/いいえ

3.2 自然発火温度 _____ °C

3.3 引火範囲（下限/上限） _____ %

3.4 可燃性固体か？(2.4.2¹) はい/いいえ
3.4.1 「はい」なら、その詳細 _____

第4節 化学的性状

4.1 当該物質は危険な反応を防止するために、窒素封入等の重合防止/安定化又はその他の措置をとる必要があるか？ はい/いいえ

「はい」なら：

4.1.1 使用した重合防止剤/安定剤 _____
4.1.2 上記の代替方法 _____
4.1.3 55°Cにおける有効時間 _____
4.1.4 これらが無効となる条件 _____

4.2 当該物質は2.1.1.1 (2.1¹)による爆発性物質か？ はい/いいえ

4.2.1 「はい」なら、その詳細 _____

¹ この参照数字は危険物輸送に関するモデル規則の章及び項の番号を示している。

4.3 当該物質は鈍性化された爆発性物質か？(2.4.2.4¹) はい/いいえ

4.3.1 「はい」なら、その詳細

4.4 当該物質は自己反応性物質か？(2.4.1¹) はい/いいえ

「はい」なら：

4.4.1 フローチャートの出口ボックス

50kg輸送物の自己加速分解温度(SADT)は何度か？ °C

温度管理が必要か？(2.4.2.3.4¹) はい/いいえ

4.4.2 50kg輸送物の管理温度案 °C

4.4.3 50kg輸送物の非常温度案 °C

4.5 自然発火性物質か？(2.4.3¹) はい/いいえ

4.5.1 「はい」なら、その詳細

4.6 自己発熱性物質か？(2.4.3¹) はい/いいえ

4.6.1 「はい」なら、その詳細

4.7 当該物質は有機過酸化物か？(2.5.1¹) はい/いいえ

「はい」なら：

4.7.1 フローチャートの出口ボックス

50kg輸送物の自己加速分解温度(SADT)は何度か？ °C

温度管理が必要か(2.5.3.4.1¹) はい/いいえ

4.7.2 50kg輸送物の管理温度案 °C

4.7.3 50kg輸送物の非常温度案 °C

4.8 当該物質は、水と接触して可燃性ガスを発生するか？(2.4.4¹) はい/いいえ

4.8.1 「はい」なら、その詳細

¹ この参照数字は危険物輸送に関するモデル規則の章及び項の番号を示している。

4.9 当該物質は酸化性があるか？(2.5.1¹)

はい/いいえ

4.9.1 「はい」なら、その詳細

.....
.....
.....

4.10 腐食性(2.8¹)

4.10.1 軟鋼 mm/年 °C

4.10.2 アルミニウム mm/年 °C

4.10.3 その他の包装材料（明細）

..... mm/年 °C

..... mm/年 °C

4.11 その他関連する化学的性質

.....
.....
.....

第5節 生物学的有害性

5.1 LD₅₀、経口(2.6.2.1.1¹) mg/kg 動物の種類

5.2 LD₅₀、経皮(2.6.2.1.2¹) mg/kg 動物の種類

5.3 LC₅₀、吸入(2.6.2.1.3¹) mg/トリス ばく露時間 時間
又は ml/m³ 動物の種類

5.4 20°Cにおける飽和蒸気濃度(2.6.2.2.4.3¹) ml/m³

5.5 皮膚ばく露(2.8¹) 結果 ばく露時間 時間/分
..... 動物の種類

5.6 その他のデータ

5.7 人での経験

¹ この参照数字は危険物輸送に関するモデル規則の章及び項の番号を示している。

第6節 追加的情報

6.1 推奨される緊急措置

6.1.1 火災（適応する消火剤又は適応しない消火剤を含む。）

.....
.....

6.1.2 漏洩

.....
.....

6.2 当該物質の輸送についての提案：

6.2.1 バルクコンテナ(6.8¹)によるのか？ はい/いいえ

6.2.2 中型バルク容器(6.5¹)によるのか？ はい/いいえ

6.2.3 ポータブルタンク(6.7¹)によるのか？ はい/いいえ

「はい」なら、第7、8及び又は9節に詳細を記載すること。

第7節 バルクコンテナ（6.2.1で「はい」と回答した場合に限る。）

7.1 提案するバルクコンテナのタイプ

第8節 中型バルク容器（6.2.2で「はい」と回答した場合に限る。）

8.1 提案するタイプ

第9節 複合輸送用タンク（6.2.3で「はい」と回答した場合に限る。）

9.1 提案するタンクの明細（判っている場合はIMOタンクタイプを含む。）

9.2 最小試験圧力

9.3 最小胴体板厚

9.4 底部開口部（有する場合）の詳細

9.5 圧力安全装置

9.6 充填率

9.7 収納物質に不適合な構造材料

¹ この参照数字は危険物輸送に関するモデル規則の章及び項の番号を示している。

付 属 書

危険物輸送に関する モデル規則

白紙ページ

モデル規則の構成に関する注記

本モデル規則は七つの部から構成され、各部が章に分かれている。章番号は、その章が属する部の数字を一桁目としてその後につけられる。例えば、第7部第2章は「7.2」と表される。章は更に節に分かれ、その節も通常幾つかの項に分かれる。節及び項の番号はその節又は項が属する章を最初の数字として、その後につけられる（例えば、「7.2.1」は7.2章の第1節であり、「7.2.1.1」はその節の第1項である）。

例外的に、第2部においてクラス番号と章番号を対応させるため、第2部の最初の章（「通則」）は第2.0章とされている。

文中に本規則の他の規定を参照する場合には、通常その参照項等は、上述したような節又は項の全ての番号から成っている。しかし、ある場合には、関係する部（例えば「第5部」）又は関係する章（例えば「第5.4章」）のみを示すことにより、当該部又は章の全部を参照することがある。

本規則中の規定において参照されている試験及び判定基準に関する勧告は、別冊のマニュアル（「試験方法及び判定基準のマニュアル」）（ST/SG/AC.10/11/Rev.7及び修正1）として出版されている。

白紙ページ

目 次

第 I 卷

頁

第 1 部 総則、定義、訓練及び保安	19
第1.1章 総 則	21
1.1.1 適用範囲	21
1.1.2 輸送禁止危険物	23
第1.2章 定義及び計測単位	25
1.2.1 定 義	25
1.2.2 計測単位	35
第1.3章 訓 練	39
第1.4章 保安規定	41
1.4.1 一般規定	41
1.4.2 保安訓練	41
1.4.3 重大影響危険物規定	42
第1.5章 放射性物質に関する通則	45
1.5.1 適用範囲	45
1.5.2 放射線防護計画	46
1.5.3 管理システム	47
1.5.4 特別措置	47
1.5.5 他の危険性を有する放射性物質	48
1.5.6 不適合	48
第 2 部 分 類	49
第2.0章 通 則	51
2.0.0 責 任	51
2.0.1 クラス、区分、容器等級	51
2.0.2 国連番号と正式輸送品名	53
2.0.3 危険性の優先順位	55
2.0.4 サンプルの輸送	57
2.0.5 危険物を含有する他に品名が明示されていない物品への物品の分類	58
第2.1章 クラスI—火薬類	59
2.1.1 定義及び一般規定	59
2.1.2 隔離区分	61
2.1.3 分類手順	63
第2.2章 クラス2—ガス	77
2.2.1 定義及び一般規定	77
2.2.2 区 分	77
2.2.3 混合ガス	78
2.2.4 輸送が認められないガス	79

目 次 (続き)

第 I 卷

	頁
第2.3章 クラス3ー引火性液体	81
2.3.1 定義及び一般規定	81
2.3.2 容器等級の割当て	82
2.3.3 引火点の決定	83
2.3.4 沸点の決定	84
2.3.5 輸送が認められない物質	84
第2.4章 クラス4ー可燃性固体；自然発火性物質； 水と接触して可燃性ガスを発生する物質	85
2.4.1 定義及び一般規定	85
2.4.2 区分4.1ー可燃性固体、自己反応性物質、固体鈍性化爆発物 及び重合性物質	86
2.4.3 区分4.2ー自然発火性物質	97
2.4.4 区分4.3ー水と接触して可燃性ガスを発生する物質	98
2.4.5 有機金属物質の分類	99
第2.5章 クラス5ー酸化性物質及び有機過酸化物	101
2.5.1 定義及び一般規定	101
2.5.2 区分5.1ー酸化性物質	101
2.5.3 区分5.2ー有機過酸化物	104
第2.6章 クラス6ー毒物及び感染性物質	123
2.6.1 定 義	123
2.6.2 区分6.1ー毒物	123
2.6.3 区分6.2ー感染性物質	129
第2.7章 クラス7ー放射性物質	135
2.7.1 定 義	135
2.7.2 分 類	136
第2.8章 クラス8ー腐食性物質	163
2.8.1 定義及び一般規定	163
2.8.2 一般的な分類規定	163
2.8.3 物質及び混合物に対する容器等級の割当て	163
2.8.4 混合物の代替的容器等級割当て：段階的アプローチ	165
2.8.5 輸送が認められない物質	168
第2.9章 クラス9ーその他の危険性物質及び物品 環境有害物質を含む	169
2.9.1 定 義	169
2.9.2 クラス9への割当て	169
2.9.3 環境有害物質（水生環境）	171
2.9.4 リチウム電池	183

目 次 (続き)

第 I 卷

	頁
第 3 部 危険物リスト、特別規定及び適用除外 -----	185
第3.1章 総 則 -----	187
3.1.1 適用範囲及び一般規定 -----	187
3.1.2 正式輸送品名 -----	187
3.1.3 混合物又は溶液 -----	189
第3.2章 危険物リスト -----	191
3.2.1 危険物リストの構成 -----	191
3.2.2 略語及びシンボル -----	192
第3.3章 特定の物質又は物品に適用される特別規定 -----	315
第3.4章 少量危険物 -----	353
3.4.7 少量危険物を収納する容器のマーク -----	354
3.4.8 ICAO航空機による危険物の安全輸送に関する技術説明の第3部・第4章の 規定を満足する少量危険物を収納する容器のマーク -----	354
3.4.11 オーバーパックの使用 -----	355
第3.5章 適用除外量危険物 -----	357
3.5.1 適用除外量 -----	357
3.5.2 容器包装 -----	358
3.5.3 輸送物の試験 -----	358
3.5.4 輸送物のマーク -----	359
3.5.5 あらゆる輸送貨物における輸送物の最大個数 -----	360
3.5.6 輸送書類 -----	360
付録 -----	361
付録A 包括品名及び他に品名が明示されていないもの(N.O.S.)の正式輸送品名リスト -----	363
付録B 用語解説 -----	383
物品及び物品のアルファベット順索引 -----	395

目 次 (続き)

第 II 卷

	頁
第 4 部 容器包装及びタンク規定	3
第4.1章 小型容器、中型容器(IBCs)及び大型容器の使用	5
第4.2章 ポータブルタンク及び集合ガス容器(MEGCs)の使用	127
第4.3章 バルクコンテナの使用	151
第 5 部 輸送手続き	155
第5.1章 総則	157
第5.2章 マーク及び標札	163
第5.3章 貨物輸送ユニット及びバルクコンテナの標識及びマーク	179
第5.4章 書類	183
第5.5章 特別規定	193
第 6 部 小型容器、中型容器(IBCs)、大型容器、ポータブルタンク、 集合ガス容器(MEGCs)及びバルクコンテナの構造並びに試験の要件	199
第6.1章 小型容器の構造及び試験の要件	201
第6.2章 圧力容器、エアゾール噴射器、小型ガス容器（ガスカートリッジ）及び 引火性液化ガスを内蔵する燃料電池カートリッジの構造並びに試験の要件	225
第6.3章 区分6.2、カテゴリーAの感染性物質用容器包装の構造及び試験の要件 （UN 2814及びUN 2900）	261
第6.4章 放射性物質の輸送物の構造、試験、及び当該物質の承認に関する要件	269
第6.5章 中型容器(IBCs)の構造及び試験の要件	299
第6.6章 大型容器の構造及び試験の要件	323
第6.7章 ポータブルタンク及び集合ガス容器(MEGCs)の設計、 構造、検査並びに試験の要件	333
第6.8章 バルクコンテナの設計、構造、試験及び承認の要件	387
第6.9章 繊維強化プラスチック（FRP）材料で作られた胴体を備えた ポータブルタンクの設計、構造、検査及び試験の要件	395

目 次 (続き)

第 II 卷

	頁
第 7 部 輸送中の取扱いに関する規定	409
第7.1章 全ての輸送モードにおける輸送中の取扱いに関する規定	411
第7.2章 輸送モード規定	425
対応表：2018年版IAEA放射性物質安全輸送規則及び改訂22版危険物輸送に関する勧告における パラグラフ、表及び図の対応表	427

白紙ページ

第 1 部

総 則、
定 義、訓 練
及 び 保 安

白紙ページ

第1.1章

総 則

一般的注記

注記 1： 本規則中の一部の規定に参照として採り入れられている試験及び判定基準に関する勧告は、別冊のマニュアル（「試験方法及び判定基準のマニュアル」）（ST/SG/AC.10/11/Rev.7及び修正1）として出版されている。その内容は次のとおりである：

第I部：火薬類に関する分類手順、試験方法及び判定基準

第II部：自己反応性物質、有機過酸化物及び重合性物質に関する分類手順、試験方法及び判定基準

第III部：さまざまな危険性クラスに関する分類手順、試験方法及び判定基準

第IV部：輸送機器に関する試験方法

第V部：輸送以外の分野に関連した分類手順、試験方法及び判定基準

付録：いくつかの異なるタイプの試験に共通する情報及び試験の詳細に関する各国連絡先

注記 2： 試験方法及び判定基準のマニュアル第III部には、本規則にも規定されている幾つかの分類手順、試験方法及び判定基準が含まれている。

1.1.1 適用範囲

1.1.1.1 本規則は危険物の輸送に適用する詳細な要件を規定している。本規則に他の規定がない限り、それら貨物の適切な分類、容器包装、マーク、標札、標識、輸送書類への記載と証明がなされ、かつ、本規則に規定された輸送条件の下でなければ、何人も危険物の輸送の委託又は受託を行えない。

1.1.1.2 本規則は、次の輸送には適用しない：

- (a) 輸送手段の推進力もしくは輸送中の特定設備（例えば冷却装置）の運転に必要な危険物又は作業規則により要求される危険物（例えば消火器）；及び
- (b) 自己使用の目的で個人が輸送する一般販売用に包装された危険物。

注記 1： これらの一般要件からの乖離のみならず、危険物の輸送に関する輸送モード特有の規定も本規則に規定されている。

注記 2： 第3.3章のいくつかの特別規定にも、本規則が適用されない物質及び物品が示されている。

注記 3： 上記1.1.1.2(a)は、輸送業務を遂行するための輸送手段にのみに当てはまる。

注記 4： 使用中又は輸送中に使用予定の装置内の危険物に関しては、5.5.4を参照。

1.1.1.3 本規則の一部には、特定の行為が規定されているが、当該行為の実行責任は特定の個人に当てられたものではない。そのような責任の所在は、各国の法律及び慣習並びにその国が批准した国際条約に従って変化することがある。本規則の目的は、この責任の所在を明らかにすることではなく、その行為自体を明確にすることである。この責任の所在の決定は、各政府の権限に委ねられる。

1.1.1.4 危険物の輸送における人の安全並びに財産及び環境の保護は、本規則の遵守により確保される。この確認は品質保証及び適合保証計画により達成される。

1.1.1.5 少量危険物に関する適用除外

少量が包装された危険物は第3.4章に定める条件に従い、本規則の要件の一部の適用が除外される。

1.1.1.6 郵便による危険物の輸送

万国郵便連合条約により、次のものを除き本規則に定める危険物は、その国際郵送が禁止される。該当する国の郵便所管官庁は、危険物の国際輸送に関する規定に適合する規定を確実にしなければならない。次の危険物は、該当する国の郵便所管官庁の規定に基づきその国際郵送ができる。

- (a) 感染性物質（カテゴリーB (UN 3373) に限る）及び冷却剤 (UN 3373)として用いられる固体二酸化炭素（ドライアイス）；及び
- (b) 1.5.1.5.1の要件に適合する適用除外放射性輸送物であって、その放射エネルギーが表2.7.2.4.1.2に示された値の10分の1を超えず、かつ第2部で定義されるクラス7以外のクラスや区分の定義や判定基準に適合しないもの。

郵便の国際輸送については、万国郵便連合法に規定する追加要件が適用される。

注記： 万国郵便連合法は、郵便による危険物の国内輸送には適用しない。郵便による危険物の国内輸送は、該当国所管官庁の規定に従う。

1.1.1.7 基準の適用

ある基準が適用されるべき場合であっても、矛盾がない限りこれらの規則の適用が優先される。基準が求める要件であって、本規制と矛盾しないものは、その基準の中で引用される他のいかなる基準又はその一部も含めて、指定されたとおりに適用されなければならない。

1.1.1.8 冷却材あるいは調整剤として用いられる危険物の輸送

単に窒息性の危険物（通常、大気中の酸素を希釈又は置換するもの）が貨物輸送ユニット内の冷却剤又は調整剤として用いられる場合は、5.5.3に記述された規定のみが適用される。

1.1.1.9 危険物が封入されたランプ

以下に示すランプ類は、放射性物質が封入されておらず、かつ3.3章の特別規定366に指定された量を超える水銀を含まない限り、これらの規制が適用されない。

- (a) 個人又は世帯から収集され、収集又は再利用施設まで輸送されるランプ；

(b) 危険物の封入量が1個あたり1gを超えず、かつ輸送物一つあたり30gを超えないように包装されたランプであって、以下の要件を満たすもの；

(i) 製造者の品質管理システムによって認証されており、

注記： ISO 9001:2008の適用は本目的に沿うものとみなされる。

かつ

(ii) 各ランプが内装容器に収納され、仕切材で仕切られている又はランプを保護する緩衝材で囲まれており、一般規定4.1.1.1に適合しかつ 1.2 mの落下試験に耐えうる頑強な外装容器内に収納されたもの。

(c) 危険物の封入量が1個あたり 1 gを超えず、かつ輸送物一つあたり 30 gを超えないように包装された使用済み、破損又は欠陥のあるランプであって、収集又は再利用施設から輸送されるもの。これらのランプは、通常の輸送条件において封入物質が外部に放出することを防ぐための十分な強度を有し、一般規定4.1.1.1に適合しかつ 1.2 mの落下試験に合格できる外装容器内に収納されなければならない。

(d) 危険区分2.2のガスのみを封入するランプ（2.2.2.1に従って）であって、電球破裂時の破片飛散の影響が輸送物内に留まるように包装されている場合。

注記： 放射性物質が封入されたランプについては 2.7.2.2.2(b)を参照のこと。

1.1.2 輸送禁止危険物

1.1.2.1 本規則において他に規定がない限り、次のものは輸送が禁止される：

通常の輸送条件において、爆発、危険な反応、火災の発生もしくは危険な熱放出又は毒性、腐食性もしくは引火性のガスもしくは蒸気の放出をするおそれのある物質又は物品。

白紙ページ

第1.2章

定義及び計測単位

1.2.1 定義

注記： 本章は、本規則全体に使用される一般的に適用できる定義を規定している。高度に特殊な内容（例えば、中型容器又はポータブルタンクの構造に関する用語）の追加的定義は関連する章に示されている。

本規則においては:

Aerosol or Aerosol dispenser (エアゾール又はエアゾール噴射器) とは、6.2.4の要件に適合し、加圧した圧縮ガス、液化ガスもしくは溶解ガスを内蔵（液体、ペースト又は粉体を含むと否とを問わない）する金属、ガラスもしくはプラスチック製の再充填できない容器からなる物品であって、内容物（ガス中に浮遊する固体又は液体の粒子）を泡状、ペースト状もしくは粉状、液状又はガス状で噴射するための噴射装置が付いているものをいう；

Aircraft (航空機)

Cargo aircraft (貨物機) とは、貨物又は財貨を輸送する旅客機以外のすべての航空機をいう；

Passenger aircraft (旅客機) とは、乗務員、定員以内の航空会社の従業員、該当所管官庁職員又は輸送貨物又はその他の貨物添乗員以外のあらゆる人を輸送する航空機をいう；

Alternative arrangement (代替措置) とは、本規則に定める要件(例えば、6.7.5.11.1参照)以外の技術要件又は試験方法により設計され、組立てられ又は試験されたポータブルタンク又は集合ガス容器に対する所管官庁の承認をいう；

Animal material (動物貨物) とは、動物の死体、動物の体の一部、食材又は動物由来の飼料をいう；

Approval (承認)

Multilateral Approval (多国間承認) とは、放射性物質の輸送において、設計もしくは輸送の発生に係る国の関係所管官庁及び輸送貨物を輸送する場合にあってはその通過又は受入れに係る全ての国の所管官庁による承認をいう；

Unilateral Approval (単一国承認) とは、放射性物質の輸送において、設計の発生国の所管官庁によってのみ交付される設計の承認をいう；

ASTM とは、The American Society for Testing and Materials (米国材料試験協会) (ASTM International, 100 Barr Harbor Drive PO Box C700, West Conshohocken, Pa, 19428_2959, United States of America)をいう；

Bag (袋) とは、紙、プラスチックフィルム、織布、織物又はその他の適切な材料により作られている柔軟性の容器包装をいう；

Box (箱) とは、金属、木材、合板、再生木材、ファイバ板、プラスチック又はその他の適当な材料により作られている完全な方形又は多角形の面により構成されている容器包装をいう。取扱い、開放等を容易にするため及び分類要件に適合させるために設けられた小さい穴は、輸送中の容器包装の健全性を損なわない限り許容される。

Bulk container (バルクコンテナ) とは、閉囲構造体 (あらゆる内張り又は塗装を含む) であって、固体物質が直接に接触する (ばら積み) 状態で輸送するためのものをいう。小型容器、中型容器 (IBC)、大型容器及びポータブルタンクは含まれない。

バルクコンテナは；

- － 反復使用に耐える恒久的構造及び十分な強度のものであり；
- － 一つ以上の輸送手段において途中での積替えがなく貨物の輸送が容易となるよう特別に設計されており；
- － 荷役を容易にするための装置が取り付けられており；
- － 容積が1.0 m³ 以上である。

バルクコンテナの例としては、貨物コンテナ、オフショアバルクコンテナ、スキップ、バルクビン、スワップボディ、槽形コンテナ、ローラーコンテナ、車両の積載区画、柔軟性バルクコンテナがある；

Bundle of cylinders (シリンダー束) とは、相互に分岐管によって連結し、まとめて結束してユニットとして輸送されるシリンダーの集合体又はシリンダー胴体からなる圧力容器をいう。その合計水容積は、区分2.3のガスを輸送するシリンダー束にあつては1,000リットル水容積に制限しなければならない場合を除いて、3,000リットルを超えてはならない；

Cargo transport unit (貨物輸送ユニット) とは、道路輸送用タンク又は輸送車両、鉄道輸送用タンク又は貨車、複合一環輸送コンテナ又はポータブルタンク、又は MEGCをいう；

Carrier (運送人) とは、輸送手段の如何を問わず、危険物の輸送を引き受けるあらゆる人、組織又は政府をいう。この用語には、賃貸料又は運賃を目的とする運送人 (若干の国では共同運送人又は契約運送人として知られている) 及び自費の輸送人 (若干の国では、自家運送人として知られる) の双方を含む；

CGA とは、圧縮ガス協会 (The Compressed Gas Association) (CGA, 14501 George Carter Way, Suite 103, Chantilly, VA 20151, United States of America)をいう；

Closed cargo transport unit (密閉型貨物輸送ユニット) とは、完全強固な永久構造の面によって内容物を完全に密閉する貨物輸送ユニットをいう。壁面又は端面が布製のものは密閉型貨物輸送ユニットとはみなさない；

Closed cryogenic receptacle (密閉型深冷容器) とは、水容積が1,000リットル以下の深冷液化ガス用の断熱された圧力容器を意味する；

Closure (閉鎖具) とは、容器の開口部を閉鎖する装置をいう；

注記： 圧力容器の場合、閉鎖具は、例えばバルブ、圧力開放装置、圧力計又はレベル計である。

Combination Packaging (組合せ容器) とは、輸送の目的に応じて、4.1.1.5の規定に従い1個以上の内装容器を外装容器に固定して収納した組合せの容器包装をいう；

Competent authority (所管官庁) とは、本規則に関するあらゆる目的のために、指定又は承認された全ての団体又はその承認機関をいう；

Compliance assurance (適合保証) とは、本規則の規定の実務的な適合性の保証を目的として所管官庁により適用される措置の体系的プログラムをいう；

Composite Packaging (複合容器) とは、内容容器と外装容器が一体の容器包装となるように構成された1個の外装容器と1個の内容容器からなる容器包装をいう。複合容器として作成された後は、単一の容器として充填、貯蔵、輸送、排出等が行われる；

Confinement system (臨界安全維持体系) とは、放射性物質の輸送において、臨界安全を維持するために設計者により特定され、かつ、所管官庁が同意した核分裂性物質と輸送容器の集合体をいう；

Consignee (荷受人) とは、輸送貨物の受取りの権利を与えられたすべての人、組織又は政府をいう；

Consignment (輸送貨物) とは、一の荷送人が輸送に供するあらゆる危険物の輸送物又は積荷をいう；

Consignor (荷送人) とは、輸送貨物を輸送に供するすべての人、組織又は政府をいう；

Containment system (密封装置) とは、放射性物質の輸送においては、輸送中の放射性物質の保持を目的に設計者により特定された輸送容器の構成部品の集合体をいう；

Conveyance (輸送手段) とは、次のものをいう

- (a) 道路又は鉄道輸送に用いられる全ての車両；
- (b) 水路輸送に用いられる全ての船舶又は船舶の船倉、区画もしくは甲板の一定区域；及び
- (c) 航空輸送に用いられる全ての航空機；

Crate (枠) とは、不完全な表面を有する外装容器をいう；

Criticality safety index(CSI) (臨界安全指数 (CSI)) とは、核分裂性物質が収納された輸送物、オーバーパック又は貨物コンテナに割当てられた数値であって、核分裂性物質が収納された輸送物、オーバーパック又は貨物コンテナの集積の管理に用いる数値をいう；

Critical temperature (臨界温度) とは、物質がそれ以上の温度では液体として存在できない温度をいう；

Cylinder (シリンダー) とは、圧力容器であって、水容積が150リットル以下のものをいう；

Defined deck area (甲板の一定区域) とは、危険物の積載場所とされる船舶の露天甲板又はロールオン・ロールオフ船もしくは自動車渡船の車両甲板の指定された場所をいう；

Design (設計) とは、放射性物質の輸送において、2.7.2.3.5 (f)によって適用除外された核分裂性物質、特別形放射性物質、低散逸性放射性物質、輸送物又は輸送容器の各項目を完全に確認することができる説明書をいう。この説明書には仕様、設計図、規則要件への適合証明報告書及びその他の関連文書を含めることができる；

Design life (設計寿命) とは、複合シリンダー及び管に対する用語で、該当する基準に従って設計され認証されたシリンダー及び管が許される（年単位で示す）最大使用年数をいう；

Dose rate (線量率) とは、ある任意の点で測定された単位時間あたりの、周辺線量当量又は方向性線量当量のいずれか適当な量をいう；

Drum (ドラム) とは、金属、ファイバ板、プラスチック、合板又はその他の適当な材料で作られている天地面が平面又は凸面の円筒形の容器をいう。このドラムには、上部が円錐状又はパール形の容器も含まれるが、木樽及びジェリカンは含まれない；

Elevated temperature substance (高温物質) とは、輸送又は輸送委託される次の物質をいう；

- － 100°C以上の液体物質；
- － 引火点が60°Cを超える液体物質であって、引火点を超える温度で熱せられたもの；又は
- － 240°C以上の固体物質；

EN (standard) (欧州統一規格) とは、CEN (欧州標準化委員会) (The European Committee for Standardization (CEN) (CEN – 36 rue de Stassart, B-1050 Brussels, Belgium)) が出版した欧州統一規格をいう；

Exclusive use (専用積載) とは、放射性物質の輸送において、輸送手段又は大型貨物コンテナの単一の荷送人による、輸送の開始、途中及び終了までのすべてにおける荷役 (積荷及び荷卸し及び出荷) の独占使用であって、荷送人もしくは荷受人の規制の要求に従った指示の下に行われることをいう；

Filling ratio (充てん率) とは、高圧容器に充填するガスの質量に対するその高圧容器に充填できる15°Cの水の質量に対する量の割合をいう；

Freight container (貨物コンテナ) とは、恒久的構造を備え、反復的使用に耐える十分な強度を有し、輸送中に積替えることなく複合一貫輸送を容易にするため特別に設計され、付属装置により固定及び迅速な取扱いができるように設計されている輸送用機器であり、かつ、1972年の「安全なコンテナに関する国際条約」(改正済みのもの) に従い承認されたものをいう。「貨物コンテナ」の用語には、車両及び容器包装は含まれない。ただし、シャーシに搭載して輸送される貨物コンテナは含まれる。放射性物質の輸送においては、貨物コンテナは輸送物として使用することができる。

これに加えて、小型貨物コンテナとは内容積が3 m³以下のものをいい、大型貨物コンテナとは内容積が3 m³を超えるものをいう。

Fuel cell (燃料電池) とは、燃料物質の持つ化学エネルギーを電気エネルギー、熱又は反応生成物に変換する電気化学装置をいう；

Fuel cell engine (燃料電池エンジン) とは、機器類を動作させる装置で、燃料電池に組み込まれるか又は外付けされる燃料供給装置、及び機能を満たすために必要な全ての装置からなるものをいう；

GHS とは、国連文書ST/SG/AC.10/30/Rev.9として出版されている「化学品の分類および表示に関する世界調和システム、改訂9版」(The ninth revised edition of the Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals)をいう；

IAEA とは、国際原子力機関 (The International Atomic Energy Agency (IAEA, P.O. Box 100-A-1400 Vienna, Austria))をいう；

ICAO とは、国際民間航空機関 (The International Civil Aviation Organization (ICAO, 999 University Street, Montreal, Quebec H3C 5H7, Canada))をいう；

IMO とは、国際海事機関 (The International Maritime Organization (IMO, 4 Albert Embankment, London SE1 7SR, United Kingdom))をいう；

Inspection body (検査機関) とは、所管官庁が承認した検査及び試験を行う独立機関をいう；

Intermediate Bulk Container (IBC) とは、次の硬質又は柔軟性の移動式容器あって、第6.1章に規定された以外のものをいう；

(a) 次の容量を有するもの：

- (i) 容器等級II及びIIIの固体及び液体については、3.0 m³ (3,000リットル) 以下；
- (ii) フレキシブル、硬質プラスチック製、複合、ファイバ板製及び木製のIBCに収納する容器等級Iの固体については、1.5 m³以下；
- (iii) 金属製IBCに収納される容器等級Iの固体については、3.0 m³以下；
- (iv) クラス7の放射性物質については、3.0 m³以下；

(b) 機械荷役に設計されたもの；

- (c) 荷役及び輸送時に生じる応力（試験により定まる）に耐えられるもの；

Remanufactured IBC（改造IBC）とは、金属製、硬質プラスチック製又は複合のIBCであって、次のものをいう：

- (a) 非UN型をUN型に再生したもの；又は
(b) あるUN型式を他のUN型に変換したものの。

改造IBCには、新品の同型のIBCに適用する本規則の同じ要件が適用される（6.5.6.1.1の設計型式の定義も参照）；

Repaired IBC（修理IBC）とは、金属製、硬質プラスチック製又は複合のIBCであって、衝撃又は他の原因（例えば、腐食、脆弱又はその設計型式と比し強度減退の証拠等）のために、設計型式試験に耐え、その設計型式適合するように修復されたものをいう。本規則の目的上、複合IBCの硬質内容を同じ製造者の原設計型式に適合する容器へ取替える場合は修理とみなす。ただし、硬質IBCの通常保守（下記定義参照）は修理とみなさない。硬質プラスチック製IBCの本体及び複合IBCの容器は修理できない。所管官庁が承認した場合を除き、フレキシブルIBC容器は修理できない；

Routine maintenance of flexible IBCs（フレキシブルIBCの通常保守）とは、プラスチック製又は織布製のフレキシブルIBCの次のような日常作業をいう：

- (a) 清掃；又は
(b) 取り外し式のライナー及び閉鎖具を固縛する紐のような非一体型部品の原製造者の仕様に適合した部品との交換；

この日常作業は、フレキシブルIBCの包装機能の毀損又は設計型式を変更しないものであること；

注記： 硬質IBCについては、「硬質IBCの通常保守」を参照。

Routine maintenance of rigid IBCs（硬質IBCの通常保守）とは、金属製、硬質プラスチック製又は複合IBCの次のような日常作業をいう：

- (a) 清掃；
(b) 原製造者の仕様に適合した本体閉鎖具（付属ガスケットを含む）又は付属装置の取外し、取付け又は交換、この場合にはIBCの不漏性を確認する；又は
(c) 危険物の密封性又は設計型式に適合させるための排出圧力維持機能（例えば、支持脚又は吊上げ具の曲り直し）に直接影響しない構造設備の修復、この場合にはIBCの密封性能に影響を及ぼさない；

注記： フレキシブルIBCについては、「フレキシブルIBCの通常保守」参照。

IAEA Regulations for the Safe Transport of Radioactive Material（IAEA放射性物質安全輸送規則）とは以下の規則の版のうちどれかをいう：

- (a) 1985年、1985年版（1990年修正）：IAEA安全シリーズ No.6
(b) 1996年版：IAEA安全シリーズ No.ST-1
(c) 1996年（改訂）版：IAEA安全シリーズ No.TS-R-1（ST-1、改訂）
(d) 1996年（2003年修正）、2005年、2009年版：IAEA安全基準シリーズ No.TS-R-1

(e) 2012年版：IAEA安全基準シリーズ No.SSR-6

(f) 2018年版：IAEA安全基準シリーズ No.SSR-6（改訂1）；

Inner Packaging（内装容器）とは、輸送のためには外装容器が必要な容器包装をいう；

Inner Receptacle（内容器）とは、密封性能を保持するためには外装容器が必要である容器をいう；

Inner vessel（内部容器）とは、密閉された深冷容器の場合、深冷液化ガスを入れることを目的とした圧力容器をいう；

Intermediate packaging（中間容器）とは、内装容器又は物品と外装容器の間に配置される容器包装をいう；

ISO (standard)（国際標準化機構（規格））とは、ISO (The International Organization for Standardization (ISO - 1, ch. de la Voie-Creuse, CH-1211 Geneva 20, Switzerland) が出版した国際規格をいう；

Jerrican（ジェリカン）とは、金属製又はプラスチック製の方形又は多角形の断面形状の容器包装をいう；

Large packaging（大型容器）とは、物品又は内装容器とそれを収納する外装容器で構成される容器包装であって、次のものをいう

(a) 機械的操作ができるように設計され；かつ

(b) 正味質量 400 kg 又は容積 450 リットルを超えるが、体積が3 m³未満のもの；

Large salvage packaging（大型サルベージ容器）とは、特殊な容器であって

(a) 機械的操作ができるように設計され；かつ

(b) 正味質量 400 kg 又は容積 450 リットルを超えるが、体積が3 m³未満のもので；

回収又は廃棄のための輸送を目的として、損傷、欠陥、漏洩もしくは不適合のある危険物輸送物、又は流出もしくは漏洩した危険物を入れるものをいう；

Liner（ライナー）とは、小型容器（IBC及び大型容器を含む）の中に別に挿入された管又は袋であり、本体（開口部の閉鎖具を含む）の一部を構成しないものをいう；

Liquid（液体）とは、50°Cにおける蒸気圧が300 kPa(3bar)以下のもの、20°Cで101.3 kPaの気圧下において完全にガス状でないもの及び101.3 kPaの気圧下における融点又は初留点が20°C以下のものであって危険物であるものという。固有の融点が決定的でない粘性の物質は、ASTM D 4359-90の試験又は「道路による危険物の国際輸送に関するヨーロッパ協定」(ADR)¹、付属書Aの2.3.4に規定する流動率試験（貫入度試験）により流動率を決定しなければならない；

Management system（管理システム）とは、放射性物質輸送のためのものであって、方針や目標を定め、目標を効率的かつ効果的に達成させるための、相互に関連し作用しあう一連の因子（体系）をいう；

Manual of Test and Criteria（試験方法及び判定基準のマニュアル）とは、国連刊行物の当該タイトル改訂7版（ST/SG/AC.10/11/Rev.7及び修正1）をいう；

Maximum capacity（最大容量）（6.1.4で用いられているもの）とは、容器又は容器包装の最大内容積をリットルで表したものをいう；

¹ 国連刊行物：ECE/TRANS/300 (Sales No. E.21.VIII.1)。

Maximum net mass (最大正味質量) とは、単一容器にあつては内容物の最大正味質量を、組合せ容器にあつては内容物と内装容器の合計最大正味質量をキログラムで表したものをいう；

Maximum normal operating pressure (最高通常使用圧力) とは、放射性物質の輸送において、環境条件に応じた温度及び太陽輻射の条件の下で、輸送中に通気、補助的システムによる外部冷却又は操作上の制御を行わない場合に、1年間に密封装置内に生ずる圧力から平均海面上における大気圧を減じた最大圧力をいう；

Metal hydride storage system (水素化金属貯蔵システム) とは、単一の完全な水素貯蔵システムで、圧力容器、水素化金属、圧力開放装置、閉止弁、支援機器及び水素単体を輸送するための内部構成部分からなるものをいう；

Multiple-element gas container (MEGC) (集合ガス容器 (MEGC)) とは、相互に分岐管によって連結されて枠に組込まれたシリンダー、管及又はシリンダー束の複合集合体をいう。集合ガス容器には、ガスの輸送に必要な付属装置及び構造設備が含まれる；

Net explosive mass (NEM、全火薬質量) とは火薬物質の全質量を指し、容器やケース類等の重量は含まないものをいう (全火薬量 (NEQ)、全火薬含有量 (NEC)、あるいは全火薬重量 (NEW) はしばしば同じ意味として使われる)；

Neutron radiation detector (中性子放射検出器) とは中性子放射を検出する機器をいう。このような機器では、中性子放射を観測可能な電気信号に変換するための密閉された電子管式変換器内に特定のガスが封入されている場合がある；

Offshore bulk container (オフショアバルクコンテナ) とは、陸上とオフショア施設間及びオフショア施設間相互の危険物輸送に反復使用するために特別に設計されたバルクコンテナをいう。オフショアバルクコンテナは、国際海事機関(IMO)の文書MSC/Circ.860に定める外洋において使用されるオフショアコンテナの承認に関するガイドラインに基づいて設計及び製造されている；

Open cryogenic receptacle (オープン型深冷ガス容器) とは冷却液化ガスを入れる可搬式の断熱容器であり、圧力を常時開放して液化ガスを大気圧に保つものをいう；

Outer packaging (外装容器) とは、複合容器又は組合せ容器の保護外装であつて、内容物又は内装容器を収納し保護するために必要な吸収剤、保護材及びその他の材料を含むものをいう；

Overpack (オーバーパック) とは、輸送中の取扱い及び積載の便宜のため、1個以上の輸送物を一つのユニットにまとめた収納機器であつて、一の荷送人により使用されるものをいう。オーバーパックの例としては、次のいくつかの輸送物がある；

- (a) パレットのような載貨板上に置くか又は積重ねて、帯び掛け、シュリンク包装、ストレッチ包装又は他の適当な方法により固定されたもの；
- (b) 箱又は木枠のような保護外装の中に置いたもの；

Package (輸送物) とは、輸送用の包装作業が完成した容器包装及び内容物からなるものをいう；

Packaging (容器包装) とは、容器の密封性及びその他の安全機能を担保するために必要な一つ以上の容器及びその他の構成部品又は材料をいう；(訳注：クラス7では「輸送容器」と訳し、他のクラスでは「容器」と訳す場合もある。)

Portable tank (ポータブルタンク) とは、次のものをいう；

- (a) クラス1及びクラス3からクラス9の危険物の輸送を目的とした複合輸送用タンク。これには胴体に装備された危険物輸送に必要な付属装置及び構造設備を含む；

- (b) クラス2の常温液化ガスの輸送を目的とした容量が450リットルを超える複合輸送用タンク。これには胴体に装備された危険物輸送に必要な付属装置及び構造設備を含む；
- (c) 深冷液化ガスの輸送を目的とした深冷液化ガスの輸送に必要な付属設備及び構造設備を装備した容量が450リットルを超える断熱タンク；

ポータブルタンクは、その構造設備を取り外すことなく荷役（積み込み及び荷降し）ができなければならない。タンクはその胴体の外側に安定装置を有し、満載時に吊上げができなければならない。タンクは予め車両又は船舶に積載できるように設計されなければならない。機械的荷役を容易にするための架台、台座又は付属装置が備えられている。道路タンク車両、鉄道タンク車両、非金属製タンク、ガスシリンダー、大型の容器及び中型容器（IBC）は、この定義には入らないとされている；

Pressure drum（圧力ドラム）とは、溶接された圧力容器であって、水容積が150リットルを超え1,000リットル以下のもの（例えば、輪帯付の筒状容器、架台上の球体容器）をいう；

Pressure receptacle（圧力容器）とは、閉鎖具や他の付属装置を含む、圧力下で物質を保持するための輸送用容器をいい、シリンダー、管、圧力ドラム、密閉型深冷ガス容器、水素貯蔵システム、シリンダー束及びサルベージ圧力容器の総称である；

Pressure receptacle shell（圧力容器胴体）とは、閉鎖具や他の付属装置はないものの恒久的に取り付けられた装置（例えば、ネックリング、フットリングなど）を含む、シリンダー、管、圧力ドラム又はサルベージ圧力容器をいう。

注記： 「シリンダー胴体」、「圧力ドラム胴体」、「管胴体」の用語も使用される。

Quality assurance（品質保証）とは、本規則に規定されている安全基準の実務的達成についての妥当な信頼を提供するすべての組織又は機関により適用される管理及び検査の体系的プログラムをいう；

Radiation detection system（放射線検出システム）とは、放射線検出器を構成要素として持つ装置をいう；

Radioactive contents（放射性収納物）とは、放射性物質の輸送において、輸送容器内の放射性物質とあらゆる汚染又は放射化された固体、液体及び気体を合わせたものをいう；

Receptacle（容器）とは、物質又は物品を収納し保持するための器(あらゆる閉鎖手段を含む)をいう；

Reconditioned packaging（再生容器）とは、次のものをいう；

- (a) 次の金属製ドラム：
 - (i) 全ての以前の収納物、内外面の腐食部分並びに外面の塗装及び標札を除去し、完全に洗浄されているもの；
 - (ii) 元の形状に修復され、必要な場合にはチャイムの曲り直しと締め直しを行い、全ての不完全なガスケットが取り替えられているもの；及び
 - (iii) 洗浄後で塗装前に検査して、目視できる穴、板厚の著しい減少、金属疲労、損傷したネジもしくは口栓又はその他の著しい損傷がないもの；又は
- (b) 次のプラスチック製のドラム及びジェリカン；
 - (i) 全ての以前の収納物、外面の塗装及び標札を除去し、完全に洗浄されているもの；

- (ii) 全ての不完全なガasketが取り替えられているもの；及び
- (iii) 洗浄後に検査し、裂け目、折れ目もしくは亀裂のような目視できる損傷、損傷した締め紐もしくは口栓又はその他の著しい損傷がないもの；

Recycled plastics material (再生プラスチック材料) とは、新しい容器の製造のために用意された使用済みの産業用容器包装から回収され、洗浄された材料をいう。新容器の生産に使用される再生材料の特性は、所管官庁が認める品質保証計画の一部として定期的に保証され、かつ、文書化されなければならない。その品質保証計画には、各々の一群 (ロット) の再生プラスチック材料がそのような再生材料から製造された設計型式のものと一致する溶解流動率、密度及び引張強度を有し、かつ、適切な事前の仕分け及びその有効性の記録が含まれなければならない。このことは、再生プラスチック容器に用いられた容器の材質や、この容器に以前収納されていた内容物が新しい再生プラスチック容器の性能に影響を及ぼす可能性がある場合には、これらに関する知見の必要性が含まれることとなる。更に、6.1.1.4に基づく容器製造者の品質保証計画には、各ロットの再生プラスチック材料から製造される容器について6.1.5に定める機械的設計型式試験の実施が含まれなければならない。この試験において、積重ねの性能は静荷重試験よりも該当する動的荷重試験により検証することができる；

注記： ISO 16103:2005「容器包装－危険物用輸送物－再生プラスチック材料」は、再生プラスチック材料の承認において従うべき手順に関する追加指針を示している。これらの指針は、再生プラスチック材料からドラムとジェリカンを製造した経験に基づいて作成されているため、他の種類の容器包装、IBC及び再生プラスチック材料で作られた大型容器包装に適合させる必要がある場合がある。

Remanufactured IBC (改造IBC) (「中型容器 (IBC)」の項参照)；

Remanufactured large packaging (改造大型容器) とは、次のような金属又はプラスチックの大型容器をいう：

- (a) 非UN型をUN型に改造したもの；又は
- (b) あるUN型式を他のUN型に変換したもの；

改造大型容器には、新しい同型大型容器に適用する本規則の要件と同じ要件が適用される (6.6.5.1.2に記載された設計型式の定義も参照のこと)；

Remanufactured packaging (改造容器) とは、次のものをいう：

- (a) 次の金属製ドラム：
 - (i) 非UN型をUN型に改造したもの；
 - (ii) あるUN型式を他のUN型に変換したもの；
 - (iii) 主要な構成部分 (例えば、天板固着式の天板) を交換したもの；又は
- (b) 次のプラスチック製ドラム：
 - (i) 非UN型をUN型に改造したもの (例えば、1H1から1H2)；又は
 - (ii) 主要な構成部分を交換したもの；

Remanufactured drum (改造ドラム) には、同型の新ドラムに適用する本規則の同一要件が適用される；

Repaired IBC (修理IBC) (「中型容器 (IBC)」の項参照)；

Reused large packaging (再使用大型容器) とは、検査により性能試験への適合性に影響を及ぼす損傷のないことが判明している再充填可能な大型容器包装をいう：この用語には、同一又は同様の適合内容物を製品の荷送人が管理する配送網で輸送するために再充填される容器も含まれる；

Reused packaging (再使用容器) とは、検査により性能試験への適合性に影響を及ぼす損傷のないことが判明している再充填可能な容器包装をいう：この用語には、同一又は同様の内容物の製品を荷送人の管理する配送網での輸送における再充填が含まれる；

Routine maintenance of flexible IBC (フレキシブルIBCの通常保守) (「中型容器 (IBC)」の項参照)；

Routine maintenance of rigid IBC (硬質IBCの通常保守) (「中型容器 (IBC)」の項参照)；

Salvage packaging (サルベージ容器) とは、損傷、欠陥、漏洩もしくは不適合のある危険物輸送物又は流出もしくは漏洩した危険物の回収もしくは廃棄のための輸送を目的とする特殊な容器包装をいう；

Salvage pressure receptacle (サルベージ圧力容器) とは、容積3000リットルを超えない水タンク容量を持つ圧力容器であり、水の中に、損傷、欠陥、漏洩又は基準不適合な状態の圧力容器を入れ、修復や廃棄等のために輸送する目的のものをいう；

Self-accelerating decomposition temperature (自己加速分解温度 SADT) とは、輸送される小型容器、IBC又はポータブルタンク内の物質が自己加速分解を起こしうる最低温度をいう。SADTは、試験方法及び判定基準のマニュアル、第II部28節にある試験手順に従って決定されなければならない；

Self-accelerating polymerization temperature (自己加速重合温度 SAPT) とは、輸送される小型容器、IBC又はポータブルタンク内の物質中で自己加速重合が起こりうる最低温度をいう。SAPTは、試験方法及び判定基準のマニュアル第II部28節に記載される自己反応性物質の自己加速分解温度で用いられる試験手順に従って決定されなければならない；

Service equipment of a pressure receptacle (圧力容器の付属装置) とは、閉鎖具、マニホールド、管、多孔質、吸収性又は吸着性の材料及び他の操作用などの構造装置をいう；

Service life (耐用年数) とは、複合シリンダー及び管に対する用語で、シリンダー又は管が使用を許可された年数をいう；

Settled pressure (静圧力) とは、圧力容器内の熱及び拡散平衡状態における内容物の圧力である；

Shipment (運送) とは、仕出地から目的地に至る輸送貨物の特定の移動をいう；

Siftproof packaging (粉末不漏性容器包装) とは、輸送中に生じる微細な固体物質を含む乾燥した内容物が浸透しない容包装器をいう；

Solid (固体) とは、本項の液体の定義に該当しない危険物（ガスを除く）をいう；

Tank (タンク) とは、タンクコンテナ、道路タンク車両、鉄道タンク車両、又は固体、液体もしくはガスを入れる容器を含むポータブルタンクであり、かつ2.2.1.1で定義されるガスの輸送に用いる場合は容量が450リットル以上の容器をいう；

Test pressure (試験圧力) とは、適合性証明又は再適合性証明のための試験に適用される圧力をいう；

Through or into (通過又は受入れ) とは、貨物輸送のために特定の国を通過又は国へ進入することをいう。ただし着陸する予定のない国の上空を通過して空輸する場合はこの言葉は用いない；

Transport index(TI) (輸送指数 (TI)) とは、輸送物、オーバーパックもしくは貨物コンテナ又は無包装の LSA-I (低比放射性物質)、SCO-I (表面汚染物) 又はSCO-IIIに割当てられた数値であって、放射線被ばく管理に用いられるものをいう；

Tube (管) とは、水容積が 150 リットルを超え 3000 リットル以下の無継目又は複合構造の圧力容器をいう；

*UNECE*とは、国連欧州経済委員会(The United Nations Economic Commission for Europe (UNECE, Palais des Nations, 8-14 avenue de la Paix, CH-1211 Geneva 10, Switzerland)をいう；

Vehicle (車両) とは、道路車両 (トラクター及びセミトレーラのような連結車両を含む)、鉄道車両及び鉄道貨車をいう。各トレーラは独立した車両とみなす；

Vessel (船舶) とは、貨物輸送に用いるあらゆる外洋航行船又は内陸水路航行船をいう；

Wooden barrel (木樽) とは、円形の断面と凸面の胴を持つ天然木材製の容器であって、側板、天地板及び胴輪で構成されているものをいう；

Working pressure (使用圧力) とは、

- (a) 圧縮ガスに対して、全圧容器内の基準温度15°Cでの静圧力をいう；
- (b) UN1001アセチレンに対して、溶解している場合、指定された溶媒含有量と最大アセチレン含有量を含むアセチレンシリンダー内の15°Cの均一基準温度で計算された静圧力をいう；
- (c) UN3374アセチレンに対して、無溶媒の場合、溶解したUN1001アセチレンの同等のシリンダーに対して計算された使用圧力をいう。

特定の用語の定義を明確にする例

次の説明及び例は、本節に定義された容器包装用語の幾つかの用法を明確化する手助けとなるものである。

本節の定義は、本規則全体における用語定義の使用と一致している。しかしながら、幾つかの用語定義は、別の用法で用いられている。特に「inner receptacle (内容器)」という用語において顕著であり、しばしば組合せ容器の「inners (内装)」として用いられている。

組合せ容器の「inners (内装)」は、常に「inner receptacles (内容器)」ではなく「inner packaging (内装容器)」として表されている。ガラス瓶は、このような「inner packaging (内装容器)」の一例である。

複合容器の「inners (内装)」は、通常「inner receptacles (内容器)」と表されている。例えば、6HA1の複合容器(プラスチック製)の「inners (内装)」は、通常は外装容器がなければその密封機能を満たせるように設計されていないので「内装容器」ではない。

1.2.2 計測単位

1.2.2.1 本規則において適用する測定単位^aは、次のとおりである。

計測対象	SI単位 ^b	許容代替単位	単位間の関係	
長さ	m (メートル)	--	--	
面積	m ² (平方メートル)	--	--	
容積	m ³ (立方メートル)	l ^c (リットル)	1 l = 10 ⁻³ m ³	
時間	s (秒)	min (分)	1 min = 60 s	
		h (時間)	1 h = 3600 s	
		d (日)	1 d = 86400 s	
		質量	kg (キログラム)	g (グラム)
質量	kg	t (トン)	1 t = 10 ³ Kg	
		質量密度	kg/m ³	kg/l
温度	K (ケルヴィン)	°C (摂氏)	0 °C = 273.15 K	
温度差	K (ケルヴィン)	°C (摂氏)	1 °C = 1 K	
力	N (ニュートン)	--	1 N = 1 kg・m/s ²	
圧力	Pa (パスカル)	bar (バー)	1 bar = 10 ⁵ Pa	
		応力	N/m ²	1 Pa = 1 N/m ²
		仕事	KWh (キロワット時)	1 kWh = 3.6 MJ
エネルギー	J (ジュール)	熱量	1 J = 1 N・m = 1 W・s	
		仕事率	eV (電子ボルト)	1 eV = 0.1602・10 ⁻¹⁸ J
仕事率	W (ワット)	--	1 W = 1J/s = 1N・m/s	
電気抵抗	Ω (オーム)	--	1 Ω = 1kg・m ² /s ³ /A ²	
動粘性率	m ² /s	mm ² /s	1 mm ² /s = 10 ⁻⁶ m ² /s	
粘性率	Pa・s	mPa・s	1 mPa・s = 10 ⁻³ Pa・s	
放射能	Bq (ベクレル)			
線量当量	Sv (シーベルト)			

1.2.2.1の注記：

^a 次の整数は、従来使われている単位のSI単位への変換に適用できる。

力

$$1 \text{ kg} = 9.807 \text{ N}$$

$$1 \text{ N} = 0.102 \text{ kg}$$

応力

$$1 \text{ kg/mm}^2 = 9.807 \text{ N/mm}^2$$

$$1 \text{ N/mm}^2 = 0.102 \text{ kg/mm}^2$$

圧力

$$1 \text{ Pa} = 1 \text{ N/m}^2 = 10^{-5} \text{ bar} = 1.02 \times 10^{-5} \text{ kg/cm}^2 = 0.75 \times 10^{-2} \text{ torr}$$

$$1 \text{ bar} = 10^5 \text{ Pa} = 1.02 \text{ kg/cm}^2 = 750 \text{ torr}$$

$$1 \text{ kg/cm}^2 = 9.807 \times 10^4 \text{ Pa} = 0.9807 \text{ bar} = 736 \text{ torr}$$

$$1 \text{ torr} = 1.33 \times 10^2 \text{ Pa} = 1.33 \times 10^{-3} \text{ bar} = 1.36 \times 10^{-3} \text{ kg/cm}^2$$

エネルギー、仕事、熱量

1 J = 1Nm	= 0.278×10 ⁶ kWh	= 0.102 kgm	= 0.239×10 ³ kcal
1 kWh	= 3.6×10 ⁶ J	= 367×10 ³ kgm	= 860 kcal
1 kgm	= 9.807 J	= 2.72×10 ⁻⁶ kWh	= 2.34×10 ⁻³ kcal
1 kcal	= 4.19×10 ³ J	= 1.16×10 ⁻³ kWh	= 427 kgm

仕事率

1W	= 0.102 kgm/s	= 0.86 kcal/h
1kgm/s	= 9.807 W	= 8.43 kcal/h
1kcal/h	= 1.16 W	= 0.119 kgm/s

動粘性率

1 m ² /s	= 10 ⁴ St(ストークス)
1 St	= 10 ⁻⁴ m ² /s

粘性率

1 Pa·s	= 1 Ns/m ²	= 10 P(ポイズ)	= 0.102 kgs/m ²
1 P	= 0.1 Pa·s	= 0.1 Ns/m ²	= 1.02×10 ⁻² kgs/m ²
1 kgs/m ²	= 9.807 Pa·s	= 9.807 Ns/m ²	= 98.07 P

^b 国際単位体系(SI)は、重量及び計測に関する総会 (住所: Pavillon de Breteuil, Parc de St-Cloud, F-92310 Sèvres) において決定された結果である。

^c タイプライターが文字の「l」と「1」を区別できない場合には、リットルの略号「L」は「l」の代わりにも使用される。

単位の十進法の倍数及び約数は、次の意味を持つ接頭辞もしくは記号を単位名又は記号の前に置くことによって表される：

乗算係数		接頭語	記号
1 000 000 000 000 000 000	=10 ¹⁸	100京(クウインティリオン)	exa E
1 000 000 000 000 000	=10 ¹⁵	1000兆(クアドリオン)	peta P
1 000 000 000 000	=10 ¹²	1兆(トリオン)	tera T
1 000 000 000	=10 ⁹	10億(ビリオン)	giga G
1 000 000	=10 ⁶	100万(ミリオン)	mega M
1 000	=10 ³	千	kilo k
100	=10 ²	百	hecto h
10	=10 ¹	十	deca da
0.1	=10 ⁻¹	十分の1	deci d
0.01	=10 ⁻²	百分の1	centi c
0.001	=10 ⁻³	千分の1	milli m
0.000 001	=10 ⁻⁶	100万分の1	micro μ
0.000 000 001	=10 ⁻⁹	10億分の1	nano n
0.000 000 000 001	=10 ⁻¹²	1兆分の1	pico p
0.000 000 000 000 001	=10 ⁻¹⁵	1000兆分の1	femto f
0.000 000 000 000 000 001	=10 ⁻¹⁸	100京分の1	atto a

注記： 10⁹ = 1ビリオンは、国連公用英語での使い方である。同じ使い方で10⁻⁹ = 1ビリオン分の1となる。

1.2.2.2 削除

1.2.2.3 他に規定がある場合を除き、常に、示されている輸送物の質量は総質量を意味する。危険物の輸送に用いられるコンテナ又はタンクの質量は、総質量に含まれていない。

1.2.2.4 他に規定がある場合を除き、「%」の記号は次のことを意味する：

- (a) 固体又は液体の混合物並びに溶剤及び湿性固体の場合：混合物、溶剤又は湿性固体の総質量に基づく質量の割合；

(b) 圧縮ガスの混合物の場合：加圧充填の場合には、ガス混合物の総容積のパーセントとして示される容積の割合、又は、混合物の総質量のパーセントとして示される質量の割合。

液化ガス及び加圧溶解ガスの混合物の場合：混合物の総質量率として表された質量の割合。

1.2.2.5 容器に関する全ての種類の圧力（試験圧、内圧、安全弁開口圧等）は、常にゲージ圧（大気圧を超える圧力）を表す；ただし、物質の蒸気圧は常に絶対圧で表される。

第1.3章

訓 練

1.3.1 危険物の輸送に従事する者は、その責任に応じた危険物の輸送要件に関する訓練を受けなければならない。従業員は責任を引き受ける前に1.3.2に従って訓練を受けなければならない、必要な訓練を受けるまでは教育担当者の直接指揮の下でのみ作業を行わなければならない。第1.4章に規定する危険物の保安規定に係る訓練も行わなければならない。

1.3.2 危険物の分類に係る者；危険物を包装する者；危険物のマーク及び標札をする者；危険物輸送書類を作成する者；危険物の輸送委託者又は輸送引受者；輸送中における危険物の運送人又は取扱者；輸送車両、パルクパッケージングもしくは貨物コンテナへの危険物の収納もしくは取出し又はマークもしくは標識をする者；又はその他所管官庁により危険物の輸送に直接関係あるとされる者；以上のような者は、次の訓練を受けなければならない：

(a) 一般的知識/習熟に関する訓練：

(i) 各人は、危険物輸送要件の一般規定を習熟するための訓練を受けなければならない；

(ii) この訓練には、危険物の分類の内容；標札、マーク、標識及び容器包装並びに隔離方法及び隔離区分の要件；危険物輸送書類の目的及び内容の説明；及び適用できる非常措置文書の内容を含まなければならない；

(b) 特定職務に関する訓練： 各人は、その従事する職務に対応する特定の危険物輸送要件に関する詳細な訓練を受けなければならない；

(c) 安全に関する訓練： 各人は、危険物の漏洩時のばく露危険及び従事する職務に対応して、次の訓練を受けなければならない；

(i) 荷役装置の適切な使用及びその危険物に適した積載方法等の事故防止の方法及び手順；

(ii) 適用できる非常措置指針及びその利用法；

(iii) 種々の分類の危険物が有する一般的危険性及び危険に対する防護方法（必要な場合には対応する個人用保護衣及び保護装置の使用を含む）；

(iv) 偶発的な危険物の漏出に対する緊急措置（責任者がなすべきあらゆる非常処置方法及び取るべき人的災害の防止方法を含む）。

1.3.3 この章に沿って実施された全ての安全訓練の記録は雇用主が保管し、もし従業員あるいは所管官庁の要求があればこれを提出しなければならない。記録は、所管官庁が定める期間、雇用主によって保存されなければならない。

1.3.4 1.3.2の訓練要件は、危険物輸送に係る職種に雇用された際に、提供され又は実証されなければならない、かつ、所管官庁によって妥当とみなされるように、定期的に反復実施されなければならない。

白紙ページ

第1.4章

保安規定

一般的注記

注記 1： 本章は、危険物の全ての輸送モードにおける危険物の保安に関する要件を規定している。モード特有の保安規定は第7.2章に規定されている。国及びモードに係る所管官庁は、危険物の輸送又は受託の際に考慮されるべき追加の保安規定を適用することができる。

注記 2： 本章の適用において保安とは、人又は財産を危険にさらす恐れのある盗難の最小化又は危険物の不正使用について取るべき手段及び予防措置をいう。

1.4.1 一般規定

1.4.1.1 危険物輸送に携わる全ての者は、各自の責任に応じた当該危険物に係る保安規定を考慮しなければならない。

1.4.1.2 荷送人は、その輸送が妥当であると認められた運送人にのみ輸送を委託しなければならない。

1.4.1.3 空港付属倉庫、鉄道操車場及びその他の仮貯蔵区域のような中継場所は、適切に防護し、明るく照明し、かつ、一般公衆が近づかないようにしなければならない。

1.4.1.4 以下の危険物については本章の規定を適用しない。

(a) 輸送物以外のUN2908 及び UN2909；

(b) 放射エネルギーレベルがA₂値を超えない適用除外輸送物UN2910 及び UN2911；

(c) UN 2912 LSA-I 及び UN 2913 SCO-I。

1.4.2 保安訓練

1.4.2.1 1.3.2 (a)、(b)又は(c)のそれぞれに定める訓練には、保安に関する習熟の項目を含めなければならない。

1.4.2.2 保安習熟訓練では、保安リスクの性質、リスクの認識、これらリスクの対応及び軽減の方法並びに保安妨害時に取るべき措置を行わなければならない。必要な場合には、各自の責任及び保安計画の実施における担当部分に応じて保安計画の習熟を保安習熟訓練に含まなければならない。

1.4.2.3 これら訓練は、従業員が危険物輸送に従事した時に実施し、その成果を検証しなければならない。かつ、その後も定期的に反復して行わなければならない。

1.4.2.4 実施された全ての安全訓練の記録は雇用主が保管し、もし従業員あるいは所管官庁の要求があればこれを提出しなければならない。記録は、所管官庁が定める期間雇用主によって保存されなければならない。

1.4.3 重大影響危険物規定

1.4.3.1 重大影響危険物の定義

1.4.3.1.1 重大影響危険物は、テロ活動に不法使用される可能性があり、その結果、多数の死傷者、大量破壊、あるいは特にクラス7危険物による大規模な社会的・経済的崩壊の発生の恐れがあるものである。

1.4.3.1.2 次表1.4.1はクラス7以外の重大影響危険物の一覧表である。

表1.4.1：重大影響危険物一覧表

クラス1、区分1.1	火薬類
クラス1、区分1.2	火薬類
クラス1、区分1.3	隔離区分Cの火薬類
クラス1、区分1.4	国連番号 0104, 0237, 0255, 0267, 0289, 0361, 0365, 0366, 0440, 0441, 0455, 0456, 0500, 0512及び0513
クラス1、区分1.5	火薬類
クラス1、区分1.6	火薬類
区分2.1	バルク輸送される可燃性ガス
区分2.3	毒性ガス（エアゾールを除く）
クラス3	バルク輸送される容器等級I及びIIの引火性液体
クラス3 及び区分4.1	鈍性化爆発物
区分4.2	バルク輸送される容器等級Iのもの
区分4.3	バルク輸送される容器等級Iのもの
区分5.1	バルク輸送される容器等級Iの酸化性液体
区分5.1	バルク輸送される過塩素酸類、硝酸アンモニウム、硝酸アンモニウム肥料及び硝酸アンモニウム
区分6.1	容器等級Iの毒物
区分6.2	カテゴリーAの感染性物質（UN 2814及びUN 2900）及びカテゴリーAの医療廃棄物（UN 3549）
クラス8	バルク輸送される容器等級Iの腐食性物質

注記： この表において「バルク輸送される」とは、収納量が3000キログラム又は3000リットルを超えるポータブルタンク又はバルクコンテナにより輸送されることをいう。

1.4.3.1.3 クラス7危険物における重大影響放射性物質とは、単一輸送物の放射エネルギーが輸送保安しきい値3000 A₂ 以上で（2.7.2.2.1も参照のこと）、次表1.4.2に記載された輸送保安しきい値を持つ放射性核種を除いたものである。

表 1.4.2 : 特定放射性核種の輸送保安しきい値

元素	放射性核種	輸送保安しきい値 (TBq)
アメリシウム	Am-241	0.6
金	Au-198	2
カドミウム	Cd-109	200
カリホルニウム	Cf-252	0.2
キュリウム	Cm-244	0.5
コバルト	Co-57	7
コバルト	Co-60	0.3
セシウム	Cs-137	1
鉄	Fe-55	8000
ゲルマニウム	Ge-68	7
ガドリニウム	Gd-153	10
イリジウム	Ir-192	0.8
ニッケル	Ni-63	600
パラジウム	Pd-103	900
プロメチウム	Pm-147	400
ポロニウム	Po-210	0.6
プルトニウム	Pu-238	0.6
プルトニウム	Pu-239	0.6
ラジウム	Ra-226	0.4
ルテニウム	Ru-106	3
セレン	Se-75	2
ストロンチウム	Sr-90	10
タリウム	Tl-204	200
ツリウム	Tm-170	200
イッテルビウム	Yb-169	3

1.4.3.1.4 放射性核種の混合物については、輸送保安しきい値の基準に適合するか否かを判断するため、それぞれの放射性核種の放射エネルギーをその核種の輸送保安しきい値で除したものを、存在する全ての核種について加算する。もしその和が1未満であれば、混合物の放射エネルギーは輸送保安しきい値を超えていないと判断される。

この計算は以下の式によって行われる：

$$\sum_i \frac{A_i}{T_i} < 1$$

ここで、

A_i = 輸送物内に存在する*i*番目の放射性核種の放射エネルギー(TBq)

T_i = *i*番目の放射性核種に対応する輸送保安しきい値 (TBq)。

1.4.3.1.5 もし放射性物質が他のクラスや区分に対応した副次危険性を持つ場合には、表1.4.1に示した判定基準も考慮されなければならない(1.5.5.1も参照のこと)。

1.4.3.2 重大影響危険物に対する特別保安規定

1.4.3.2.1 国の保安規定の履行において、所管官庁は保安関連情報を伝達するために、重大影響危険物の輸送に従事する荷送人又は運送者の確認のための方策を考慮しなければならない。

注記： 本規則の保安規定に加えて、所管官庁は、輸送中の危険物の安全以外の理由で、さらなる保安規定を導入してもよい。異なる爆発物保安標識によって国際的な複合輸送を妨げないために、そのような標識は国際的に調和された基準（例えば、欧州理事会指令2008/43/EC）と一致させることが勧められる。

1.4.3.2.2 保安計画

1.4.3.2.2.1 重大影響危険物（1.4.3.1参照）の輸送に従事する運送人、荷送人及びその他の者（関連施設の管理者を含む）は、少なくとも1.4.3.2.2.2に定める項目を含む保安計画を採用し、実施し、かつ、順守しなければならない

1.4.3.2.2.2 本保安計画には、少なくとも次の事項を含まなければならない：

- (a) 各々の責任を果たすための権限、能力及び資格を有する者への特定の保安責任の割当て；
- (b) 輸送される危険物の記録又は種類；
- (c) 該当する運送モード間の積替え、仮貯蔵、取扱い及び配送を含む現行の取扱い作業の見直し及び弱点の評価；
- (d) 明確な保安要綱（訓練、方針（高い脅威状況への対応、新規採用者/雇用の照会等））、作業実務（例えば、輸送路の選択/使用、仮貯蔵危険物への接近、保安上の弱点、施設への接近等）、保安リスク軽減に使用できる設備及び資材；
- (e) 保安の脅威、保安妨害又は保安事象の報告及び処理に関する有効で最新化のための手順；
- (f) 保安計画の評価及び試験の手順並びに当該計画の定期的見直し及び最新化の手順；
- (g) 本計画に含まれる輸送情報の保安確保の手段；及び
- (h) 輸送情報の提供をできる限り制限する方法の確立（この方法は本規則第5.4章に要求される輸送書類に関する規定を阻害してはならない）。

注記： 運送人、荷送人及び荷受人は、相互に、該当所管官庁と共に脅威情報の交換、該当する保安手段及び保安事象への対応について協力しなければならない。

1.4.3.2.3 放射性物質について、核物質の防護に関する条約（INFCIRC /274/Rev.1, IAEA, Vienna (1980)）及びIAEA文書「核物質および原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」（INFCIRC /225/Rev.5, IAEA, Vienna (2011)）の規定が適用される場合には、本章及び7.2.4の規定はこれに従うべきである。

第1.5章

放射性物質に関する通則

1.5.1 適用範囲

1.5.1.1 本規則は、放射性物質の輸送に携わる人々、財産及び環境に対する放射線、臨界及び熱的危険の許容可能な管理レベルを示す安全基準を策定している。本規則は、2018年版IAEA放射性物質安全輸送規則に基づいている。解説文書としては、「IAEA放射性物質安全輸送規則の助言文書」、安全基準シリーズ No. SSG-26 (Rev.1)、IAEAウィーン(2019)がある。安全に関する第一の責任は、放射能危険性を引き起こす可能性のある、施設や作業の従事者あるいは機関にある。

1.5.1.2 本規則の目的は、輸送中の電離放射線の有害な影響から人々、財産及び環境を防護するために満足すべき要件を定めることである。この防護は、次の要件により達成される：

- (a) 放射性収納物の封じ込め；
- (b) 外部線量率の管理；
- (c) 臨界の防止；及び
- (d) 熱による損害の防止。

これらの要件は、第一に、輸送物及び輸送手段への収納物の制限並びに放射性収納物の危険性に応じて輸送物設計に適用する性能基準の段階的手法を適用することにより達成される。第二に、これらは放射性収納物の性状を考慮した輸送物の設計及び取扱い並びに輸送容器の保守に条件を課すことにより達成される。第三に、これらは該当する場合の所管官庁の承認を含め、行政的管理を要求することにより達成できる。最後に、人々、財産及び環境を防護するための緊急対応の計画及び準備に関する取り決めを作成することでさらなる保護が提供される。

1.5.1.3 本規則は、放射性物質の利用に付随する輸送を含め、陸上、水上及び航空の全ての輸送モードによる輸送に適用される。輸送には、放射性物質の移動に係り、かつ、これに伴う全ての取扱い及び状況が含まれる；これらには、輸送容器の設計、製造、保守及び修理並びに放射性物質及び輸送物の準備、輸送の委託、積荷役、積替え時保管を含む輸送、荷卸し及び最終目的地での受取りが含まれる。本規則においては、次の三つの普遍的な厳しさレベルで特徴づけられる性能基準の段階的手法が適用されている。

- (a) 通常時輸送条件（異常のない状態）；
- (b) 平常時輸送条件（軽微な出来事のある状態）；
- (c) 事故時輸送条件。

1.5.1.4 本規則は、次のものには適用しない：

- (a) 輸送手段を構成する部品としての放射性物質；
- (b) 施設内で効力のある該当安全規則に従い、公衆の道路又は鉄道を含まない施設内で移動される放射性物質；

- (c) 診断又は治療のために人又は生きた動物への埋め込み又は投与した放射性物質；
- (d) 事故又は故意に放射性物質を摂取又は被ばくし、治療のために輸送される人の体内又は表面に付着した放射性物質；
- (e) 販売から消費者まで法規制上の承認を受けた日用品に含まれる放射性物質；
- (f) 自然に存在する放射性核種を含有する天然物質及び鉱石（加工されていてもよい）であって、その物質の放射能濃度が表2.7.2.2.1に定める値、又は2.7.2.2.2(a)及び2.7.2.2.3から2.7.2.2.6までの規定により算出された値の10倍を超えないもの。ただし、自然に存在する放射性核種を含有する天然物質及び鉱石が永年平衡の状態にない場合は、放射能濃度の計算は2.7.2.2.4に従うこと；
- (g) 非放射性固体であって、そのいかなる表面においても2.7.1.2の「汚染」の定義に定める制限値を超える放射性物質が付着していないもの。

1.5.1.5 適用除外輸送物の輸送に関する特殊規定

1.5.1.5.1 2.7.2.4.1に規定する少量の放射性物質、機器、製品及び空容器を収納できる適用除外輸送物は、第5部から第7部までの下記の規定のみが適用される：

- (a) 5.1.1.2、5.1.2、5.1.3.2、5.1.5.2.2、5.1.5.2.3、5.1.5.4、5.2.1.7、5.4.1.5.7.1(f)(i)及び(ii)、5.4.1.5.7.1(i)、7.1.8.3.1、7.1.8.4.3、7.1.8.5.1から7.1.8.5.4並びに7.1.8.6.1の各項の該当する規定、及び；
- (b) 6.4.4に規定する適用除外輸送物の要件；

ただし放射性物質が他の危険性を持ち、3.3章の特別規定290又は369によってクラス7以外に分類される必要がある場合はその限りではなく、その場合、主たるクラスや区分に関連した規定に加えて、上記(a)及び(b)に記載された規定の該当規定のみが適用されることになる。

1.5.1.5.2 適用除外輸送物には、本規則の他の部分に記載されている全ての関連規定が適用されなければならない。

1.5.2 放射線防護計画

1.5.2.1 放射性物質の輸送は、放射線防護手段の適切な配慮を目標とした体系的な準備を内容とする放射線防護計画に従わなければならない。

1.5.2.2 個人被ばく線量は、関連線量限度を超えてはならない。防護及び安全は、個人被ばく線量の大きさ、被ばく人数、及び受けるかもしれない被ばく可能性を経済的及び社会的要因を考慮して合理的に達成できる限り低く保ち、かつ、線量の制約に基づく個人被ばくの限度内となるよう最適化しなければならない。組織だった体系的な手法が採用され、かつ、輸送と他の分野の活動との関連に配慮がなされなければならない。

1.5.2.3 この計画に採用されるべき措置の性格と程度は、放射線被ばくの大きさ及びその可能性に関連づけられなければならない。この計画は、1.5.2.2、1.5.2.4から1.5.2.7まで及び7.1.8.1.1の各項の要件と一致しなければならない。計画書類は、要求に応じて、関係所管官庁による検査のために提供可能な状態しておかななければならない。

1.5.2.4 輸送活動に由来する職業的被ばくに対しては、以下のどちらかの実効線量に応じた判断となる：

- (a) 年間1-6 mSvの間であろうと評価される場合には、作業場所モニタリング又は個人モニタリングによる線量評価計画を実施しなければならない；又は
- (b) 年間6 mSvを超えるであろうと評価される場合には、個人モニタリングを実施しなければならない。

作業場所モニタリング又は個人モニタリングが実施された場合には、適切な記録を保存しなければならない。

注記： 輸送活動に由来する職業的被ばくが、実効線量で年間1 mSvを超えることはほとんどありそうにないと評価される場合には、特別な作業形態、詳細なモニタリング、線量評価計画又は個人記録の保存は、不要である。

1.5.2.5 放射性物質の輸送中における核又は放射線緊急事態の場合には、関係する国及び/又は国際機関が策定した規定は、人、財産及び環境を保護するために順守されなければならない。これには、国及び/又は国際的な要求事項に従いさらに国及び/又は国際的な緊急措置と一致して調和された形で策定された準備と対応に関する取り決めを含む。

1.5.2.6 準備及び対応に関する措置は段階的なアプローチに基づき、確認されている危険性とそれがもたらす結果の可能性を考慮しなければならない。これには、結果的に核又は放射線緊急事態となるような輸送貨物の内容物と環境との間での反応から生じる可能性のある他の危険な物質の形成も含む。そのような措置の策定に関する手引きは、「原子力又は放射線の緊急事態への準備と対応」（IAEA安全基準シリーズNo. GSR Part7、IAEAウィーン(2015)）；「原子力又は放射線の緊急事態への準備と対応に用いる判断基準」（IAEA安全基準シリーズNo. GSG-2、IAEAウィーン(2011)）；「原子力又は放射線の緊急事態への準備のための措置」（IAEA安全基準シリーズNo. GS-G-2.1、IAEAウィーン(2007)）；及び「原子力又は放射線の緊急事態に対する終結のための措置」（IAEA安全基準シリーズNo. GSG-11、IAEAウィーン(2018)）に含まれている。

1.5.2.7 作業従事者は自己の被ばく及びその活動により影響を受ける恐れのある他人の被ばく限度を確保するために、含まれる放射線障害及び予防措置に関して対応する訓練を受けなければならない。

1.5.3 管理システム

1.5.3.1 所管官庁が容認できる国際、国内又は他の基準に基づく管理システムは、本規則の関連規定への適合を保証するため、1.5.1.3に定める本規則の範囲内の全ての放射性物質に対して策定され、かつ実施されなければならない。設計仕様が完全に履行されている証明は、所管官庁に提供できなければならない。製造者、荷送人又は使用者は以下を準備しておかなければならない：

- (a) 製造中及び使用中に所管官庁の検査を受けるための便宜の提供；及び
- (b) 所管官庁への規制遵守状況の開示。

所管官庁の承認が必要な場合には、この承認は管理システムの妥当性を考慮し、これを必要条件としたものでなければならない。

1.5.4 特別措置

1.5.4.1 特別措置とは、所管官庁により承認された措置であって、その措置の下では本規則の全ての適用要件に満足しない輸送貨物を輸送することができる。

1.5.4.2 放射性物質の規定に適合することが実行上不可能な輸送貨物は、特別措置の下によるほかこれを輸送してはならない。放射性物質の規定に適合することが実行上不可能であり、かつ、本規則の他の規

定の代替手段によって、本規則が策定する必須の安全基準が実証されていることを所管官庁が満足した場合には、当該所管官庁は、単一の輸送貨物又は計画された一連の輸送貨物の輸送作業について特別措置を承認することができる。輸送全般にわたる安全水準は、全ての適用要件に適合した場合と同等以上でなければならない。この種の国際輸送貨物には、多国間承認が必要である。

1.5.5 他の危険性を有する放射性物質

1.5.5.1 放射性と核分裂性に加えて、爆発性、引火性、化学毒性及び腐食性等の輸送物の収納物のあらゆる他の副次危険性は、関連する危険物輸送規則に適合するように、その文書、包装、標札、マーク、標識、貯蔵及び輸送に考慮されなければならない。

1.5.6 不適合

1.5.6.1 線量率及び汚染に適用される本規則のあらゆる制限について不適合が発生した場合には、次の措置を取らなければならない：

- (a) 荷送人、運送人、荷受人及び輸送に関わるいかなる組織でも本規制の影響を受けるものは、必要に応じて、次の者から不適合の通知を受ける：
 - (i) 不適合が輸送中であると確認された場合にあつては、運送人から；又は
 - (ii) 不適合が受取り時であると確認された場合にあつては、荷受人から；
- (b) 荷送人、運送人又は荷受人は、それぞれ次の該当する措置をとる：
 - (i) 不適合に伴う結果を軽減する緊急処置；
 - (ii) 不適合並びにその原因、状況及び影響の調査；
 - (iii) 不適合になった原因及び状況の修復並びに不適合に至る類似した原因及び状況の再発防止に対応する行動；及び
 - (iv) 不適合の原因及び取られた是正措置又は取るべき予防措置に関する関係所管官庁への通報；
- (c) 荷送人及び関係所管官庁への通報は、実行上速やかに、かつ、緊急被ばくがあったか又は被ばく中であるかを問わず直ちに行わなければならない。

第 2 部

分 類

白紙ページ

第2.0章 通 則

2.0.0 責 任

2.0.0.1 分類は要求された場合は該当する所管官庁によってなされなければならないが、要求されない場合には荷送人によりなされてもよい。

2.0.0.2 荷送人が、試験データに基づいて、第3.2章の危険物リストの(2)欄に記載された品名の物質が、リストに記載されているものと異なる危険性クラスや区分の判定基準を満たしていると認めた場合は、所管官庁の承認のもとで、以下のように輸送委託してよい：

- (a) 全ての危険性が反映された最も妥当な一般名又は他に品名が明示されていないもの（N.O.S.）のエントリーのもとで；又は
- (b) 付加的な副次危険性を表す適切な付加的危険有害性周知情報（文書、標札、標識）が付された、同じ国連番号と品名のもとで。ただし主要な危険性クラスに変更が無く、かつそのような複合的危険性を持つ物質に対して通常適用される他の輸送条件（例えば少量危険物、包装及びタンク要件）がリスト上の物質に適用されるものと同じでなければならない。

注記： 所管官庁がそのような承認を与える場合、国連危険物輸送専門家小委員会に適宜報告し、危険物リストの関連部分に対する修正を提案しなければならない。提案が却下された場合は、所管官庁は当該承認を取り下げなければならない。

2.0.1 クラス、区分、容器等級

2.0.1.1 定 義

本規則による物質（混合物及び溶液を含む）及び物品は、それらの有する危険性又は最も主要な危険性により、9分類の内一つのクラスが割当てられる。これらクラスの幾つかは、区分に細分される。これらのクラス及び区分とは、次のものをいう：

クラス1：火薬類

区分1.1：大量爆発の危険を有する物質及び物品

区分1.2：大量爆発の危険はないが、飛散危険を有する物質及び物品

区分1.3：大量爆発の危険はないが、火災危険及び弱い爆風危険もしくは弱い飛散危険又はこれら双方の危険を有する物質及び物品

区分1.4：顕著な危険を有しない物質及び物品

区分1.5：大量爆発の危険を有するが、非常に鈍感な物質

区分1.6：大量爆発の危険を有せず、極めて鈍感な物品

クラス2：ガス

区分2.1：可燃性ガス

区分2.2： 非可燃性・非毒性ガス

区分2.3： 毒性ガス

クラス3： 引火性液体

クラス4： 可燃性固体；自然発火性物質；水と接触して可燃性ガスを発生する物質

区分4.1： 可燃性固体、自己反応性物質、固体鈍性化爆発物及び重合性物質

区分4.2： 自然発火性物質

区分4.3： 水と接触して可燃性ガスを発生する物質

クラス5： 酸化性物質及び有機過酸化物

区分5.1： 酸化性物質

区分5.2： 有機過酸化物

クラス6： 毒物及び感染性物質

区分6.1： 毒物

区分6.2： 感染性物質

クラス7： 放射性物質

クラス8： 腐食性物質

クラス9： 環境有害性物質を含むその他の有害性物質及び物品

クラス及び区分の番号の順序は、危険性の強弱の順序を表したものではない。

2.0.1.2 クラス1から9に割当てられている物質の多くは、追加の標札を必要としない、環境有害性があると考えられる。

2.0.1.2.1 廃棄物は、その危険性及び本規則の判定基準により該当するクラスの要件に従って輸送しなければならない。

本規則の規定にはよらないがバーゼル条約¹が適用される廃棄物は、クラス9として輸送することができる。

2.0.1.3 クラス1、2及び7並びに区分5.2、6.2及び4.1（自己反応性物質を除く）を除く物質は、容器包装の目的から、その有する危険性の程度に応じて次の三つの容器等級が割当てられる：

容器等級I： 高い危険性を有する物質；

容器等級II： 中程度の危険性を有する物質；及び

容器等級III： 低い危険性を有する物質。

¹ 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(1989)

物質に割当てられた容器等級は、第3.2章の危険物リストに掲げられている。

物品に対しては容器等級を割当てない。包装の目的のために必要とする特定の容器性能水準は、適合する包装要件の中に提示されている。

2.0.1.4 危険物は、1から9のクラス及び区分並びに該当する場合には第2.1章から第2.9章の要件に基づき提示される一つ以上の危険性を有することが決定される。

2.0.1.5 単一のクラス及び区分の危険性を有する危険物は、決定されたそのクラス及び区分並びに該当する場合にはその危険の程度（容器等級）が割当てられる。第3.2章の危険物リストに物品名又は物質名が明示されている場合には、そのクラス又は区分、その副次危険性及び該当するときにはその容器等級がこのリストから得られる。

2.0.1.6 一つ以上のクラス及び区分の判定基準に適合しているが、危険物リストに品名が掲げられていない危険物は、2.0.3の危険性優先順位に基づきクラス及び区分並びに副次危険性が割当てられる。

2.0.2 国連番号と正式輸送品名

2.0.2.1 危険物は、その危険性の分類及び組成に基づき国連番号と正式輸送品名が割当てられる。

2.0.2.2 通常的に輸送される危険物は第3.2章の危険物リストに示されている。危険物リストに物品名又は物質名が明示されている場合は、輸送においては危険物リストの正式輸送品名により特定されなければならない。このような物質には、分類には影響しない工業的不純物（例えば製造工程に由来するもの）や安定化等を目的とする添加物が含まれることがある。しかしながら物質名が明示されていても、含有する工業的不純物や安定化等のための添加物が分類に影響する場合は、その物質は混合物か溶液とみなさなければならない（2.0.2.5参照）。正式輸送品名が明示されていない危険物に対しては、輸送における物品もしくは物質を特定するために「包括品名」又は「他に品名が明示されていないもの」が規定されている（2.0.2.7参照）。第3.2章の危険物リストの(2)欄に記載された品名の物質は、リストに記載された分類に従って、又は2.0.0.2に示された条件に従って輸送されなければならない。

危険物リストの各エントリーは、一つの国連番号によって特定される。このリストは、危険性のクラス、副次危険性（ある場合）、容器等級（割当てられている場合）、包装方法並びにタンク輸送要件等の各エントリーの関連情報も含んでいる。危険物リスト中のエントリーには次に掲げる4つの種類がある：

(a) 明確に定義された物質又は物品に対する単一エントリーの例

1090 アセトン
1194 亜硝酸エチル溶液；

(b) 明確に定義された物質又は物品のグループに対する包括品名エントリーの例

1133 接着剤
1266 香料製品類
2757 カーバメート系殺虫殺菌剤類、固体、毒性のもの
3101 有機過酸化物、タイプB、液体；

(c) 特定の化学的もしくは技術的性質を持つ物質又は物品のグループを対象とする特定品名N.O.S.エントリーの例

1477 無機硝酸塩類、他に品名が明示されていないもの
1987 アルコール類、他に品名が明示されていないもの；

- (d) 一つ以上のクラス又は区分の判定基準に該当する物質又は物品のグループを対象とする包括品名 N.O.S.エントリーの例

1325 その他の可燃性固体、有機物、他に品名が明示されていないもの
1993 その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの

2.0.2.3 区分4.1の全ての自己反応性物質は、2.4.2.3.3及び図2.4.1に規定する分類原則及びフローチャートに従い、20の包括品名エントリーの内の一つに区分される。

2.0.2.4 区分5.2の全ての有機過酸化物は、2.5.3.3及び図2.5.1に規定される分類原則及びフローチャートに従い、20の包括品名エントリーの内の一つに区分される。

2.0.2.5 危険物リストに品名が明示されている単一の主要危険物質と、本規則が適用されない一つ以上の物質及び/又は危険物リストに品名が明示された一つ以上の微量物質からなる混合物又は溶液は、本規則による分類対象であり、次の場合を除き危険物リストに明示された主要危険物質の国連番号並びに正式輸送品名を割当てなければならない：

- (a) 混合物又は溶液が、本規則に品名として明示されている；又は
- (b) 危険物リストに記載された品名や物質名の記述が、純物質のみに適用することを明示している場合；又は
- (c) 混合物又は溶液の危険分類もしくは区分、副次危険性、容器等級、又は物理的性状が危険物リストに名前が明示されている物質のものとは異なる場合；又は、
- (d) 混合物や溶液の持つ危険性の特徴が、危険物リストに名前が明示されている物質が要求するものとは異なる非常時対応を必要とする場合。

上記(a)以外の場合には、混合物又は溶液は危険物リストに品名が明示されていない危険物として取扱われなければならない。

2.0.2.6 危険性クラス、物理的性状又は容器等級が、リストに掲げられている物質と比較して変更されている溶液又は混合物は、容器包装及び標札の規定を含め該当するN.O.S.エントリーを使用しなければならない。

2.0.2.7 本規則に品名が明示又はN.O.S.エントリーに分類されている一つ以上の物質を含む混合物又は溶液は、その危険特性がどのクラスの分類基準（人の経験による判定基準を含む）にも該当しない場合には本規則を適用しない。

2.0.2.8 危険物リストに品名が明示されていない物質又は物品は、「包括品名」又は「他に品名が明示されていないもの（N.O.S）」のエントリーとして分類しなければならない。当該物質又は物品は、第2部のクラスの定義及び試験基準に従い、物質又は物品を最も適正に示す危険物リストの中の包括品名又は「N.O.S.」エントリーとして分類しなければならない²。このことは、2.0.2.2に示したように、b)タイプのエントリーにできない物質は c)タイプのエントリーのみが割当てられ、b)又は c)タイプのエントリーとできない場合は d)タイプのエントリーのみが割当てられることを意味する²。

2.0.2.9 二つ以上の危険物からなり本規則の分類基準を満たすが、危険物リストに記載されていない混合物又は溶液は、それを最も正確に記述するための適切な輸送品名、説明、危険分類又は区分、副次危険性、容器等級を持つエントリーに割当てられなければならない。

² 付録Aの“包括品名又はN.O.S.正式輸送品名リスト”も参照。

2.0.3 危険性の優先順位

2.0.3.1 次表は、第3.2章の危険物リストに品名が明示されていない複数の危険性を有する物質、混合物若しくは溶液のクラスを決定するため、又は、危険物を含有する他に品名が明示されていない物品を適切なエントリー（UN 3537～3548、2.0.5参照）に割当てるときに、用いられなければならない。危険物リストに品名が明示されていない複数の危険性を有する貨物については、本章の危険性優先順位表にかかわらず、貨物のそれぞれの危険性に対して示された最も厳しい容器等級が他の容器等級に優先する。次の危険特性は2.0.3.3の危険性優先順位表にかかわらず、常に他の危険性に優先する。

- (a) クラス1の物質及び物品；
- (b) クラス2のガス；
- (c) クラス3の液体鈍性化爆発物；
- (d) 区分4.1の自己反応性物質及び固体鈍性化爆発物；
- (e) 区分4.2の自然発火性物質；
- (f) 区分5.2の物質；
- (g) 区分6.1の吸入毒性³が容器等級Iの物質；
- (h) 区分6.2の物質；
- (i) クラス7の物質。

2.0.3.2 適用除外輸送物（他の危険性が優先される）中の放射性物質を除き、他の危険特性を有する放射性物質は、常にクラス7に分類され、副次危険性も明示しなければならない。適用除外輸送物中の放射性物質には、「UN 3507、六フッ化ウラン、放射性物質、適用除外輸送物」を除いて、第3.3章の特別規定290が適用される。

³ クラス8の分類基準に適合する物質又は製剤であって、粉塵及びミストの吸入毒性(LC₅₀)が容器等級Iであるが、経口又は経皮毒性が容器等級IIIのものを除く。これら製剤は、クラス8としなければならない。

2.0.3.3 危険性の優先順位

分類又は区分及び 容器等級	4.2	4.3	5.1 I	5.1 II	5.1 III	6.1, I 経皮	6.1, I 経口	6.1 II	6.1 III	8, I 液体	8, I 固体	8, II 液体	8, II 固体	8, III 液体	8, III 固体
3 I ^a		4.3				3	3	3	3	3	-	3	-	3	-
3 II ^a		4.3				3	3	3	3	8	-	3	-	3	-
3 III ^a		4.3				6.1	6.1	6.1	3 ^b	8	-	8	-	3	-
4.1 II ^a	4.2	4.3	5.1	4.1	4.1	6.1	6.1	4.1	4.1	-	8	-	4.1	-	4.1
4.1 III ^a	4.2	4.3	5.1	4.1	4.1	6.1	6.1	6.1	4.1	-	8	-	8	-	4.1
4.2 II		4.3	5.1	4.2	4.2	6.1	6.1	4.2	4.2	8	8	4.2	4.2	4.2	4.2
4.2 III		4.3	5.1	5.1	4.2	6.1	6.1	6.1	4.2	8	8	8	8	4.2	4.2
4.3 I			5.1	4.3	4.3	6.1	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3
4.3 II			5.1	4.3	4.3	6.1	4.3	4.3	4.3	8	8	4.3	4.3	4.3	4.3
4.3 III			5.1	5.1	4.3	6.1	6.1	6.1	4.3	8	8	8	8	4.3	4.3
5.1 I						5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1
5.1 II						6.1	5.1	5.1	5.1	8	8	5.1	5.1	5.1	5.1
5.1 III						6.1	6.1	6.1	5.1	8	8	8	8	5.1	5.1
6.1 I 経皮										8	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
6.1 I 経口										8	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
6.1 II 吸入										8	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
6.1 II 経皮										8	6.1	8	6.1	6.1	6.1
6.1 II 経口										8	8	8	6.1	6.1	6.1
6.1 III										8	8	8	8	8	8

^a 自己反応物質及び固体鈍性化爆発物を除く区分4.1の物質並びに液体鈍性化爆発物を除くクラス3の物質

^b 区分 6.1の殺虫殺菌剤類

- 組合せがないことを示す。

本表に示されてない危険性については、2.0.3節を参照のこと。

2.0.4 サンプルの輸送

2.0.4.1 物質の危険性クラスが不明であり、更なる試験のためにそれが輸送される場合には、仮の危険性クラス、正式輸送品名及び識別番号は荷主の知見及び次の事項に基づいて割当てなければならない：

- (a) 本規則の分類判定基準；及び
- (b) 2.0.3節における危険性の優先順位。

選択した正式輸送品名にとって最も厳しい容器等級を使用しなければならない。

本規定を用いる場合は、正式輸送品名には「サンプル」の語を補足しなければならない（例、「その他の引火性液体類、サンプル」）。ある例として、ある分類基準に適合すると思われる物質のサンプルに特定の正式輸送品名が与えられた場合（例、ガスサンプル、非加圧ガス、引火性、UN 3167）には、その正式輸送品名を用いなければならない。そのサンプルを輸送するためにN.O.S.エントリーを用いる場合には、その正式輸送品名には特別規定274で要求されている専門的品名を補足する必要はない。

2.0.4.2 物質のサンプルは次の各項に従って、仮に割当てた正式輸送品名に適用される要件に基づき輸送しなければならない：

- (a) その物質は、1.1.2の輸送禁止物質とは考えられないこと；
- (b) その物質は、クラス1の判定基準に適合するか又は感染性物質もしくは放射性物質であるとは考えられないこと；
- (c) その物質が自己反応性物質又は有機過酸化物質である場合には、それぞれ2.4.2.3.2.4 (b)又は2.5.3.2.5.1に適合すること；
- (d) そのサンプルは、一輸送物あたりの総質量が2.5kg以下の組合せ容器により輸送すること；及び
- (e) そのサンプルは、他の品物と一緒に包装しないこと。

2.0.4.3 試験目的のための高エネルギーサンプル

2.0.4.3.1 試験方法及び判定基準のマニュアル付録6（スクリーニング手順）の表A6.1及び又はA6.3にある官能基をもつ有機物質のサンプルは次を条件に、区分4.1が適用可能な場合、UN 3224（自己反応性固体タイプC）又はUN 3223（自己反応性液体タイプC）として輸送することができる；

- (a) サンプルは以下のどれも含まないこと：
 - (i) 既知の爆発物である；
 - (ii) 試験で爆発性を示す物質；
 - (iii) 実用的爆発物又は火工品効果を生じることを意図して作成された化合物；
 - (iv) 意図的な爆発の合成前駆体からなる化合物；
- (b) 有機材料を含んだ区分5.1の無機酸化性物質の混合物、複合体又は塩に関して、無機酸化性物質の濃度が：
 - (i) 重量で15%未満、容器等級がI（高い危険性）又はII（中程度の危険性）の場合；
 - (ii) 重量で30%未満、容器等級がIII（低い危険性）の場合；

- (c) 入手可能なデータがさらに正確な分類を許容しない；
- (d) サンプルが他のものと一緒に梱包されない；
- (e) サンプルは適切に4.1.4.1包装要件P520及び特別包装規定PP94又はPP95にしたがって包装されている。

2.0.5 危険物を含有する他に品名が明示されていない物品への物品の分類

注記： 正式輸送品名をもたない物品及び危険物リストの第7a欄に記載される許容限界質量以内の危険物を含む物品に関しては、UN No.3363及び第3.3章特別規定301を参照のこと。

2.0.5.1 危険物を含む物品は、特段の規則により含有する危険物に適用される正式品名、またはこの節にしたがって分類される。この節での「物品」は、複数の危険物（又はそれらの残渣）を含んだ機械、器具又は他の装置をいう。これら危険物は、物品の不可欠な要素で、それが機能するためには必要であり、輸送目的では除去できないものである。内装容器は物品としてはならない。

2.0.5.2 そのような物品はさらにバッテリーも含むであろう。物品に必要な不可欠なリチウムバッテリーは、これらの規則で他に明記されている場合を除いて（例えば、リチウムバッテリーを含む生産開始前のプロトタイプ又は生産数100以下の少量生産品）、試験方法及び判定基準のマニュアル第III部、38.3の試験要求事項を満たしているタイプでなければならない。

2.0.5.3 この節は正式輸送品名がすでに第3.2章の危険物リストにある物品には適用しない。

2.0.5.4 この節は物品に含まれるクラス1、区分6.2、クラス7及び放射性物質には適用しない。しかしながら2.1.3.6.4にしたがってクラス1から除外された爆発物には、この節を適用する。

2.0.5.5 危険物を含む物品には、適用可能な場合、物品に含まれる危険物のそれぞれに対して2.0.3.3における危険性の優先順位を用いて、適当なクラス又は区分を割当てなければならない。もし物品にクラス9に分類される危険物が含まれていたら、物品内にある全ての他の危険物はさらに高い危険性を示すと考えなければならない。

2.0.5.6 副次危険性は物品内に含まれる他の危険物により引き起こされる主な危険性を代表するものとする。物品の危険物が1種類だけ存在する場合には、もしあれば、副次危険性は危険物リストの第4欄に記載された危険性とする。もし、物品の危険物が複数の種類を含み、かつこれらが輸送中にそれぞれ互いに危険なまでに反応することがある場合には、それぞれの危険物は別々に密閉されなければならない（4.1.1.6参照）。

第2.1章

クラス1－火薬類

一般的注記

注記 1： クラス1は制限されたクラスであり、第3.2章の危険物リストに掲げられた爆発性の物質及び物品のみの輸送が認められる。しかしながら、所管官庁は、特別条件の下で特別な目的のために爆発性の物質及び物品の輸送を相互承認により認可する権利を保留する。従って、危険物リストのエントリーには、「爆発性物質、他に品名が明示されていないもの」及び「その他の火工品」が含まれている。これらのエントリーは、他の取扱い方法がない場合に限って用いるべきことを意図している。

注記 2： 「爆破薬タイプA」のような包括品名エントリーは、新物質を輸送する場合に用いられる。この要件の策定に際しては、軍用の弾薬及び爆発物が、民間運送人により輸送される可能性の範囲が考慮された。

注記 3： クラス1の幾つかの物質及び物品は、付録Bに説明されている。これらの内容は、用語がよく知られていないか又は用語の使用が規定の目的により異なるかもしれないので提供されている。

注記 4： クラス1は、容器包装のタイプがしばしば危険性の決定に、そしてそれが個々の区分の割当に影響を持つ特徴がある。正確な区分は、本章に規定される分類手順により決定される。

2.1.1 定義及び一般規定

2.1.1.1 クラス1とは、次のものをいう：

- (a) 爆発性物質（その物質自体は爆発性を有しないが、ガス、蒸気又は粉塵の爆発性雰囲気を生成する物質はクラス1とはならない）、ただし、輸送するには危険すぎるもの又は主たる危険性が他のクラスに該当するものを除く；
- (b) 爆発性物品、ただし、輸送中の偶発的な点火又は点爆によりその装置外に噴射、火炎、煙、熱又は高音を発生するほどの量又は性質の爆発性物質を内蔵しない装置を除く（2.1.3.6参照）；及び
- (c) 上記(a)及び(b)以外の物質及び物品であって、実用的爆発物又は火工品効果を生じさせる目的で製造されるもの。

2.1.1.2 爆発性物質であって極めて感度が鋭敏なもの又は自然反応により不安定になるものは輸送が禁止される。

2.1.1.3 定義

本規則においては、次の定義を適用する：

- (a) 爆発性物質とは、その物質自体の化学反応により高温、高圧及び高速のガスを発生し、周辺に損害を及ぼす固体又は液体の物質（又は物質の混合物）をいい、火工物質は、ガスを発生しないものでもこれに含まれる；
- (b) 火工物質とは、非爆轟性で自己持続性の発熱化学反応により熱、光、音、ガスもしくは煙又はこれらの組合せ効果を発生させるように作られた物質又は物質の混合物をいう；

- (c) 爆発性物品とは、一つ以上の爆発性物質を含有する物品をいう；
- (d) 鈍性化 (Phlegmatized) とは、取り扱い時や輸送時の火薬の安全性を増すために、特定の物質（又は鈍感剤）を爆発物に加えることをいう。鈍感剤は加熱、衝撃、打撃、振動或いは摩擦に対して爆発物を無反応もしくは鈍感にする。典型的な鈍感剤としては蜜蝋、紙、水、樹脂（例えばクロロフロロ重合体）、アルコール及び油（例えばワセリンやパラフィン）があるが、それに限らない。

2.1.1.4 区 分

クラス1は、次の6つの区分に分けられる。

- (a) 区分1.1： 大量爆発の危険を有する物質及び物品（大量爆発とは、ほぼ瞬時にほとんど全ての貨物に影響を及ぼすような爆発をいう）；
- (b) 区分1.2： 大量爆発の危険はないが、飛散危険を有する物質及び物品；
- (c) 区分1.3： 大量爆発の危険性はないが、火災危険及び弱い爆風危険もしくは飛散危険又はこれら双方の危険性を有する物質及び物品。

この区分には、次のものが含まれる：

- (i) 大量の放射熱を放出するもの；
 - (ii) 弱い爆風効果もしくは飛散効果又はその双方の効果が発生しながら、次々に燃焼するもの；
- (d) 区分1.4： 顕著な危険性を有しない物質及び物品。

この区分の物質及び物品は、輸送中に点火又は点爆が起こった場合でも小さな危険性しか生じない。その影響は、ほとんど輸送物内に限られ、ある程度以上の大きさ及び飛散距離をもつ破片の飛散はない。外部火災により、輸送物のほとんどの内容物がほぼ瞬時に爆発を起こさないものでなければならない；

注記： この区分の物質又は物品であって、輸送物内で偶発的に発火しても外部火災により輸送物が損なわれない限りその現象は輸送物内に限られ、外部火災により輸送物が損なわれても爆風や飛散が輸送物周辺の消火活動その他非常処置を妨げないように包装又は設計されたものは、隔離区分 S とする。

- (e) 区分1.5： 大量爆発の危険性を有するが、非常に鈍感な物質

この区分の物質は、大量爆発の危険を有するが、非常に鈍感で通常の輸送状態では点火若しくは点爆又は燃焼から爆轟への転移の可能性が非常に小さいものである。

注記： 燃焼から爆轟への転移の可能性は、大量の船舶輸送の場合に増大する。

- (f) 区分1.6： 大量爆発の危険を有せず、極めて鈍感な物品

この区分は、極めて鈍感な物質を主として含有し、偶発的な点爆又は伝播の可能性をほとんど無視できる物品からなる。

注記： 区分1.6の物品の危険性は、単一の物品の爆発に限定される。

2.1.1.5 爆発性状を有するか又は有するおそれのある全ての物質又は物品は、2.1.3の分類手順に従って、一義的にはクラス1になると考えなければならない。次の品物は、クラス1には分類されない。

- (a) 特別に承認された場合を除き、極めて鋭敏な爆発性物質の輸送は禁止される。
- (b) このクラスの定義によりクラス1から特別に除外される爆発性の物質及び物品の範囲に入る物質又は物品。
- (c) 爆発性状を有しない物質又は物品。

2.1.2 隔離区分

2.1.2.1 クラス1の製品は、その有する危険性の種類により6つの区分の一つが割当てられ(2.1.1.4参照)、更に、混載可能と考えられる爆発性の物質及び物品の種類を特定する13の隔離区分の一つに分けられる。表2.1.2.1.1及び表2.1.2.1.2は、隔離区分、各隔離区分に関連すると考えられる区分及び分類コードの体系を示している。

2.1.2.1.1 分類コード

分類される物質又は物品	隔離区分	分類コード
起爆薬	A	1.1 A
起爆薬を内蔵する物品で、2個以上の安全装置を有しないもの。雷管、起爆装置及び火管雷管のような若干の物品は、起爆薬を内蔵しない場合も含まれる	B	1.1 B 1.2 B 1.4 B
発射薬・推進薬もしくはその他の爆燃性の爆発性物質又はそのような爆発性物質を内蔵する物品	C	1.1 C 1.2 C 1.3 C 1.4 C
起爆薬以外の爆薬もしくは黒色火薬又は起爆薬以外の爆薬を内蔵する物品であって、いずれも点火・点爆装置及び発射薬・推進薬を有しないもの、又は起爆薬を内蔵する物品で2個以上の安全装置を有するもの	D	1.1 D 1.2 D 1.4 D 1.5 D
起爆薬以外の爆薬を内蔵する物品であって、点火・点爆装置を有しないが、発射薬・推進薬（引火性の液体もしくはゲル又は自動点火性液体を内蔵するものを除く）を有するもの	E	1.1 E 1.2 E 1.4 E
起爆薬以外の爆薬を内蔵する物品で、発射薬・推進薬（引火性の液体もしくはゲル又は自動点火性液体を内蔵するものを除く）の有無は問わないが点火・点爆装置を有するもの	F	1.1 F 1.2 F 1.3 F 1.4 F
火工物質、火工物質を内蔵する物品又は爆発性物質及び照明剤、焼夷剤、催涙剤もしくは発煙剤を内蔵する物品（水作動物品、黄燐、燐化物、自然発火性物質、引火性の液体もしくはゲル又は自動点火性液体を内蔵するものを除く）	G	1.1 G 1.2 G 1.3 G 1.4 G
爆発性物質及び黄燐を内蔵する物品	H	1.2 H 1.3 H
爆発性物質及び引火性の液体又はゲルを内蔵する物品	J	1.1 J 1.2 J 1.3 J
爆発性物質及び毒性化学薬剤を内蔵する物品	K	1.2 K 1.3 K
爆発性物質及びある特別な危険性（例えば、水中作動、自動点火性液体、燐化物又は自然発火性物質の存在による危険性）を有し、同一の隔離区分であっても種類相互に隔離が必要なもの（7.1.3.1.5参照）を内蔵する爆発性の物質又は物品	L	1.1 L 1.2 L 1.3 L
極めて鈍感な物質を主に内蔵する物品	N	1.6 N
火災による輸送物の損傷がある場合を除き、偶発的な作動による危険な影響が輸送物内部のみに限定され、火災による輸送物の損傷がある場合でも総ての爆風又は飛散物の影響が近接する消火その他の非常措置作業を妨げないように包装又は設計された物質又は物品	S	1.4 S

注記 1: 隔離区分DとEの物品は、それぞれ独自の点火手段が不慮の動作を起こしても爆発を生じないための二つ以上の効果的な爆発防止策が講じられている限り、各々の点火手段を装着するか又は同梱することができる。そのような物品や輸送物は隔離区分D又はEに割当てられなければならない。

注記 2: 隔離区分DとEの物品は、二つ以上の効果的な爆発防止策が講じられていない場合でも、独自の点火手段が不慮の動作を起こしても通常の輸送状況下では爆発が生じないとその国の所管官庁が判断する場合は、各々の点火手段と同梱することができる。そのような輸送物は隔離区分D又はEに割当てられなければならない。

2.1.2.1.2 火薬類の分類体系、区分と隔離区分との組合せ

隔離区分														
区分	A	B	C	D	E	F	G	H	J	K	L	N	S	A-S Σ
1.1	1.1A	1.1B	1.1C	1.1D	1.1E	1.1F	1.1G		1.1J		1.1L			9
1.2		1.2B	1.2C	1.2D	1.2E	1.2F	1.2G	1.2H	1.2J	1.2K	1.2L			10
1.3			1.3C			1.3F	1.3G	1.3H	1.3J	1.3K	1.3L			7
1.4		1.4B	1.4C	1.4D	1.4E	1.4F	1.4G						1.4S	7
1.5				1.5D										1
1.6												1.6N		1
1.1-1.6 Σ	1	3	4	4	3	4	4	2	3	2	3	1	1	35

2.1.2.2 2.1.2.1.1の隔離区分の定義は、隔離区分Sとされた物質又は物品を除いて、相互に独立させるようになっている。隔離区分Sの判定基準は経験的なものであるところから、この隔離区分を割当てるには区分1.4とするための試験との組合せが必要である。

2.1.3 分類手順

2.1.3.1 通則

2.1.3.1.1 爆発性を有するか又は有するおそれのある物質又は物品は、クラス1となると考えなければならない。クラス1に分類された物質又は物品は、該当する区分及び隔離区分が割当てられなければならない。

2.1.3.1.2 第3.2章の危険物リストに正式輸送品名が明示されている物質を除き、本節に規定された分類手順に基づき分類されるまでは、その物質をクラス1として輸送の委託をしてはならない。更に、分類手順は、新製品を輸送委託する前に実施しなければならない。これに関して、新製品は、所管官庁の見解により次のいずれかの一つとなる。

- (a) 新しい爆発性物質又は既に分類された他の爆発性物質の結合物もしくは混合物と著しく異なる爆発性物質の結合物もしくは混合物；
- (b) 新しい設計の物品又は新しい爆発性物質もしくは新しい爆発性物質の結合物もしくは混合物を内蔵する物品；
- (c) 新しい種類の内装容器を含む爆発性物質または物品の新しい設計の輸送物；

注記： 内装容器又は外装容器の比較的小さな変更が重大であり、小さな危険性が大量爆発危険に変わることが認識されなければ、その重要性は見過ごされるであろう。

2.1.3.1.3 製造者又は製品の分類を申請する者は、製品に含まれる全ての爆発性物質の名称及び性状に関する適切な情報及び実施した全ての関連試験の結果を提供しなければならない。新しい物品内の全ての爆発性物質は、適切に試験され承認されたとみなされる。

2.1.3.1.4 一連の試験に関する報告書は、所管官庁の要件に基づいて作成されなければならない。報告書には、次の情報が含まれなければならない。

- (a) 物質の成分又は物品の構造；
- (b) 単位試験あたりの物質の量又は物品の個数；
- (c) 容器包装の種類及び構造；
- (d) 試験装置、特にその使用する起爆又は点火装置の性質、数量及び配置を含む；
- (e) 試験経過、特に物質又は物品が最初に顕著な反応を起こすまでの経過時間及び特徴並びに反応終了の予測を含む；
- (f) 近接周辺（試験場所から25m以内の場所）に対する反応の影響；
- (g) より離れた周辺（試験場所から25mを超える場所）に対する反応の影響；
- (h) 試験中の大気条件。

2.1.3.1.5 物質もしくは物品又はその容器包装の性能が低下した場合及びその低下が試験項目の内容に影響を及ぼす場合には、分類の検証を実施しなければならない。

2.1.3.2 手順

2.1.3.2.1 図2.1.1は、クラス1に含まれると考えられる物質又は物品を分類するための一般的な図式を示している。この評価は二段階に分かれる。第一段階として、物質又は物品の爆発の潜在力が確認され、化学的及び物理的の双方からその安定性並びに鋭敏性が許容されることを示さなければならない。所管官庁による統一の評価を容易にするため、適切な試験のデータが、試験方法及び判定基準のマニュアル第I部、図10.2のフローチャートの該当する試験判定基準に基づいて、系統的に分析されることが推奨される。物質又は物品がクラス1とされる場合は、同マニュアルの図10.3フローチャートにより正しい区分に割当てするために第二段階へ進むことが必要である。

2.1.3.2.2 分類への受入れ試験及びクラス1における正しい区分の決定のためのその後の試験は、試験方法及び判定基準のマニュアル第I部に示すように便宜上、七つのシリーズに分けられている。これらシリーズの番号は、試験の実施順序よりも、むしろ試験結果の評価の順序に関係している。

2.1.3.2.3 物質又は物品の分類手順スキーム

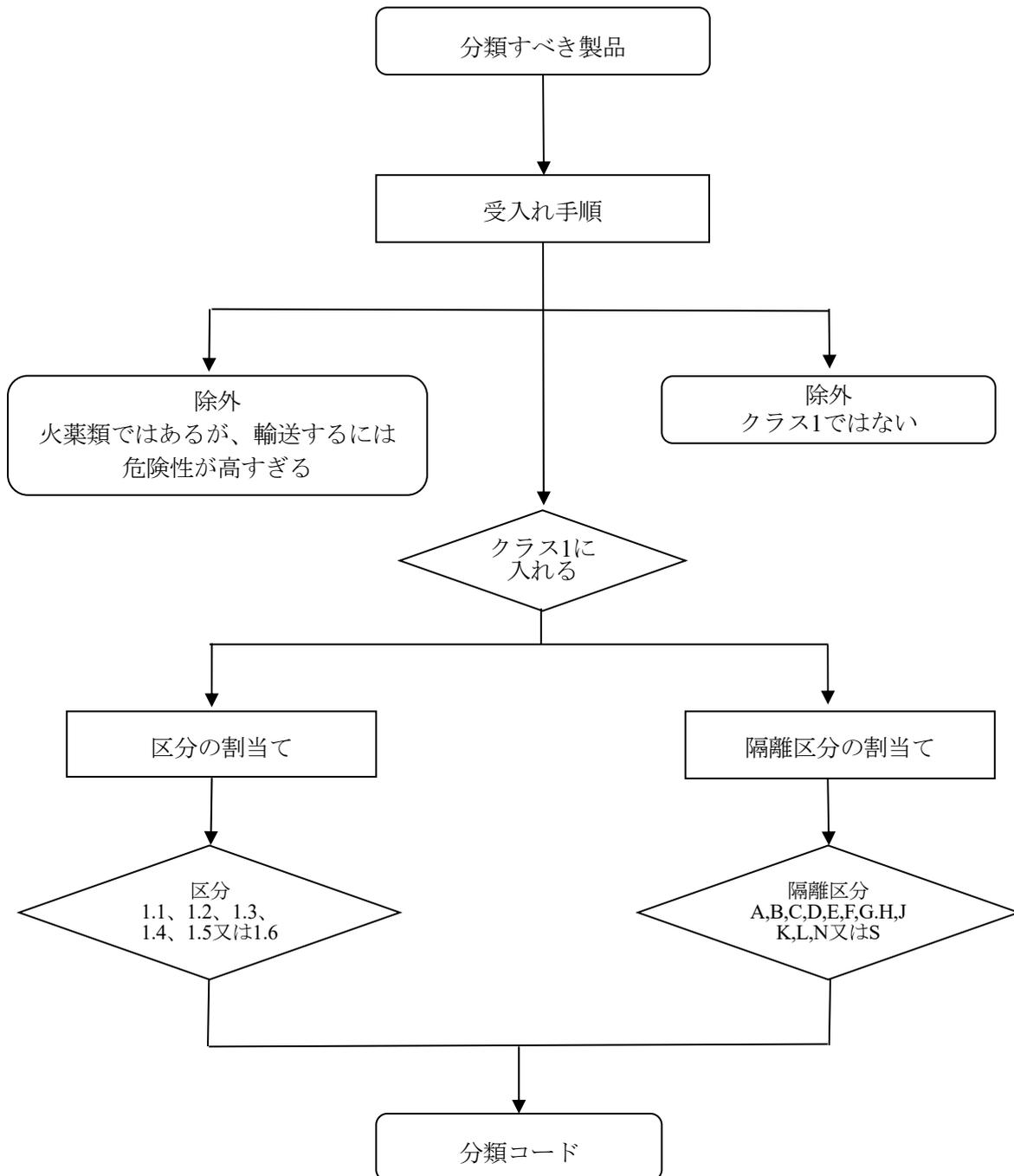
注記 1： それぞれの試験の種類に対する最終的な試験方法を定める所管官庁は、該当する試験判定基準を明示しなければならない。試験判定基準に関する国際的合意がある場合には、その詳細は、上記七つの試験シリーズで参照した出版物に示されている。

注記 2： 評価のスキームは、包装された物質又は物品並びに物品についてのみ策定されている。貨物コンテナ、道路車両又は鉄道貨車による輸送は、物質の量（個別収納量）及び種類並びに物質用コンテナを考慮した

特別の試験が必要とされることがある。このような試験は、所管官庁が定めることができる。

注記 3： 試験のどのスキームにも境界的な場合が存在するので、最終決定を下す機関が必要である。このような決定は、国際的同意が得られないかもしれないのでこれを決定した国内のみで有効である。国連危険物輸送専門家委員会は、境界的な場合の判定について討議する場を準備する。分類についての国際的同意が必要な場合には、所管官庁は採用したあらゆる変更の内容を含む試験の全ての詳細を専門家委員会へ提出しなければならない。

図2.1.1： 物質又は物品の分類手順スキーム



2.1.3.3 受入れ手順

2.1.3.3.1 予備試験及び試験シリーズ1から4までの試験結果は、製品がクラス1として受入れられるか否かを決定するために用いられる。物質が実用爆発物又は火工品効果を生じさせる目的で製造された場合は、試験シリーズ1及び2の実施は不要である。試験シリーズ3及び/又は4の試験により除外された物品、包装された物品又は包装された物質は、物品又は容器包装が受入れられるように設計し直すことが実際的である。

注記： ある種の装置は、輸送中において偶発的に作動する場合がある。このような事故が極めて稀であること又はその結果が重大でないことを立証するために、理論的解析、試験データ又はその他の安全の根拠を準備しなければならない。この評価は、予定輸送モード、静電気、関連する全ての周波数における電磁放射線（最大強度 100Wm^{-2} ）、不利な気象条件並びに爆発性物質と接触するおそれのある接着剤、塗料及び包装材料との適合性を考慮しなければならない。起爆薬を内蔵する全ての物品は、輸送中の偶発的作動の危険性及び結果の重大性を評価しなければならない。信管類の信頼性は、独立した安全装置の個数を考慮して評価しなければならない。全ての物品及び包装された物質は、熟練した手法（例えば、爆発性物質の気泡又は薄膜の形成のおそれのないこと及び硬い表面の間における爆発性物質の摩擦又は挟み込み）により設計されたことを確認するための評価を受けるべきである。

2.1.3.4 区分の割当て

2.1.3.4.1 区分の評価は、通常、試験の結果に基づいて行われる。物質又は物品は、輸送に供される物質又は物品に課せられる試験結果にしたがって区分が割当てられる。他の試験結果及び過去に発生した事故から得られたデータも考慮することができる。

2.1.3.4.2 試験シリーズ5、6及び7は、区分の決定に用いる。試験シリーズ5は、物質が区分1.5に割当てられるかどうかを決定するのに用いる。試験シリーズ6は、物質又は物品の区分1.1、1.2、1.3及び1.4への割当てに用いる。試験シリーズ7は物品の区分1.6への割当てに用いる。

2.1.3.4.3 隔離区分Sについては、類推による分類が比較可能な物品の試験結果の利用ができる場合には、所管官庁により試験を省略することができる。

2.1.3.5 煙火の区分の割当て

2.1.3.5.1 煙火は、通常試験シリーズ6から得られる試験データに基づいて区分1.1、1.2、1.3及び1.4を割当てられる。しかしながら：

- (a) 閃光組成物（2.1.3.5.5注記2を参照）を含む「滝」は、試験シリーズ6の結果にかかわらず1.1Gに分類されなければならない；
- (b) 煙火の範囲は非常に広く、かつ、利用できる試験施設が限られているので、区分の割当ては2.1.3.5.2の手順に従って行うことができる。

2.1.3.5.2 国連番号 0333、0334、0335及び0336の煙火並びに2.1.3.5.5の無試験煙火分類表に規定された物品の定義及び1.4Gの仕様に該当する演出効果に使用される物品の国連番号0431への割当ては、試験シリーズ6の試験が必要な場合を除き、2.1.3.5.5の無試験煙火分類表に従って類推により行うことができる。この割当て手法は、所管官庁の承認を得て行わなければならない。同表に明示されていないものは、試験シリーズ6から得られる試験データに基づいて分類しなければならない。

注記 1： 2.1.3.5.5の表の第1欄への他の種類の煙火の追加は、全ての試験データを検討のために国連危険物輸送小委員会に提出することによってのみ行うことができる。

注記 2： 2.1.3.5.5の表の第4欄に掲げる煙火への第5欄の区分の割当が有効であるか又は矛盾しているかについての所管官庁からの試験データは、国連危険物輸送小委員会に提出しなければならない。

2.1.3.5.3 二つ以上の区分の煙火を同一輸送物に収納する場合には、それらは試験シリーズ6から得られる試験データが他の区分を示す場合を除き、最も高い区分により分類しなければならない。

2.1.3.5.4 2.1.3.5.5の表に示す分類は、物品がファイバ板箱(4G)に収納された場合に限り適用する。

2.1.3.5.5 無試験煙火分類表¹

注記 1： 本表の百分率は、他に規定する場合を除き、全ての煙火物質（例えば、ロケット推進薬、揚薬、割薬や効果薬）の薬量に対するものである。

注記 2： 本表の“閃光組成物”とは、粉状の火工物質又は「滝」で使用される花火の構成単位、あるいは聴覚的な効果をもたらす又は炸薬としての使用、又は揚薬をいう。ただし以下の場合を除く。

- (a) 試験方法及び判定基準のマニュアル付録 7のHSL Flash Composition Testにおいて、火工物質の薬量が0.5gで規定圧力での立ち上がりが6 ms超である；又は
- (b) 試験方法及び判定基準のマニュアル付録 7のUS Flash Composition Testにおいて、火工物質の結果が陰性「-」である。

注記 3： mm（ミリメートル）による寸法は、以下のとおりである：

- (a) 球状煙火玉又は重ね玉にあつては、煙火玉の球の直径；
- (b) 円筒状煙火玉にあつては、煙火玉の長さ；
- (c) 筒入り煙火玉、乱玉、単発打揚げ又はマインにあつては、花火を構成又は内蔵する筒の内径；
- (d) 袋入りマイン又は筒状マインにあつては、マインを内蔵する筒の内径。

¹ 本表は、試験シリーズ6の結果がない場合に用いることができる煙火分類表である（2.1.3.5.2参照）

種類	該当する名称/別名	定義	仕様	分類
煙火玉、球状煙火玉又は円筒状煙火玉	球状煙火玉、打揚煙火玉、煙もの、色もの、水中煙火玉、吊もの、雷、号砲、音もの、	揚薬の有無にかかわらず、親ミチ及び割薬、煙火部品又はばらの煙火物質で構成され、打揚筒から打揚るように設計されたもの	全ての雷	1.1G
			180 mm 以上の煙火玉	1.1G
			180 mm 未満の煙火玉（ばらの粉薬及び/又は音効果としての閃光組成物が 25% を超えるもの）	1.1G
			180 mm 未満の煙火玉（ばらの粉薬及び/又は音効果としての閃光組成物が 25% 以下のもの）	1.3G
			50 mm 以下の煙火玉、又は煙火組成物が 60g 以下であってばらの粉薬及び/若しくは音効果としての閃光組成物が 2% 以下の煙火玉	1.4G
	重ね玉	二つ以上の球状煙火玉が包まれ、別の外部親ミチを有し、同じ揚薬により打揚げられるもの	最も危険な球状煙火玉の分類とする	
	玉入り打揚筒、筒入りの煙火玉	球状又は円筒状の煙火玉が打揚筒内に組み込まれたもの。	全ての雷	1.1G
			180 mm 以上の煙火玉	1.1G
			煙火玉（ばらの粉薬及び/又は音効果としての閃光組成物が 25% を超えるもの）	1.1G
			50 mm を超え 180 mm 未満の煙火玉	1.2G
50 mm 以下の煙火玉、又は煙火物質が 60g 以下であってばらの粉薬及び/若しくは音効果としての閃光組成物が 25% 以下の煙火玉			1.3G	

種類	該当する名称/別名	定義	仕様	分類
煙火玉、球状煙火玉又は円筒状煙火玉 (続き)	二重構造煙火玉(球形のもの) (二重構造煙火玉の百分率は煙火玉の総質量に対するものである)	親ミチ及び割薬付きで、雷粒及び不活性物を内蔵し、打揚筒から打揚げられるように設計された煙火玉（揚薬付でないもの）	120 mmを超えるもの	1.1G
		親ミチ及び割薬付きで、1 雷粒当たりの閃光組成物が 25g 以下、かつ、33%以下の閃光組成物及び 60%以上の不活性物を内蔵し、打揚筒から打揚げられるように設計された煙火玉（揚薬付でないもの）	120 mm 以下のもの	1.3G
		親ミチ及び割薬付きで、小割及び煙火部品を内蔵し、打揚筒から打揚げられるように設計された煙火玉（揚薬付でないもの）	300 mm を超えるもの	1.1G
		親ミチ及び割薬付きで、70mm 以下の小割並びに/又は 25%以下の閃光組成物及び 60%以下の煙火物質を内蔵し、打揚筒から打揚げられるように設計された煙火玉（揚薬付でないもの）	200 mm を超え 300 mm 以下のもの	1.3G
		親ミチ及び割薬付きで、70mm 以下の小割並びに/又は 25%以下の閃光組成物及び 60%以下の煙火物質を内蔵し、打揚筒から打揚げられるように設計された煙火玉（揚薬付のもの）	200 mm以下のもの	1.3G
組合せ煙火/バッテリー	連発、箱もの	本表に掲げられた煙火と同一種類のもの又はそれぞれが本表に掲げられた煙火と同一種類のものを複数内蔵する組合せ品であって、二つ以下の点火位置があるもの	最も危険な煙火の種類の分類とする	

種類	該当する名称/別名	定義	仕様	分類
乱玉	乱玉	発射薬、煙火物質及び伝火導火線を交互に詰めた筒もの	閃光組成物を内蔵する筒の内径が50 mm以上のもの、又は25%未満の閃光組成物を内蔵する筒の内径が50 mm未満のもの	1.1G
			筒の内径が50 mm以上であって、閃光組成物を内蔵しないもの	1.2G
			筒の内径が50 mm未満、かつ、閃光組成物が25%以下のもの	1.3G
			筒の内径が30mm以下であって、各煙火部品が25g以下、かつ、閃光組成物が5%以下のもの	1.4G
単発打揚げ	単発の乱玉、小さな玉入り打揚げ花火筒	伝火導火線の有無にかかわらず、煙火物質及び発射薬を含む煙火部品を内蔵する筒	筒の内径が30mm以下であって、各煙火部品が25gを超えるもの又は閃光組成物が5%を超え25g以下のもの	1.3G
			筒の内径が30mm以下であって、各煙火部品が25g以下、かつ、閃光組成物が5%以下のもの	1.4G
ロケット	雪崩発生用ロケット、笛ロケット、ボトルロケット	煙火物質及び/または煙火部品を内蔵し、飛行の安定のための棒その他の装置を備え、空中飛行するように設計された筒	雷効果のみのもの	1.1G
			閃光物質が煙火組成物の25%を超えるもの	1.1G
			煙火物質が20gを超え、かつ、閃光組成物が25%以下のもの	1.3G
			煙火物質(割薬が黒色火薬のもの)が20g以下であって、雷1個あたりの閃光組成物が0.13g以下、かつ、総量が1g以下のもの。	1.4G
マイン	地上マイン、袋入りマイン、単発の流星もの	揚薬及び煙火部品を内蔵し、地上に置く又は固定するように設計された筒。主たる効果は、一回の爆発で全ての煙火部品を空中に広く分散させ視覚的及び/又は聴覚的な効果をもたらすもの：又は発射薬及び煙火部品を内蔵する布製若しくは紙製の袋又は筒であって、打揚筒に入れ、かつ、マインとして機能するよう設計されたもの。	ばら粉薬及び/又は雷効果としての閃光組成物が25%を超えるもの	1.1G
			180mm以上、かつ、ばら粉薬及び/又は雷効果としての閃光組成物が25%以下のもの	1.1G
			180mm未満、かつ、ばら粉薬及び/又は雷効果としての閃光組成物が25%以下のもの	1.3G
			煙火物質(ばら粉薬及び/又は雷効果としての閃光組成物は5%以下)が150g以下のもの。各煙火部品は2g未満(笛薬にあっては3g以下)のもの	1.4G

種類	該当する名称/別名	定義	仕様	分類
噴水	噴火山、ジャープ、ランス、ベンガル火、円筒型噴水、円錐型噴水、照明トーチ	<p>圧縮成型又は固形化された火花及び火花を生じる煙火物質を内蔵する非金属製のケース</p> <p>注: 噴水であっても、火花が垂直方向に流れるか又はカーテン状になるように意図されているものは滝とみなされる(下行を参照のこと)。</p>	煙火物質が1 kg 以上のもの	1.3G
			煙火物質が1 kg 未満のもの	1.4G
滝	カスケード、シャワー	火花が垂直方向に流れるか又はカーテン状になるように意図された噴水	試験シリーズ6の結果にかかわらず、閃光組成物を含むもの (2.1.3.5.1 (a)参照)	1.1G
			閃光組成物を含まない	1.3G
スパークラー	手持ちスパークラー、ワイヤースパークラー	点火薬の有無にかかわらず、緩燃性の煙火物質を内蔵し、一端が部分的に塗布された硬質針金	過塩素酸塩系スパークラー：1個あたり5gを超えるもの又は1個装あたり10個を超えるもの	1.3G
			過塩素酸塩系スパークラー：1個あたり5g以下のもの又は1個装あたり10個以下のもの 硝酸塩系スパークラー：1個あたり30g以下のもの	1.4G
ベンガルステック	浸漬棒	緩燃性の煙火物質を内蔵し、一端が部分的に塗布された木、竹などの棒であって、手に持つように設計されたもの	過塩素酸塩系スパークラー：1個あたり5gを超えるもの又は1個装あたり10個を超えるもの	1.3G
			過塩素酸塩系スパークラー：1個あたり5g以下のもの又は1個装あたり10個以下のもの 硝酸塩系スパークラー：1個あたり30g以下のもの	1.4G
低危険性煙火及びノベルティ	テーブルボンブ、クラッカーボール、煙幕、ヘビ玉、引き玉、パーティポッパー	少量の煙火組成物及び/又は爆薬組成物を内蔵し、極めて限定的な視覚的及び/又は聴覚的な効果をもたらすように設計されたもの	クラッカーボール及び引き玉にあつては1.6mg以下の雷酸銀を、引き玉及びパーティポッパーにあつては16mg以下の塩素酸塩/赤燐混合物を、それぞれ内蔵することができる；その他の物品にあつては5g以下の煙火物質（閃光組成物を除く）を内蔵することができる	1.4G
回転もの	空中回転もの、ヘリコプター、地上回転もの	発音薬及び/又は回転翼の有無にかかわらず、ガス又は火花を発生する煙火物質を内蔵する非金属製筒	1個あたりの煙火物質（雷効果としての閃光組成物は3%以下又は笛音組成物が5g以下）が20gを超えるもの	1.3G
			1個あたりの煙火物質（雷効果としての閃光組成物は3%以下、あるいは笛音組成物が5g以下）が20g以下のもの	1.4G

種類	該当する名称/別名	定義	仕様	分類
固定式回転もの	輪転花火、サキソン	煙火物質を内蔵する回転体の集合体であって、それが回転できるように支持装置がつけられている	煙火物質（雷効果がなく、笛付きの場合の笛音組成物は、笛1個あたり25g以下、かつ、1回転体あたり50g以下）の総量が1kg以上のもの	1.3G
			煙火物質（雷効果がなく、笛付きの場合の笛音組成物は、笛1個あたり5g以下、かつ、1回転体あたり10g以下）の総量が1kg未満のもの	1.4G
空中回転もの	空飛ぶサキソン、UFO	推進薬並びに火花、炎及び/又は音を発する煙火物質を内蔵する筒であって、筒は支持リングに固定されている	煙火物質が総量で200gを超えるもの又は煙火物質が1回転体あたり60gを超えるもの（雷効果として閃光組成物は3%以下、笛付きの場合の笛音組成物は、笛1個あたり25g以下、かつ、1回転体あたり50g以下）	1.3G
			煙火物質が総量で200g以下であり、かつ、煙火物質が1回転体あたり60g以下のもの（雷効果として閃光組成物は3%以下、笛付きの場合の笛音組成物は、笛1個あたり5g以下、かつ、1回転体あたり10g以下）	1.4G
セットもの	装飾用セットもの、庭用セット箱、室内用セットもの、詰合せセットもの	本表に掲げられた煙火の種類と同一種類ものを複数種類内蔵する個装	最も危険な煙火の種類区分とする	
爆竹	祝砲、吊り下げクラッカー	導火線を接続し、発音効果を生じる筒（紙製又はファイバ板紙製）を組み合わせたもの	各筒は140mg以下の閃光組成物又は1g以下の黒色火薬を内蔵するもの	1.4G
バンガー	サリュート、閃光バンガー、レディクラッカー	発音効果を生じる雷組成物を内蔵する非金属製筒	閃光組成物が1個あたり2gを超えるのもの	1.1G
			閃光組成物が1個あたり2g以下、かつ、1内装容器あたり10g以下のもの	1.3G
			閃光組成物が1個あたり1g以下、かつ、1内装容器あたり10g以下のもの又は黒色火薬が1個あたり10g以下のもの	1.4G

2.1.3.6 クラス1からの適用除外

2.1.3.6.1 所管官庁は試験結果及びクラス1の定義により、物品又は物質をクラス1の適用から除外することができる。

2.1.3.6.2 暫定的にクラス1とされた物質が特定の種類及び輸送物での試験シリーズ6の試験によりクラス1から除外された場合に、他のクラス又は区分の分類基準又は定義に合致したこの物質は、試験された輸送物の種類及び寸法を限定する特別規定を付して、第3.2章の危険物リストに加えなければならない。

2.1.3.6.3 クラス1とされる物質であって、試験シリーズ6の試験によりクラス1から除外されるべき希釈物質（以下、鈍性化爆発物という）は、クラス1から除外される最高濃度（2.3.1.4及び2.4.2.4.1参照）及び適用できる場合は本規則の適用除外となると考えられる濃度の上限を含めて、第3.2章の危険物リストに加えなければならない。本規則が適用される新しい固体鈍性化爆発物は区分4.1に、新しい液体鈍性化爆発物はクラス3にそれぞれ加えなければならない。鈍性化爆発物が他のクラスや区分に関する分類基準又は定義を満たす場合には、該当する副次危険性を割当てなければならない。

2.1.3.6.4 それぞれ独自の起爆又は点火手段、或いは設計手順どおりの外部手段によって起動させられた三つの未開封の物品が以下の判定基準を満たす場合、その物品はクラス1から除外される：

- (a) いかなる表面の温度も65°Cを超えない。瞬間的な温度上昇であれば200°Cまでは許容する；
- (b) 外部ケースの破裂や分裂がなく、物品又はそこから脱落した部品がどの方向にも1 m以上の距離を移動しない；

注記： 物品の完全性が外部火炎によって影響を受ける場合は、火災試験によってこの判定基準を検証しなければならない。そのような方法の一つが、加熱速度80K/minを用いたISO14451-2に記載されている。

- (c) 1 m離れた距離での騒音が最大135 dB(C)以下で；
- (d) 例えば物品と接触した $80 \pm 10 \text{ g/m}^2$ の面密度を持つ紙を点火できる程の火花又は火炎が発生せず；そして
- (e) 適切な破裂板が備わった一辺1 mの立方体の箱の中で試験をしたとき、箱の向かい側の内壁の中央に置かれた定常光源から1 mの距離で校正された照度(lux)計又は輻射計の示す可視度が、50%以下に減衰するような量の煙、蒸気又は粉塵が発生しない。ISO 5659-1に記載された光学濃度試験の一般的指針やISO 5659-2の7.5節に記載された測光系に関する一般的指針を利用することもできる。或いは同じ目的を達成するため設計された同様の光学濃度法を用いてもよい。光源以外の方向からの散乱光や光漏の影響を最小化するために、光度計の側面と背面に適切なカバーを施さなければならない。

注記1： もし判定基準(a)、(b)、(c)及び(d)を調べている時点で煙の発生が全く無いか非常に僅かしか観測されなかった場合は、判定基準(e)のための試験は省略してよい。

注記2： 所管官庁は、もし物品が輸送のために包装されることでより大きな危険性を示し得ると判断した場合は、輸送物の状態での試験を要求してよい。

2.1.3.7 分類に関する文書

2.1.3.7.1 所管官庁は、物質又は物品をクラス1に分類する場合、申請人に文書で確認しなければならない。

2.1.3.7.2 所管官庁の分類文書は形式や頁数は自由であるが、頁に続き番号を振らなければならない。文書には固有の引用名をつけなければならない。

2.1.3.7.3 記載される情報は識別が容易で読みやすくかつ消えにくいものでなければならない。

2.1.3.7.4 分類文書に記載可能な情報としては下記のものがある：

- (a) 所管官庁名及びその権限の根拠となる国内法の条項；
- (b) 分類文書の適用対象となるモード規制又は国内規制；
- (c) その分類が、国連危険物輸送勧告又は関連するモード規制に従って認可、作成又は合意されたことの確認；
- (d) 分類が割当てられた法人の名前と住所、及び、企業や他の会社組織を個別に識別するために国内法によって定められた会社の登録名；
- (e) 火薬の製品名であって、火薬が上市される際、又は輸送のために供給される際に用いられるもの；
- (f) 正式輸送品名、国連番号、クラス、危険区分及び該当する火薬の隔離区分；
- (g) 該当する場合は、輸送物あるいは物品一つあたりの最大全火薬質量；
- (h) 所管官庁によって分類文書の発行権限が与えられた者を識別するための、名前、サイン、印紙、押印又は他の個人識別で、明瞭で視認性の良いもの；
- (i) もし輸送中の安全性又は危険区分が容器包装に依存すると考えられる場合、下記のどの容器が許可されたかを示すマーク又は記述：
 - 内装容器
 - 中間容器
 - 外装容器
- (j) 火薬が上市される際、又は輸送のために供給される際に用いられる部品番号、貯蔵番号又は他の識別用の引用番号；
- (k) 火薬を製造した法人の名前と住所、及び、企業や他の会社組織を個別に識別するために国内法によって定められた会社の登録名；
- (l) 該当する包装要件及び適切な特別包装規定に関する全ての付加情報；
- (m) 分類を行った根拠、即ち試験データか、花火の無試験分類表か、既に分類された火薬との類似性か、危険物リストの定義によるかなど；

- (n) 火薬輸送の安全性、有害危険の周知及び国際間輸送の観点から所管官庁が必要と認めた全ての特別要件又は制限事項；
- (o) 分類文書の失効日であって、所管官庁が適切とみなすもの。

白紙ページ

第2.2章

クラス2ーガ ス

2.2.1 定義及び一般規定

2.2.1.1 ガスとは、次の物質をいう：

- (a) 50°Cにおける蒸気圧が300 kPaを超えるもの；又は
- (b) 20°Cにおいて標準気圧 101.3 kPaの下で完全なガス状のもの。

2.2.1.2 ガスの輸送状態は、その物理的性状により次の種類に分けられる：

- (a) 圧縮ガス—輸送用に、−50°Cにおいて完全なガス状で容器に加圧収納されたガス；このカテゴリーには、臨界温度が−50°C以下の全てのガスを含む；
- (b) 液化ガス—輸送用に、−50°Cを超える温度において部分的に液状で容器に加圧収納されたガス。このガスは、次のように区分される；
 - (i) 高压液化ガス—臨界温度が−50°Cから+65°Cのガス、及び
 - (ii) 低压液化ガス—臨界温度が+65°Cを超えるガス；
- (c) 深冷液化ガス—輸送用に、低温のため部分的に液状で容器に収納されたガス；
- (d) 溶解ガス—輸送用に、液状溶剤に溶解した状態で容器に加圧収納されたガス；
- (e) 吸着ガス—ガスが多孔性固体物質に吸着した状態で輸送容器に収納されたもので、容器内圧力が20°Cで 101.3 kPa以下、かつ 50°Cで 300 kPa 以下のもの。

2.2.1.3 このクラスには、圧縮ガス、液化ガス、溶解ガス、深冷液化ガス、吸着ガス、一つ以上のガス又は一つ以上の他のクラスの物質の蒸気との混合物、ガスを内蔵する物品、エアゾール及び加圧下化学品が含まれる。

2.2.2 区 分

2.2.2.1 クラス2の物質は、輸送中のガスの主たる危険性により次のいずれかに割当てられる。

注記： UN 1950 エアゾール、特別要件63における判定基準も参照のこと。UN 3500–3505の加圧下化学品、特別要件362も参照のこと。UN 2037小型ガス容器（ガスカートリッジ）、特別要件303も参照のこと。

(a) 区分 2.1：可燃性ガス

20°Cにおいて標準気圧 101.3 kPaの下で次の性状を有するガス：

- (i) 濃度が13%（容積）以下の空気との混合物で発火性を有するもの；又は
- (ii) 燃焼下限界に関係なく燃焼範囲（空気）が12%以上のもの。燃焼性はISOで採択された方法（ISO 10156:2017参照）に基づき計算又は試験により決定しなければならない。これらの方法

を用いるのに十分な資料がない場合は、当該国の所管官庁が同等の方法であると認める試験法を用いることができる。

(b) 区分 2.2：非可燃性・非毒性ガス

次の性状を有するガス：

- (i) 窒息性—大気中において通常酸素を希釈又は置換するガス；
- (ii) 酸化性—一般的に酸素を供給することにより、空気よりも他の物質を燃焼させ又は燃焼を助長させるおそれのあるガス；又は
- (iii) 他の区分とならないもの；

注記： 2.2.2.1 (b) (ii)において“他の物質を燃焼させたり、その物質の燃焼に空気よりも大きく寄与するガス”とは、ISO 10156:2017に記載されている方法で決定された酸化力が23.5%より大きい純ガス又は混合ガスをいう。

(c) 区分2.3：毒性ガス

次の性状を有するガス：

- (i) 人の健康に障害を及ぼすような毒性又は腐食性を有するもの；又は
- (ii) LC₅₀値(2.6.2.1に定義されている)が 5,000 ml/m³(ppm)以下の毒性又は腐食性を有するもの。

注記： その腐食性から上記の基準に適合するガスは、腐食性の副次危険性を有する毒性ガスに分類される。

2.2.2.2 複数の危険性を有するガス及び混合ガスの区分の優先順位は、次による：

- (a) 区分2.3は他の全ての区分に優先する；
- (b) 区分2.1は区分2.2に優先する。

2.2.2.3 20°Cにおいて200 kPa未満の圧力で輸送される、液化又は深冷液化ガスでない区分2.2のガスは、本規則を適用しない。

2.2.2.4 区分2.2のガスが以下のものに含まれている場合は、本規則を適用しない：

- (a) 炭酸飲料を含む食料品（UN 1950を除く）；
- (b) スポーツ用ボール類；又は
- (c) タイヤ類（航空機用は除く）；又は

注記： ランプはこの適用除外の対象ではない。ランプについては1.1.1.9を参照のこと。

2.2.3 混合ガス

混合ガス（他のクラスの物質の蒸気を含む）の分類は、次の手順を適用して三つの区分のいずれかとする：

- (a) 燃焼性はISOで採択された方法（ISO 10156:2017 参照）に基づき計算又は試験により決定しなければならない。これらの方法を用いるのに十分な資料がない場合は、当該国の所管官庁が同等の方法

であると認める試験法を用いることができる；

- (b) 毒性のレベルは、LC₅₀値（2.6.2.1に定義されている）を測定する試験又は次式による計算のいずれかにより決定する：

$$LC_{50} \text{ 毒性(混合物)} = \frac{I}{\sum_{i=1}^n \frac{f_i}{T_i}}$$

ここで： f_i = 混合ガスを構成するi番目の物質のモル分率

T_i = 混合ガスを構成するi番目の物質の毒性指数（LC₅₀値がある場合には、 T_i はそれと同値である）

LC₅₀値が不明の場合の毒性指数は、生理学的及び化学的性状が同じ物質の最も低いLC₅₀を用いるか又は実務的に可能な場合に限り試験により決定する：

- (c) 混合ガスが人の経験から皮膚、眼又は粘膜に障害を及ぼすことが知られている場合又は混合ガスの腐食性成分から次式により計算されたLC₅₀値が5,000 ml/m³(ppm)以下の場合には、その混合ガスは、腐食性の副次危険性を有するものとする：

$$LC_{50} \text{ 腐食性(混合物)} = \frac{I}{\sum_{i=1}^n \frac{f_{ci}}{T_{ci}}}$$

ここで： f_{ci} = 混合ガスを構成するi番目の腐食性成分のモル分率

T_{ci} = 混合ガスを構成するi番目の腐食性成分の毒性指数（LC₅₀値がある場合には、 T_{ci} はそれと同値である）

- (d) 酸化性は、ISOで採択された方法（ISO 10156:2017 及び2.2.2.1 (b)の注記参照）に基づき計算又は試験により決定される。

2.2.4 輸送が認められないガス

クラス2の化学的に不安定なガスは輸送が認められない。ただし、通常の輸送条件下で危険な分解又は重合が生じる可能性を無くするための必要な予防措置がとられているか、又は4.1.4.1の包装要件P200(5)の特別包装要件(r)に適合した輸送である場合は、その限りではない。重合を防ぐための必要な予防措置としては第3.3章の特別規定386を参照のこと。この目的のためには、これらの反応を促進し得るいかなる物質も容器及びタンクに含まれていないことを確認する特別な配慮がなければならない。

白紙ページ

第2.3章

クラス3－引火性液体

一般的注記

注記 1： “flammable”は“inflammable”と同義語である。

注記 2： 引火性液体の引火点は、不純物の存在により変化することがある。第3.2章の危険物リストにクラス3として掲げられている物質は、一般的には化学的純品とされるものである。工業製品は添加物又は不純物を含有している場合もあるので、その引火点は変化し、その製品の分類や容器等級の決定に影響を及ぼすおそれがある。物質の分類又は容器等級に疑問がある場合には、物質の引火点は、試験によって決定しなければならない。

2.3.1 定義及び一般規定

2.3.1.1 クラス3には、次の物質が含まれる：

- (a) 引火性液体（2.3.1.2及び2.3.1.3参照）；
- (b) 液体鈍性化爆発物（2.3.1.4参照）

2.3.1.2 引火性液体は、液体、液体混合物又は溶解もしくは懸濁の状態の固体を含有する液体（例えば、塗料、ワニス、ラッカー等。ただし、その有する危険性を勘案して他のクラスに分類されている物質を除く）であって、密閉式試験法において60°C又は開放式試験において65.6°C以下の温度で引火性蒸気を放出するものである。引火性液体には次のものも含まれる：

- (a) その物質の引火点以上の温度で輸送に供される液体；及び
- (b) 高温液状で輸送又は輸送委託される物質であって、最高輸送温度以下の温度において引火性蒸気を放出するもの。

注記： 開放式試験法及び密閉式試験法の結果は厳密に比較できず、同一試験の個々の結果でさえしばしば差異があるので、上記閾値とのこのような差異を規則が許容することは定義の範囲内である。

2.3.1.3 引火点が35°Cを超える2.3.1.2の定義に適合する液体であって、燃焼持続性の無いものは本規則においては引火性液体とみなす必要はない。本規則においては、次のものは燃焼持続性が無いとみなす（即ち、それらは定められた試験条件の下では、燃焼持続性がない）：

- (a) 適切な燃焼性試験（燃焼持続性試験、試験方法及び判定基準のマニュアル、第III部、32.5.2節参照）に合格したもの；
- (b) ISO 2592:2000による燃焼点が100°Cを超えるもの；又は
- (c) 水の含有率が90質量%を超える水溶液。

2.3.1.4 液体鈍性化爆発物は、爆発性物質の爆発性（2.1.3.6.3参照）を制御するため均一に水又は他の液体物質中に溶解又は懸濁させたものである。危険物リスト中の液体鈍性化爆発物のエントリーはUN 1204、UN 2059、UN 3064、UN 3343、UN 3357及びUN 3379である。

2.3.2 容器等級の割当て

2.3.2.1 2.3.2.6に規定された基準は、引火性危険を有する液体の危険性グループを決定するために用いられる。

2.3.2.1.1 引火性危険のみを有する液体の容器等級は、2.3.2.6に示されている。

2.3.2.1.2 他の危険性を有する液体については、2.3.2.6により決定された危険性等級及び他の危険性の厳しさに基づく危険性グループを考慮し、第2.0章の規定に従って分類及び容器等級を決定しなければならない。

2.3.2.2 引火点が23°C未満の塗料、エナメル、ラッカー、ワニス、接着剤、つや出し液等の高粘性物質は、以下の条件が満たされれば、試験方法及び判定基準のマニュアル第Ⅲ部、32.3節に規定された手順に従って、その容器等級をⅢとすることができる。

(a) 粘度¹と引火点は下表に従って求められる：

動粘性係数 (外挿値) ν (ほぼゼロのずり速度における) $\text{mm}^2/\text{s at } 23^\circ\text{C}$	流出時間 (秒)	流出径 (mm)	密閉式引火点 (°C)
$20 < \nu \leq 80$	$20 < t \leq 60$	4	17より大
$80 < \nu \leq 135$	$60 < t \leq 100$	4	10より大
$135 < \nu \leq 220$	$20 < t \leq 32$	6	5より大
$220 < \nu \leq 300$	$32 < t \leq 44$	6	-1より大
$300 < \nu \leq 700$	$44 < t \leq 100$	6	-5より大
$700 < \nu$	$100 < t$	6	制限なし

(b) 溶剤分離試験において、透明な溶剤層が3%未満；

(c) 混合物又はあらゆる分離溶剤が、区分6.1又はクラス8の判定基準に適合しない；

(d) 450リットル未満の容器に収納されている。

2.3.2.3 保留

2.3.2.4 高温で輸送又は輸送委託されるために引火性液体に分類された物質は、容器等級Ⅲに含まれる。

2.3.2.5 粘性液体

2.3.2.5.1 2.3.2.5.2で与えられていない限り、以下の粘性液体：

- 引火点が23°C以上かつ60°C以下のもの；
- 毒性、腐食性又は環境有害性を有しないもの；

¹ 粘性係数の決定：対象とする物質が非ニュートン流体、又はフローカップ法による粘性測定が適用できない場合、可変ずり速度粘度計を用いて、23°Cにおける絶対粘性係数をいくつかのずり速度において決定しなければならない。得られた値をずり速度に対してプロットし、ずり速度ゼロへの外挿値を求める。その外挿値を密度で除することで得られる動粘性係数は、ずり速度がほぼゼロにおける見かけの動粘性係数となる。

- 20%を超えるニトロセルロースを含有しないものであって、ニトロセルロースの窒素含有量が乾燥重量比で12.6%以下のもの；及び
- 容積が450リットル未満の容器に収納しているもの；

であって、以下の条件に従うものは本規則を適用しない：

- (a) 溶剤分離試験（試験方法及び判定基準のマニュアル、第III部、32.5.1参照）において、透明な溶剤層の高さが全体の層の高さの3%未満であること；及び
- (b) 流出孔の径が6mmの粘性試験器（試験方法及び判定基準のマニュアル、第III部、32.4.3参照）における流出時間が、次の値以上のもの：
 - (i) 60秒；又は
 - (ii) クラス3の物質の含有量が60%以下の粘性液体にあつては40秒。

2.3.2.5.2 環境有害性も示す粘性液体であっても、2.3.2.5.1の他の全ての判定基準を満たすものは、もしそれらが単一又は組合せ容器で輸送され、輸送物一つ又は内装容器一つあたりの総量が5 リットル以下であつて、輸送物が4.1.1.1、4.1.1.2 及び 4.1.1.4 から4.1.1.8の各項の一般的規定に適合している限り、本規制の他の規定が適用されない。

2.3.2.6 引火性に基づく危険性グループ

容器等級	引火点 (密閉式)	初留点
I	--	≤ 35°C
II	< 23°C	> 35°C
III	≥ 23°C ≤ 60°C	> 35°C

2.3.3 引火点の決定

引火性液体の引火点の決定には次に示す方法を用いてよい：

国際規格：

- ISO 1516
- ISO 1523
- ISO 2719
- ISO 13736
- ISO 3679
- ISO 3680

各国標準：

American Society for Testing Materials International, 100 Barr Harbor Drive, PO Box C700, West Conshohocken, Pennsylvania, USA 19428-2959:

- ASTM D3828-07a, Standard Test Methods for Flash Point by Small Scale Closed Cup Tester
- ASTM D56-05, Standard Test Method for Flash Point by Tag Closed Cup Tester
- ASTM D3278-96(2004)e1, Standard Test Methods for Flash Point of Liquids by Small Scale Closed-Cup Apparatus
- ASTM D93-08, Standard Test Methods for Flash Point by Pensky-Martens Closed Cup Tester

Association française de normalisation, AFNOR, 11, rue de Pressensé, 93571 La Plaine Saint-Denis Cedex:
French Standard NF M 07 - 019

French Standards NF M 07 - 011 / NF T 30 - 050 / NF T 66 - 009
French Standard NF M 07 - 036

Deutsches Institut für Normung, Burggrafenstr. 6, D-10787 Berlin:

Standard DIN 51755 (flash points below 65 °C)

State Committee of the Council of Ministers for Standardization, 113813, GSP, Moscow, M-49 Leninsky Prospekt, 9:

GOST 12.1.044-84.

2.3.4 沸点の決定

引火性液体の沸点の決定には次に示す方法を用いてよい：

国際規格：

ISO 3924
ISO 4626
ISO 3405

各国標準：

American Society for Testing Materials International, 100 Barr Harbor Drive, PO Box C700, West Conshohocken, Pennsylvania, USA 19428-2959:

ASTM D86-07a, Standard Test Method for Distillation of Petroleum Products at Atmospheric Pressure
ASTM D1078-05, Standard Test Method for Distillation Range of Volatile Organic Liquids

更に利用可能な方法：

Method A.2 as described in Part A of the Annex to Commission Regulation (EC) No 440/2008².

2.3.5 輸送が認められない物質

クラス3の化学的に不安定な物質は、通常の輸送条件下で危険な分解又は重合が生じる可能性を無くするための必要な予防措置がとられない限り、輸送が認められない。重合を防ぐための必要な予防措置としては第3.3章の特別規定386を参照のこと。この目的のためには、これらの反応を促進し得るいかなる物質も容器及びタンクに含まれていないことを確認する特別な配慮がなければならない。

² *Commission Regulation (EC) No 440/2008 of 30 May 2008 laying down test methods pursuant to Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council on the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH) (Official Journal of the European Union, No. L 142 of 31.05.2008, p.1-739 and No. L 143 of 03.06.2008, p.55) .*

第2.4章

クラス4－可燃性固体；自然発火性物質； 水と接触して可燃性ガスを発生する物質

一般的注記

注記 1： 本規則において用いられている「水反応性」の語は、水と接触して可燃性ガスを発生することを指している。

注記 2： 区分4.1及び区分4.2に属する危険物の性状が異なるので、これらどちらかの区分の一つの分類基準を策定するのは実際的ではない。クラス 4の三つの区分に割当てするための試験及び判定基準は、本章に説明されている（試験方法及び判定基準のマニュアル第Ⅲ部、第33節にも）。

注記 3： 有機金属物質はその性状から副次危険性を有する区分4.2及び区分4.3に分類できるので、これら物質用の特定の分類フローチャートが2.4.5に示されている。

2.4.1 定義及び一般規定

2.4.1.1 クラス4は、次の三つの区分に分けられる；

(a) 区分4.1－可燃性固体

輸送中に遭遇する条件の下で、容易に燃焼する又は摩擦により燃焼するもしくは燃焼を助長するおそれのある固体物質；強烈な熱分解を起こし易い自己反応性物質及び重合性物質；十分に希釈されない場合には爆発のおそれのある固体鈍性化爆発物；

(b) 区分4.2－自然発火性物質

通常の輸送中に遭遇する条件の下で、自然発熱を起こし易い又は水と接して発熱し、かつ、その結果火災を起こし易い物質；

(c) 区分4.3－水と接触して可燃性ガスを発生する物質

水との相互作用により、自然発火し易くなる又は危険な量の可燃性ガスを発生する物質。

2.4.1.2 本章の参照事項として、クラス4の次の種類の物質に対する試験方法及び判定基準は、試験の適用の助言を含めて、試験方法及び判定基準のマニュアルに示されている。

- (a) 可燃性固体（区分4.1）；
- (b) 自己反応性物質（区分4.1）；
- (c) 重合性物質（区分4.1）；
- (d) 自然発火性固体（区分4.2）；
- (e) 自然発火性液体（区分4.2）；
- (f) 自己発熱性物質（区分4.2）；及び

(g) 水と接触して可燃性ガスを発生する物質（区分4.3）。

自己反応性及び重合性に対する試験方法及び判定基準は試験方法及び判定基準のマニュアルの第II部に、クラス4の他の種類の物質の試験方法及び判定基準は試験方法及び判定基準のマニュアルの第III部、第33節に、それぞれ示されている。

2.4.2 区分 4.1－可燃性固体、自己反応性物質、固体鈍性化爆発物及び重合性物質

2.4.2.1 通 則

区分4.1は、次の種類の物質を含んでいる：

- (a) 可燃性固体（2.4.2.2参照）；
- (b) 自己反応性物質（2.4.2.3参照）；
- (c) 固体鈍性化爆発物（2.4.2.4参照）；及び
- (d) 重合性物質（2.4.2.5参照）。

2.4.2.2 区分 4.1 可燃性固体

2.4.2.2.1 定義及び性状

2.4.2.2.1.1 可燃性固体は、易燃性の固体又は摩擦により火を発生おそれのある固体である。

2.4.2.2.1.2 易燃性の固体は、燃えているマッチなどの発火源との短時間の接触により容易に発火できる場合及び炎が急速に拡散する場合に危険となる粉末状、粒状又はペースト状の物質である。この危険性は、火災のみならず毒性燃焼生成物によることもある。金属粉末は、二酸化炭素又は水のような一般的な消火剤の使用がその危険性を増大させることから、消火の困難性を伴うので特に危険である。

2.4.2.2.2 可燃性固体の分類

2.4.2.2.2.1 粉状、粒状又はペースト状の物質は、試験方法及び判定基準のマニュアルの第III部、33.2に定める試験方法に基づき実施した試験において、45秒未満の燃焼時間が1回以上の場合又は燃焼速度が2.2mm/sを超える場合には区分4.1に分類しなければならない。金属粉末又は合金は、発火して10分以下でその燃焼範囲がサンプル全長に行き渡る場合には区分4.1に分類しなければならない。

2.4.2.2.2.2 摩擦によって発火するおそれのある固体物質は、明確な判定基準が策定されるまでの間、既存危険物（例えばマッチ類）からの類推により区分4.1に分類しなければならない。

2.4.2.2.3 容器等級の割当て

2.4.2.2.3.1 容器等級は、上記2.4.2.2.2.1の試験方法に基づいて割当てられる。易燃性固体物質（金属粉末を除く）については、その燃焼時間が45秒未満であり、かつ、炎が湿潤部分を越えた場合には容器等級IIを割当てなければならない。金属又は合金の粉末には、その燃焼範囲が5分以下で全長に及んだ場合には容器等級IIを割当てなければならない。

2.4.2.2.3.2 容器等級は、上記2.4.2.2.2.1の試験方法に基づいて割当てられる。易燃性固体物質（金属粉末を除く）については、その燃焼時間が45秒未満であり、かつ、湿潤部分での炎の伝播が4分以下で停止した場合には容器等級IIIを割当てなければならない。金属又は合金の粉末には、その燃焼範囲が全長に及ぶ時間が5分を超え10分以下の場合には容器等級IIIを割当てなければならない。

2.4.2.2.3.3 摩擦によって発火するおそれのある固体物質については、既存危険物からの類推により又はいずれか該当する規定に従って容器等級IIIを割当てなければならない。

2.4.2.3 区分 4.1 自己反応性物質

2.4.2.3.1 定義及び性状

2.4.2.3.1.1 定義

本規則の目的から：

自己反応性物質は、酸素（空気）の供給がない場合であっても強烈な熱分解を起こし易い熱的に不安定な物質である。次の物質は、区分4.1の自己反応性物質とみなさない：

- (a) クラス1の判定基準により火薬類であるもの；
- (b) 区分5.1の分類手順により酸化性物質であるもの（2.5.2.1.1参照）、ただし、有機可燃物を5.0%以上含有する酸化性物質の混合物は注記3の分類手順に従わなければならない；
- (c) 区分5.2の判定基準により有機化酸化物であるもの；
- (d) 分解熱が300 J/g 未満のもの；又は
- (e) 50kgの輸送物の自己加速分解温度（SADT）（2.4.2.3.4参照）が75°Cを超えるもの。

注記 1： 分解熱は、国際的に容認されているあらゆる方法、例えば、差動走査熱量測定法(differential scanning calorimetry) 及び断熱熱量測定法 (adiabatic calorimetry) を用いて決定することができる。

注記 2： 自己反応性物質の性状を示すあらゆる物質は、その物質についての2.4.3.2に基づく区分4.2となるための試験が肯定結果を示す場合であっても、自己反応性物質に分類しなければならない。

注記 3： 有機可燃物を5.0%以上含有する区分5.1の判定基準を満たす酸化性物質の混合物であって上記(a)、(c)、(d)又は(e)の基準に適合しないものは、自己反応性物質の分類基準に従わなければならない。

自己反応性物質BからFの性状を示す混合物は、区分4.1の自己反応性物質に分類しなければならない。

2.4.2.3.3.2(g)の原則に従い自己反応性物質Gの性状を示す混合物は、区分5.1の物質として分類しなければならない（2.5.2.1.1参照）。

2.4.2.3.1.2 性状

自己反応性物質の熱分解は、熱、触媒作用のある不純物（例えば、酸、重金属化合物、低品位金属類）との接触、摩擦又は衝撃により開始される。分解速度は、温度により増大するが物質によって差異がある。分解は、部分的に燃焼が起こらない場合に、毒性のガス又は蒸気が発生する結果となることがある。ある種の自己反応性物質については、温度を管理しなければならない。幾つかの自己反応性物質は、特に閉囲されている場合には、爆発的に分解することがある。この性質は、希釈剤の添加又は該当する容器包装の使用により変えることができる。幾つかの自己反応性物質は、激しく燃焼する。自己反応性物質には、例として次に示すような種類の幾つかの化合物がある：

- (a) 脂肪族アゾ化合物(-C-N=N-C-)；
- (b) 有機アジ化物(-C-N₃)；
- (c) ジアゾニウム塩(-CN₂⁺ Z⁻)；
- (d) N-ニトロソ化合物(-N-N=O)；及び

(e) 芳香族スルホヒドラジド(-SO₂-NH-NH₂)。

これらの化合物は、全てを網羅しているものではなく、他の反応群及び幾つかの混合物は類似性を有することがある。

2.4.2.3.2 自己反応性物質の分類

2.4.2.3.2.1 自己反応性物質は、その現す危険の程度により七つのタイプに分類される。自己反応性物質のタイプは、試験に供された容器包装による輸送できないことがあるタイプAから、区分4.1の自己反応性物質の規定が適用されないタイプGまでがある。タイプBからFの分類は、1個の輸送物あたりの最大許容量に直接係わりがある。

2.4.2.3.2.2 小型容器により輸送できる自己反応性物質は2.4.2.3.2.3に、中型容器 (IBCs) により輸送できる自己反応性物質は包装要件IBC520に及びポータブルタンクにより輸送できる自己反応性物質はタンク要件 (tank instruction) T23に、それぞれ示されている。輸送できる物質には、危険物リストに該当する包括品名エントリー (UN 3221からUN 3240) が割当てられ、副次危険性及び準備すべき関連輸送情報に関する事項が規定されている。この包括品名エントリーには、次の内容が示されている：

- (a) 自己反応性物質のタイプ (BからFまで) ；
- (b) 物理的性状 (液体又は固体) ；及び
- (c) 必要な場合の管理温度 (2.4.2.3.4参照) 。

2.4.2.3.2.3 現在割当てられている小型容器により輸送される自己反応性物質一覧表

「包装要件」欄のコード「OP1」から「OP8」は包装要件P520の包装方法を示す。輸送される自己反応性物質は、リストに示された分類並びに管理及び非常温度 (SADTから導き出される) を満たさなければならない。中型容器及びポータブルタンクにより輸送できる自己反応性物質については、それぞれ包装要件IBC520及びタンク要件T23を参照のこと。この規定に記載されていないが、4.1.4.2の包装要件IBC520及び4.2.5.2.6のポータブルタンク要件T23で掲げられる組成物は、4.1.4.1の包装要件P520の包装方法OP8に従って、同様の管理及び非常温度で適用可能であれば、包装され輸送することができる。

注記： 本表に示された分類は、工業的純品 (100%未満の濃度が明示されているものを除く) に基づいている。他の濃度については、その物質が2.4.2.3.3及び2.4.2.3.4の手順に従った結果で異なる分類とされることがある。

自己反応性物質	濃度 (%)	包装方法	管理温度 (°C)	非常温度 (°C)	UN 包括品名	備考
アセトン-ピロガロール コポリマー 2-ジアゾ-1-ナフトール-5-スルホン酸	100	OP8			3228	
アゾジカーボンアミド組成物タイプB, 温度管理	< 100	OP5			3232	(1) (2)
アゾジカーボンアミド組成物タイプC	< 100	OP6			3224	(3)
アゾジカーボンアミド組成物タイプC, 温度管理	< 100	OP6			3234	(4)
アゾジカーボンアミド組成物タイプ D	< 100	OP7			3226	(5)
アゾジカーボンアミド組成物タイプ D, 温度管理	< 100	OP7			3236	(6)
2,2'-アゾジ(2,4-ジメチル-4-メトキシバレロニトリル)	100	OP7	-5	+5	3236	
2,2'-アゾジ(2,4-ジメチルバレロニトリル)	100	OP7	+10	+15	3236	
2,2'-アゾジ(エチル-2-メチルプロピオネート)	100	OP7	+20	+25	3235	
1,1-アゾジ(ヘキサヒドロベンゾニトリル)	100	OP7			3226	
2,2'-アゾジ(イソブチロニトリル)	100	OP6	+40	+45	3234	
2,2'-アゾジ(イソブチロニトリル), 水ペーストのもの	≤ 50	OP6			3224	
2,2'-アゾジ(2-メチルブチロニトリル)	100	OP7	+35	+40	3236	
ベンゼン-1,3-ジスルホニルヒドラジド, ペーストのもの	52	OP7			3226	
ベンゼンスルホニルヒドラジド	100	OP7			3226	
4-(ベンジル(エチル)アミノ)-3-エトキシベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛	100	OP7			3226	
4-(ベンジル(メチル)アミノ)-3-エトキシベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛	100	OP7	+40	+45	3236	
3-クロロ-4-ジエチルアミノベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛	100	OP7			3226	
2-ジアゾ-1-ナフトール-4-スルホニルクロライド	100	OP5			3222	(2)
2-ジアゾ-1-ナフトール-5-スルホニルクロライド	100	OP5			3222	(2)
2-ジアゾ-1-ナフトール スルホン酸エステル混合物, タイプ D	<100	OP7			3226	(9)
2,5-ジブトキシ-4-(4-モルフォリニル)-ベンゼンジアゾニウム, テトラクロロ亜鉛塩 (2:1)	100	OP8			3228	
2,5-ジエトキシ-4-モルホリノベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛	67-100	OP7	+35	+40	3236	
2,5-ジエトキシ-4-モルホリノベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛	66	OP7	+40	+45	3236	
2,5-ジエトキシ-4-モルホリノベンゼンジアゾニウムテトラフルオロボレート	100	OP7	+30	+35	3236	
2,5-ジエトキシ-4-(4-モルフォニル)-ベンゼンジアゾニウムサルフェート	100	OP7			3226	

自己反応性物質	濃度 (%)	包装方法	管理温度 (°C)	非常温度 (°C)	UN 包括品名	備考
2,5-ジエトキシ-4-(フェニルスルホニル)ベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛	67	OP7	+40	+45	3236	
ジエチレングリコールビス(アリルカーボネート)+ジイソプロピルパーオキシジカーボネートの混合物	≥ 88 + ≤ 12	OP8	-10	0	3237	
2,5-ジメトキシ-4-(4-メチルフェニルスルホニル)ベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛	79	OP7	+40	+45	3236	
4-(ジメチルアミノ)ベンゼンジアゾニウム三塩化亜鉛(-1)	100	OP8			3228	
4-ジメチルアミノ-6-(2-ジメチルアミノエトキシ)トルエン-2-ジアゾニウム塩化亜鉛	100	OP7	+40	+45	3236	
N,N'-ジニトロソ-N,N'-ジメチルテレフタルアミド, ペースト	72	OP6			3224	
N,N'-ジニトロソペンタメチレンテトラミン	82	OP6			3224	(7)
ジフェニルオキサイド-4,4'-ジスルホニルヒドラジド	100	OP7			3226	
4-ジプロピルアミノベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛	100	OP7			3226	
2-(N,N-エトキシカルボニルフェニルアミノ)-3-メトキシ-4-(N-メチル-N-シクロヘキシルアミノ)ベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛	63-92	OP7	+40	+45	3236	
2-(N,N-エトキシカルボニルフェニルアミノ)-3-メトキシ-4-(N-メチル-N-シクロヘキシルアミノ)ベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛 (濃度が62質量%のもの)	62	OP7	+35	+40	3236	
N-ホルミル-2-(ニトロメチレン)-1,3-パーヒドロチアジン	100	OP7	+45	+50	3236	
2-(2-ヒドロキシエトキシ)-1-(ピロリジン-1-イル)ベンゼン-4-ジアゾニウム塩化亜鉛	100	OP7	+45	+50	3236	
3-(2-ヒドロキシエトキシ)-4-(ピロリジン-1-イル)ベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛	100	OP7	+40	+45	3236	
(7-メトキシ-5-メチル-ベンゾチオフェン-2-イル)ボロン酸	88-100	OP7			3230	(11)
2-(N,N-メチルアミノエチルカルボニル)-4-(3,4-ジメチルフェニルスルフォニル)-ベンゼンジアゾニウム(濃度が96質量%のもの)	96	OP7	+45	+50	3236	
4-メチルベンゼンスルホニルヒドラジド	100	OP7			3226	
3-メチル-4-(ピロリジン-1-イル)ベンゼンジアゾニウムテトラフルオロボレート	95	OP6	+45	+50	3234	
4-ニトロソフェノール	100	OP7	+35	+40	3236	

自己反応性物質	濃度 (%)	包装方法	管理温度 (°C)	非常温度 (°C)	UN 包括品名	備考
ホスホロチオ酸,O-[シアノフェニルメチレンアザニル]O,O-ジエチルエステル	82-91 (Z isomer)	OP8			3227	(10)
自己反応性物質類, 液体, サンプル		OP2			3223	(8)
自己反応性物質類, 液体, サンプル 温度管理		OP2			3233	(8)
自己反応性物質類, 固体, サンプル		OP2			3224	(8)
自己反応性物質類, 固体, サンプル 温度管理		OP2			3234	(8)
2-ジアゾ-1-ナフトール-4-スルホン酸ナトリウム	100	OP7			3226	
2-ジアゾ-1-ナフトール-5-スルホン酸ナトリウム	100	OP7			3226	
硝酸パラジウムテトラミン	100	OP6	+30	+35	3234	

備考

- (1) 2.4.2.3.3.2(b)の判定基準を満たしたアゾジカーボンアミド組成物。管理及び非常温度は、7.1.5.3から7.1.5.3.6に定める手順により決定しなければならない。
- (2) 「爆発性」副次危険標札（標札モデル番号1、5.2.2.2.2参照）が必要である。
- (3) 2.4.2.3.3.2(c)の判定基準を満たしたアゾジカーボンアミド組成物。
- (4) 2.4.2.3.3.2(c)の判定基準を満たしたアゾジカーボンアミド組成物。管理及び非常温度は、7.1.5.3から7.1.5.3.6に定める手順により決定しなければならない。
- (5) 2.4.2.3.3.2(d)の判定基準を満たしたアゾジカーボンアミド組成物。
- (6) 2.4.2.3.3.2(d)の判定基準を満たしたアゾジカーボンアミド組成物。管理及び非常温度は、7.1.5.3から7.1.5.3.6に定める手順により決定しなければならない。
- (7) 本物質に適合する沸点が150°C以上の希釈剤を含むもの。
- (8) 2.4.2.3.2.4(b)参照。
- (9) 当該エントリーは、2.4.2.3.3.2(d)の判定基準を満たした2-ジアゾ-1-ナフトール-4-スルホン酸エステルと2-ジアゾ-1-ナフトール-5-スルホン酸エステルとの混合物。
- (10) 当該エントリーは、(Z)異性体の濃度が特定の濃度限界内の意図的なn-ブタノールの混合物に適用される。
- (11) 指定された濃度制限のある工業的合成物には、最大12%の水と最大1%の有機不純物が含まれている場合がある。

2.4.2.3.2.4 2.4.2.3.2.3、包装要件IBC520又はタンク要件T23及び包括品名の割当がない自己反応性物質の分類は、試験報告書に基づき製造国の所管官庁により行わなければならない。これらの物質の分類の原則は2.4.2.3.3に規定されている。適用できる分類手順、試験方法及び判定基準並びに適切な試験報告書の例は、*試験方法及び判定基準のマニュアル*、第II部に示されている。所管官庁による承認書類には、分類及び関連する輸送条件が含まれなければならない。

- (a) 亜鉛化合物のような活性剤は、ある種の自己反応性物質の反応性を変えるために添加されることがある。その活性剤の種類及び濃度の双方に起因し、結果として熱安定性の減少や爆発性が変化することがある。これらいずれかの性質が変化する場合にこの新しい組成物は、この分類手順に基づき評価しなければならない；
- (b) 2.4.2.3.2.3のリストにない自己反応性物質又は自己反応性物質の組成物のサンプルであって、必要とされる完全な試験結果がなく、かつ、試験又は評価を行うために輸送するものは、次の条件に適合する場合には自己反応性物質タイプCの該当するエントリーの一つを割当てなければならない：
- (i) 得られているデータに、そのサンプルは自己反応性物質タイプBより危険でないことを示している；
 - (ii) そのサンプルは、包装方法OP2(該当包装要件参照)に基づき輸送物とされ、かつ、1個の貨物輸送ユニットあたりの収納量が10kgまでとされている；及び
 - (iii) 得られているデータに、必要な場合には、管理温度はいかなる危険な分解も防止するのに十分に低く、かつ、いかなる危険な位相分離を防止するのに十分に高いことが示されている。

2.4.2.3.3 自己反応性物質の分類の原則

注記： 本項は、自己反応性物質の分類を決定付ける性状についてのみ述べている。分類を決定付ける性質に関する質問とこれに対する回答を図表形式で示された分類原則のフローチャートは、図2.4.1に示されている。これらの性状は、試験方法及び判定基準のマニュアル第II部に規定された試験法及び判定基準を用いて実験的に決定されなければならない。

2.4.2.3.3.1 組成物が実験室での試験において爆轟し、急速に爆燃し又は密閉化での加熱により激しい効果を示す場合には、その自己反応性物質は爆発性を有するものとみなされる。

2.4.2.3.3.2 次の原則は、2.4.2.3.2.3のリストにない自己反応性物質の分類に適用する。

- (a) 爆轟し又は急速に爆燃する輸送物とされたあらゆる物質は、当該容器包装での区分4.1の自己反応性物質の規定による輸送が禁止される（図2.4.1の出口ボックスA、自己反応性物質タイプAとされる）；
- (b) 爆発性を有するあらゆる物質であって、輸送物とされた状態では爆轟も急速な爆燃もしないが、その輸送物内で熱爆発を起こすおそれのあるものは、「爆発性」の副次危険標札（標札モデル番号1、5.2.2.2.2参照）も付さなければならない。そのような物質は、輸送物内での爆轟又は急速な爆燃を防止するためにより少ない量が最大量として制限されている場合を除き、その輸送物には25kgまで収納することができる（図2.4.1の出口ボックスB、自己反応性物質タイプBとされる）；
- (c) 爆発性を有するあらゆる物質であって、輸送物（最大50 kg）とされた状態では爆轟も急速な爆燃もせず又は熱爆発も起さないものは、「爆発性」の副次危険標札を付さないで輸送することができる（図2.4.1の出口ボックスC、自己反応性物質タイプCとされる）；
- (d) 実験室での試験において次に該当するあらゆる物質は：

- (i) 爆轟は部分的であり、急速に爆燃せず、かつ、密閉化での加熱により激しい効果を示さない；又は
- (ii) 全く爆轟せず、ゆっくり爆燃し、かつ、密閉化での加熱により激しい効果を示さない；又は
- (iii) 全く爆轟及び爆燃をせず、かつ、密閉化での加熱により中程度の効果を示す；

正味質量50kg以下の輸送物として輸送することができる（図2.4.1の出口ボックスD、自己反応性物質タイプDとされる）；

- (e) 実験室での試験において、爆轟も爆燃も全くせず、かつ、閉囲状態での加熱により低い効果を示すか又は効果を示さないあらゆる物質は、400kg/450リットル以下の輸送物として運送することができる（図2.4.1の出口ボックスE、自己反応性物質タイプEとされる）；
- (f) 実験室での試験において、キャビテーション状態で爆轟及び爆燃を全くせず、かつ、閉囲状態での加熱により低い効果のみを示すかもしくは効果を示さず、さらに低い爆発力を示すか又は爆発力を示さないあらゆる物質は、中型容器(IBCs)又はタンクによる輸送ができるとみなされる（図2.4.1の出口ボックスF、自己反応性物質タイプFとされる）（追加要件は4.1.7.2.2及び4.2.1.13参照）。
- (g) 実験室での試験において、キャビテーション状態で爆轟及び爆燃を全くせず、かつ、閉囲状態での加熱により効果及びいかなる爆発力も示さないあらゆる物質は、その組成物が熱的に安定であり（50kg輸送物のSADTが60°Cから75°C）、かつ、あらゆる希釈剤が2.4.2.3.5の要件に適合する場合には、区分4.1の自己反応性物質の適用を除外する（図2.4.1の出口ボックスG、自己反応性物質タイプGとされる）。その組成物が熱的に不安定であるか又は当該物質に適合する希釈剤の沸点が150°C未満である場合には、その組成物は自己反応性物質タイプF（液体）/（固体）としなければならない。

図 2.4.1: 自己反応性物質のフローチャートスキーム

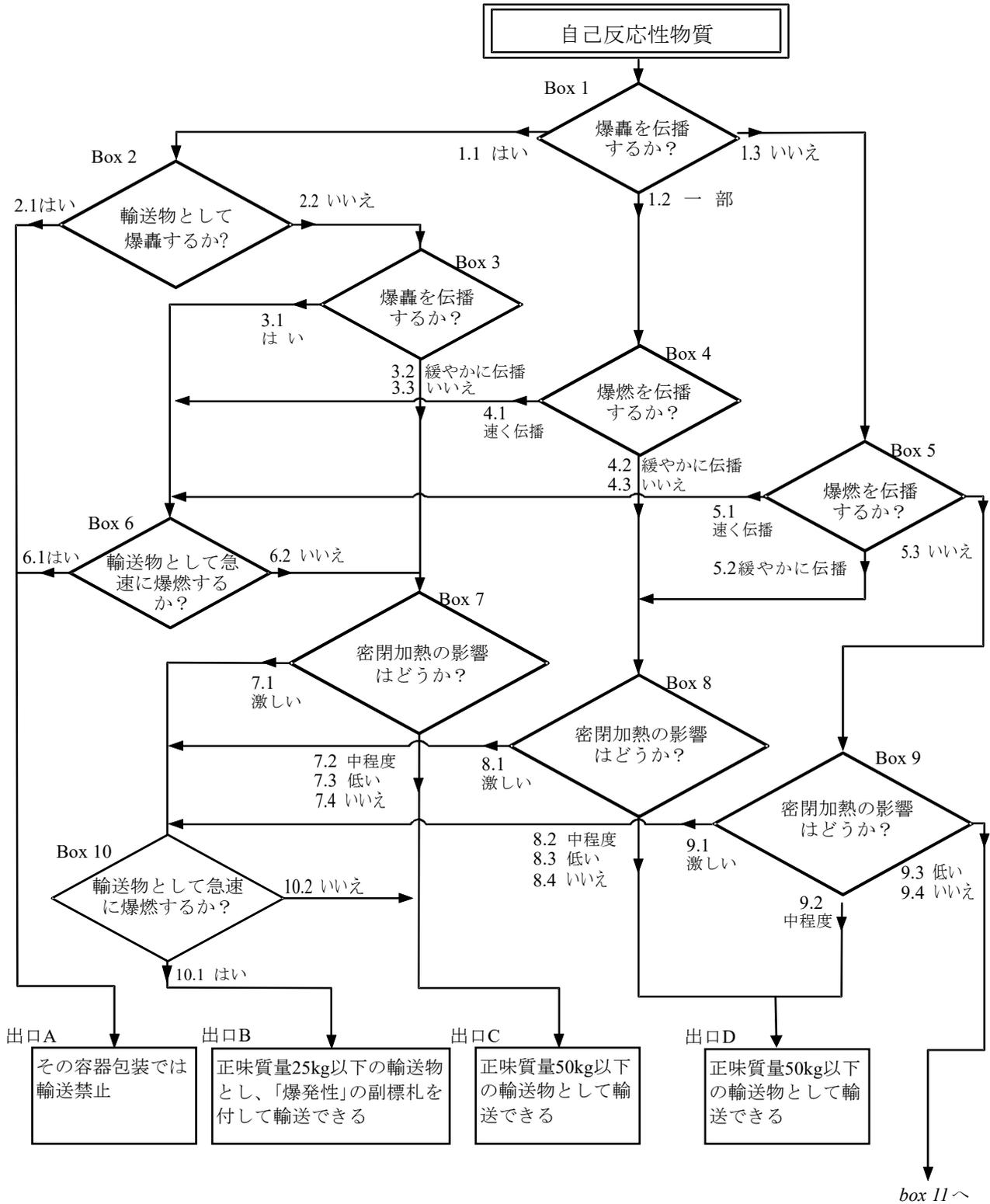
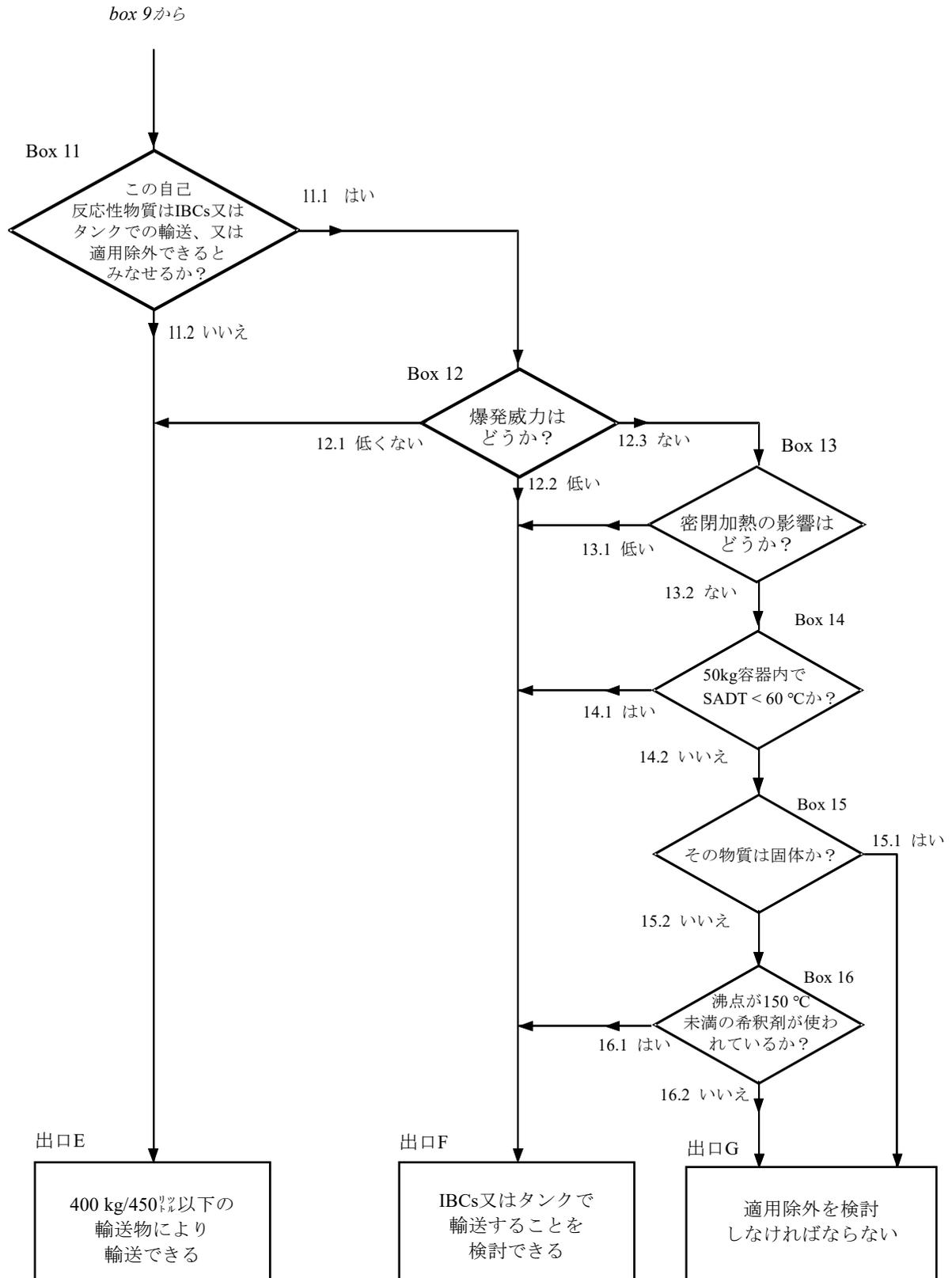


図 2.4.1: 自己反応性物質のフローチャートスキーム (続き)



2.4.2.3.4 温度管理要件

自己反応性物質は、そのSADTが55°C以下の場合には温度管理をしなければならない。SADTの決定のための試験方法は、試験方法及び判定基準のマニュアル第II部、第28節に定められている。選択される試験は、輸送される輸送物の寸法及び材質の双方を代表するサンプルについて実施しなければならない。

2.4.2.3.5 自己反応性物質の鈍性化

2.4.2.3.5.1 輸送中の安全を確保するため、自己反応性物質は希釈剤を用いて鈍性化することができる。希釈剤を使用する場合には、その自己反応性物質は輸送中に用いる濃度及び形態の希釈剤を加えて試験しなければならない。

2.4.2.3.5.2 希釈剤は、輸送物から漏洩した場合に自己反応性物質が危険となるようなものを使用してはならない。

2.4.2.3.5.3 希釈剤は、その自己反応性物質と危険な反応を起こさないものでなければならない。これに関して、危険な反応を起こさない希釈剤は、自己反応性物質の熱的安定性及び危険性の種類に悪影響を及ぼさない固体又は液体である。

2.4.2.3.5.4 温度管理が要求される液体組成物中の液体希釈剤は、沸点が60°C以上及び引火点が5°C以上でなければならない。その液体希釈剤の沸点は、その自己反応性物質の管理温度より50°C以上高くなければならない（7.1.5.3参照）。

2.4.2.4 区分4.1 固体鈍性化爆発物

2.4.2.4.1 定義

固体鈍性化爆発物は、その爆発性状を抑制し、均一な固体混合物を形成するために水もしくはアルコールにより湿性とし又は他の物質により希釈した爆発性物質である（2.1.3.6.3参照）。危険物リスト中の固体鈍性化爆発物のエントリーは、UN 1310, UN 1320, UN 1321, UN 1322, UN 1336, UN 1337, UN 1344, UN 1347, UN 1348, UN 1349, UN 1354, UN 1355, UN 1356, UN 1357, UN 1517, UN 1571, UN 2555, UN 2556, UN 2557, UN 2852, UN 2907, UN 3317, UN 3319, UN 3344, UN 3364, UN 3365, UN 3366, UN 3367, UN 3368, UN 3369, UN 3370, UN 3376, UN 3380 及び UN 3474である。

2.4.2.4.2 次の物質も：

- (a) 試験シリーズ1及び2により暫定的にクラス1の物質としてされたが、試験シリーズ6によりクラス1から除外された；
- (b) 区分4.1の自己反応性物質ではない；
- (c) クラス5の物質ではない；

区分4.1に割当てられる。UN 2956, UN 3241, UN 3242 及び UN 3251は鈍性化爆発物ではないが、区分4.1に割当てられる上記物質である。

2.4.2.5 区分4.1 重合性物質及び混合物（安定化されたもの）

2.4.2.5.1 定義と性質

重合性物質とは、安定化されていない状態では、通常の輸送過程で経験する条件下で、より大きな分子の形成又は重合体を形成する強い発熱反応を起こす傾向を持つ物質である。そのような物質は、以下の場合、区分4.1の重合性物質とみなされる：

- (a) これらの物質の自己促進重合温度 (SAPT) が、その物質または混合物が輸送される小型容器、IBC 又はポータブルタンクの中の条件で (輸送のための安定化の有無を問わず) 75 °C以下を示す ;
- (b) それらの反応熱が300 J/g以上の値を示す ; 及び
- (c) それらがクラス1から8までの他の分類判定基準をどれも満たさない。

重合性物質の判定基準を満たす混合物は区分4.1の重合性物質に分類されなければならない。

2.4.2.5.2 重合性物質は、その自己促進重合温度 (SAPT) が以下の条件の場合、輸送中の温度管理の対象となる :

- (a) 小型容器又はIBCによる輸送が行われる場合、小型容器又はIBC内部で50 °C以下 ; 又は
- (b) ポータブルタンクで輸送が行われる場合、ポータブルタンク内部で45 °C以下。

注記: 重合性物質及びクラス1から8までの分類判定基準を満たす物質は、第3.3章の特別規定386の要件に従わなければならない。

2.4.3 区分4.2—自然発火性物質

2.4.3.1 定義及び性状

2.4.3.1.1 区分4.2には次のものが含まれる :

- (a) 自然発火性物質、少量であっても空気と接触して5分以内に発火する混合物及び溶液 (液体又固体) を含む物質。これらの区分4.2の物質は最も自然発火し易い ; 及び
- (b) 自己発熱性物質、空気と接した場合にエネルギーの供給なしに自然発熱し易い自然発火性物質以外の物質。これらの物質は大量 (数キログラム) で、長時間 (数時間又は数日) 経過後の場合に限り発火発熱する。

2.4.3.1.2 物質の自己加熱とは物質と酸素 (空気中の) の緩やかな反応による熱生成過程である。もし熱生成速度が熱損失速度を上回ると物質の温度が上昇し、一定の誘導時間の後、自己発火や燃焼を引き起こすことがある。

2.4.3.2 区分4.2の分類

2.4.3.2.1 自然発火性物質と考えられる固体は、試験方法及び判定基準のマニュアル、第Ⅲ部、33.4.4に定める試験法により実施した試験において、試料の一つでも燃焼した場合には、区分4.2に分類しなければならない。

2.4.3.2.2 自然発火性物質と考えられる液体は、試験方法及び判定基準のマニュアル、第Ⅲ部、33.4.5に定める試験法により実施した試験において、その液体が第一段階の試験で燃焼した場合又はろ紙が発火もしくはこげた場合には、区分4.2に分類しなければならない。

2.4.3.2.3 自己発熱性物質

2.4.3.2.3.1 物質は、試験方法及び判定基準のマニュアル、第Ⅲ部、33.4.6に定める試験法により実施した試験において、次の結果が得られた場合には区分4.2の自己発熱性物質に分類しなければならない。

- (a) 140°Cにおける25ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「+」である ;

- (b) 140°Cにおける100ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「+」及び120°Cにおける100ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「-」であり、かつ、容量3m³を超える輸送物で輸送される；
- (c) 140°Cにおける100ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「+」及び100°Cにおける100ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「-」であり、かつ、容量450リットルを超える輸送物で輸送される；
- (d) 140°Cにおける100ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「+」であり、かつ、100°Cにおける100ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「+」である。

注記： 自己反応性物質もこの試験法で「+」結果が得られるが、これらは区分4.2ではなく区分4.1に分類しなければならない(2.4.2.3.1.1参照)。

2.4.3.2.3.2 次の物質は、区分4.2に分類してはならない。

- (a) 140°Cにおける100ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「-」であるもの；
- (b) 140°Cにおける100ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「+」、140°Cにおける25ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「-」及び120°Cにおける100ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「-」であり、かつ、容量3m³以下の輸送物で輸送されるもの；
- (c) 140°Cにおける100ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「+」及び140°Cにおける25ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「-」及び100°Cにおける100ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「-」であり、かつ、容量450リットル以下の輸送物で輸送されるもの。

2.4.3.3 容器等級の割当て

2.4.3.3.1 全ての固体及び液体の自然発火性物質の容器等級はIとしなければならない。

2.4.3.3.2 140°Cにおける25ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「+」である自然発火性物質の容器等級はIIとしなければならない。

2.4.3.3.3 次の自然発火性物質の容器等級はIIIとしなければならない。

- (a) 140°Cにおける100ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「+」及び140°Cにおける25ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「-」であり、かつ、容量3m³を超える輸送物で輸送されるもの；
- (b) 140°Cにおける100ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「+」及び140°Cにおける25ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「-」及び120°Cにおける100ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「+」であり、かつ、容量450リットルを超える輸送物で輸送されるもの；
- (c) 140°Cにおける100ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「+」、140°Cにおける25ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「-」かつ100°Cにおける100ミリメートル立方体の試料を用いた試験結果が「+」であるもの；

2.4.4 区分4.3—水と接触して可燃性ガスを発生する物質

2.4.4.1 定義及び性状

ある種の物質は、水と接して、空気との混合により爆発性の混合気体を形成するおそれのある可燃性ガスを発生することがある。そのような混合気体は、一般的な全ての発火源、例えば裸火、火花を発する工具又はランプにより容易に着火する。その結果起きる爆発波動及び火炎は人や環境に危険となることが

ある。2.4.4.2に規定する試験方法は、物質と水との反応が危険な量の引火性のガスを発生させるか否かを決定するために用いられる。この試験法は、自然発火性物質に適用してはならない。

2.4.4.2 区分4.3の分類

水と接して可燃性ガスを発生する物質は、試験方法及び判定基準のマニュアル、第Ⅲ部、33.5に定める試験法により実施した試験において、次の結果が得られた場合には区分4.3に分類しなければならない：

- (a) 試験手順のあらゆる段階において自然発火する；又は
- (b) 可燃性ガスの発生量が物質1kgについて1時間あたり1リットルを超える。

2.4.4.3 容器等級の割当て

2.4.4.3.1 室温で水と激しく反応して一般的に発生ガスが自然発火する傾向を示すか、又は室温で水と容易に反応して発生する可燃性ガスの発生速度が1分間に物質 1 kgあたり10リットル以上である物質は、容器等級はIとしなければならない。

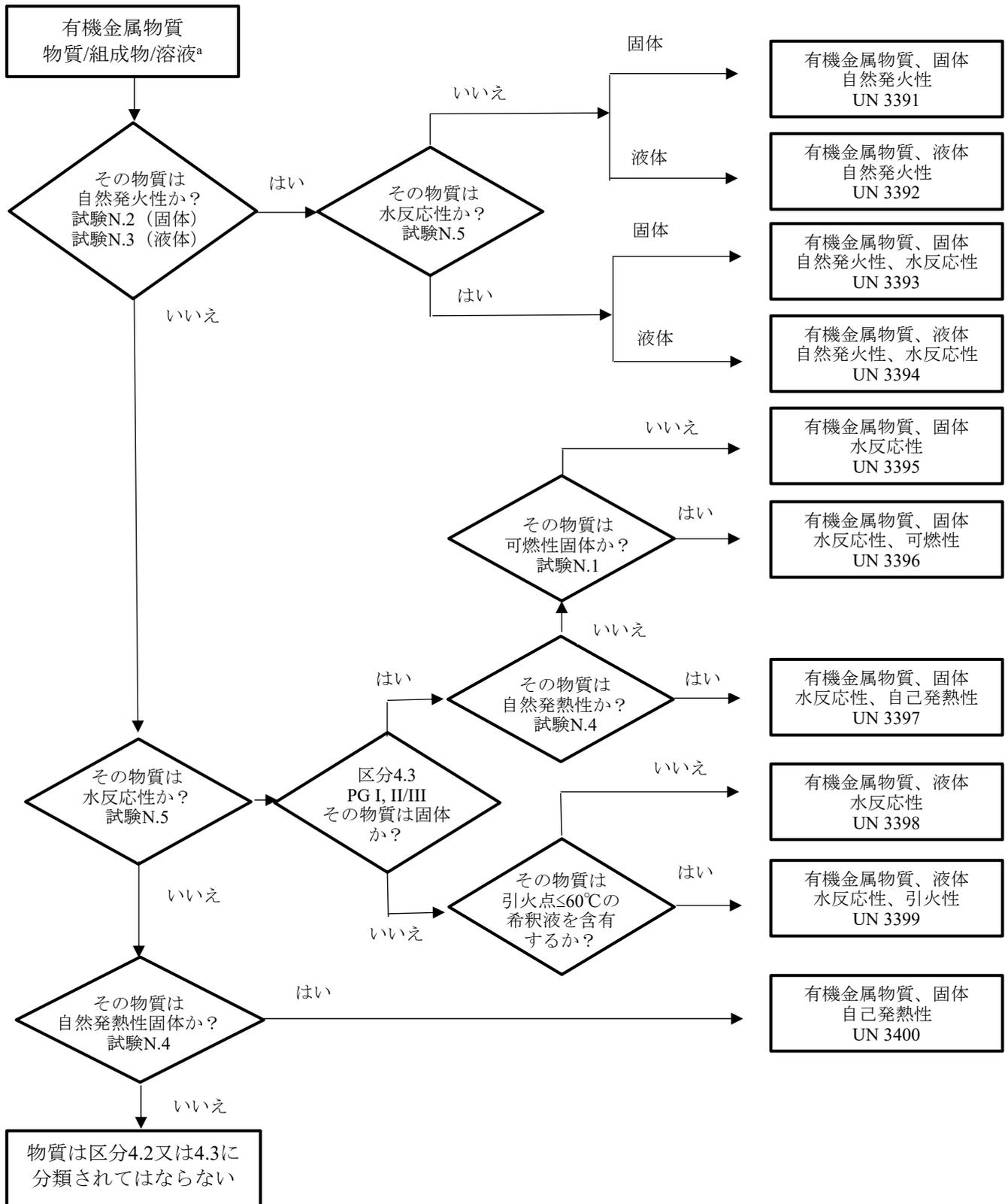
2.4.4.3.2 室温で水と容易に反応し、可燃性ガスの最大発生速度が1時間に物質1kgあたり20リットル以上であり、かつ、容器等級Iの判定基準に適合しないあらゆる物質は、容器等級はIIとしなければならない。

2.4.4.3.3 室温で水とゆっくり反応し、可燃性ガスの最大発生速度が1時間に物質1kgあたり1リットルを超え、かつ、容器等級I又はIIの判定基準に適合しないあらゆる物質は、容器等級はIIIとしなければならない。

2.4.5 有機金属物質の分類

有機金属物質は、その性状により図2.4.2のフローチャートスキームに従って区分4.2又は区分4.3のいずれかに分類することができる。

図 2.4.2:有機金属物質のフローチャートスキーム^b



^a 適用性と試験が関連する場合には、それぞれの性状を考慮に入れてクラス6.1及び8の性状は、表2.0.3.3の危険性の優先順位に従って検討されなければならない。

^b 試験方法N.1からN.5は、試験方法及び判定基準のマニュアル第III部、第33節に示されている。

第2.5章

クラス5－酸化性物質 及び有機過酸化物

一般的注記

注記： 区分5.1及び区分5.2に属する危険物が示す性状の違いから、いずれかの区分とするために単一の分類判定基準を策定することは実際的ではない。この章は、クラス5の二つの区分に割当てするための試験及び判定基準について述べられている。

2.5.1 定義及び一般規定

クラス5は、次の二つの区分に分ける：

(a) 区分5.1－酸化性物質

物質それ自体は必ずしも可燃性ではないが、一般的には酸素の発生により、他の物質を燃焼させ又は燃焼を助長するおそれのある物質。このような物質は物品に内蔵されていることがある。

(b) 区分5.2－有機過酸化物

有機過酸化物は、2価の-0-0-構造を有し、1又は2個の水素原子が有機物の基により置換された場合の過酸化水素の誘導体と考えられる。有機過酸化物は、自己発熱分解を起こすおそれがあり、熱的に不安定な物質である。加えて、次の一つ以上の性状を有するものがある：

- (i) 爆発的な分解を起こし易い；
- (ii) 急速に燃焼する；
- (iii) 衝撃又は摩擦に敏感である；
- (iv) 他の物質と危険な反応を起こす；
- (v) 眼に障害を及ぼす。

2.5.2 区分5.1－酸化性物質

2.5.2.1 区分5.1の分類

2.5.2.1.1 酸化性物質は、2.5.2.2、2.5.2.3及び試験方法及び判定基準のマニュアル、第Ⅲ部、第34節の試験方法、手順及び判定基準に従って区分5.1に分類される。試験結果と既知の経験とに差異がある場合には、既知の経験に基づく判定を試験結果より優先しなければならない。

注記： 第3.2章の危険物リストに掲げられた本区分の物質のこの判定基準に従って行う分類変更は、それが安全上必要な場合に限られる。

2.5.2.1.2 例外として、固体硝酸アンモニウム系肥料は、試験方法及び判定基準のマニュアル、第Ⅲ部、第39節の手順に従って分類されなければならない。

2.5.2.1.3 毒性、腐食等の他の危険性を有する物質は、第2.0章の要件に適合しなければならない。

2.5.2.2 固体酸化性物質

2.5.2.2.1 区分5.1の分類判定基準

2.5.2.2.1.1 試験は、固体物質と可燃性の物質とを完全に混合した場合に、固体物質が可燃性物質の燃焼速度又は燃焼強度を増加させる能力を測定するために行われる。試験手順は、試験方法及び判定基準のマニュアル第Ⅲ部、34.4.1（試験 O.1）、又はその代替として34.4.3（試験 O.3）に規定されている。試験は、評価対象物質と乾燥セルロース繊維の質量比が1:1及び4:1となる混合物について実施する。その混合物の燃焼特性を以下のように比較する：

- (a) 試験 O.1では、臭素酸カリウムとセルロースの質量比が3:7の標準混合物と比較する。燃焼時間が標準混合物の燃焼時間以下の場合には、その燃焼時間は容器等級Ⅰ又はⅡの標準混合物、即ちそれぞれ臭素酸カリウムとセルロースの質量比が3:2又は2:3のものの燃焼時間と比較しなければならない；又は
- (b) 試験 O.3では、過酸化カルシウムとセルロースの質量比が1:2の標準混合物と比較する。燃焼速度が標準混合物の燃焼速度以上の場合には、その燃焼速度を容器等級Ⅰ又はⅡの標準混合物、即ちそれぞれ過酸化カルシウムとセルロースの質量比が3:1又は1:1のものの燃焼速度と比較しなければならない。

2.5.2.2.1.2 分類試験の結果は、次に基づいて評価される：

- (a) 対象混合物と標準混合物の平均燃焼時間の比較（試験 O.1の場合）、又は燃焼速度の比較（試験 O.3の場合）；及び
- (b) 物質とセルロースの混合物が発火及び燃焼したかどうか。

2.5.2.2.1.3 固体物質である対象試料とセルロースの質量比が1:1又は4:1のものを試験した結果が以下のような場合、その固体物質は区分5.1に分類される：

- (a) 試験 O.1において、その平均燃焼時間が、臭素酸カリウムとセルロースの質量比が3:7の物質の平均燃焼時間以下の場合；又は、
- (b) 試験 O.3において、その平均燃焼速度が、過酸化カルシウムとセルロースの質量比が1:2の物質の平均燃焼速度以上の場合。

2.5.2.2.2 容器等級の割当て

固体酸化性物質の容器等級は、試験方法及び判定基準のマニュアル第Ⅲ部、34.4.1（試験 O.1）、又は 34.4.3（試験 O.3）のどちらかの試験手順に従い、次の判定基準に基づき割当てられる：

- (a) 試験 O.1
 - (i) 容器等級Ⅰ：対象試料とセルロースの質量比が4:1又は1:1のものを試験した場合に、その平均燃焼時間が臭素酸カリウムとセルロースの質量比が3:2の混合物の平均燃焼時間未満であるあらゆる物質；
 - (ii) 容器等級Ⅱ：対象試料とセルロースの質量比が4:1又は1:1のものを試験した場合に、その平均燃焼時間が臭素酸カリウムとセルロースの質量比が2:3の混合物の平均燃焼時間以下のあらゆる物質であって、容器等級Ⅰの判定基準に適合しないもの；
 - (iii) 容器等級Ⅲ：対象試料とセルロースの質量比が4:1又は1:1のものを試験した場合に、その平均燃焼時間が臭素酸カリウムとセルロースの質量比が3:7の混合物の平均燃焼時間以下のあらゆる物質であって、容器等級Ⅰ及びⅡの判定基準に適合しないもの；

- (iv) 区分5.1でないもの：対象試料とセルロースの質量比が4:1又は1:1のものを試験した場合に、それが発火及び燃焼をしないか又はその平均燃焼時間が臭素酸カリウムとセルロースの質量比が3:7の混合物の平均燃焼時間を超えるあらゆる物質。

(b) 試験 O.3

- (i) 容器等級I：対象試料とセルロースの質量比が4:1又は1:1のものを試験した場合に、その平均燃焼速度が過酸化カルシウムとセルロースの質量比が3:1の混合物の平均燃焼速度以上のあらゆる物質；
- (ii) 容器等級II：対象試料とセルロースの質量比が4:1又は1:1のものを試験した場合に、その平均燃焼速度が過酸化カルシウムとセルロースの質量比が1:1の混合物の平均燃焼速度以上のあらゆる物質であって、容器等級Iの判定基準に適合しないもの；
- (iii) 容器等級III：対象試料とセルロースの質量比が4:1又は1:1のものを試験した場合に、その平均燃焼速度が過酸化カルシウムとセルロースの質量比が1:2の混合物の平均燃焼速度以上のあらゆる物質であって、容器等級I及びIIの判定基準に適合しないもの；
- (iv) 区分5.1でないもの：対象試料とセルロースの質量比が4:1又は1:1のものを試験した場合に、それが発火及び燃焼をしないか、又はその平均燃焼速度が過酸化カルシウムとセルロースの質量比が1:2の混合物の平均燃焼速度以下のあらゆる物質。

2.5.2.3 液体酸化性物質

2.5.2.3.1 区分5.1の分類判定基準

2.5.2.3.1.1 試験は、液体物質と可燃性の物質とを完全に混合した場合に、液体物質が可燃性物質の燃焼速度もしくは燃焼強度を増加させる又は自然発火させる能力を決定するために行われる。試験手順は、試験方法及び判定基準のマニュアル第III部、34.4.2（試験 O.2）に規定されている。この試験は、燃焼中の圧力上昇時間を測定する。液体は区分5.1の酸化性物質であるか、そうである場合にはその割当てすべき容器等級はI、II又はIIIのいずれであるかは、試験結果に基づいて決定される（2.0.3の危険性の優先順位も参照）。

2.5.2.3.1.2 分類試験の結果は、次に基づいて評価される：

- (a) 物質とセルロースの混合物が自然発火するか；
- (b) 対象混合物と標準物質の平均圧力上昇（ゲージ圧690kPaから2,070kPaまで）時間の比較。

2.5.2.3.1.3 液体物質であって、対象物質とセルロースの質量比が1:1のものを試験した場合に、その平均圧力上昇時間が、65質量%の硝酸水溶液とセルロースの質量比が1:1の混合物の平均圧力上昇時間以下のものは、区分5.1に分類しなければならない。

2.5.2.3.2 容器等級の割当て

液体酸化性物質は、以下の判定基準に一致した試験方法及び判定基準のマニュアル、第III部 34.4.2にある試験手順に従って容器包装が割当てられる。

- (a) 容器等級I：対象物質とセルロースの質量比が1:1の混合物を試験した場合に、自然発火したか又はその平均圧力上昇時間が50質量%の過塩素酸とセルロースの質量比が1:1の混合物の平均圧力上昇時間未満であるあらゆる物質；

- (b) 容器等級II：対象物質とセルロースの質量比が1:1の混合物を試験した場合に、その平均圧力上昇時間が40質量%塩素酸ナトリウム水溶液とセルロースの質量比が1:1の混合物の圧力上昇時間以下のあらゆる物質であって、容器等級Iの判定基準に適合しないもの；
- (c) 容器等級III：対象物質とセルロースの質量比が1:1のものを試験した場合に、その平均圧力上昇時間が65質量%の硝酸水溶液とセルロースの質量比が1:1の混合物の圧力上昇時間以下のあらゆる物質であって、容器等級I及びIIの判定基準に適合しないもの；
- (d) 区分5.1でないもの：対象物質とセルロースの質量比が1:1の混合物を試験した場合に、試験混合物の上昇圧力が2,070 kPa未満である；又は、その平均圧力上昇時間が65質量%の硝酸水溶液とセルロースの質量比が1:1の混合物の圧力上昇時間を超えるあらゆる物質。

2.5.3 区分5.2 有機過酸化物

2.5.3.1 性状

2.5.3.1.1 有機過酸化物は、常温又は高温下において発熱分解しやすい。分解は、熱、不純物（例えば、酸、重金属化合物、アミン類）との接触、摩擦又は衝撃により起こる。分解速度は、温度により増加し、有機過酸化物組成物によって様々である。分解の結果、有害もしくは引火性のガス又は蒸気を発生することがある。ある種の有機過酸化物については、輸送中の温度を管理しなければならない。若干の有機過酸化物は、特に閉鎖された場合には、爆発的に分解することがある。この性状は、希釈剤の添加又は適切な容器包装を使用することにより変えることができる。多くの有機過酸化物は、激しく燃焼する。

2.5.3.1.2 有機過酸化物の眼への接触は避けなければならない。ある種の有機過酸化物は、短時間の接触であっても角膜に重傷を負わせ又は皮膚を腐食する。

2.5.3.2 有機過酸化物の分類

2.5.3.2.1 次のものを含有する有機過酸化物組成物を除き、有機過酸化物は区分5.2としなければならない。

- (a) 過酸化水素の含有量が1.0%以下の場合において、有機過酸化物からの活性酸素量が1%以下のもの；又は
- (b) 過酸化水素の含有量が1%を超え7%以下の場合において、有機過酸化物からの活性酸素量が0.5%以下のもの。

注記： 有機過酸化物処方物の活性酸素量（%）は、次式により得られる：

$$16 \times \sum (n_i \times c_i / m_i)$$

ここで： n_i = 有機過酸化物 i の分子あたりの過酸化物団の数

c_i = 有機過酸化物 i の濃度（質量%）

m_i = 有機過酸化物 i の分子量

2.5.3.2.2 有機過酸化物は、その表す危険の程度により七つのタイプに分類される。有機過酸化物のタイプは、試験に供された容器包装での輸送ができないことがあるタイプAから、区分5.2の有機過酸化物の規定が適用されないタイプGまでがある。タイプBからFの分類は、1個の輸送物あたりの最大許容量に直接係わりがある。

2.5.3.2.3 小型容器により輸送できる有機過酸化物は2.5.3.2.4に、中型容器(IBCs)により輸送できる有機過酸化物は包装要件IBC520に及びポータブルタンクにより輸送できる有機過酸化物はタンク要件T23に、

それぞれ示されている。輸送できる物質には、危険物リストに該当する包括品名エントリー（UN 3101から3120）が割当てられ、副次危険性及び準備すべき関連輸送情報に関する事項が規定されている。この包括品名エントリーには、次の内容が示されている：

- (a) 有機過酸化物のタイプ（BからFまで）；
- (b) 物理的性状（液体又は固体）；及び
- (c) 必要な場合の管理温度（2.5.3.4参照）。

2.5.3.2.3.1 表に掲げられた組成物の混合物は、最も危険性の高い成分のものと同一のタイプの有機過酸化物として分類し、そのタイプに規定されている輸送条件により輸送することができる。ただし、二つの安定した成分の混合物が熱的に不安定な混合物を生成することもあるので、その混合物の自己加速分解温度(SADT)を決定し、かつ、必要な場合には2.5.3.4に規定された温度管理が適用される。

2.5.3.2.4 現在割当てられている小型容器により輸送される有機過酸化物一覧表

「包装要件」欄のコード「OP1」から「OP8」は包装要件P520の包装方法を示す。輸送される有機過酸化物は、リストに示された分類並びに管理及び非常温度（SADTから導き出される）を満たさなければならない。IBCで許可される物質に関しては包装要件IBC520を、タンクで許可されるものに関してはポータブルタンク要件T23を参照のこと。本規則には記載されていないが、4.1.4.2の包装要件IBC520及び4.2.5.2.6のポータブルタンク要件T23で掲げられる組成物は、該当する管理及び非常温度を適用の上、4.1.4.1の包装要件P520の包装方法OP8に従って包装され輸送することができる。

有機過酸化物	濃度 (%)	希釈剤タイプA (%)	希釈剤タイプB ¹⁾ (%)	不活性固体 (%)	水 (%)	包装方法	管理温度 (°C)	非常温度 (°C)	国連番号 (包括品名 エントリー)	副次危険性及び備考
アセチルアセトンパーオキシド	≤ 42	≥ 48			≥ 8	OP7			3105	2)
"	≤ 35	≥ 57			≥ 8	OP8			3107	32)
"	≤ 32 ペースト状					OP7			3106	20)
アセチルシクロヘキサンスルホニルパーオキシド	≤ 82				≥ 12	OP4	-10	0	3112	3)
"	≤ 32		≥ 68			OP7	-10	0	3115	
ターシャリアミルハイドロパーオキシド	≤ 88	≥ 6			≥ 6	OP8			3107	
ターシャリアミルパーオキシアセテート	≤ 62	≥ 38				OP7			3105	
ターシャリアミルパーオキシベンゾエート	≤ 100					OP5			3103	
ターシャリアミルパーオキシ-2-エチルヘキサノエート	≤ 100					OP7	+20	+25	3115	
ターシャリアミルパーオキシ-2-エチルヘキシルカーボネート	≤ 100					OP7			3105	
ターシャリアミルパーオキシイソプロピルカーボネート	≤ 77	≥ 23				OP5			3103	
ターシャリアミルパーオキシネオデカノエート	≤ 77		≥ 23			OP7	0	+10	3115	
"	≤ 47	≥ 53				OP8	0	+10	3119	
ターシャリアミルパーオキシピバレート	≤ 77		≥ 23			OP5	+10	+15	3113	
ターシャリアミルパーオキシ-3,5,5-トリメチルヘキサノエート	≤ 100					OP7			3105	
ターシャリーブチルクミルパーオキシド	> 42 - 100					OP8			3109	
"	≤ 52			≥ 48		OP8			3108	
ノルマルブチル-4,4-ジ(ターシャリーブチルパーオキシ)バレレート	> 52 - 100					OP5			3103	
"	≤ 52			≥ 48		OP8			3108	
ターシャリーブチルハイドロパーオキシド	>79 - 90				≥ 10	OP5			3103	13)
"	≤ 80	≥ 20				OP7			3105	4) 13)
"	≤ 79				> 14	OP8			3107	13) 23)
"	≤ 72				≥ 28	OP8			3109	13)
ターシャリーブチルハイドロパーオキシド+ジターシャリーブチルパーオキシドの混合物	< 82 + >9				≥ 7	OP5			3103	13)

有機過酸化物	濃度 (%)	希釈剤タイプA (%)	希釈剤タイプB ¹⁾ (%)	不活性固体 (%)	水 (%)	包装方法	管理温度 (°C)	非常温度 (°C)	国連番号 (包括品名 エントリー)	副次危険性及び備考
ターシャリーブチルモノパーオキシマレエート	> 52 - 100					OP5			3102	3)
"	≤ 52	≥ 48				OP6			3103	
"	≤ 52			≥ 48		OP8			3108	
"	≤ 52 ペースト状					OP8			3108	
ターシャリーブチルパーオキシアセテート	> 52 - 77	≥ 23				OP5			3101	3)
"	> 32 - 52	≥ 48				OP6			3103	
"	≤ 32		≥ 68			OP8			3109	
ターシャリーブチルパーオキシベンゾエート	> 77 - 100					OP5			3103	
"	> 52 - 77	≥ 23				OP7			3105	
"	≤ 52			≥ 48		OP7			3106	
ターシャリーブチルパーオキシブチルマレエート	≤ 52	≥ 48				OP7			3105	
ターシャリーブチルパーオキシクロトネート	≤ 77	≥ 23				OP7			3105	
ターシャリーブチルパーオキシジエチルアセテート	≤ 100					OP5	+20	+25	3113	
ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエート	> 52 - 100					OP6	+20	+25	3113	
"	> 32 - 52		≥ 48			OP8	+30	+35	3117	
"	≤ 52			≥ 48		OP8	+20	+25	3118	
"	≤ 32		≥ 68			OP8	+40	+45	3119	
ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエート+2,2-ジ(ターシャリーブチルパーオキシ)ブタンの混合物	≤ 12 + ≤ 14	≥ 14		≥ 60		OP7			3106	
"	≤ 31 + ≤ 36		≥ 33			OP7	+35	+40	3115	
ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキシルカーボネート	≤ 100					OP7			3105	
ターシャリーブチルパーオキシイソブチレート	> 52 - 77		≥ 23			OP5	+15	+20	3111	3)
"	≤ 52		≥ 48			OP7	+15	+20	3115	
ターシャリーブチルパーオキシイソプロピルカーボネート	≤ 77	≥ 23				OP5			3103	
"	≤ 62		≥ 38			OP7			3105	
1-(2-ターシャリーブチルパーオキシイソプロピル)-3-イソプロペニルベンゼン	≤ 77	≥ 23				OP7			3105	
"	≤ 42			≥ 58		OP8			3108	
ターシャリーブチルパーオキシ-2-メチルベンゾエート	≤ 100					OP5			3103	

有機過酸化物	濃度 (%)	希釈剤タイプA (%)	希釈剤タイプB ¹⁾ (%)	不活性固体 (%)	水 (%)	包装方法	管理温度 (°C)	非常温度 (°C)	国連番号 (包括品名 エントリー)	副次危険性及び備考
ターシャリーブチルパーオキシネオデカノエート	> 77 - 100					OP7	-5	+5	3115	
"	≤ 77		≥ 23			OP7	0	+10	3115	
"	≤ 52 安定な水中懸濁物					OP8	0	+10	3119	
"	≤ 42安定な水中懸濁物(冷凍)					OP8	0	+10	3118	
"	≤ 32	≥ 68				OP8	0	+10	3119	
ターシャリーブチルパーオキシネオヘプタノエート	≤ 77	≥ 23				OP7	0	+10	3115	
"	≤ 42安定な水中懸濁物					OP8	0	+10	3117	
ターシャリーブチルパーオキシピバレート	> 67 - 77	≥ 23				OP5	0	+10	3113	
"	> 27 - 67		≥ 33			OP7	0	+10	3115	
"	≤ 27		≥ 73			OP8	+30	+35	3119	
ターシャリーブチルパーオキシステアシルカーボネート	≤ 100					OP7			3106	
ターシャリーブチルパーオキシ-3,5,5-トリメチルヘキサノエート	> 37 - 100					OP7			3105	
"	≤ 42			≥ 58		OP7			3106	
"	≤ 37		≥ 63			OP8			3109	
3-クロロパーオキシベンゾイックアシド	> 57 - 86			≥ 14		OP1			3102	3)
"	≤ 57			≥ 3	≥ 40	OP7			3106	
"	≤ 77			≥ 6	≥ 17	OP7			3106	
クミルハイドロパーオキサイド	> 90 - 98	≤ 10				OP8			3107	13)
"	≤ 90	≥ 10				OP8			3109	13) 18)
クミルパーオキシネオデカノエート	≤ 87	≥ 13				OP7	- 10	0	3115	
"	≤ 77		≥ 23			OP7	-10	0	3115	
"	≤ 52 安定な水中懸濁物					OP8	-10	0	3119	
クミルパーオキシネオヘプタノエート	≤ 77	≥ 23				OP7	-10	0	3115	

有機過酸化物	濃度 (%)	希釈剤タイプA (%)	希釈剤タイプB ¹⁾ (%)	不活性固体 (%)	水 (%)	包装方法	管理温度 (°C)	非常温度 (°C)	国連番号 (包括品名 エントリー)	副次危険性及び備考
クミルパーオキシピバレート	≤ 77		≥ 23			OP7	-5	+5	3115	
シクロヘキサノンパーオキサイド	≤ 91				≥ 9	OP6			3104	13)
"	≤ 72	≥ 28				OP7			3105	5)
"	≤ 72 ペースト状					OP7			3106	5) 20)
"	≤ 32			≥ 68					適用除外	29)
([3R-(3R,5aS,6S,8aS,9R,10R,12S,12aR**)]-デカヒドロ-10-メトキシ-3,6,9-トリメチル-3,12-エポキシ-12H-ピラノ[4,3-j]-1,2-ベンゾジオキセピン)	≤ 100					OP7			3106	
ジアセトンアルコールパーオキサイド	≤ 57		≥ 26		≥ 8	OP7	+40	+45	3115	6)
ジアセチルパーオキサイド	≤ 27		≥ 73			OP7	+20	+25	3115	7) 13)
ジ-ターシャリアミルパーオキサイド	≤ 100					OP8			3107	
2,2-ジ-(ターシャリアミルパーオキシ)ブタン	≤ 57	≥ 43				OP7			3105	
1,1-ジ-(ターシャリアミルパーオキシ)シクロヘキサン	≤ 82	≥ 18				OP6			3103	
ジベンゾイルパーオキサイド	> 52 - 100			≤ 48		OP2			3102	3)
"	> 77 - 94				≥ 6	OP4			3102	3)
"	≤ 77				≥ 23	OP6			3104	
"	≤ 62			≥ 28	≥ 10	OP7			3106	
"	> 52 - 62 ペースト状					OP7			3106	20)
"	> 35 - 52			≥ 48		OP7			3106	
"	> 36 - 42	≥ 18			≤ 40	OP8			3107	
"	≤ 56.5 ペースト状				≥ 15	OP8			3108	
"	≤ 52 ペースト状					OP8			3108	20)
"	≤ 42 安定な水中懸濁物					OP8			3109	
"	≤ 35			≥ 65					適用除外	29)
ジ-(4-ターシャリーブチルシクロヘキシル)パーオキシジカーボネート	≤ 100					OP6	+30	+35	3114	
"	≤ 42 安定な水中懸濁物					OP8	+30	+35	3119	

有機過酸化物	濃度 (%)	希釈剤タイプA (%)	希釈剤タイプB ¹⁾ (%)	不活性固体 (%)	水 (%)	包装方法	管理温度 (°C)	非常温度 (°C)	国連番号 (包括品名 エントリー)	副次危険性及び備考
ジ-(4-ターシャリーブチルシクロヘキシル)パーオキシジカーボネート	≤ 42 ペースト状					OP8	+35	+40	3118	
ジ-ターシャリーブチルパーオキシド	> 52 - 100					OP8			3107	
"	≤ 52		≥ 48			OP8			3109	25)
ジターシャリーブチルパーオキシアゼレート	≤ 52	≥ 48				OP7			3105	
2,2-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)ブタン	≤ 52	≥ 48				OP6			3103	
1,6-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシカーボニルオキシ)ヘキサン	≤ 72	≥ 28				OP5			3103	
1,1-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)シクロヘキサン	> 80 - 100					OP5			3101	3)
"	≤ 72		≥ 28			OP5			3103	30)
"	> 52 - 80	≥ 20				OP5			3103	
"	> 42 - 52	≥ 48				OP7			3105	
"	≤ 42	≥ 13		≥ 45		OP7			3106	
"	≤ 42	≥ 58				OP8			3109	
"	≤ 27	≥ 25				OP8			3107	21)
"	≤ 13	≥ 13	≥ 74			OP8			3109	
1,1-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)-シクロヘキサン+ターシャリーブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノンの混合物	≤ 43 + ≤ 16	≥ 41				OP 7			3105	
ジノルマルブチルパーオキシジカーボネート	> 27 - 52		≥ 48			OP7	-15	-5	3115	
"	≤ 42 安定な水中懸濁物(冷凍)					OP8	-15	-5	3118	
"	≤ 27		≥ 73			OP8	-10	0	3117	
ジセコンダリーブチルパーオキシジカーボネート	> 52 - 100					OP4	-20	-10	3113	
"	≤ 52		≥ 48			OP7	-15	-5	3115	
ジ-(ターシャリーブチルパーオキシイソプロピル)ベンゼン	> 42 - 100			≤ 57		OP7			3106	
"	≤ 42			≥ 58					適用除外	29)
ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)フタレート	> 42 - 52	≥ 48				OP7			3105	
"	≤ 52 ペースト状					OP7			3106	20)
"	≤ 42	≥ 58				OP8			3107	

有機過酸化物	濃度 (%)	希釈剤タイプA (%)	希釈剤タイプB ¹⁾ (%)	不活性固体 (%)	水 (%)	包装方法	管理温度 (°C)	非常温度 (°C)	国連番号 (包括品名 エントリー)	副次危険性及び備考
2,2-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)プロパン	≤ 52	≥ 48				OP7			3105	
"	≤ 42	≥ 13		≥ 45		OP7			3106	
1,1-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)-3,3,5-トリメチルシクロヘキサン	> 90 - 100					OP5			3101	3)
"	≤ 90		≥ 10			OP5			3103	30)
"	> 57 - 90	≥ 10				OP5			3103	
"	≤ 77		≥ 23			OP5			3103	
"	≤ 57			≥ 43		OP8			3110	
"	≤ 57	≥ 43				OP8			3107	
"	≤ 32	≥ 26	≥ 42			OP8			3107	
ジセチルパーオキシジカーボネート	≤ 100					OP8	+30	+35	3120	
"	≤ 42 安定な水中懸濁物					OP8	+30	+35	3119	
ジ-4-クロロベンゾイルパーオキシサイド	≤ 77				≥ 23	OP5			3102	3)
"	≤ 52 ペースト状					OP7			3106	20)
"	≤ 32			≥ 68					適用除外	29)
ジクミルパーオキシサイド	> 52 - 100					OP8			3110	12)
"	≤ 52			≥ 48					適用除外	29)
ジシクロヘキシルパーオキシジカーボネート	> 91 - 100					OP3	+10	+15	3112	3)
"	≤ 91				≥ 9	OP5	+10	+15	3114	
"	≤ 42 安定な水中懸濁物					OP8	+15	+20	3119	
ジデカノイルパーオキシサイド	≤ 100					OP6	+30	+35	3114	
2,2-ジ-(4,4-ジ(ターシャリーブチルパーオキシ)シクロヘキシル)プロパン	≤ 42			≥ 58		OP7			3106	
"	≤ 22		≥ 78			OP8			3107	
ジ-2,4-ジクロロベンゾイルパーオキシサイド	≤ 77				≥ 23	OP5			3102	3)
"	≤ 52 ペースト状					OP8	+20	+25	3118	
"	≤ 52 ペースト(シリコン油)状					OP7			3106	

有機過酸化物	濃度 (%)	希釈剤タイプA (%)	希釈剤タイプB ¹⁾ (%)	不活性固体 (%)	水 (%)	包装方法	管理温度 (°C)	非常温度 (°C)	国連番号 (包括品名 エントリー)	副次危険性及び備考
ジ-(2-エトキシエチル)パーオキシジカーボネート	≤ 52		≥ 48			OP7	-10	0	3115	
ジ-(2-エチルヘキシル)パーオキシジカーボネート	> 77 - 100					OP5	-20	-10	3113	
"	≤ 77		≥ 23			OP7	-15	-5	3115	
"	≤ 62 安定な水中懸濁物					OP8	-15	-5	3119	
"	≤ 52 安定な水中懸濁物(冷凍)					OP8	-15	-5	3120	
2,2-ジハイドロパーオキシプロパン	≤ 27			≥ 73		OP5			3102	3)
ジ-(1-ヒドロキシシクロヘキシル)パーオキサイド	≤ 100					OP7			3106	
ジイソブチルパーオキサイド	> 32 - 52		≥ 48			OP5	-20	-10	3111	3)
"	≤ 42 安定な水中懸濁物					OP8	-20	-10	3119	
"	≤ 32		≥ 68			OP7	-20	-10	3115	
ジイソプロピルベンゼンジハイドロパーオキサイド	≤ 82	≥ 5			≥ 5	OP7			3106	24)
ジイソプロピルパーオキシジカーボネート	> 52-100					OP2	-15	-5	3112	3)
"	≤ 52		≥ 48			OP7	-20	-10	3115	
"	≤ 32	≥ 68				OP7	-15	-5	3115	
ジラウロイルパーオキサイド	≤ 100					OP7			3106	
"	≤ 42 安定な水中懸濁物					OP8			3109	
ジ-(3-メトキシブチル)パーオキシジカーボネート	≤ 52		≥ 48			OP7	-5	+5	3115	
ジ-(2-メチルベンゾイル)パーオキサイド	≤ 87				≥ 13	OP5	+30	+35	3112	3)
ジ-(3-メトキシベンゾイル)パーオキサイド+ベンゾイル-(3-メトキシベンゾイル)パーオキサイド+ジベンゾイルパーオキサイドの混合物	≤ 20 + ≤ 18 + ≤ 4		≥ 58			OP7	+35	+40	3115	
ジ-(4-メチルベンゾイル)パーオキサイド	≤ 52 ペースト(シリコン油)状					OP7			3106	
2,5-ジメチル-2,5-ジ(ベンゾイルパーオキシ)ヘキサン	> 82-100					OP5			3102	3)
"	≤ 82			≥ 18		OP7			3106	
"	≤ 82				≥ 18	OP5			3104	

有機過酸化物	濃度 (%)	希釈剤タイプA (%)	希釈剤タイプB ¹⁾ (%)	不活性固体 (%)	水 (%)	包装方法	管理温度 (°C)	非常温度 (°C)	国連番号 (包括品名 エントリー)	副次危険性及び備考
2,5-ジメチル-2,5-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)ヘキサン	> 90 - 100					OP5			3103	
"	> 52 - 90	≥10				OP7			3105	
"	≤ 77			≥ 23		OP8			3108	
"	≤ 52	≥ 48				OP8			3109	
"	≤ 47 ペースト状					OP8			3108	
2,5-ジメチル-2,5-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)ヘキサン-3	> 86-100					OP5			3101	3)
"	>52-86	≥ 14				OP5			3103	26)
"	≤ 52			≥ 48		OP7			3106	
2,5-ジメチル-2,5-ジ-(2-エチルヘキサノイルパーオキシ)ヘキサン	≤ 100					OP5	+20	+25	3113	
2,5-ジメチル-2,5-ジ-ヒドロパーオキシヘキサン	≤ 82				≥ 18	OP6			3104	
2,5-ジメチル-2,5-ジ-(3,5,5-トリメチルヘキサノイルパーオキシ)ヘキサン	≤ 77	≥ 23				OP7			3105	
1,1-ジメチル-3-ヒドロキシブチルパーオキシネオヘプタノエート	≤ 52	≥ 48				OP8	0	+10	3117	
ジミリスチルパーオキシジカーボネート	≤ 100					OP7	+20	+25	3116	
"	≤ 42 安定な水中懸濁物					OP8	+20	+25	3119	
ジ-(2-ネオデカノイルパーオキシイソプロピル)ベンゼン	≤ 52	≥ 48				OP7	-10	0	3115	
ジノルマルノナノイルパーオキサイド	≤ 100					OP7	0	+10	3116	
ジノルマルオクタノイルパーオキサイド	≤ 100					OP5	+10	+15	3114	
ジ-(2-フェノキシエチル)パーオキシジカーボネート	>85-100					OP5			3102	3)
"	≤ 85				≥ 15	OP7			3106	
ジプロピオニルパーオキサイド	≤ 27		≥ 73			OP8	+15	+20	3117	
ジノルマルプロピルパーオキシジカーボネート	≤ 100					OP3	-25	-15	3113	
"	≤ 77		≥ 23			OP5	-20	-10	3113	
ジサクシニックアシドパーオキサイド	> 72-100					OP4			3102	3) 17)
"	≤ 72				≥ 28	OP7	+10	+15	3116	

有機過酸化物	濃度 (%)	希釈剤タイプA (%)	希釈剤タイプB ¹⁾ (%)	不活性固体 (%)	水 (%)	包装方法	管理温度 (°C)	非常温度 (°C)	国連番号 (包括品名エントリー)	副次危険性及び備考
ジ-(3,5,5-トリメチルヘキサノイル)パーオキシサイド	> 52-82	≥ 18				OP7	0	+10	3115	
"	≤ 52 安定な水中懸濁物					OP8	+10	+15	3119	
"	> 38-52	≥ 48				OP8	+10	+15	3119	
"	≤ 38	≥ 62				OP8	+20	+25	3119	
エチル-3,3-ジ-(ターシャリーアミルパーオキシ)ブチレート	≤ 67	≥ 33				OP7			3105	
エチル-3,3-ジ-(ターシャリーブチルパーオキシ)ブチレート	> 77 - 100					OP5			3103	
"	≤ 77	≥ 23				OP7			3105	
"	≤ 52			≥ 48		OP7			3106	
1-(2-エチルヘキサノイルパーオキシ)-1,3-ジメチルブチルパーオキシピバレート	≤ 52	≥ 45	≥ 10			OP7	-20	-10	3115	
ターシャリーヘキシルパーオキシネオデカネート	≤ 71	≥ 29				OP7	0	+10	3115	
ターシャリーヘキシルパーオキシピバレート	≤ 72		≥ 28			OP7	+10	+15	3115	
"	≤ 52 安定な水中懸濁物					OP8	+15	+20	3117	
3-ヒドロキシ-1,1-ジメチルブチルパーオキシネオデカネート	≤ 77	≥ 23				OP 7	- 5	+ 5	3115	
"	≤ 52	≥ 48				OP 8	- 5	+ 5	3117	
"	≤ 52 安定な水中懸濁物					OP 8	- 5	+ 5	3119	
イソプロピルセコンダリーブチルパーオキシジカーボネート+ジセコンダリーブチルパーオキシジカーボネート+ジイソプロピルパーオキシジカーボネートの混合物	≤ 32 + ≤ 15 - 18 ≤ 12 - 15	≥ 38				OP7	-20	-10	3115	
"	≤ 52 + ≤ 28 + ≤ 22					OP5	-20	-10	3111	3)
イソプロピルクミルハイドロパーオキシサイド	≤ 72	≥ 28				OP8			3109	13)
パラメンチルハイドロパーオキシサイド	> 72 - 100					OP7			3105	13)
"	≤ 72	≥ 28				OP8			3109	27)
メチルシクロヘキサノンパーオキシサイド	≤ 67		≥ 33			OP7	+35	+40	3115	

有機過酸化物	濃度 (%)	希釈剤タイプA (%)	希釈剤タイプB ¹⁾ (%)	不活性固体 (%)	水 (%)	包装方法	管理温度 (°C)	非常温度 (°C)	国連番号 (包括品名 エントリー)	副次危険性及び備考
メチルエチルケトンパーオキシド	備考8)参照	≥ 48				OP5			3101	3) 8) 13)
"	備考9)参照	≥ 55				OP7			3105	9)
"	備考10)参照	≥ 60				OP8			3107	10)
メチルイソブチルケトンパーオキシド	≤ 62	≥ 19				OP7			3105	22)
メチルイソプロピルケトンパーオキシド	備考31)参照	≥ 70				OP8			3109	31)
有機過酸化物サンプル(液体)						OP2			3103	11)
有機過酸化物サンプル(液体)(温度管理)						OP2			3113	11)
有機過酸化物サンプル(固体)						OP2			3104	11)
有機過酸化物サンプル(固体)(温度管理)						OP2			3114	11)
3,3,5,7,7-ペンタメチルL-1,2,4-トリオキセパン	≤ 100					OP8			3107	
過酢酸(安定剤入りのもの) タイプ D	≤ 43					OP7			3105	13) 14) 19)
過酢酸(安定剤入りのもの) タイプ E	≤ 43					OP8			3107	13) 15) 19)
過酢酸(安定剤入りのもの) タイプ F	≤ 43					OP8			3109	13) 16) 19)
パーオキシラウリックアシッド	≤ 100					OP8	+35	+40	3118	
1-フェニルエチルヒドロパーオキシド	≤ 38		≥ 62			OP8			3109	
ピナニルヒドロパーオキシド	> 56 - 100					OP7			3105	13)
"	≤ 56	≥ 44				OP8			3109	
ポリエステルポリターシャリーブチルパーオキシカーボネート	≤ 52		≥ 48			OP8			3107	
1,1,3,3-テトラメチルブチルヒドロパーオキシド	≤ 100					OP7			3105	
1,1,3,3-テトラメチルブチルパーオキシ-2-エチルヘキサノエート	≤ 100					OP7	+15	+20	3115	
1,1,3,3-テトラメチルブチルパーオキシネオデカノエート	≤ 72		≥ 28			OP7	-5	+5	3115	
"	≤ 52 安定な水中懸濁物					OP8	-5	+5	3119	
1,1,3,3-テトラメチルブチルパーオキシピバレート	≤ 77	≥ 23				OP7	0	+10	3115	
3,6,9-トリエチル-3,6,9-トリメチル-1,4,7-トリパーオキシナン	≤ 42	≥ 58				OP7			3105	28)
"	≤ 17	≥ 18		≥ 65		OP8			3110	

2.5.3.2.4への注記：

- 1) 希釈剤タイプBは何時でも希釈剤タイプAに替えることができる。希釈剤タイプBの沸点は当該有機過酸化物のSADTより60°C以上高くなければならない。
- 2) 活性酸素は4.7%以下。
- 3) 「爆発性」副次危険標札が必要である（標札モデル番号1、5.2.2.2.2参照）。
- 4) 希釈剤は ジターシャリーブチルパーオキシドに替えることができる。
- 5) 活性酸素は9%以下。
- 6) 過酸化水素は9%以下；活性酸素は10%以下。
- 7) 非金属製の容器包装に限る。
- 8) 水の有無にかかわらず、活性酸素は10%を超え10.7%以下。
- 9) 水の有無にかかわらず、活性酸素は10%以下。
- 10) 水の有無にかかわらず、活性酸素は8.2%以下。
- 11) 2.5.3.2.5.1参照。
- 12) 大規模試験の結果に基づき有機過酸化物タイプFとされたものは1容器あたり2000 kg 以下。
- 13) 「腐食性」副次危険標札が必要である（様式 No.8、5.2.2.2.2参照）。
- 14) 2.5.3.3.2(d)の判定基準を満たす過酢酸組成物。
- 15) 2.5.3.3.2(e)の判定基準を満たす過酢酸組成物。
- 16) 2.5.3.3.2(f)の判定基準を満たす過酢酸組成物。
- 17) 本有機過酸化物への水の添加は熱安定性を減少させる。
- 18) 濃度80%未満のものは「腐食性」副次危険標札が不要である。
- 19) 過酸化水素、水及び酸類との混合物。
- 20) 水の有無にかかわらず、希釈剤タイプAを含有する。
- 21) エチルベンゼンに加えて25質量%以上の希釈剤タイプAを含有する。
- 22) メチルイソブチルケトンに加えて19質量%以上の希釈剤タイプAを含有する。
- 23) ジターシャリーブチルパーオキシドの濃度は6%未満。
- 24) 1-イソプロピルヒドロパーオキシド-4-イソプロピルヒドロオキシベンゼンの濃度は8% 未満。
- 25) 希釈剤タイプBの沸点は110°C未満。
- 26) ヒドロパーオキシドの濃度は0.5%未満。
- 27) 濃度が56%を超えるものは「腐食性」副次危険標札が必要である（様式 No.8、5.2.2.2.2参照）。
- 28) 200–260°Cで95%留出点を有する希釈剤タイプAを含有し、活性酸素は7.6%以下。
- 29) 区分5.2についての本規則の要件を適用しない。
- 30) 沸点が130°Cを超える希釈剤タイプBを含有する。
- 31) 活性酸素は6.7%以下。
- 32) 活性酸素は4.15%以下。

2.5.3.2.5 2.5.3.2.4、包装要件IBC520又はタンク要件T23及び包括品名の割当てがない有機過酸化物の分類は、試験報告書に基づき製造国の所管官庁により行われなければならない。これらの物質の分類の原則は

2.5.3.3に規定されている。適用できる分類手順、試験方法及び判定基準並びに適切な試験報告書の例は、試験方法及び判定基準のマニュアル、第II部に示されている。所管官庁による承認書類には、分類及び関連する輸送条件が含まれなければならない。

2.5.3.2.5.1 2.5.3.2.4のリストにない有機過酸化物又は有機過酸化物組成物のサンプルであって、必要とされる完全な試験結果がなく、かつ、試験又は評価を行うために輸送するものは、次の条件に適合する場合には有機過酸化物タイプCの該当するエントリーの一つを割当てなければならない：

- (a) そのサンプルは、得られているデータに有機過酸化物タイプBより危険でないことを示している；
- (b) そのサンプルは、包装方法OP2（適用される包装要件参照）に基づき輸送物とされ、かつ、1個の貨物輸送ユニットあたりの収納量が10kgまでとされている；及び
- (c) 必要な場合には、得られているデータに管理温度はいかなる危険な分解も防止するのに十分に低く、かつ、いかなる危険な位相分離を防止するのに十分に高いことが示されている。

2.5.3.3 有機過酸化物の分類の原則

注記： 本項は、有機過酸化物の分類を決定付ける性状についてのみ述べている。分類を決定付ける性質に関する質問とこれに対する回答を図表形式で示された分類原則のフローチャートは、図2.5.1に示されている。これらの性状は、試験に基づき決定されなければならない。関連する評価基準を伴った適切な試験方法は、試験方法及び判定基準のマニュアル第II部に示されている。

2.5.3.3.1 組成物が実験室での試験において爆轟し、急速に爆燃し又は閉囲状態での加熱により激しい効果を示す場合には、その有機過酸化物は爆発性を有するものとみなされる。

2.5.3.3.2 次の原則は、2.5.3.2.4のリストにない有機過酸化物組成物の分類に適用する。

- (a) 輸送物とされたあらゆる有機過酸化物組成物が爆轟し又は急速に爆燃する場合には、当該容器包装での区分5.2の有機過酸化物の規定による輸送が禁止される（図2.5.1の出口ボックスA、有機過酸化物タイプAとされる）；
- (b) 爆発性を有するあらゆる有機過酸化物組成物であって、輸送物とされた状態では爆轟も急速な爆燃もしないが、その輸送物内で熱爆発を起すおそれのあるものは、「爆発性」の副次危険標札（標札モデル番号1、5.2.2.2参照）も付さなければならない。そのような有機過酸化物は、その輸送物に25kg（輸送物内での爆轟又は急速な爆燃を防止するためにより少ない量が最大量として制限されている場合を除く）まで収納することができる（図2.5.1の出口ボックスB、有機過酸化物タイプBとされる）；
- (c) 爆発性を有するあらゆる有機過酸化物組成物であって、輸送物（最大50kg）とされた状態では爆轟も急速な爆燃もせず又は熱爆発も起こさないものは、「爆発性」の副次危険標札を付さないで輸送することができる（図2.5.1の出口ボックスC、有機過酸化物タイプCとされる）；
- (d) 実験室での試験において次に該当するあらゆる有機過酸化物組成物は：
 - (i) 爆轟は部分的であり、急速に爆燃せず、かつ、閉囲状態での加熱により激しい効果を示さない；又は
 - (ii) 全く爆轟せず、ゆっくり爆燃し、かつ、閉囲状態での加熱により激しい効果を示さない；又は

(iii) 全く爆轟及び爆燃をせず、かつ、閉囲状態での加熱により中程度の効果を示す；

正味質量50kg以下の輸送物として輸送することができる（図2.5.1の出口ボックスD、有機過酸化物タイプDとされる）。

- (e) 実験室での試験において、爆轟も爆燃も全くせず、かつ、閉囲状態での加熱により低い効果を示すか又は効果を示さないあらゆる有機過酸化物組成物は、400kg/450リットル以下の輸送物として運送をすることができる（図2.5.1の出口ボックスE、有機過酸化物タイプEとされる）。
- (f) 実験室での試験において、キャビテーション状態で爆轟及び爆燃を全くせず、かつ、閉囲状態での加熱により低い効果を示すかもしくは効果を示さず、さらに低い爆発力を示すか又は爆発力を示さないあらゆる有機過酸化物組成物は、中型容器 (IBCs)又はタンクによる輸送ができるとみなされる（図2.5.1の出口ボックスF、有機過酸化物タイプFとされる）；追加要件は4.1.7及び4.2.1.13を参照する。
- (g) 実験室での試験において、キャビテーション状態で爆轟及び爆燃を全くせず、かつ、閉囲状態での加熱により効果及びいかなる爆発力も示さないあらゆる有機過酸化物組成物は、その組成物が熱的に安定（50kg輸送物のSADTが60°C以上）であり、かつ、液体組成物については鈍性化のために希釈剤タイプAが用いられている場合には、区分5.2の有機過酸化物の適用を除外する（図2.5.1の出口ボックスG、有機過酸化物タイプGとされる）。その組成物が熱的に不安定であるか又は鈍性化のために用いられた希釈剤がタイプA以外の場合には、その組成物は有機過酸化物タイプFとしなければならない。

図 2.5.1: 有機過酸化物のフローチャートスキーム

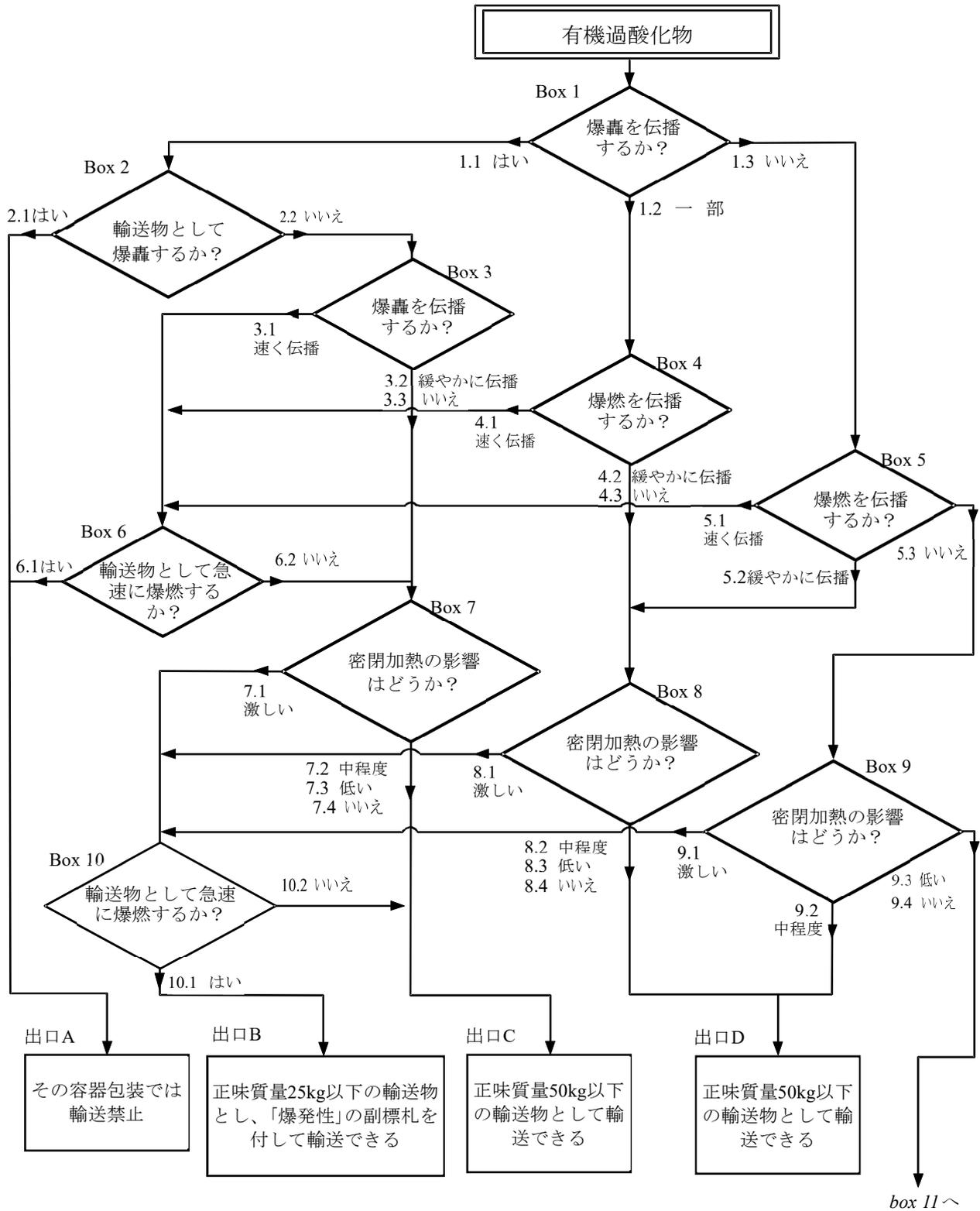
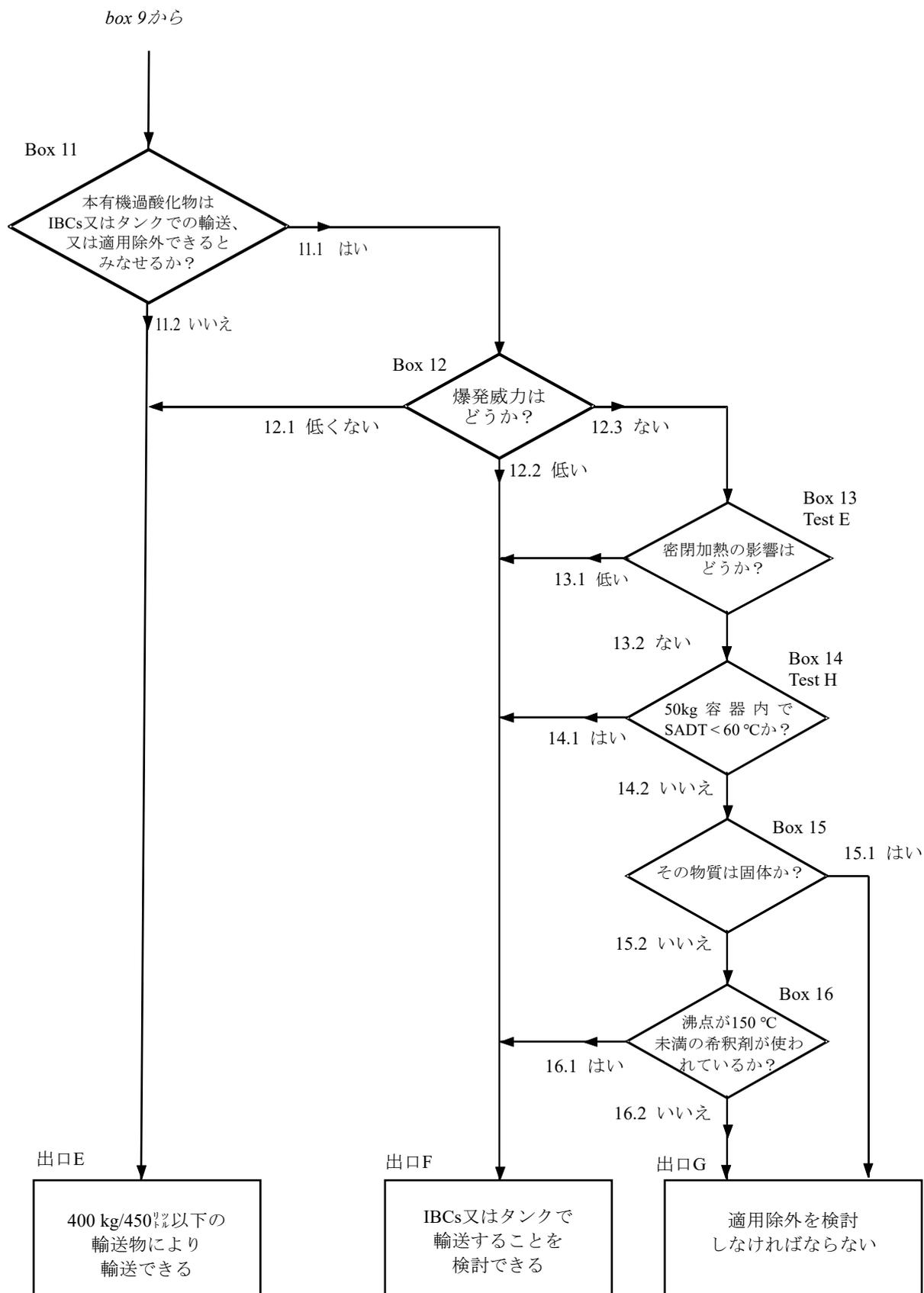


図 2.5.1: 有機過酸化物のフローチャートスキーム (続き)



2.5.3.4 温度管理要件

2.5.3.4.1 次の有機過酸化物は、輸送中に温度管理をしなければならない。

- (a) SADTが50°C以下の有機過酸化物タイプB及びC；
- (b) 有機過酸化物タイプDであって、閉囲状態¹での加熱により中程度の効果を示すSADTが50°C以下のもの又は閉囲状態での加熱により低い効果を示すかもしくは効果を示さないSADTが45°C以下のもの；及び
- (c) SADTが45°C以下の有機過酸化物タイプE及びF。

2.5.3.4.2 SADTの決定のための試験方法は、試験方法及び判定基準のマニュアル第II部、第28節に定められている。選択される試験は、輸送される輸送物の寸法及び材質の双方を代表するサンプルについて実施しなければならない。

2.5.3.4.3 引火性の決定のための試験方法は、試験方法及び判定基準のマニュアル第III部、32.4に規定されている。有機過酸化物は加熱より激しい反応を示すことがあるため、ISO 3679に示めされているような少量試料により引火点を決定することが推奨される。

2.5.3.5 有機過酸化物の鈍性化

2.5.3.5.1 輸送中の安全を確保するため有機過酸化物は、多くの場合有機液体もしくは固体、無機固体又は水を用いて鈍性化される。物質のパーセントは、最も近い整数に丸められた質量パーセントで規定される。一般的に鈍性化は、漏出又は火災の場合にその有機過酸化物が危険な程度にまで濃縮されないようなものでなければならない。

2.5.3.5.2 個々の有機過酸化物組成物について示されている場合を除き、鈍性化のために用いる希釈剤には次の定義を適用する：

- (a) 希釈剤タイプAは、有機過酸化物と危険な反応を起こさない沸点が150°C以上の有機液体である。タイプA希釈剤は、全ての有機過酸化物の鈍性化のため用いることができる；
- (b) タイプB希釈剤は、その有機過酸化物と危険な反応を起こさない沸点が60°C以上150°C未満及び引火点が5°C以上の有機液体である。タイプB希釈剤（50kg輸送物での沸点がSADTより60°C以上高いものに限る）は、全ての有機過酸化物の鈍性化のために用いることができる。

2.5.3.5.3 タイプA又はタイプB以外の希釈剤であって危険な反応を起こさないものは、2.5.3.2.4に示された有機過酸化物組成物に添加できる。しかし、タイプA又はタイプB希釈剤の全部又は一部を性状の異なる他の希釈剤に替える場合は、その有機過酸化物組成物は区分5.2への受入れについて通常の手順に従って再評価する必要がある。

2.5.3.5.4 水は、含有水又は安定な水中懸濁物として2.5.3.2.4又は2.5.3.2.5に基づく承認書に示されている有機過酸化物の鈍性化のためにのみ用いることができる。

2.5.3.5.5 有機又は無機の固体は、それらが危険な反応を起こさないものである限り、有機過酸化物の鈍性化のために用いることができる。

2.5.3.5.6 危険な反応を起こさない液体又は固体とは、有機過酸化物組成物の熱安定性及び危険性の種類に悪影響を与えないものである。

¹ 試験方法及び判定基準のマニュアル第II部に規定された試験シリーズEにより決定される。

白紙ページ

第 3 部

危険物リスト、
特別規定
及び適用除外

白紙ページ

第3.1章

総 則

3.1.1 適用範囲及び一般規定

3.1.1.1 本章の危険物リストは、通常頻繁に輸送される危険物を網羅しているが、全ての危険物ではない。このリストは、商業的に重要な全ての危険物を実行可能な限り掲載することを目的としている。

3.1.1.2 この危険物リストに物品又は物質の品名が明示されている場合には、当該物品又は物質は、該当するリストの規定に従って輸送しなければならない。「包括品名」又は「他に品名が明示されていないもの」エントリーは、危険物リストに品名が明示されていない物質又は物品を輸送する場合に使用することができる。これらの物質又は物品は、その危険性状が確定された後でなければ輸送することができない。物質又は物品は、クラスの定義及び試験判定基準に基づき分類され、かつ、その物質又は物品等に最も適した危険物リスト中の品名を用いなければならない。危険物の分類は、必要な場合は該当所管官庁が行わなければならない。それ以外の場合は荷送人が行うことができる。物質又は物品の分類が確定した場合には、本規則に規定する発送及び輸送の全ての条件に適合しなければならない。爆発性を有するか又はそれを有するおそれのある全ての物質又は物品は、先ずクラス1に含まれると考えなければならない。極めて高い危険性を有する危険物の通常輸送からの排除及び若干の物質が有する全ての副次危険性に配慮することにより本規則に規定された安全確保のための規定を満足した場合には、いくつかの集合的エントリーは「包括品名」又は「他に品名が明示されていないもの」とすることができる。

3.1.1.3 危険物リストには、特別許可がある場合を除き、危険過ぎて輸送が禁止されている貨物を含んでいない。ある輸送モードでは輸送が禁止されることがあるが、他では輸送できる貨物があり、加えて、それら全ての輸送禁止貨物を網羅することが不可能であるので、このような貨物は掲げられていない。さらに、このような輸送禁止貨物リストは、新しい物質の頻繁な採り入れにより絶えず改訂が必要となり、このリストにない物質は特別条件なしに輸送できるとの誤解を招くおそれがある。貨物の持つ本質的な不安定性は、異なる危険な形態、例えば、発熱を伴う爆発や重合、毒性ガスの放出を現す。ほとんどの物質のこのような危険性は、正しい包装方法、希釈、安定化、安定剤の添加、冷凍又はその他の処置により管理することができる。

3.1.1.4 危険物リスト中に危険防止処置が規定されている物質又は物品（例えば、「安定剤入りのもの」又は「x%の水又は鈍感剤入りのもの」）は、その物質又は物品に対してリストの他のどこにも（例えば、クラス1）いかなる防止措置も無いか又は他の処置が定められている場合を除き、規定された処置を講じなければ通常には輸送することができない。

3.1.2 正式輸送品名

注記： サンプルの輸送に用いる正式輸送品名については、2.0.4参照

3.1.2.1 正式輸送品名は、危険物リストにおいてその貨物を最も正確に表現している部分であり、上段文字（加えて数字、ギリシャ文字、「sec」、「tert」及び「m、n、o、p」の文字で示され、その品名の不可欠な部分を構成する）である。代替の正式輸送品名は、主正式輸送品名の後の括弧中（例えば、エタノール(エチルアルコール)）に表すことができる。エントリーの下段文字に示された部分は、正式輸送品名の一部と考える必要はないが、それを使用することはできる。

3.1.2.2 一つのUN番号の下で、いくつかの明示された正式輸送品名が組み合わせられ、これらが下段に「及び」あるいは「又は」で分けられ又はコンマで区切られている場合には、最も適当なもののみが輸送書類及び輸送物マークに示されなければならない。そのようなエントリーの正式輸送品名の選択を示す例は次のとおりである：

- (a) UN 1057 喫煙用ガスライター又は喫煙用ガスライター用詰替え容器 - 正式輸送品名は、次の組合せのうち最も該当するものである：

喫煙用ガスライター
喫煙用ガスライター用詰替え容器

- (b) UN 2793 鉄くず類（中ぐりくず、切削くず、旋盤切削くず又は切断くず自己発熱しやすい形状のもの） - 正式輸送品名は、次の組合せのうち最も該当するものである：

中ぐり鉄くず
切削り鉄くず
旋盤切削りくず
切断鉄くず

3.1.2.3 正式輸送品名は、単数形又は複数形の該当するものを用いることができる。更に、正式輸送品名の一部に限定的文言が使われている場合には、書類又は輸送物マークにおける記載順序は任意である。例えば、「ジメチルアミン水溶液」に替えて「ジメチルアミンの水溶液」と記載することができる。正式輸送品名に追加的説明文として補足されるクラス1の貨物の商業用又は軍用の名称を使用することができる。

3.1.2.4 多くの物質は、液体及び固体又は固体及び溶液（液体及び固体の定義については1.2.1参照）の二つのエントリーを持っている。これらは別の国連番号が割当てられており、これら国連番号は必ずしも連番とはなっていない。その詳細は、アルファベット順索引に次のように示されている：

ニトロキシレン、液体	6.1	1665
ニトロキシレン、固体	6.1	3447

3.1.2.5 既に危険物リストの品名に大文字で含まれている場合を除き、1.2.1の定義で固体である物質が熔融状態で輸送が委託される場合には、その正式輸送品名の一部として限定的用語「熔融状」を追加しなければならない（例：「アルキルフェノール、固体、他に品名が明示されていないもの、熔融状」）。

3.1.2.6 自己反応性物質及び有機過酸化物を除き、危険物リストの品名欄に大文字で記載されている場合を除き、輸送中に遭遇する通常の条件下においては危険な反応を起こし易いために1.1.2により輸送が禁止されている物質の正式輸送品名の一部として「安定剤入りのもの」の用語を加えなければならない（例：「その他の毒物、液体、有機物、安定剤入りのもの」）。

そのような物質を安定化して過度の危険な圧力上昇又は過度な熱放出を防ぐために、温度管理、又はそれと併用した化学的安定化を行う場合は：

- (a) SAPT（化学的安定化を行う場合は反応抑制剤を使うか否かに関わらず測定された）が2.4.2.5.2で規定された値と等しいかそれ以下の液体及び固体については、3.3章の特別規定386及び7.1.5の規定を適用しなければならない；
- (b) 既に危険物リストの品名に大文字で含まれている場合を除き、その正式輸送品名の一部として限定的用語「温度管理が必要なもの」を追加しなければならない；
- (c) ガスについて：その輸送条件は、所管官庁の承認を得なければならない。

3.1.2.7 水和物は、無水物の正式輸送品名により輸送することができる。

3.1.2.8 包括品名又は「他に品名が明示されていないもの」(N.O.S.)品名

3.1.2.8.1 その物質が規制対象物質であって国内法又は国際条約により品名の開示が禁止されている場合を除き、危険物リスト第6欄に特別規定274又は318が示された物質の「包括品名」又は「他に品名が明示され

ていないもの」の正式輸送品名には、専門的又は化学的グループ名称を付記しなければならない。クラス1の火薬類については、商業用又は軍用の名称を示すための追加的説明文を付記することができる。専門的又は化学的グループ名称は、正式輸送品名に続けて括弧内に示さなければならない。「を含む」もしくは「含有する」又は「混合物」、「溶液」等その他の限定的文言及び専門的成分の比率(%)のような必要に応じた修正は行うことができる。例：「UN 1993 その他の引火性液体（キシレン及びベンゼンを含むもの）、クラス3、PGII」

3.1.2.8.1.1 専門的名称は、科学・技術ハンドブック、専門誌及び文書において現在使用されている認められた化学名又は生物学名又はその他の名称でなければならない。商品名は、この目的で使用してはならない。殺虫殺菌剤類の場合には、ISOの一般的名称、「WHO 有害性による殺虫殺菌剤類の分類及び分類のためのガイドラインに関する勧告」におけるその他の名称又は有効成分の名称に限って用いることができる。

3.1.2.8.1.2 「包括品名」又は「他に品名が明示されていないもの」のどちらかにより規定される危険物の混合物又は危険物を含有する物品であって、危険物リストにおいて特別規定274が割当てられている場合には、その物質が規制対象物質であって国内法又は国際条約により品名の開示が禁止されている場合を除き、混合物及び物品の危険性に最も貢献している二つ以下の成分名を示すことが必要である。混合物を収納している輸送物に副次危険標札が貼付されている場合は、括弧内に示す二つの専門的名称のうちの一つは、その副次危険標札を表示させる要因となる成分名でなければならない。

3.1.2.8.1.3 N.O.S.危険物について専門的名称で補足される正式輸送品名の説明例を次に示す：

UN 2902	その他の殺虫殺菌剤類（ドラゾキシロン）
UN 3394	有機金属化合物、液体、自然発火性、水反応性（トリメチルガリウム）
UN3540	引火性液体を含む物品 他に品名が明示されないもの（ピロリジン）

3.1.3 混合物又は溶液

注記： 危険物リストに物質名が明示されている場合は、輸送においては危険物リストの正式輸送品名により識別されなければならない。このような物質には、分類には影響しない工業的不純物（例えば製造工程に由来するもの）や安定化等を目的とする添加物が含まれることがある。しかしながら物質名が明示されていても、含有する工業的不純物や安定化等のための添加物が分類に影響する場合は、その物質は混合物又は溶液とみなされなければならない（2.0.2.2及び2.0.2.5参照）。

3.1.3.1 混合物又は溶液が本規則の分類判定基準を満たしても、その混合物又は溶液の物性、形状又は物理的性状が人間の経験則を含むどの判定基準にも当てはまらない場合は、本規則が適用されない。

3.1.3.2 危険物リストに品名が明示されている単一の主要危険物質と、本規則が適用されない一つ以上の物質及び/又は危険物リストに品名が明示された一つ以上の微量物質からなる混合物又は溶液は、次の場合を除き、危険物リストに明示された主要危険物質の国連番号並びに正式輸送品名を割当てなければならない：

- (a) 混合物又は溶液が、本規則に品名として明示されている；又は
- (b) 危険物リストに記載された品名や物質名の記述が、純物質のみに適用することを明示している場合；又は
- (c) 混合物又は溶液の危険分類もしくは区分、副次危険性、容器等級、又は物理的性状が危険物リストに名前が明示されている物質のものと異なる場合；又は、

- (d) 混合物や溶液の持つ危険性の特徴が、危険物リストに名前が明示されている物質が要求するものとは異なる非常時対応を必要とする場合。

3.1.3.2.1 性質を示す用語、例えば「溶液」又は「混合物」は、適宜、「アセトン溶液」のように正式輸送品名の一部として付記しなければならない。更に、溶液又は混合物の濃度もその基本的表記法に従って、「アセトン75%溶液」のように示すこともできる。

3.1.3.3 二つ以上の危険物からなり本規則の分類基準を満たすが、危険物リストに記載されていない混合物又は溶液は、それを最も正確に記述するための適切な輸送品名、説明、危険分類又は区分、副次危険性、容器等級を持つエントリーに割当てられなければならない。

第3.2章

危険物リスト

3.2.1 危険物リストの構成

危険物リストは次の11欄に分かれている：

- 第1欄 「国連番号 (UN No.)」 - 本欄は、国連システムの下に物質又は物品に割当てられた通し番号が示されている。
- 第2欄 「品名及び内容」一本欄は、上段文字（大文字）で「正式輸送品名 (Proper Shipping Name(PSN))」が、これに続けて下段文字（小文字）で物質又は物品を特定する追加的な内容の文言が、それぞれ示されている（3.1.2参照）。使用される幾つかの用語の解説は、付録Bに示されている。正式輸送品名は、同じクラスの異性体が存在する場合には複数形で示されることがある。水和物は、それが該当する場合には無水の危険物の正式輸送品名に含まれることがある。
- 危険物リストのエントリーに別の明示がない限り、正式輸送品名中の「溶液」とは、一つ以上の危険物が本規則の適用されない液体に溶解していることをいう。
- 第3欄 「クラス又は区分」一本欄は、クラス又は区分及びクラス1にあつては、第2.1章に規定する分類システムに基づき物品又は物質に割当てられた隔離区分が示されている。
- 第4欄 「副次危険性」一本欄は、第2章に規定する危険物の分類システムの適用により特定された重要な副次危険性のクラス又は区分番号が示されている。
- 第5欄 「UN容器等級」一本欄は、物品又は物質に割当てられたUN容器等級番号（I、II又はIII）が示されている。当該エントリーに複数の容器等級が示されている場合には、輸送予定の物質又は組成物の容器等級は、その性状に基づき第2章に規定された判定基準を適用して決定しなければならない。
- 第6欄 「特別規定」一本欄は、3.3.1に規定されたあらゆる特別要件のうちその物品又は物質に該当する番号が示されている。特別要件は、他に規定されている場合を除き、その危険物に許容される全ての容器等級に適用する。
- 第7a欄 「少量危険物」一本欄は、第3.4章の規定に従って少量の危険物を運送するための内装容器又は物品1個当りの最大量が規定されている。
- 第7b欄 「適用除外量危険物」一本欄は、第3.5章の規定に従って本規則の一部の適用が除外される危険物を運送するための内装及び外装容器1個当りの最大量が示されている3.5.1.2の英数字コードが規定されている。
- 第8欄 「小型容器及びIBCs」「包装要件」一本欄は、4.1.4に規定された包装要件のうち該当する英数字コードが示されている。この包装要件は物質及び物品に使用することができる容器包装（小型容器、中型容器(IBC)及び大型容器）を表している。
- 「P」の文字を含むコードは、第6.1、6.2又は6.3章に規定する小型容器を使用するための包装要件を表している。
- 「IBC」の文字を含むコードは、第6.5章に規定するIBCsを使用するための包装要件を表している。

「LP」の文字を含むコードは、第 6.6 章に規定する大型容器を使用するための包装方法を表している。

特定のコードが示されていない場合には、当該物質にはそのコードの包装要件により用いることのできる容器包装が許容されないことを意味する。

本欄に「N/A」が示されている場合には、その物質又は物品には容器包装が不要であることを意味する。

包装要件は、次に掲げるように4.1.4に番号順に表している：

4.1.4.1： 小型容器の使用に関する包装要件(P)；

4.1.4.2： 中型容器の使用に関する包装要件(IBC)；

4.1.4.3： 大型容器の使用に関する包装要件(LP)。

第 9 欄 「小型容器及びIBCs」「特別包装規定」一本欄は、4.1.4に規定された特別包装規定のうち該当する英数字コードが示されている。特別包装要件は、容器包装（小型容器、中型容器(IBC)及び大型容器）のための特別規定を表している。

「PP」の文字を含む特別包装規定は、4.1.4.1 中に「P」コードが付されている包装要件を用いる場合に適用する特別包装規定である。

「B」の文字を含む特別包装規定は、4.1.4.2中に「IBC」コードが付されている包装要件を用いる場合に適用する特別包装規定である。

「L」の文字を含む特別包装規定は、4.1.4.3中に「LP」コードが付されている包装方法に適用する特別包装規定である。

第 10 欄 「ポータブルタンク及びバルクコンテナ」「要件」一本欄は、4.2.5に規定されたポータブルタンクにより輸送される物質に要求される要件のうち該当する「T」の文字に続く数字が示されている。

「BK」の文字を含むコードは、第6.8章の規定するばら積み貨物の輸送に用いるバルクコンテナの種類を表している。

MEGCsによる輸送が認められるガスは、4.1.4.1における包装要件 P200 の表1及び2の「MEGC」欄に示されている。

第 11 欄 「ポータブルタンク及びバルクコンテナ」「特別要件」一本欄は、4.2.5.3に規定されたポータブルタンクにより輸送される物質に適用される要件のうち該当する「TP」の文字に続く数字が示されている。

3.2.2 略語及びシンボル

次の略語及びシンボルは、危険物リストにおいて用いられており、その意味を次表に示す。

略語	欄	意味
N.O.S	2	他に品名が明示されていないもの
†	2	エントリーの解説は付録Bにある。

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
0004	ピクリン酸アンモニウム、湿性のもの、10質量%未満の水を含有するもの†	1.1D				0	E0	P112(a) P112(b) P112(c)	PP26		
0005	砲用完成弾、さく薬付きのもの†	1.1F				0	E0	P130 LP101			
0006	砲用完成弾、さく薬付きのもの†	1.1E				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0007	砲用完成弾、さく薬付きのもの†	1.2F				0	E0	P130 LP101			
0009	焼い弾、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む†	1.2G				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0010	焼い弾、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む†	1.3G				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0012	無火薬弾丸付き砲用完成弾、小火器弾薬を含む†	1.4S			364	5kg	E0	P130 LP101			
0014	砲用空包又は小火器用空包又は工具用空砲†	1.4S			364	5kg	E0	P130 LP101			
0015	発煙弾、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む†	1.2G			204	0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0016	発煙弾、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む†	1.3G			204	0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0018	催涙弾、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの†	1.2G	6.1 8			0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0019	催涙弾、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの†	1.3G	6.1 8			0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0020	毒ガス弾、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの†	1.2K	6.1		274	0	E0	P101			
0021	毒ガス弾、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの†	1.3K	6.1		274	0	E0	P101			
0027	黒色火薬、粒状又は粉状のもの†	1.1D				0	E0	P113	PP50		
0028	黒色火薬、圧搾したもの又は黒色火薬、ペレット状のもの†	1.1D				0	E0	P113	PP51		
0029	工業雷管、爆破用のものであって、電気式でないもの†	1.1B				0	E0	P131	PP68		
0030	電気雷管、爆破用のもの†	1.1B				0	E0	P131			
0033	爆弾、さく薬付きのもの†	1.1F				0	E0	P130 LP101			
0034	爆弾、さく薬付きのもの†	1.1D				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0035	爆弾、さく薬付きのもの†	1.2D				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
								包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
0037	閃光爆弾†	1.1F				0	E0	P130 LP101			
0038	閃光爆弾†	1.1D				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0039	閃光爆弾†	1.2G				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0042	ブースター、雷管付きでないもの†	1.1D				0	E0	P132(a) P132(b)			
0043	さく薬筒†	1.1D				0	E0	P133	PP69		
0044	火管雷管†	1.4S				0	E0	P133			
0048	爆破装薬†	1.1D				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0049	閃光筒†	1.1G				0	E0	P135			
0050	閃光筒†	1.3G				0	E0	P135			
0054	拳銃信号弾†	1.3G				0	E0	P135			
0055	プライマー付き薬きょう†	1.4S			364	5kg	E0	P136			
0056	爆雷†	1.1D				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0059	成形爆薬、雷管付きでないもの†	1.1D				0	E0	P137	PP70		
0060	補助さく薬†	1.1D				0	E0	P132(a) P132(b)			
0065	導爆線、柔軟性のもの†	1.1D				0	E0	P139	PP71 PP72		
0066	点火コード†	1.4G				0	E0	P140			
0070	ケーブル切断具†	1.4S				0	E0	P134 LP102			
0072	シクロトリメチレントリニトラミン（シクロナイト；ヘキサージェン；RDX）、湿性のもの、15質量%以上の水を含有するもの†	1.1D			266	0	E0	P112(a)	PP45		
0073	起爆筒、弾薬用のもの†	1.1B				0	E0	P133			
0074	ジアゾジニトロフェノール、湿性のもの、40質量%以上の水又はアルコールと水の混合物を含有するもの†	1.1A			266	0	E0	P110(a) P110(b)	PP42		
0075	ジエチレングリコールジナイトレート、鈍性化したもの、25質量%以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤を含有するもの†	1.1D			266	0	E0	P115	PP53 PP54 PP57 PP58		
0076	ジニトロフェノール、乾性又は湿性のもの、15質量%未満の水を含有するもの†	1.1D	6.1			0	E0	P112(a) P112(b) P112(c)	PP26		
0077	ジニトロフェノレートアルカリ金属塩類、乾性又は湿性のもの、15質量%未満の水を含有するもの†	1.3C	6.1			0	E0	P114(a) P114(b)	PP26		
0078	ジニトロレゾルシノール、乾性又は湿性のもの、15質量%未満の水で湿性としたもの†	1.1D				0	E0	P112(a) P112(b) P112(c)	PP26		
0079	ヘキサニトロジフェニルアミン（ジピクリルアミン；ヘキシル）†	1.1D				0	E0	P112(b) P112(c)			
0081	爆破薬、タイプ A†	1.1D				0	E0	P116	PP63 PP66		

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBC		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
0082	爆破薬、タイプ B†	1.1D				0	E0	P116 IBC100	PP61 PP62 B9		
0083	爆破薬、タイプ C†	1.1D			267	0	E0	P116			
0084	爆破薬、タイプ D†	1.1D				0	E0	P116			
0092	地上用信号炎管†	1.3G				0	E0	P135			
0093	航空機用信号炎管†	1.3G				0	E0	P135			
0094	閃光剤†	1.1G				0	E0	P113	PP49		
0099	油井用破砕装置、雷管付きでないもの†	1.1D				0	E0	P134 LP102			
0101	速火線†	1.3G				0	E0	P140	PP74 PP75		
0102	導爆線、金属被覆したもの†	1.2D				0	E0	P139	PP71		
0103	導火線点火管、金属被覆したもの†	1.4G				0	E0	P140			
0104	導爆線、効果が穏やかなもの、 金属被覆したもの†	1.4D				0	E0	P139	PP71		
0105	導火線†	1.4S				0	E0	P140	PP73		
0106	信管、起爆用†	1.1B				0	E0	P141			
0107	信管、起爆用†	1.2B				0	E0	P141			
0110	演習用てき弾、手りゅう弾又は 小銃てき弾†	1.4S				0	E0	P141			
0113	グアニルニトロサミノグアニリデ ンヒドラジン、湿性のもの、30 質 量%以上の水を含有するもの†	1.1A			266	0	E0	P110(a) P110(b)	PP42		
0114	グアニルニトロサミノグアニルテ トラセン（テトラセン）、湿性の もの、30 質量%以上の水又はアル コールと水の混合物を含有するも の†	1.1A			266	0	E0	P110(a) P110(b)	PP42		
0118	ヘキソライト（ヘキソトル）、 乾性又は湿性のもの、15 質量%未 満の水を含有するもの†	1.1D				0	E0	P112(a) P112(b) P112(c)			
0121	点火管†	1.1G				0	E0	P142			
0124	油井ジェットせん孔器、雷管付き でないもの†	1.1D				0	E0	P101			
0129	アジ化鉛、湿性のもの、20 質量% 以上の水又はアルコールと水の混 合物を含有するもの†	1.1A			266	0	E0	P110(a) P110(b)	PP42		
0130	スチフニン酸鉛（トリニトロレゾ ルシン鉛）、湿性のもの、20 質 量%以上の水又はアルコールと水 の混合物を含有するもの†	1.1A			266	0	E0	P110(a) P110(b)	PP42		
0131	導火線点火具	1.4S				0	E0	P142			
0132	芳香族ニトロ化合物の金属塩類、 他に品名が明示されていないもの†	1.3C				0	E0	P114(a) P114(b)	PP26		
0133	六硝酸マンニトール（ニトロマン ニット）、湿性のもの、40 質量% 以上の水又は水とアルコールの混 合物を含有するもの†	1.1D			266	0	E0	P112(a)			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
0135	雷こう、湿性のもの、20質量%以上の水又はアルコールと水の混合物を含有するもの†	1.1A			266	0	E0	P110(a) P110(b)	PP42		
0136	地雷又は機雷、さく薬付きのもの†	1.1F				0	E0	P130 LP101			
0137	地雷又は機雷、さく薬付きのもの†	1.1D				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0138	地雷又は機雷、さく薬付きのもの†	1.2D				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0143	ニトログリセリン、鈍性化されたもの、40質量%以上の不揮発性、かつ、不水溶性鈍感剤で鈍性化したもの†	1.1D	6.1		266 271	0	E0	P115	PP53 PP54 PP57 PP58		
0144	ニトログリセリンのアルコール溶液、濃度が1%を超え10%以下のアルコール溶液†	1.1D			358	0	E0	P115	PP45 PP55 PP56 PP59 PP60		
0146	硝酸でん粉、乾性又は湿性のもの、20質量%未満の水を含有するもの†	1.1D				0	E0	P112(a) P112(b) P112(c)			
0147	ニトロ尿素†	1.1D				0	E0	P112(b)			
0150	四硝酸ペンタエリスリット（四硝酸ペンタエリストール、ペンスリット、PETN）、湿性のもの、25質量%以上の水を含有するもの又は、四硝酸ペンタエリスリット（四硝酸ペンタエリストール、ペンスリット、PETN）、鈍性化したもの、15質量%以上の鈍感剤を含有するもの†	1.1D			266	0	E0	P112(a) P112(b)			
0151	ペントライト、乾性又は湿性のもの、15質量%未満の水を含有するもの†	1.1D				0	E0	P112(a) P112(b) P112(c)			
0153	トリニトロアニリン（ピクラマイド）†	1.1D				0	E0	P112(b) P112(c)			
0154	トリニトロフェノール（ピクリン酸）、乾性又は湿性のもの、30質量%未満の水を含有するもの†	1.1D				0	E0	P112(a) P112(b) P112(c)	PP26		
0155	トリニトロクロロベンゼン（塩化ピクリル）†	1.1D				0	E0	P112(b) P112(c)			
0159	パウダーケーキ（パウダーペースト、湿餅薬）、25質量%未満の水を含有するもの†	1.3C			266	0	E0	P111	PP43		
0160	無煙火薬†	1.1C				0	E0	P114(b)	PP50 PP52		
0161	無煙火薬†	1.3C				0	E0	P114(b)	PP50 PP52		
0167	弾丸、さく薬付きのもの†	1.1F				0	E0	P130 LP101			
0168	弾丸、さく薬付きのもの†	1.1D				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0169	弾丸、さく薬付きのもの†	1.2D				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0171	照明弾、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む†	1.2G				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
0173	作動装置、爆発物†	1.4S				0	E0	P134 LP102			
0174	爆発リベット†	1.4S				0	E0	P134 LP102			
0180	ロケット、さく薬付きのもの†	1.1F				0	E0	P130 LP101			
0181	ロケット、さく薬付きのもの†	1.1E				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0182	ロケット、さく薬付きのもの†	1.2E				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0183	ロケット、無さく薬弾頭付きの もの†	1.3C				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0186	ロケットモーター†	1.3C				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0190	爆発物サンプル、起爆薬以外の もの†				16 274		E0	P101			
0191	信号具、携帯用†	1.4G				0	E0	P135			
0192	信号雷管、鉄道用†	1.1G				0	E0	P135			
0193	信号雷管、鉄道用†	1.4S				0	E0	P135			
0194	遭難信号筒、船舶用†	1.1G				0	E0	P135			
0195	遭難信号筒、船舶用†	1.3G				0	E0	P135			
0196	発煙信号筒†	1.1G				0	E0	P135			
0197	発煙信号筒†	1.4G				0	E0	P135			
0204	水中発音信号具、爆発物†	1.2F				0	E0	P134 LP102			
0207	テトラニトロアニリン†	1.1D				0	E0	P112(b) P112(c)			
0208	トリニトロフェニルメチルニトラ ミン (テトリル) †	1.1D				0	E0	P112(b) P112(c)			
0209	トリニトロトルエン (TNT)、乾性 又は湿性のもの、30 質量%未満の 水を含有するもの	1.1D				0	E0	P112(b) P112(c)	PP46		
0212	弾薬用えい光筒†、	1.3G				0	E0	P133	PP69		
0213	トリニトロアニソール†	1.1D				0	E0	P112(b) P112(c)			
0214	トリニトロベンゼン、乾性又は湿 性のもの、30 質量%未満の水を 含有するもの†	1.1D				0	E0	P112(a) P112(b) P112(c)			
0215	トリニトロ安息香酸、乾性又は湿 性のもの、30 質量%未満の水を 含有するもの†	1.1D				0	E0	P112(a) P112(b) P112(c)			
0216	トリニトロメタクレゾール†	1.1D				0	E0	P112(b) P112(c)	PP26		
0217	トリニトロナフタレン†	1.1D				0	E0	P112(b) P112(c)			
0218	トリニトロフェネトール†	1.1D				0	E0	P112(b) P112(c)			
0219	トリニトロソルシノール (スチ フニン酸)、乾性又は湿性のもの、 20 質量%未満の水若しくはア ルコールと水の混合物を含有する もの†	1.1D				0	E0	P112(a) P112(b) P112(c)	PP26		
0220	硝酸尿素、乾性又は湿性のもの、 20 質量%未満の水を含有するもの†	1.1D				0	E0	P112(a) P112(b) P112(c)			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
0221	魚雷弾頭、さく薬付きのもの†	1.1D				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0222	硝酸アンモニウム†	1.1D			370	0	E0	P112(b) P112(c) IBC100	PP47 B2, B3, B17		
0224	アジ化バリウム、乾性又は湿性のもの、50質量%未満の水を含有するもの†	1.1A	6.1			0	E0	P110(a) P110(b)	PP42		
0225	雷管付きブースター†	1.1B				0	E0	P133	PP69		
0226	シクロテトラメチレンテトラニト ラミン（オクトーゲン；HMX）、 湿性のもの、15質量%未満の水を 含有するもの†	1.1D			266	0	E0	P112(a)	PP45		
0234	ジニトロオルトクレゾールナトリ ウム塩、乾性又は湿性のもの、15 質量% 未満の水を含有するもの†	1.3C				0	E0	P114(a) P114(b)	PP26		
0235	ピクラミン酸ナトリウム、乾性又 は湿性のもの、20質量%未満の水 を含有するもの†	1.3C				0	E0	P114(a) P114(b)	PP26		
0236	ピクラミン酸ジルコニウム、乾性 又は湿性のもの、20質量%未満の 水を含有するもの†	1.3C				0	E0	P114(a) P114(b)	PP26		
0237	V字形形成爆薬、柔軟で線状のも の†	1.4D				0	E0	P138			
0238	ロケット、投索用のもの†	1.2G				0	E0	P130 LP101			
0240	ロケット、投索用のもの†	1.3G				0	E0	P130 LP101			
0241	爆破薬、タイプE†	1.1D				0	E0	P116 IBC100	PP61 PP62 B10		
0242	砲用発射薬†	1.3C				0	E0	P130 LP101			
0243	黄リン焼い弾、さく薬筒、放出薬 又は発射薬付きのもの†	1.2H				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0244	黄リン焼い弾、さく薬筒、放出薬 又は発射薬付きのもの†	1.3H				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0245	黄リン発煙弾、さく薬筒、放出薬 又は発射薬付きのもの†	1.2H				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0246	黄リン発煙弾、さく薬筒、放出薬 又は発射薬付きのもの†	1.3H				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0247	焼い弾、液状又はゲル状、さく薬 筒、放出薬又は発射薬付きのもの†	1.3J				0	E0	P101			
0248	水中発火装置、さく薬筒、放出薬 又は発射薬付きのもの†	1.2L			274	0	E0	P144	PP77		
0249	水中発火装置、さく薬筒、放出薬 又は発射薬付きのもの†	1.3L			274	0	E0	P144	PP77		

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
0250	ロケットモーター、自動点火性液体燃料、放出薬のあるもの又は無いもの†	1.3L				0	E0	P101			
0254	照明弾、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む†	1.3G				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0255	電気雷管、爆破用のもの†	1.4B				0	E0	P131			
0257	信管、起爆用†	1.4B				0	E0	P141			
0266	オクトライト（オクトール）、乾性又は湿性のもの、15質量%未満の水を含有するもの†	1.1D				0	E0	P112(a) P112(b) P112(c)			
0267	工業雷管、電気式でないもの、爆破用†	1.4B				0	E0	P131	PP68		
0268	雷管付きブースター†	1.2B				0	E0	P133	PP69		
0271	発射薬又は推進薬†	1.1C				0	E0	P143	PP76		
0272	発射薬又は推進薬†	1.3C				0	E0	P143	PP76		
0275	作動薬包†	1.3C				0	E0	P134 LP102			
0276	作動薬包†	1.4C				0	E0	P134 LP102			
0277	油井用薬包†	1.3C				0	E0	P134 LP102			
0278	油井用薬包†	1.4C				0	E0	P134 LP102			
0279	砲用発射薬†	1.1C				0	E0	P130 LP101			
0280	ロケットモーター†	1.1C				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0281	ロケットモーター†	1.2C				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0282	ニトログアニジン（ピクライト）、乾性又は湿性のもの、20質量%未満の水を含有するもの†	1.1D				0	E0	P112(a) P112(b) P112(c)			
0283	ブースター、雷管付きでないもの†	1.2D				0	E0	P132(a) P132(b)			
0284	てき弾、さく薬付きの手りゅう弾又は小銃てき弾†	1.1D				0	E0	P141			
0285	てき弾、さく薬付きの手りゅう弾又は小銃てき弾†	1.2D				0	E0	P141			
0286	ロケット弾頭、さく薬付きのもの†	1.1D				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0287	ロケット弾頭、さく薬付きのもの†	1.2D				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0288	V字形成形爆薬、柔軟で線状のもの†	1.1D				0	E0	P138			
0289	導爆線、柔軟性のもの†	1.4D				0	E0	P139	PP71 PP72		
0290	導爆線、金属被覆のもの†	1.1D				0	E0	P139	PP71		
0291	爆弾、さく薬付きのもの†	1.2F				0	E0	P130 LP101			
0292	てき弾、さく薬付きの手りゅう弾又は小銃てき弾†	1.1F				0	E0	P141			
0293	てき弾、さく薬付きの手りゅう弾又は小銃てき弾†	1.2F				0	E0	P141			
0294	地雷又は機雷、さく薬付きのもの†	1.2F				0	E0	P130 LP101			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
0295	ロケット、さく薬付きのもの†	1.2F				0	E0	P130 LP101			
0296	水中発音信号具、爆発物†	1.1F				0	E0	P134 LP102			
0297	照明弾、さく薬筒、放出薬又は発 射薬付きのものを含む†	1.4G				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0299	閃光爆弾†	1.3G				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0300	焼い弾、さく薬筒、放出薬又は発 射薬付きのものを含む†	1.4G				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0301	催涙弾、さく薬筒、放出薬又は発 射薬付きのもの†	1.4G	6.1 8			0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0303	発煙弾、さく薬筒、放出薬又は発 射薬付きのものを含む†	1.4G			204	0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0305	閃光剤†	1.3G				0	E0	P113	PP49		
0306	弾薬用えい光筒†	1.4G				0	E0	P133	PP69		
0312	拳銃信号弾†	1.4G				0	E0	P135			
0313	発煙信号筒†	1.2G				0	E0	P135			
0314	点火管†	1.2G				0	E0	P142			
0315	点火管†	1.3G				0	E0	P142			
0316	信管、点火用のもの†	1.3G				0	E0	P141			
0317	信管、点火用のもの†	1.4G				0	E0	P141			
0318	演習用てき弾、手りゅう弾又は 小銃てき弾†	1.3G				0	E0	P141			
0319	火管†	1.3G				0	E0	P133			
0320	火管†	1.4G				0	E0	P133			
0321	砲用完成弾、さく薬付きのもの†	1.2E				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0322	ロケットモーター、液体燃料のも の†	1.2L				0	E0	P101			
0323	作動薬包†	1.4S			347	0	E0	P134 LP102			
0324	弾丸、さく薬付きのもの†	1.2F				0	E0	P130 LP101			
0325	点火管又は点火具†	1.4G				0	E0	P142			
0326	砲用空包†	1.1C				0	E0	P130 LP101			
0327	砲用空包又は小火器用空包†	1.3C				0	E0	P130 LP101			
0328	無火薬弾丸付き砲用完成弾†	1.2C				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0329	魚雷、さく薬付きのもの†	1.1E				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0330	魚雷、さく薬付きのもの†	1.1F				0	E0	P130 LP101			
0331	爆破薬、タイプ B† (爆破剤、タイプ B)	1.5D				0	E0	P116 IBC100	PP61 PP62 PP64	T1	TP1 TP17 TP32

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
0332	爆破薬、タイプE† (爆破剤、タイプE)	1.5D				0	E0	P116 IBC100	PP61 PP62	T1	TP1 TP17 TP32
0333	煙火†	1.1G				0	E0	P135			
0334	煙火†	1.2G				0	E0	P135			
0335	煙火†	1.3G				0	E0	P135			
0336	煙火†	1.4G				0	E0	P135			
0337	煙火†	1.4S				0	E0	P135			
0338	砲用空包又は小火器用空包†	1.4C				0	E0	P130 LP101			
0339	無火薬弾丸付き砲用完成弾又は小 火器弾薬†	1.4C				0	E0	P130 LP101			
0340	ニトロセルロース、乾性又は湿性 のもの、25質量%未満の水又はア ルコールを含有するもの†	1.1D			393	0	E0	P112(a) P112(b)			
0341	ニトロセルロース、改質されない もの又は18質量%未満の可塑性で 可塑性化したもの†	1.1D			393	0	E0	P112(b)			
0342	ニトロセルロース、湿性、25質 量%以上のアルコールを含有する もの†	1.3C			105 393	0	E0	P114(a)	PP43		
0343	ニトロセルロース、可塑性のも の、18質量%以上の可塑性を含有 するもの†	1.3C			105 393	0	E0	P111			
0344	弾丸、さく薬付きのもの†	1.4D				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0345	弾丸、無さく薬えい光筒付きの もの†	1.4S				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0346	弾丸、さく薬筒又は放出薬付き のもの†	1.2D				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0347	弾丸、さく薬筒又は放出薬付き のもの†	1.4D				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0348	砲用完成弾、さく薬付きのもの†	1.4F				0	E0	P130 LP101			
0349	火工品、他に品名が明示されてい ないもの	1.4S				178 274 347	0	E0	P101		
0350	火工品、他に品名が明示されてい ないもの	1.4B				178 274	0	E0	P101		
0351	火工品、他に品名が明示されてい ないもの	1.4C				178 274	0	E0	P101		
0352	火工品、他に品名が明示されてい ないもの	1.4D				178 274	0	E0	P101		
0353	火工品、他に品名が明示されてい ないもの	1.4G				178 274	0	E0	P101		
0354	火工品、他に品名が明示されてい ないもの	1.1L				178 274	0	E0	P101		
0355	火工品、他に品名が明示されてい ないもの	1.2L				178 274	0	E0	P101		
0356	火工品、他に品名が明示されてい ないもの	1.3L				178 274	0	E0	P101		
0357	爆発物質、他に品名が明示されて いないもの	1.1L				178 274	0	E0	P101		
0358	爆発物質、他に品名が明示されて いないもの†	1.2L				178 274	0	E0	P101		

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
0359	爆発物質、他に品名が明示されて いないもの†	1.3L			178 274	0	E0	P101			
0360	起爆装置、電気式でないもの、 爆破用のもの†	1.1B				0	E0	P131			
0361	起爆装置、電気式でないもの、 爆破用のもの†	1.4B				0	E0	P131			
0362	演習弾†	1.4G				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0363	試験弾†	1.4G				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0364	弾薬用起爆筒†	1.2B				0	E0	P133			
0365	弾薬用起爆筒†	1.4B				0	E0	P133			
0366	弾薬用起爆筒†	1.4S			347	0	E0	P133			
0367	信管、起爆用†	1.4S			347	0	E0	P141			
0368	信管、点火用†	1.4S				0	E0	P141			
0369	ロケット弾頭、さく薬付きのもの†	1.1F				0	E0	P130 LP101			
0370	ロケット弾頭、さく薬筒又は放出 薬付きのもの†	1.4D				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0371	ロケット弾頭、さく薬筒又は放出 薬付きのもの†	1.4F				0	E0	P130 LP101			
0372	演習用てき弾、手りゅう弾又は小 銃てき弾†	1.2G				0	E0	P141			
0373	携帯用信号具	1.4S				0	E0	P135			
0374	水中発音信号具†	1.1D				0	E0	P134 LP102			
0375	水中発音信号具†	1.2D				0	E0	P134 LP102			
0376	火管†	1.4S				0	E0	P133			
0377	火管雷管†	1.1B				0	E0	P133			
0378	火管雷管†	1.4B				0	E0	P133			
0379	プライマー付き薬きょう†	1.4C				0	E0	P136			
0380	自燃性物品†	1.2L				0	E0	P101			
0381	作動薬包†	1.2C				0	E0	P134 LP102			
0382	火薬系列構成成分、他に品名が明示 されていないもの†	1.2B			178 274	0	E0	P101			
0383	火薬系列構成成分、他に品名が明示 されていないもの†	1.4B			178 274	0	E0	P101			
0384	火薬系列構成成分、他に品名が明示 されていないもの†	1.4S			178 274 347	0	E0	P101			
0385	5-ニトロベンゾトリアゾール†	1.1D				0	E0	P112(b) P112(c)			
0386	トリニトロベンゼンスルホン酸†	1.1D				0	E0	P112(b) P112(c)	PP26		
0387	トリニトロフルオレンオン†	1.1D				0	E0	P112(b) P112(c)			
0388	トリニトロトルエン (TNT) とトリ ニトロベンゼンの混合物又はトリ ニトロトルエン (TNT) とヘキサニ トロスチルベンの混合物†	1.1D				0	E0	P112(b) P112(c)			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
0389	トリニトロベンゼンとヘキサニ トロスチルベンを含有するトリニ トロトルエン(TNT)の混合物†	1.1D				0	E0	P112(b) P112(c)			
0390	トリトナール†	1.1D				0	E0	P112(b) P112(c)			
0391	シクロトリメチレントリニトラミ ン（シクロナイト;ヘキソゲン; RDX）及びシクロテトラメチレン テトラニトラミン（HMX;オクト ゲン）の混合物、湿性、15質量% 以上の水を含むもの又はシク ロトリメチレントリニトラミン （シクロナイト;ヘキソゲン; RDX）及びシクロテトラメチレン テトラニトラミン（HMX;オクト ゲン）の混合物を鈍性化し、10質 量%以上の鈍感剤を含むもの†	1.1D			266	0	E0	P112(a) P112(b)			
0392	ヘキサニトロスチルベン†	1.1D				0	E0	P112(b) P112(c)			
0393	ヘキソトナール†	1.1D				0	E0	P112(b)			
0394	トリニトロレスゾルシノール（スチ フニン酸）、湿性のも、20質 量%以上の水又は水とアルコール を含むもの†	1.1D				0	E0	P112(a)	PP26		
0395	ロケットモーター、液体燃料のも の†	1.2J				0	E0	P101			
0396	ロケットモーター、液体燃料のも の†	1.3J				0	E0	P101			
0397	ロケットモーター、液体燃料のも の、さく薬付きのもの†	1.1J				0	E0	P101			
0398	ロケットモーター、液体燃料のも の、さく薬付きのもの	1.2J				0	E0	P101			
0399	爆弾、引火性液体入りのも、 さく薬付きのもの†	1.1J				0	E0	P101			
0400	爆弾、引火性液体入りのも、 さく薬付きのもの†	1.2J				0	E0	P101			
0401	硫化ジピクリル、乾性又は湿性 のもの、10質量%未満の水を含む もの†	1.1D				0	E0	P112(a) P112(b) P112(c)			
0402	過塩素酸アンモニウム†	1.1D			152	0	E0	P112(b) P112(c)			
0403	航空機用信号炎管†	1.4G				0	E0	P135			
0404	航空機用信号炎管†	1.4S				0	E0	P135			
0405	拳銃信号弾†	1.4S				0	E0	P135			
0406	ジニトロソベンゼン†	1.3C				0	E0	P114(b)			
0407	テトラゾール-1-酢酸†	1.4C				0	E0	P114(b)			
0408	信管、起爆用、保護装置つきのも の†	1.1D				0	E0	P141			
0409	信管、起爆用、保護装置つきのも の†	1.2D				0	E0	P141			
0410	信管、起爆用、保護装置つきのも の†	1.4D				0	E0	P141			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
0411	四硝酸ペンタエリスリット（ペン タエリスリトールテトラナイトレ ート；PETN）、7質量%以上のワ ックスを含有するもの†	1.1D			131	0	E0	P112(b) P112(c)			
0412	砲用完成弾、さく薬付きのもの†	1.4E				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0413	砲用空包†	1.2C				0	E0	P130 LP101			
0414	砲用発射薬†	1.2C				0	E0	P130 LP101			
0415	発射薬又は推進薬	1.2C				0	E0	P143	PP76		
0417	無火薬弾丸付き砲用完成弾又は小 火器弾薬†	1.3C				0	E0	P130 LP101			
0418	地上用信号炎管†	1.1G				0	E0	P135			
0419	地上用信号炎管†	1.2G				0	E0	P135			
0420	航空機用信号炎管† [照明筒]	1.1G				0	E0	P135			
0421	航空機用信号炎管† [照明筒]	1.2G				0	E0	P135			
0424	弾丸、無さく薬で、えい光筒付き のもの†	1.3G				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0425	弾丸、無さく薬で、えい光筒付き のもの†	1.4G				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0426	弾丸、無さく薬で、さく薬筒又は 放出薬付きのもの†	1.2F				0	E0	P130 LP101			
0427	弾丸、無さく薬で、さく薬筒又は 放出薬付きのもの†	1.4F				0	E0	P130 LP101			
0428	料薬火工品†	1.1G				0	E0	P135			
0429	料薬火工品†	1.2G				0	E0	P135			
0430	料薬火工品†	1.3G				0	E0	P135			
0431	料薬火工品†	1.4G				0	E0	P135			
0432	料薬火工品†	1.4S				0	E0	P135			
0433	パウダーケーキ（パウダーペース ト；湿餅薬）、17質量%以上のア ルコールを含有するもの†	1.1C			266	0	E0	P111			
0434	弾丸、さく薬筒又は放出薬付きの もの†	1.2G				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0435	弾丸、さく薬筒又は放出薬付きの もの†	1.4G				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0436	ロケット、放出装薬付きのもの†	1.2C				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0437	ロケット、放出装薬付きのもの†	1.3C				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0438	ロケット、放出装薬付きのもの†	1.4C				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0439	成形爆薬、雷管付きでないもの†	1.2D				0	E0	P137	PP70		
0440	成形爆薬、雷管付きでないもの†	1.4D				0	E0	P137	PP70		
0441	成形爆薬、雷管付きでないもの†	1.4S			347	0	E0	P137	PP70		
0442	爆発加工用装薬、雷管付きでない もの†	1.1D				0	E0	P137			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
0443	爆発加工用装薬、雷管付きでないもの†	1.2D				0	E0	P137			
0444	爆発加工用装薬、雷管付きでないもの†	1.4D				0	E0	P137			
0445	爆発加工用装薬、雷管付きでないもの†	1.4S			347	0	E0	P137			
0446	焼尽薬きょう、プライマー付きでないもの†	1.4C				0	E0	P136			
0447	焼尽薬きょう、プライマー付きでないもの†	1.3C				0	E0	P136			
0448	5-メルカプトテトラゾール-1-酢酸†	1.4C				0	E0	P114(b)			
0449	魚雷、液体燃料付きのものを含む†	1.1J				0	E0	P101			
0450	魚雷、液体燃料付きのもの、無火薬弾頭付きのもの†	1.3J				0	E0	P101			
0451	魚雷、さく薬付きのもの†	1.1D				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0452	演習用てき弾、手りゆう弾又は小銃てき弾†	1.4G				0	E0	P141			
0453	投索用ロケット†	1.4G				0	E0	P130 LP101			
0454	点火管又は点火具†	1.4S				0	E0	P142			
0455	工業雷管、電気式でないもの、爆破用のもの†	1.4S			347	0	E0	P131	PP68		
0456	電気雷管、爆破用のもの†	1.4S			347	0	E0	P131			
0457	PBX さく薬	1.1D				0	E0	P130 LP101			
0458	PBX さく薬	1.2D				0	E0	P130 LP101			
0459	PBX さく薬	1.4D				0	E0	P130 LP101			
0460	PBX さく薬	1.4S			347	0	E0	P13 LP101			
0461	火薬系列構成成分、他に品名が明示されていないもの†	1.1B			178 274	0	E0	P101			
0462	火工品、他に品名が明示されていないもの	1.1C			178 274	0	E0	P101			
0463	火工品、他に品名が明示されていないもの	1.1D			178 274	0	E0	P101			
0464	火工品、他に品名が明示されていないもの	1.1E			178 274	0	E0	P101			
0465	火工品、他に品名が明示されていないもの	1.1F			178 274	0	E0	P101			
0466	火工品、他に品名が明示されていないもの	1.2C			178 274	0	E0	P101			
0467	火工品、他に品名が明示されていないもの	1.2D			178 274	0	E0	P101			
0468	火工品、他に品名が明示されていないもの	1.2E			178 274	0	E0	P101			
0469	火工品、他に品名が明示されていないもの	1.2F			178 274	0	E0	P101			
0470	火工品、他に品名が明示されていないもの	1.3C			178 274	0	E0	P101			
0471	火工品、他に品名が明示されていないもの	1.4E			178 274	0	E0	P101			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
0472	火工品、他に品名が明示されていないもの	1.4F			178 274	0	E0	P101			
0473	爆発物質、他に品名が明示されていないもの	1.1A			178 274	0	E0	P101			
0474	爆発物質、他に品名が明示されていないもの	1.1C			178 274	0	E0	P101			
0475	爆発物質、他に品名が明示されていないもの	1.1D			178 274	0	E0	P101			
0476	爆発物質、他に品名が明示されていないもの	1.1G			178 274	0	E0	P101			
0477	爆発物質、他に品名が明示されていないもの	1.3C			178 274	0	E0	P101			
0478	爆発物質、他に品名が明示されていないもの	1.3G			178 274	0	E0	P101			
0479	爆発物質、他に品名が明示されていないもの	1.4C			178 274	0	E0	P101			
0480	爆発物質、他に品名が明示されていないもの	1.4D			178 274	0	E0	P101			
0481	爆発物質、他に品名が明示されていないもの	1.4S			178 274 347	0	E0	P101			
0482	爆発物質、非常に鈍感なもの (EVI物質)、他に品名が明示されていないもの†	1.5D			178 274	0	E0	P101			
0483	シクロトリメチレントリニトラミン (シクロナイト;ヘキソゲン;RDX)、鈍性化したもの	1.1D				0	E0	P112(b) P112(c)			
0484	シクロテトラメチレンテトラニトラミン (オクトーグ;HMX)、鈍性化したもの	1.1D				0	E0	P112(b) P112(c)			
0485	爆発物質、他に品名が明示されていないもの	1.4G			178 274	0	E0	P101			
0486	爆発物品、極度に鈍感なもの (EEI物品) †	1.6N				0	E0	P101			
0487	発煙信号筒†	1.3G				0	E0	P135			
0488	演習弾†	1.3G				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0489	ジニトログリコルリル (DINGU)†	1.1D				0	E0	P112(b) P112(c)			
0490	ニトロトリアズロン (NTO)†	1.1D				0	E0	P112(b) P112(c)			
0491	発射薬又は推進薬†	1.4C				0	E0	P143	PP76		
0492	鉄道用信号雷管†	1.3G				0	E0	P135			
0493	鉄道用信号雷管†	1.4G				0	E0	P135			
0494	油井ジェットせん孔器、雷管付きでないもの†	1.4D				0	E0	P101			
0495	液体推進薬†	1.3C			224	0	E0	P115	PP53 PP54 PP57 PP58		
0496	オクトナール	1.1D				0	E0	P112(b) P112(c)			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
0497	液体推進薬†	1.1C			224	0	E0	P115	PP53 PP54 PP57 PP58		
0498	固体推進薬†	1.1C				0	E0	P114(b)			
0499	固体推進薬†	1.3C				0	E0	P114(b)			
0500	起爆装置、電気式でないもの、爆破 用のもの†	1.4S			347	0	E0	P131			
0501	固体推進薬†	1.4C				0	E0	P114(b)			
0502	ロケット、無さく薬弾頭付きのもの†	1.2C				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0503	安全装置、火工品†	1.4G			235 289	0	E0	P135			
0504	1H-テトラゾール	1.1D				0	E0	P112(c)	PP48		
0505	遭難信号筒、船舶用†	1.4G				0	E0	P135			
0506	遭難信号筒、船舶用†	1.4S				0	E0	P135			
0507	発煙信号筒†	1.4S				0	E0	P135			
0508	1-ヒドロキシベンゾトリアゾール、 無水物、乾性又は湿性、20 質量%未 満の水を含有するもの	1.3C				0	E0	P114(b)	PP48 PP50		
0509	火薬、無煙のもの	1.4C				0	E0	P114(b)	PP48		
0510	ロケットモーター†	1.4C				0	E0	P130 LP101	PP67 L1		
0511	電子雷管プログラム可能、爆破用†	1.1B				0	E0	P131			
0512	電子雷管プログラム可能、爆破用†	1.4B				0	E0	P131			
0513	電子雷管プログラム可能、爆破用†	1.4S			347	0	E0	P131			
1001	アセチレン、溶解したもの	2.1				0	E0	P200			
1002	圧縮空気	2.2			392 397	120ml	E1	P200			
1003	深冷液化空気	2.2	5.1			0	E0	P203		T75	TP5 TP22
1005	液体アンモニア、無水物	2.3	8		23 379	0	E0	P200		T50	
1006	圧縮アルゴン	2.2			378 392	120ml	E1	P200			
1008	三フッ化ホウ素	2.3	8		373	0	E0	P200			
1009	プロモトリフルオロメタン (冷媒用 ガス R13B1)	2.2				120ml	E1	P200		T50	
1010	ブタジエン、安定剤入りのもの又は ブタジエンと炭化水素の混合物、安 定剤入りのもの、ブタジエンの濃度 が 40%を超えるもの	2.1			386	0	E0	P200		T50	
1011	ブタン	2.1			392	0	E0	P200		T50	
1012	ブチレン	2.1			398	0	E0	P200		T50	
1013	炭酸ガス	2.2			378 392	120ml	E1	P200			
1016	一酸化炭素、圧縮されているもの	2.3	2.1			0	E0	P200			
1017	塩素	2.3	5.1 8			0	E0	P200		T50	TP19
1018	クロロジフルオロメタン (冷媒用ガス R22)	2.2				120ml	E1	P200		T50	

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1020	クロロペンタフルオロエタン (冷媒用ガス R115)	2.2				120ml	E1	P200		T50	
1021	1-クロロ-1,2,2,2-テトラフルオロエタン (冷媒用ガス R124)	2.2				120ml	E1	P200		T50	
1022	クロロトリフルオロメタン (冷媒用ガス R13)	2.2				120ml	E1	P200			
1023	石炭ガス、圧縮されているもの	2.3	2.1			0	E0	P200			
1026	シアンゲン	2.3	2.1			0	E0	P200			
1027	シクロプロパン	2.1				0	E0	P200		T50	
1028	ジクロロジフルオロメタン (冷媒用ガス R12)	2.2				120ml	E1	P200		T50	
1029	ジクロロフルオロメタン (冷媒用ガス R21)	2.2				120ml	E1	P200		T50	
1030	1,1-ジフルオロエタン (冷媒用ガス R152a)	2.1				0	E0	P200		T50	
1032	ジメチルアミン、無水物	2.1				0	E0	P200		T50	
1033	ジメチルエーテル	2.1				0	E0	P200		T50	
1035	エタン	2.1				0	E0	P200			
1036	エチルアミン	2.1				0	E0	P200		T50	
1037	塩化エチル	2.1				0	E0	P200		T50	
1038	エチレン、深冷液化されているもの	2.1				0	E0	P203		T75	TP5
1039	エチルメチルエーテル	2.1				0	E0	P200			
1040	酸化エチレン又は酸化エチレンと窒素の混合物、50°Cにおける全圧が1MPa(10bar)以下のもの	2.3	2.1		342	0	E0	P200		T50	TP20
1041	酸化エチレンと炭酸ガスの混合物、酸化エチレンの含有率が9%を超え87%以下のもの	2.1				0	E0	P200		T50	
1043	液体肥料、遊離アンモニアを含有するもの	2.2				120ml	E0	P200			
1044	消火器、圧縮ガス又は液化ガスが充てんされているもの	2.2			225	120ml	E0	P003	PP91		
1045	フッ素、圧縮されているもの	2.3	5.1 8			0	E0	P200			
1046	ヘリウム、圧縮されているもの	2.2			378 392	120ml	E1	P200			
1048	臭化水素、無水物	2.3	8			0	E0	P200			
1049	水素、圧縮されているもの	2.1			392	0	E0	P200			
1050	塩化水素、無水物	2.3	8			0	E0	P200			
1051	シアン化水素、安定剤入りのもの、水分の含有率が3%未満のもの	6.1	3	I	386	0	E0	P200			
1052	フッ化水素、無水物	8	6.1	I		0	E0	P200		T10	TP2
1053	硫化水素	2.3	2.1			0	E0	P200			
1055	イソブチレン	2.1				0	E0	P200		T50	
1056	クリプトン、圧縮されているもの	2.2			378 392	120ml	E1	P200			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1057	喫煙用ガスマイター又は詰め替え 用容器、可燃性ガスが充てんされ ているもの	2.1			201	0	E0	P002	PP84		
1058	液化ガス、非引火性のもの、窒 素、炭酸ガス又は空気と共に充て んされているもの	2.2			392	120ml	E1	P200			
1060	メチルアセチレンとプロパジエン の混合物、安定剤入りのもの	2.1			386	0	E0	P200		T50	
1061	メチルアミン、無水物	2.1				0	E0	P200		T50	
1062	臭化メチル、クロロピクリンの 含有率が2%以下のもの	2.3			23	0	E0	P200		T50	
1063	塩化メチル（冷媒用ガス R40）	2.1				0	E0	P200		T50	
1064	メチルメルカプタン	2.3	2.1			0	E0	P200		T50	
1065	ネオン、圧縮されているもの	2.2			378 392	120ml	E1	P200			
1066	窒素、圧縮されているもの	2.2			378 392	120ml	E1	P200			
1067	四酸化二窒素（二酸化窒素）	2.3	5.1 8			0	E0	P200		T50	TP21
1069	塩化ニトロシル	2.3	8			0	E0	P200			
1070	亜酸化窒素	2.2	5.1			0	E0	P200			
1071	オイルガス、圧縮されているもの	2.3	2.1			0	E0	P200			
1072	酸素、圧縮されているもの	2.2	5.1		355	0	E0	P200			
1073	酸素、深冷液化されているもの	2.2	5.1			0	E0	P203		T75	TP5 TP22
1075	液化石油ガス	2.1			392	0	E0	P200		T50	
1076	ホスゲン	2.3	8			0	E0	P200			
1077	プロピレン	2.1				0	E0	P200		T50	
1078	冷凍用ガス類、他に品名が明示さ れていないもの	2.2			274	120ml	E1	P200		T50	
1079	二酸化硫黄	2.3	8			0	E0	P200		T50	TP19
1080	六フッ化硫黄	2.2			392	120ml	E1	P200			
1081	四フッ化エチレン、安定剤入り のもの	2.1			386	0	E0	P200			
1082	クロロトリフルオロエチレン、 安定剤入りのもの （冷媒用ガス R1113）	2.3	2.1		386	0	E0	P200		T50	
1083	トリメチルアミン、無水物	2.1				0	E0	P200		T50	
1085	臭化ビニル、安定剤入りのもの	2.1			386	0	E0	P200		T50	
1086	塩化ビニル、安定剤入りのもの	2.1			386	0	E0	P200		T50	
1087	メチルビニルエーテル、安定剤入 りのもの	2.1			386	0	E0	P200		T50	
1088	アセタール	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1089	アセトアルデヒド	3		I		0	E0	P001		T11	TP2 TP7
1090	アセトン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1091	アセトン油	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1 TP8
1092	アクロレイン、安定剤入りのもの	6.1	3	I	354 386	0	E0	P601		T22	TP2 TP7 TP13

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1093	アクリロニトリル、安定剤入りのもの	3	6.1	I	386	0	E0	P001		T14	TP2 TP13
1098	アリルアルコール	6.1	3	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
1099	臭化アリル	3	6.1	I		0	E0	P001		T14	TP2 TP13
1100	塩化アリル	3	6.1	I		0	E0	P001		T14	TP2 TP13
1104	酢酸アミル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1105	ペンタノール	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1 TP29
1105	ペンタノール	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1106	アミルアミン	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
1106	アミルアミン	3	8	III	223	5L	E1	P001 IBC03		T4	TP1
1107	塩化アミル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1108	1-ペンテン（ノルマルアミレン）	3		I		0	E3	P001		T11	TP2
1109	ギ酸アミル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1110	ノルマルアミルメチルケトン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1111	アミルメルカプタン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1112	硝酸アミル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1113	亜硝酸アミル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1114	ベンゼン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1120	ブタノール	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1 TP29
1120	ブタノール	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1123	酢酸ブチル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1123	酢酸ブチル	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1125	ノルマルブチルアミン	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
1126	1-ブロモブタン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1127	クロロブタン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1128	ギ酸ノルマルブチル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1129	ブチルアルデヒド	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1130	シヨウ脳油	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1131	二硫化炭素	3	6.1	I		0	E0	P001	PP31	T14	TP2 TP7 TP13
1133	接着剤、引火性液体を含有するもの	3		I		500ml	E3	P001		T11	TP1 TP8 TP27
1133	接着剤、引火性液体を含有するもの	3		II		5L	E2	P001 IBC02	PP1	T4	TP1 TP8
1133	接着剤、引火性液体を含有するもの	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01	PP1	T2	TP1
1134	クロロベンゼン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1135	エチレンクロロヒドリン	6.1	3	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
1136	コールタール蒸留物、引火性のもの	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1136	コールタール蒸留物、引火性のもの	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1 TP29
1139	コーティング液、車体の下塗り、ドラム等容器のライニング等の表面処理用のもの	3		I		500ml	E3	P001		T11	TP1 TP8 TP27
1139	コーティング液、車体の下塗り、ドラム等容器のライニング等の表面処理用のもの	3		II		5L	E2	P001 IBC02		T4	TP1 TP8
1139	コーティング液、車体の下塗り、ドラム等容器のライニング等の表面処理用のもの	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1143	クロトンアルデヒド又はクロトンアルデヒド、安定剤入りのもの	6.1	3	I	324 354 386	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
1144	クロトニレン	3		I		0	E3	P001		T11	TP2
1145	シクロヘキサン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1146	シクロペンタン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
1147	デカヒドロナフタレン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1148	ジアセトンアルコール	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1148	ジアセトンアルコール	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1149	ジブチルエーテル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1150	1,2-ジクロロエチレン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1152	ジクロロペンタン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1153	エチレングリコールジエチルエーテル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1153	エチレングリコールジエチルエーテル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1154	ジエチルアミン	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
1155	ジエチルエーテル (エチルエーテル)	3		I		0	E3	P001		T11	TP2
1156	ジエチルケトン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1157	ジイソブチルケトン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1158	ジイソプロピルアミン	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
1159	ジイソプロピルエーテル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1160	ジメチルアミン水溶液	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
1161	炭酸ジメチル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1162	ジメチルジクロロシラン	3	8	II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
1163	ジメチルヒドラジン、非対称型のもの	6.1	3 8	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
1164	硫化ジメチル	3		II		1L	E2	P001 IBC02	B8	T7	TP2
1165	ジオキサン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1166	ジオキソラン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1167	ジビニルエーテル、安定剤入りのもの	3		I	386	0	E3	P001		T11	TP2
1170	エタノール (エチルアルコール) 又はエタノール溶液 (エチルアルコール溶液)	3		II	144	1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1170	エタノール (エチルアルコール) 又はエタノール溶液 (エチルアルコール溶液)	3		III	144 223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1171	エチレングリコールモノエチルエーテル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1172	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1173	酢酸エチル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1175	エチルベンゼン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1176	ホウ酸エチル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1177	酢酸 2-エチルブチル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBC		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1178	2-エチルブチルアルデヒド	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1179	ブチルエチルエーテル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1180	酪酸エチル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1181	クロロ酢酸エチル	6.1	3	II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
1182	クロロギ酸エチル	6.1	3 8	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
1183	エチルジクロロシラン	4.3	3 8	I		0	E0	P401		T14	TP2 TP7 TP13
1184	二塩化エチレン	3	6.1	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
1185	エチレンイミン、安定剤入りのもの	6.1	3	I	354 386	0	E0	P601		T22	TP2 TP13
1188	エチレングリコールモノメチルエーテル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1189	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1190	ギ酸エチル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1191	オクチルアルデヒド	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1192	乳酸エチル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1193	エチルメチルケトン（メチルエチルケトン）	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1194	亜硝酸エチル溶液	3	6.1	I		0	E0	P001			
1195	プロピオン酸エチル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1196	エチルトリクロロシラン	3	8	II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
1197	抽出液、香気又は芳香用	3		II		5L	E2	P001 IBC02		T4	TP1 TP8
1197	抽出液、香気又は芳香用	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1198	ホルムアルデヒド溶液、引火性のもの	3	8	III		5L	E1	P001 IBC03		T4	TP1
1199	フルアルデヒド	6.1	3	II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
1201	フーゼル油	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1201	フーゼル油	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1202	軽油、ディーゼル油又は灯油	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1203	モータースピリット、ガソリン又はペトロール	3		II	243	1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1204	ニトログリセリンアルコール溶 液、ニトログリセリンが1%以下の もの	3		II		1L	E0	P001 IBC02	PP5		
1206	ヘプタン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1207	ヘキサアルデヒド	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1208	ヘキサン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1210	印刷用インク、引火性のもの又は 印刷用インク関連物質（印刷用イ ンク、薄め液又は補修剤）、引火 性のもの	3		I	163 367	500ml	E3	P001		T11	TP1 TP8
1210	印刷用インク、引火性のもの又は 印刷用インク関連物質（印刷用イ ンク、薄め液又は補修剤）、引火 性のもの	3		II	163 367	5L	E2	P001 IBC02	PP1	T4	TP1 TP8
1210	印刷用インク、引火性のもの又は 印刷用インク関連物質（印刷用イ ンク薄め液又は補修剤）、引火性 のもの	3		III	163 223 367	5L	E1	P001 IBC03 LP01	PP1	T2	TP1
1212	イソブタノール（イソブチルアル コール）	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1213	酢酸イソブチル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1214	イソブチルアミン	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
1216	イソオクテン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1218	イソプレン、安定剤入りのもの	3		I	386	0	E3	P001		T11	TP2
1219	イソプロパノール、（イソプロピ ルアルコール）	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1220	酢酸イソプロピル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1221	イソプロピルアミン	3	8	I		0	E0	P001		T11	TP2
1222	硝酸イソプロピル	3		II	26	1L	E2	P001 IBC02	B7		
1223	灯油	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP2
1224	ケトン類、他に品名が明示されて いないもの	3		II	274	1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1 TP8 TP28
1224	ケトン類、他に品名が明示されて いないもの	3		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1 TP29
1228	メルカプタン類、引火性液体、毒 物、他に品名が明示されていない もの又はメルカプタン混合物、引 火性液体、毒物、他に品名が明示 されていないもの	3	6.1	II	274	1L	E0	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
1228	メルカプタン類、引火性液体、毒 物、他に品名が明示されていない もの又はメルカプタン混合物、引 火性液体、毒物、他に品名が明示 されていないもの	3	6.1	III	223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP1 TP28

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1229	酸化メシチル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1230	メタノール	3	6.1	II	279	1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1231	酢酸メチル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1233	酢酸メチルアミル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1234	メチラール	3		II		1L	E2	P001 IBC02	B8	T7	TP2
1235	メチルアミン、水溶液	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
1237	酪酸メチル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1238	クロロギ酸メチル	6.1	3 8	I	354	0	E0	P602		T22	TP2 TP13
1239	メチルクロロメチルエーテル	6.1	3	I	354	0	E0	P602		T22	TP2 TP13
1242	メチルジクロロシラン	4.3	3 8	I		0	E0	P401		T14	TP2 TP7 TP13
1243	ギ酸メチル	3		I		0	E3	P001		T11	TP2
1244	メチルヒドラン	6.1	3 8	I	354	0	E0	P602		T22	TP2 TP13
1245	イソブチルメチルケトン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1246	イソプロピルメチルケトン、安定剤入りのもの	3		II	386	1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1247	メタクリル酸メチル、安定剤入りのもの	3		II	386	1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1248	プロピオン酸メチル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1249	メチルプロピルケトン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1250	メチルトリクロロシラン	3	8	II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
1251	メチルビニルケトン、安定剤入りのもの	6.1	3 8	I	354 386	0	E0	P601		T22	TP2 TP13
1259	ニッケルカルボニル	6.1	3	I		0	E0	P601			
1261	ニトロメタン	3		II	26	1L	E0	P001			
1262	オクタン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1263	塗料（ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、シェラック溶液、ワニス、つや出し液、充てん液、ラッカーベース液及びシンナーを含む）又は塗料関連物質（ペイント薄め液又は補修剤）	3		I	163 367	500ml	E3	P001		T11	TP1 TP8 TP27
1263	塗料（ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、シェラック溶液、ワニス、つや出し液、充てん液、ラッカーベース液及びシンナーを含む）又は塗料関連物質（ペイント薄め液又は補修剤）	3		II	163 367	5L	E2	P001 IBC02	PP1	T4	TP1 TP8 TP28

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1263	塗料（ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、シェラック溶液、ワニス、つや出し液、充てん液、ラッカーベース液及びシンナーを含む）又は塗料関連物質（ペイント薄め液又は補修剤）	3		III	163 223 367	5L	E1	P001 IBC03 LP01	PP1	T2	TP1 TP29
1264	パラアルデヒド	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1265	ペンタン、液体のもの	3		I		0	E3	P001		T11	TP2
1265	ペンタン、液体のもの	3		II		1L	E2	P001 IBC02	B8	T4	TP1
1266	香料製品類、引火性溶剤を含有するもの	3		II	163	5L	E2	P001 IBC02		T4	TP1 TP8
1266	香料製品類、引火性溶剤を含有するもの	3		III	163 223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1267	原油	3		I	357	500ml	E3	P001		T11	TP1 TP8
1267	原油	3		II	357	1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1 TP8
1267	原油	3		III	223 357	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1268	石油蒸留物、他に品名が明示されていないもの又は石油製品、他に品名が明示されていないもの	3		I		500ml	E3	P001		T11	TP1 TP8
1268	石油蒸留物、他に品名が明示されていないもの又は石油製品、他に品名が明示されていないもの	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1 TP8 TP28
1268	石油蒸留物、他に品名が明示されていないもの又は石油製品、他に品名が明示されていないもの	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1 TP29
1272	パイン油	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1274	ノルマルプロパノール（ノルマルプロピルアルコール）	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1274	ノルマルプロパノール（ノルマルプロピルアルコール）	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1275	プロピオンアルデヒド	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
1276	酢酸ノルマルプロピル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1277	プロピルアミン	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
1278	1-クロロプロパン	3		II		1L	E0	P001 IBC02	B8	T7	TP2
1279	1,2-ジクロロプロパン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1280	酸化プロピレン	3		I		0	E3	P001		T11	TP2 TP7
1281	ギ酸プロピル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1282	ピリジン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP2
1286	ロジン油	3		II		5L	E2	P001 IBC02		T4	TP1

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1286	ロジン油	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1287	ゴム溶液	3		II		5L	E2	P001 IBC02		T4	TP1 TP8
1287	ゴム溶液	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1288	シェールオイル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1 TP8
1288	シェールオイル	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1289	ナトリウムメチレートアルコール 溶液	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1 TP8
1289	ナトリウムメチレートアルコール 溶液	3	8	III	223	5L	E1	P001 IBC03		T4	TP1
1292	ケイ酸テトラエチル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1293	チンキ、医薬用のもの	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1 TP8
1293	チンキ、医薬用のもの	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1294	トルエン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1295	トリクロロシラン	4.3	3 8	I		0	E0	P401		T14	TP2 TP7 TP13
1296	トリエチルアミン	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
1297	トリメチルアミン水溶液、濃度が 50質量%以下のもの	3	8	I		0	E0	P001		T11	TP1
1297	トリメチルアミン水溶液、濃度が 50質量%以下のもの	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
1297	トリメチルアミン水溶液、濃度が 50質量%以下のもの	3	8	III	223	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP1
1298	トリメチルクロロシラン	3	8	II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
1299	テレピン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1300	代用テレピン油	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1300	代用テレピン油	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1301	酢酸ビニル、安定剤入りのもの	3		II	386	1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1302	エチルビニルエーテル、安定剤入 りのもの	3		I	386	0	E3	P001		T11	TP2
1303	塩化ビニリデン、安定剤入りのも の	3		I	386	0	E3	P001		T12	TP2 TP7
1304	イソブチルビニルエーテル、安定 剤入りのもの	3		II	386	1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1305	ビニルトリクロロシレン	3	8	II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
1306	木材防腐剤、液体のもの	3		II		5L	E2	P001 IBC02		T4	TP1 TP8
1306	木材防腐剤、液体のもの	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1307	キシレン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
1307	キシレン	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1308	ジルコニウム、引火性液体中に懸濁したもの	3		I		0	E0	P001	PP33		
1308	ジルコニウム、引火性液体中に懸濁したもの	3		II		1L	E2	P001	PP33		
1308	ジルコニウム、引火性液体中に懸濁したもの	3		III	223	5L	E1	P001			
1309	アルミニウム粉末、表面が被覆されているもの	4.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	PP38 B2,B4	T3	TP33
1309	アルミニウム粉末、表面が被覆されているもの	4.1		III	223	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	PP11 B3	T1	TP33
1310	ピクリン酸アンモニウム、湿性のもの、10質量%以上の水を含有するもの	4.1		I	28	0	E0	P406	PP26		
1312	ボルネオール	4.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1313	樹脂酸カルシウム	4.1		III		5kg	E1	P002 IBC06		T1	TP33
1314	樹脂酸カルシウム、熔融固化したもの	4.1		III		5kg	E1	P002 IBC04		T1	TP33
1318	樹脂酸コバルト、沈殿によって得られたもの	4.1		III		5kg	E1	P002 IBC06		T1	TP33
1320	ジニトロフェノール、湿性のもの、15質量%以上の水を含有するもの	4.1	6.1	I	28	0	E0	P406	PP26		
1321	ジニトロフェノレート、湿性のもの、15質量%以上の水を含有するもの	4.1	6.1	I	28	0	E0	P406	PP26		
1322	ジニトロレゾルシノール、湿性、15質量%以上の水を含有するもの	4.1		I	28	0	E0	P406	PP26		
1323	フェロセリウム	4.1		II	249	1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1324	フィルム、ニトロセルロースベースのもの、ゼラチンで被覆したもの、フィルムくずを除く	4.1		III		5kg	E1	P002	PP15		
1325	その他の可燃性固体、有機物、他に品名が明示されていないもの	4.1		II	274	1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1325	その他の可燃性固体、有機物、他に品名が明示されていないもの	4.1		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1326	ハフニウム粉末、湿性のもの、25質量%以上の目視できる量の水を含有するもの (a)機械的に製造された粒径 53 ミクロン未満の粉末 ; (b) 化学的に製造された粒径 840 ミクロン未満の粉末	4.1		II		1kg	E2	P410 IBC06	PP40 B2	T3	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBC		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1327	乾草類	4.1			281	3kg	E0	P003 IBC08	PP19 B6		
1328	ヘキサメチレンテトラミン	4.1		III		5kg	E1	P002 IBC08	B3	T1	TP33
1330	樹脂酸マンガン	4.1		III		5kg	E1	P002 IBC06		T1	TP33
1331	硫化リンマッチ	4.1		III	293	5kg	E0	P407	PP27		
1332	メタアルデヒド	4.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1333	ミッシュメタル、厚板状、インゴット状又は棒状のもの	4.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4		
1334	ナフタレン原料又はナフタレン精製物	4.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1 BK1 BK2 BK3	TP33
1336	ニトログアニジン（ピクライト）、湿性のもの、20質量%以上の水を含有するもの	4.1		I	28	0	E0	P406			
1337	硝酸でん粉、湿性のもの、20質量%以上の水を含有するもの	4.1		I	28	0	E0	P406			
1338	赤リン、無定形のもの	4.1		III		5kg	E1	P410 IBC08	B3	T1	TP33
1339	七硫化リン、黄リンを含有しないもの	4.1		II		1kg	E2	P410 IBC04		T3	TP33
1340	五硫化リン、黄リンを含有しないもの	4.3	4.1	II		500g	E2	P410 IBC04		T3	TP33
1341	三硫化四リン、黄リンを含有しないもの	4.1		II		1kg	E2	P410 IBC04		T3	TP33
1343	三硫化リン、黄リンを含有しないもの	4.1		II		1kg	E2	P410 IBC04		T3	TP33
1344	トリニトロフェノール（ピクリン酸）、湿性のもの、30質量%以上の水を含有するもの	4.1		I	28	0	E0	P406	PP26		
1345	ゴムくず又は再生ゴム、粉状又は粒状、粒径が840ミクロン以下であり、かつ、ゴムの含有率が45質量%を超えるもの	4.1		II	223	1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1346	ケイ素粉末、無定形のもの	4.1		III	32	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1347	ピクリン酸銀、湿性のもの、30質量%以上の水を含有するもの	4.1		I	28	0	E0	P406	PP25 PP26		
1348	ジニトロオルトクレゾールナトリウム塩、湿性、15質量%以上の水を含有するもの	4.1	6.1	I	28	0	E0	P406	PP26		
1349	ピクラミン酸ナトリウム、湿性のもの、20質量%以上の水を含有するもの	4.1		I	28	0	E0	P406	PP26		
1350	硫黄	4.1		III	242	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1 BK1 BK2 BK3	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1352	チタン粉末、湿性のもの、25質量%以上の目視できる量の水を含有するもの (a)機械的に製造された粒径53ミクロン未満の粉末；(b)化学的に製造された粒径840ミクロン未満の粉末	4.1		II		1kg	E2	P410 IBC06	PP40 B2	T3	TP33
1353	繊維又は織物、低硝化ニトロセルロースを含浸させているもの、他に品名が明示されていないもの	4.1		III		5kg	E1	P410 IBC08	B3		
1354	トリニトロベンゼン、湿性のもの、30質量%以上の水を含有するもの	4.1		I	28	0	E0	P406			
1355	トリニトロ安息香酸、湿性、30質量%以上の水を含有するもの	4.1		I	28	0	E0	P406			
1356	トリニトロトルエン (TNT)、湿性のもの、30質量%以上の水を含有するもの	4.1		I	28	0	E0	P406			
1357	硝酸尿素、湿性のもの、20質量%以上の水を含有するもの	4.1		I	28 227	0	E0	P406			
1358	ジルコニウム粉末、湿性のもの、25質量%以上の目視できる量の水を含有するもの (a)機械的に製造された粒径53ミクロン未満の粉末；(b)化学的に製造された粒径840ミクロン未満の粉末	4.1		II		1kg	E2	P410 IBC06	PP40 B2	T3	TP33
1360	リン化カルシウム	4.3	6.1	I		0	E0	P403			
1361	炭素、動物又は植物から製造されたもの	4.2		II		0	E0	P002 IBC06	PP12	T3	TP33
1361	炭素、動物又は植物から製造されたもの	4.2		III	223	0	E0	P002 IBC08 LP02	PP12 B3	T1	TP33
1362	活性炭	4.2		III	223	0	E1	P002 IBC08 LP02	PP11 B3	T1	TP33
1363	コブラ	4.2		III	29	0	E0	P003 IBC08 LP02	PP20 B3,B6	BK2	
1364	綿廃くず、油性のもの	4.2		III		0	E0	P003 IBC08 LP02	PP19 B3,B6		
1365	綿花、湿性のもの	4.2		III	29	0	E0	P003 IBC08 LP02	PP19 B3,B6		
1369	パラニトロソジメチルアニリン	4.2		II		0	E2	P410 IBC06	B2	T3	TP33
1372	動物繊維又は植物繊維、焦げたもの又は湿ったもの	4.2		III	123	0	E1	P410			
1373	繊維又は織物、動物系、動植物系又は合成したもの、他に品名が明示されていないもの、かつ、油を含有するもの	4.2		III		0	E0	P410 IBC08	B3	T1	TP33
1374	魚粉（魚かす）、安定化されていないもの	4.2		II	300	0	E2	P410 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1376	使用済み酸化鉄又は使用済み海綿鉄、石炭ガス精製過程から生じたもの	4.2		III	223	0	E0	P002 IBC08 LP02	B3	T1 BK2	TP33
1378	金属触媒、湿性のもの、過剰水が目視されるもの	4.2		II	274	0	E0	P410 IBC01	PP39	T3	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1379	油性加工紙、不飽和油で処理されたもの、完全に乾燥していないもの（カーボン紙を含む）	4.2		III		0	E0	P410 IBC08	B3		
1380	ペンタボラン	4.2	6.1	I		0	E0	P601			
1381	黄リン又は白リン、乾性のもの水中保存又は溶液中のもの	4.2	6.1	I		0	E0	P405		T9	TP3 TP31
1382	硫化カリウム、無水物又は硫化カリウム、結晶水の含有率が30%未満のもの	4.2		II		0	E2	P410 IBC06	B2	T3	TP33
1383	自然発火性金属類、他に品名が明示されていないもの又は自然発火性合金類、他に品名が明示されていないもの	4.2		I	274	0	E0	P404		T21	TP7 TP33
1384	亜ジチオン酸ナトリウム（ナトリウムヒドロサルファイト）	4.2		II		0	E2	P410 IBC06	B2	T3	TP33
1385	硫化ナトリウム、無水物又は硫化ナトリウム、結晶水の含有率が30%未満のもの	4.2		II		0	E2	P410 IBC06	B2	T3	TP33
1386	シードケーキ、油の含有率が1.5%を超え、かつ、水分の含有率が11%以下のもの	4.2		III	29	0	E0	P003 IBC08 LP02	PP20 B3,B6		
1387	羊毛くず、湿性のもの	4.2		III	123	0	E1	P410			
1389	アルカリ金属アマルガム、液体	4.3		I	182	0	E0	P402			
1390	アルカリ金属アミド類	4.3		II	182	500g	E2	P410 IBC07	B2	T3	TP33
1391	アルカリ金属懸濁物又はアルカリ土類金属懸濁物	4.3		I	182 183	0	E0	P402			
1392	アルカリ土類金属アマルガム、液体	4.3		I	183	0	E0	P402			
1393	アルカリ土類金属合金、他に品名が明示されていないもの	4.3		II		500g	E2	P410 IBC07	B2	T3	TP33
1394	アルミニウムカーバイド	4.3		II		500g	E2	P410 IBC07	B2	T3	TP33
1395	アルミニウムフェロシリコン粉末	4.3	6.1	II		500g	E2	P410 IBC05	B2	T3	TP33
1396	アルミニウム粉末、表面を被覆していないもの	4.3		II		500g	E2	P410 IBC07	B2	T3	TP33
1396	アルミニウム粉末、表面を被覆していないもの	4.3		III	223	1kg	E1	P410 IBC08	B4	T1	TP33
1397	リン化アルミニウム	4.3	6.1	I		0	E0	P403			
1398	アルミニウムシリコン粉末、表面を被覆していないもの	4.3		III	37 223	1kg	E1	P410 IBC08	B4	T1 BK2	TP33
1400	バリウム	4.3		II		500g	E2	P410 IBC07	B2	T3	TP33
1401	カルシウム	4.3		II		500g	E2	P410 IBC07	B2	T3	TP33
1402	カルシウムカーバイド	4.3		I		0	E0	P403 IBC04	B1	T9	TP7 TP33
1402	カルシウムカーバイド	4.3		II		500g	E2	P410 IBC07	B2	T3	TP33
1403	カルシウムシアナミド、カルシウムカーバイドの含有率が0.1%を超えるもの	4.3		III	38	1kg	E1	P410 IBC08	B4	T1	TP33
1404	水素化カルシウム	4.3		I		0	E0	P403			
1405	ケイ化カルシウム	4.3		II		500g	E2	P410 IBC07	B2	T3	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1405	ケイ化カルシウム	4.3		III	223	1kg	E1	P410 IBC08	B4	T1	TP33
1407	セシウム	4.3		I		0	E0	P403 IBC04	B1		
1408	フェロシリコン、ケイ素の含有率が 30%以上90%未満のもの	4.3	6.1	III	39 223	1kg	E1	P003 IBC08	PP20 B4,B6	T1 BK2	TP33
1409	水素化金属類、他に品名が明示され ていないもの	4.3		I	274	0	E0	P403			
1409	水素化金属類、他に品名が明示され ていないもの	4.3		II	274	500g	E2	P410 IBC04		T3	TP33
1410	水素化リチウムアルミニウム	4.3		I		0	E0	P403			
1411	水素化リチウムアルミニウム、エー テル溶液	4.3	3	I		0	E0	P402			
1413	水素化ホウ素リチウム	4.3		I		0	E0	P403			
1414	水素化リチウム	4.3		I		0	E0	P403			
1415	リチウム	4.3		I		0	E0	P403 IBC04	B1	T9	TP7 TP33
1417	リチウムシリコン	4.3		II		500g	E2	P410 IBC07	B2	T3	TP33
1418	マグネシウム粉末又はマグネシウム 合金粉末	4.3	4.2	I		0	E0	P403			
1418	マグネシウム粉末又はマグネシウム 合金粉末	4.3	4.2	II		0	E2	P410 IBC05	B2	T3	TP33
1418	マグネシウム粉末又はマグネシウム 合金粉末	4.3	4.2	III	223	0	E1	P410 IBC08	B4	T1	TP33
1419	リン化マグネシウムアルミニウム	4.3	6.1	I		0	E0	P403			
1420	カリウム合金、液体	4.3		I		0	E0	P402			
1421	アルカリ金属合金類、液体、他に品 名が明示されていないもの	4.3		I	182	0	E0	P402			
1422	カリウムナトリウム合金、液体	4.3		I		0	E0	P402		T9	TP3 TP7 TP31
1423	ルビジウム	4.3		I		0	E0	P403 IBC04	B1		
1426	水素化ホウ素ナトリウム	4.3		I		0	E0	P403			
1427	水素化ナトリウム	4.3		I		0	E0	P403			
1428	ナトリウム	4.3		I		0	E0	P403 IBC04	B1	T9	TP7 TP33
1431	ナトリウムメチレート	4.2	8	II		0	E2	P410 IBC05	B2	T3	TP33
1432	リン化ナトリウム	4.3	6.1	I		0	E0	P403			
1433	リン化スズ	4.3	6.1	I		0	E0	P403			
1435	亜鉛灰	4.3		III	223	1kg	E1	P002 IBC08	B4	T1 BK2	TP33
1436	亜鉛粉末又は亜鉛ダスト	4.3	4.2	I		0	E0	P403			
1436	亜鉛粉末又は亜鉛ダスト	4.3	4.2	II		0	E2	P410 IBC07	B2	T3	TP33
1436	亜鉛粉末又は亜鉛ダスト	4.3	4.2	III	223	0	E1	P410 IBC08	B4	T1	TP33
1437	水素化ジルコニウム	4.1		II		1kg	E2	P410 IBC04	PP40	T3	TP33
1438	硝酸アルミニウム	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1 BK1 BK2	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1439	重クロム酸アンモニウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1442	過塩素酸アンモニウム	5.1		II	152	1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1444	過硫酸アンモニウム	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1445	塩素酸バリウム、固体	5.1	6.1	II		1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1446	硝酸バリウム	5.1	6.1	II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1447	過塩素酸バリウム、固体	5.1	6.1	II		1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1448	過マンガン酸バリウム	5.1	6.1	II		1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1449	過酸化バリウム	5.1	6.1	II		1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1450	無機酸素塩類、固体、他に品名が 明示されていないもの	5.1		II	274 350	1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1451	硝酸セシウム	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1452	塩素酸カルシウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1453	亜塩素酸カルシウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1454	硝酸カルシウム	5.1		III	208	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1 BK1 BK2 BK3	TP33
1455	過塩素酸カルシウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1456	過マンガン酸カルシウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1457	過酸化カルシウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1458	塩素酸塩とホウ酸塩の混合物	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1458	塩素酸塩とホウ酸塩の混合物	5.1		III	223	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1459	塩素酸塩と塩化マグネシウムの混 合物、固体	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1459	塩素酸塩と塩化マグネシウムの混 合物、固体	5.1		III	223	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1461	無機塩素酸塩類、他に品名が明示 されていないもの	5.1		II	274 351	1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1462	無機亜塩素酸塩類、他に品名が明 示されていないもの	5.1		II	274 352	1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1463	三酸化クロム、無水物	5.1	6.1 8	II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1465	硝酸ジウム	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1466	硝酸第二鉄	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1467	硝酸グアニジン	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1469	硝酸鉛	5.1	6.1	II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1470	過塩素酸鉛、固体	5.1	6.1	II		1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1471	次亜塩素酸リチウム、無水物又は 次亜塩素酸リチウム混合物	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4		
1471	次亜塩素酸リチウム、無水物又は 次亜塩素酸リチウム混合物	5.1		III	223	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1472	過酸化リチウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1473	臭素酸マグネシウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1474	硝酸マグネシウム	5.1		III	332	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1 BK1 BK2 BK3	TP33
1475	過塩素酸マグネシウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1476	過酸化マグネシウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1477	無機硝酸塩類、他に品名が明示さ れてないもの	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1477	無機硝酸塩類、他に品名が明示さ れてないもの	5.1		III	223	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1479	その他の酸化性物質、固体、他に 品名が明示されていないもの	5.1		I	274	0	E0	P503 IBC05	B1		
1479	その他の酸化性物質、固体、他に 品名が明示されていないもの	5.1		II	274	1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1479	その他の酸化性物質、固体、他に 品名が明示されていないもの	5.1		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1481	無機過塩素酸塩類、他に品名が明 示されていないもの	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1481	無機過塩素酸塩類、他に品名が明 示されていないもの	5.1		III	223	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1482	無機過マンガン酸塩類、他に品名 が明示されていないもの	5.1		II	206 274 353	1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1482	無機過マンガン酸塩類、他に品名 が明示されていないもの	5.1		III	206 223 274 353	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1483	無機過酸化物類、他に品名が明示 されていないもの	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1483	無機過酸化物類、他に品名が明示 されていないもの	5.1		III	223	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1484	臭素酸カリウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1485	塩素酸カリウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1486	硝酸カリウム	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1 BK1 BK2 BK3	TP33
1487	硝酸カリウムと亜硝酸ナトリウムの混合物	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1488	亜硝酸カリウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1489	過塩素酸カリウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1490	過マンガン酸カリウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1491	過酸化カリウム	5.1		I		0	E0	P503 IBC06	B1		
1492	過硫酸カリウム	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1493	硝酸銀	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1494	臭素酸ナトリウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1495	塩素酸ナトリウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3 BK1 BK2	TP33
1496	亜塩素酸ナトリウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1498	硝酸ナトリウム	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1 BK1 BK2 BK3	TP33
1499	硝酸ナトリウムと硝酸カリウムの混合物	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1 BK1 BK2 BK3	TP33
1500	亜硝酸ナトリウム	5.1	6.1	III		5kg	E1	P002 IBC08	B3	T1	TP33
1502	過塩素酸ナトリウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1503	過マンガン酸ナトリウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1504	過酸化ナトリウム	5.1		I		0	E0	P503 IBC05	B1		
1505	過硫酸ナトリウム	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1506	塩素酸ストロンチウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1507	硝酸ストロンチウム	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1508	過塩素酸ストロンチウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1509	過酸化ストロンチウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1510	テトラニトロメタン	6.1	5.1	I	354	0	E0	P602			
1511	過酸化水素尿素	5.1	8	III		5kg	E1	P002 IBC08	B3	T1	TP33
1512	亜硝酸アンモニウム亜鉛	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1513	塩素酸亜鉛	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1514	硝酸亜鉛	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1515	過マンガン酸亜鉛	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1516	過酸化亜鉛	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1517	ピクラミン酸ジルコニウム、湿性のもの、20質量%以上の水を含有するもの	4.1		I	28	0	E0	P406	PP26		
1541	アセトンシアノヒドリン、安定剤入りのもの	6.1		I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
1544	アルカロイド類、他に品名が明示されていないもの又はアルカロイド塩類、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	43 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
1544	アルカロイド類、他に品名が明示されていないもの又はアルカロイド塩類、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	43 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1544	アルカロイド類、他に品名が明示されていないもの又はアルカロイド塩類、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	43 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1545	イソチオシアン酸アリル、安定剤入りのもの	6.1	3	II	386	100ml	E0	P001 IBC02		T7	TP2
1546	ヒ酸アンモニウム	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1547	アニリン	6.1		II	279	100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
1548	アニリン塩酸塩	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1549	無機アンチモン化合物、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	45 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1550	乳酸アンチモン	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1551	酒石酸アンチモンカリウム	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1553	ヒ酸、液体	6.1		I		0	E5	P001		T20	TP2 TP7 TP13
1554	ヒ酸、固体	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1555	三臭化ヒ素	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1556	無機ヒ素化合物、液体、他に品名が明示されていないもの、ヒ素、亜ヒ酸及び硫化ヒ素、他に品名が明示されていないものを含む	6.1		I	43 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
1556	無機ヒ素化合物、液体、他に品名が明示されていないもの、ヒ素、亜ヒ酸及び硫化ヒ素、他に品名が明示されていないものを含む	6.1		II	43 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
1556	無機ヒ素化合物、液体、他に品名が明示されていないもの、ヒ素、亜ヒ酸及び硫化ヒ素、他に品名が明示されていないものを含む	6.1		III	43 223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2 TP28

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1557	無機ヒ素化合物、固体、他に品名が明示されていないもの、ヒ素、亜ヒ酸及び硫化ヒ素、他に品名が明示されていないものを含む	6.1		I	43 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
1557	無機ヒ素化合物、固体、他に品名が明示されていないもの、ヒ素、亜ヒ酸及び硫化ヒ素、他に品名が明示されていないものを含む	6.1		II	43 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1557	無機ヒ素化合物、固体、他に品名が明示されていないもの、ヒ素、亜ヒ酸及び硫化ヒ素、他に品名が明示されていないものを含む	6.1		III	43 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1558	ヒ素	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1559	五酸化ヒ素	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1560	三塩化ヒ素	6.1		I		0	E0	P602		T14	TP2 TP13
1561	三酸化ヒ素	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1562	ヒ素粉末	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1564	バリウム化合物、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	177 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1564	バリウム化合物、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	177 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1565	シアン化バリウム	6.1		I		0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
1566	ベリリウム化合物、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1566	ベリリウム化合物、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1567	ベリリウム粉末	6.1	4.1	II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1569	臭化アセトン	6.1	3	II		0	E0	P602		T20	TP2 TP13
1570	ブルシン	6.1		I	43	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
1571	アジ化バリウム、湿性のもの、50質量%以上の水を含有するもの	4.1	6.1	I	28	0	E0	P406			
1572	カコジル酸	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1573	ヒ酸カルシウム	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1574	ヒ酸カルシウムと亜ヒ酸カルシウムの混合物、固体	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1575	シアン化カルシウム	6.1		I		0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
1577	クロロジニトロベンゼン、液体	6.1		II	279	100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
1578	クロロニトロベンゼン、固体	6.1		II	279	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1579	4-クロロオルトトリイジン塩酸塩、固体	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1580	クロロピクリン	6.1		I	354	0	E0	P601		T22	TP2 TP13
1581	クロロピクリンと臭化メチルの混合物、クロロピクリンの濃度が2質量%を超えるもの	2.3				0	E0	P200		T50	
1582	クロロピクリンと塩化メチルの混合物	2.3				0	E0	P200		T50	
1583	クロロピクリン混合物、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	274 315	0	E0	P602			
1583	クロロピクリン混合物、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	274	100ml	E0	P001 IBC02			
1583	クロロピクリン混合物、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	223 274	5L	E0	P001 IBC03 LP01			
1585	アセト亜ヒ酸銅	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1586	亜ヒ酸銅	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1587	シアン化銅	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1588	無機シアン化物、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	47 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
1588	無機シアン化物、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	47 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1588	無機シアン化物、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	47 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1589	塩化シアン、安定剤入りのもの	2.3	8		386	0	E0	P200			
1590	ジクロロアニリン、液体	6.1		II	279	100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
1591	オルトジクロロベンゼン	6.1		III	279	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
1593	ジクロロメタン	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01	B8	T7	TP2
1594	硫酸ジエチル	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
1595	硫酸ジメチル	6.1	8	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
1596	ジニトロアニリン	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1597	ジニトロベンゼン、液体	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
1597	ジニトロベンゼン、液体	6.1		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2
1598	ジニトロオルトクレゾール	6.1		II	43	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1599	ジニトロフェノール、溶液	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
1599	ジニトロフェノール、溶液	6.1		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
1600	ジニトロトルエン、熔融状のもの	6.1		II		0	E0	NONE		T7	TP3
1601	消毒剤、固体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1601	消毒剤、固体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1601	消毒剤、固体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1602	染料、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの又は染料中間物、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	274	0	E5	P001			
1602	染料、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの又は染料中間物、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	274	100ml	E4	P001 IBC02			
1602	染料、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの又は染料中間物、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01			
1603	ブロモ酢酸エチル	6.1	3	II		100ml	E0	P001 IBC02		T7	TP2
1604	エチレンジアミン	8	3	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1605	二臭化エチレン	6.1		I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
1606	ヒ酸第二鉄	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1607	亜ヒ酸第二鉄	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1608	ヒ酸第一鉄	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1611	四リン酸ヘキサエチル	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
1612	四リン酸ヘキサエチルと圧縮ガスの混合物	2.3				0	E0	P200			
1613	シアン化水素酸水溶液(青酸水溶液)、濃度が20質量%以下のもの	6.1		I	48	0	E0	P601		T14	TP2 TP13
1614	シアン化水素、安定剤入りのもの、水分の含有率が3質量%未満であって、多孔性の不活性物質に吸収させてあるもの	6.1		I	386	0	E0	P099			
1616	酢酸鉛	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1617	ヒ酸鉛	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1618	亜ヒ酸鉛	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1620	シアン化鉛	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1621	ロンドンパープル	6.1		II	43	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1622	ヒ酸マグネシウム	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1623	ヒ酸第二水銀	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1624	塩化第二水銀	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1625	硝酸第二水銀	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1626	シアン化第二水銀カリウム	6.1		I		0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
1627	硝酸第一水銀	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1629	酢酸水銀	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1630	塩化第二水銀アンモニウム	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1631	安息香酸第二水銀	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1634	臭化水銀	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1636	シアン化第二水銀	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1637	グルコン酸第二水銀	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1638	ヨウ化第二水銀	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1639	核酸水銀	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1640	オレイン酸第二水銀	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1641	酸化第二水銀	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1642	オキシシアン化第二水銀、鈍感剤入りのもの	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1643	ヨウ化第二水銀カリウム	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1644	サリチル酸第一水銀	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1645	硫酸水銀	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1646	チオシアン酸第二水銀	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1647	臭化メチルと二臭化エチレンの混合物、液体	6.1		I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
1648	アセトニトリル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1649	自動車燃料用アンチノック剤	6.1		I		0	E0	P602		T14	TP2 TP13
1650	ペーテナフチルアミン、固体	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1651	ナフチルチオ尿素	6.1		II	43	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1652	ナフチル尿素	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1653	シアン化ニッケル	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1654	ニコチン	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02			
1655	コチン化合物、固体、他に品名が明示されていないもの又はニコチン製剤、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	43 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
1655	コチン化合物、固体、他に品名が明示されていないもの又はニコチン製剤、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	43 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBC		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1655	コチン化合物、固体、他に品名が明示されていないもの又はニコチン製剤、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	43 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1656	ニコチン塩酸塩、液体又は溶液	6.1		II	43	100ml	E4	P001 IBC02			
1656	ニコチン塩酸塩、液体又は溶液	6.1		III	43 223	5L	E1	P001 IBC03 LP01			
1657	ニコチンサリチル酸塩	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1658	ニコチン硫酸塩溶液	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
1658	ニコチン硫酸塩溶液	6.1		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2
1659	ニコチン酒石酸塩	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1660	一酸化窒素、圧縮されているもの	2.3	5.1 8			0	E0	P200			
1661	ニトロアニリン (オルト-、メタ-、パラ-)	6.1		II	279	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1662	ニトロベンゼン	6.1		II	279	100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
1663	ニトロフェノール (オルト-、メタ-、パラ-)	6.1		III	279	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1664	ニトロトルエン、液体	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
1665	ニトロキシレン、液体	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
1669	ペンタクロロエタン	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
1670	パークロロメチルメルカプタン	6.1		I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
1671	フェノール、固体	6.1		II	279	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1672	塩化フェニルカルピラミン	6.1		I		0	E0	P602		T14	TP2 TP13
1673	フェニレンジアミン (オルト-、メタ-、パラ-)	6.1		III	279	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1674	酢酸フェニル第二水銀	6.1		II	43	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1677	ヒ酸二水素カリウム	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1678	メタ亜ヒ酸カリウム	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1679	シアン化銅カリウム	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1680	シアン化カリウム、固体	6.1		I		0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
1683	亜ヒ酸銀	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1684	シアン化銀	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1685	ヒ酸ナトリウム	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1686	亜ヒ酸ナトリウム、水溶液	6.1		II	43	100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1686	亜ヒ酸ナトリウム、水溶液	6.1		III	43 223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP2
1687	アジ化ナトリウム	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4		
1688	カコジル酸ナトリウム	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1689	シアン化ナトリウム、固体	6.1		I		0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
1690	フッ化ナトリウム、固体	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1691	亜ヒ酸ストロンチウム	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1692	ストリキニーネ又はストリキニー ネ塩類	6.1		I		0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
1693	催涙ガス物質、液体、他に品名が 明示されていないもの	6.1		I	274	0	E0	P001			
1693	催涙ガス物質、液体、他に品名が 明示されていないもの	6.1		II	274	0	E0	P001 IBC02			
1694	シアン化プロモベンジル、液体	6.1		I	138	0	E0	P001		T14	TP2 TP13
1695	クロロアセトン、安定剤入りの もの	6.1	3 8	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
1697	クロロアセトフェノン、固体	6.1		II		0	E0	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1698	ジフェニルアミンクロロアルシン	6.1		I		0	E0	P002		T6	TP33
1699	ジフェニルクロロアルシン、液体	6.1		I		0	E0	P001			
1700	催涙ガス筒	6.1	4.1			0	E0	P600			
1701	臭化キシリル、液体	6.1		II		0	E0	P001 IBC02		T7	TP2 TP13
1702	1,1,2,2-テトラクロロエタン	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
1704	ジチオピロリン酸テトラエチル	6.1		II	43	100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
1707	タリウム化合物、他に品名が明示 されていないもの	6.1		II	43 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1708	トルイジン、液体	6.1		II	279	100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
1709	2,4-トルエンジアミン、固体	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1710	トリクロロエチレン	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
1711	キシリジン、液体	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
1712	ヒ酸亜鉛、メタ亜ヒ酸亜鉛又はヒ 酸亜鉛とメタ亜ヒ酸亜鉛の混合物	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1713	シアン化亜鉛	6.1		I		0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
1714	リン化亜鉛	4.3	6.1	I		0	E0	P403			
1715	無水酢酸	8	3	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1716	臭化アセチル	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T8	TP2
1717	塩化アセチル	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T8	TP2
1718	リン酸二水素ブチル	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
1719	カ性アルカリ類、液体、他に品名 が明示されていないもの	8		II	274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
1719	カ性アルカリ類、液体、他に品名 が明示されていないもの	8		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP1 TP28
1722	クロロギ酸アリル	6.1	3 8	I		0	E0	P001		T14	TP2 TP13
1723	ヨウ化アリル	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2 TP13
1724	アリルトリクロロシラン、安定剤 入りのもの	8	3	II	386	0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
1725	臭化アルミニウム、無水物	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1726	塩化アルミニウム、無水物	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1727	二フッ化水素アンモニウム、固体	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1728	アミルトリクロロシラン	8		II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
1729	塩化アニソイル	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1730	五塩化アンチモン、液体	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1731	五塩化アンチモン、水溶液	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1731	五塩化アンチモン、水溶液	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
1732	五フッ化アンチモン	8	6.1	II		1L	E0	P001 IBC02		T7	TP2
1733	三塩化アンチモン	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1736	塩化ベンジル	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T8	TP2 TP13
1737	臭化ベンジル	6.1	8	II		0	E4	P001 IBC02		T8	TP2 TP13
1738	塩化ベンジル	6.1	8	II		0	E4	P001 IBC02		T8	TP2 TP13
1739	クロロギ酸ベンジル	8		I		0	E0	P001		T10	TP2 TP13
1740	フッ化水素化合物、固体、他に品名 が明示されていないもの	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1740	フッ化水素化合物、固体、他に品名 が明示されていないもの	8		III	223	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1741	三塩化ホウ素	2.3	8			0	E0	P200			
1742	三フッ化ホウ素と酢酸の錯化合 物、液体	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T8	TP2

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBC		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1743	三フッ化ホウ素とプロピオン酸の錯化合物、液体	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T8	TP2
1744	臭素又は臭素溶液	8	6.1	I		0	E0	P804		T22	TP2 TP10 TP13
1745	五フッ化臭素	5.1	6.1 8	I		0	E0	P200		T22	TP2 TP13
1746	三フッ化臭素	5.1	6.1 8	I		0	E0	P200		T22	TP2 TP13
1747	ブチルトリクロロシラン	8	3	II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
1748	次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物、乾性のもの、有効塩素の含有率が39%を超えるもの（有効酸素の含有量が8.8%のもの）	5.1		II	314	1kg	E2	P002 IBC08	PP85 B2,B4,B13		
1748	次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物、乾性のもの、有効塩素の含有率が39%を超えるもの（有効酸素の含有量が8.8%のもの）	5.1		III	316	5kg	E1	P002 IBC08	PP85 B4,B13		
1749	三フッ化塩素	2.3	5.1 8			0	E0	P200			
1750	クロロ酢酸溶液	6.1	8	II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
1751	クロロ酢酸、固体	6.1	8	II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1752	クロロアセチルクロライド	6.1	8	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
1753	クロロフェニルトリクロロシラン	8		II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7
1754	クロロスルホン酸、三酸化硫黄を含むものを含む	8		I		0	E0	P001		T20	TP2
1755	クロム酸溶液	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T8	TP2
1755	クロム酸溶液	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
1756	フッ化クロム、固体	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1757	フッ化クロム溶液	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1757	フッ化クロム溶液	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
1758	塩化クロミル	8		I		0	E0	P001		T10	TP2
1759	その他の腐食性固体、他に品名が明示されていないもの	8		I	274	0	E0	P002 IBC07	B1	T6	TP33
1759	その他の腐食性固体、他に品名が明示されていないもの	8		II	274	1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1759	その他の腐食性固体、他に品名が明示されていないもの	8		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1760	その他の腐食性液体、他に品名が明示されていないもの	8		I	274	0	E0	P001		T14	TP2 TP27
1760	その他の腐食性液体、他に品名が明示されていないもの	8		II	274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP27

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBC		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1760	その他の腐食性液体、他に品名が 明示されていないもの	8		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP1 TP28
1761	銅エチレンジアミン溶液	8	6.1	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1761	銅エチレンジアミン溶液	8	6.1	III	223	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP1 TP28
1762	シクロヘキセニルトリクロロシラン	8		II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
1763	シクロヘキシルトリクロロシラン	8		II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
1764	ジクロロ酢酸	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T8	TP2
1765	ジクロロアセチルクロライド	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1766	ジクロロフェニルトリクロロシラン	8		II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
1767	ジエチルジクロロシラン	8	3	II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
1768	二フッ化リン酸、無水物	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T8	TP2
1769	ジフェニルジクロロシラン	8		II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
1770	臭化ジフェニルメチル	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1771	ドデシルトリクロロシラン	8		II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
1773	塩化第二鉄、無水物	8		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1774	消火液、腐食性液体のもの	8		II		1L	E0	P001	PP4		
1775	フッ化ホウ素酸	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1776	フルオロリン酸、無水物	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T8	TP2
1777	フルオロスルホン酸	8		I		0	E0	P001		T10	TP2
1778	フッ化ケイ素酸	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T8	TP2
1779	ギ酸、濃度が85質量%を超える もの	8	3	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1780	塩化フマリル	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1781	ヘキサデシルトリクロロシラン	8		II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
1782	ヘキサフルオロリン酸	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T8	TP2
1783	ヘキサメチレンジアミン、水溶液	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1783	ヘキサメチレンジアミン、水溶液	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1784	ヘキシルトリクロロシラン	8		II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
1786	フッ化水素酸と硫酸の混合物	8	6.1	I		0	E0	P001		T10	TP2 TP13
1787	ヨウ化水素酸	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1787	ヨウ化水素酸	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
1788	臭化水素酸	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1788	臭化水素酸	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
1789	塩酸	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T8	TP2
1789	塩酸	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
1790	フッ化水素酸、フッ化水素酸の濃 度が60%を超えるもの	8	6.1	I		0	E0	P802	PP79 PP81	T10	TP2 TP13
1790	フッ化水素酸、フッ化水素酸の濃 度が60%以下のもの	8	6.1	II		1L	E2	P001 IBC02		T8	TP2
1791	次亜塩素酸塩溶液	8		II		1L	E2	P001 IBC02	PP10 B5	T7	TP2 TP24
1791	次亜塩素酸塩溶液	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP2 TP24
1792	一塩化ヨウ素、固体のもの	8		II		1kg	E0	P002 IBC08	B2,B4	T7	TP2
1793	リン酸二水素イソプロピル	8		III		5L	E1	P001 IBC02 LP01		T4	TP1
1794	硫酸鉛、遊離酸の含有率が3%を 超えるもの	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1796	混酸、硝酸の含有率が50%を超え るもの	8	5.1	I		0	E0	P001		T10	TP2 TP13
1796	混酸、硝酸の含有率が50%以下の もの	8		II		1L	E0	P001 IBC02		T8	TP2 TP13
1798	王水	8		I		0	E0	P802		T10	TP2 TP13
1799	ノニルトリクロロシラン	8		II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
1800	オクタデシルトリクロロシラン	8		II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
1801	オクチルトリクロロシラン	8		II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
1802	過塩素酸、濃度が50質量%以下の もの	8	5.1	II		1L	E0	P001 IBC02		T7	TP2
1803	フェノールスルホン酸、液体	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1804	フェニルトリクロロシラン	8		II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1805	リン酸溶液	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
1806	五塩化リン	8		II		1kg	E0	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1807	五酸化リン	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1808	三臭化リン	8		II		1L	E0	P001 IBC02		T7	TP2
1809	三塩化リン	6.1	8	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
1810	塩化ホスホリル	6.1	8	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
1811	フッ化水素カリウム、固体	8	6.1	II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1812	フッ化カリウム、固体	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1813	水酸化カリウム、固体	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1814	水酸化カリウム溶液	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1814	水酸化カリウム溶液	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
1815	塩化プロピオンル	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
1816	プロピルトリクロロシラン	8	3	II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
1817	塩化ピロスルフルル	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T8	TP2
1818	四塩化ケイ素	8		II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
1819	アルミン酸ナトリウム溶液	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1819	アルミン酸ナトリウム溶液	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
1823	水酸化ナトリウム、固体	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1824	水酸化ナトリウム溶液	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1824	水酸化ナトリウム溶液	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
1825	酸化ナトリウム	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1826	廃混酸、硝酸の含有率が50%を超えるもの	8	5.1	I	113	0	E0	P001		T10	TP2 TP13
1826	廃混酸、硝酸の含有率が50%を超えるもの	8		II	113	1L	E0	P001 IBC02		T8	TP2
1827	塩化第二スズ、無水物	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1828	塩化硫黄類	8		I		0	E0	P602		T20	TP2

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1829	三酸化硫黄、安定化されたもの	8		I	386	0	E0	P001		T20	TP4 TP13 TP25 TP26
1830	硫酸、濃度が51%を超えるもの	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T8	TP2
1831	発煙硫酸	8	6.1	I		0	E0	P602		T20	TP2 TP13
1832	廃硫酸	8		II	113	1L	E0	P001 IBC02		T8	TP2
1833	亜硫酸	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1834	塩化スルフリル	6.1	8	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
1835	水酸化テトラメチルアンモニウム 溶液	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1835	水酸化テトラメチルアンモニウム 溶液	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2
1836	塩化チオニル	8		I		0	E0	P802		T10	TP2 TP13
1837	塩化チオホスホリル	8		II		1L	E0	P001 IBC02		T7	TP2
1838	四塩化チタン	6.1	8	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
1839	トリクロロ酢酸	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1840	塩化亜鉛溶液	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
1841	アセトアルデヒドアンモニア	9		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3,B6	T1	TP33
1843	ジニトロオルトクレゾールアンモ ニウム塩、固体	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1845	固形二酸化炭素（ドライアイス）	9				0	E0	P003	PP18		
1846	四塩化炭素	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
1847	硫化カリウム、水和物、結晶水の 含有率が30%以上のもの	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1848	プロピオン酸、濃度が10質量% 以上90質量%未満のもの	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
1849	硫化ナトリウム、水和物、結晶水 の含有率が30%以上のもの	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1851	医薬品、液体、毒物、他に品名が 明示されていないもの	6.1		II	221	100ml	E4	P001			
1851	医薬品、液体、毒物、他に品名が 明示されていないもの	6.1		III	221 223	5L	E1	P001			
1854	バリウム合金、自然発火性	4.2		I		0	E0	P404		T21	TP7 TP33
1855	カルシウム又はカルシウム合金、 自然発火性	4.2		I		0	E0	P404			
1856	ぼろきれ類、油を含有するもの	4.2			29 123	0	E0	P003 IBC08	PP19 B6		

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
								包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1857	織物くず、湿性のもの	4.2		III	123	0	E1	P410			
1858	ヘキサフルオロプロピレン (冷媒用ガス R1216)	2.2				120ml	E1	P200		T50	
1859	四フッ化ケイ素	2.3	8			0	E0	P200			
1860	フッ化ビニル、安定剤入りのもの	2.1			386	0	E0	P200			
1862	クロトン酸エチル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP2
1863	タービンエンジン用航空燃料	3		I		500ml	E3	P001		T11	TP1 TP8 TP28
1863	タービンエンジン用航空燃料	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1 TP8
1863	タービンエンジン用航空燃料	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1865	硝酸ノルマルプロピル	3		II	26	1L	E2	P001 IBC02	B7		
1866	樹脂液、引火性のもの	3		I		500ml	E3	P001		T11	TP1 TP8 TP28
1866	樹脂液、引火性のもの	3		II		5L	E2	P001 IBC02	PP1	T4	TP1 TP8
1866	樹脂液、引火性のもの	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01	PP1	T2	TP1
1868	デカボラン	4.1	6.1	II		1kg	E0	P002 IBC06	B2	T3	TP33
1869	マグネシウム又はマグネシウム合 金、マグネシウムの含有率が50% を超えるものでペレット、 切削くず又はリボン状のもの	4.1		III	59	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1870	水素化ホウ素カリウム	4.3		I		0	E0	P403			
1871	水素化チタン	4.1		II		1kg	E2	P410 IBC04	PP40	T3	TP33
1872	二酸化鉛	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1873	過塩素酸、濃度が50質量%を超え 72質量%以下のもの	5.1	8	I	60	0	E0	P502	PP28	T10	TP1
1884	酸化バリウム	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1885	ベンジジン	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1886	塩化ベンジリデン	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
1887	ブロモクロロメタン	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
1888	クロロホルム	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2
1889	シアン化臭素	6.1	8	I		0	E0	P002		T6	TP33
1891	臭化エチル	3	6.1	II		1L	E2	P001 IBC02	B8	T7	TP2 TP13
1892	エチルジクロロアルシン	6.1		I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1894	水酸化フェニル第二水銀	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1895	硝酸フェニル第二水銀	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1897	テトラクロロエチレン	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
1898	ヨウ化アセチル	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2 TP13
1902	リン酸一水素ジイソオクチル	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
1903	消毒剤、液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	8		I	274	0	E0	P001			
1903	消毒剤、液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	8		II	274	1L	E2	P001 IBC02			
1903	消毒剤、液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	8		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01			
1905	セレン酸	8		I		0	E0	P002 IBC07	B1	T6	TP33
1906	廃酸	8		II		1L	E0	P001 IBC02		T8	TP2 TP28
1907	ソーダ石灰、水酸化ナトリウムの含有率が4%を超えるのもの	8		III	62	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1908	亜塩素酸塩類溶液	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2 TP24
1908	亜塩素酸塩類溶液	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP2 TP24
1910	酸化カルシウム	8		III	106	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1911	ジボラン	2.3	2.1			0	E0	P200			
1912	塩化メチルと塩化メチレンの混合物	2.1			228	0	E0	P200		T50	
1913	ネオン、深冷液化されているもの	2.2				120ml	E1	P203		T75	TP5
1914	プロピオン酸ブチル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1915	シクロヘキサノン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1916	2,2-ジクロロジエチルエーテル	6.1	3	II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
1917	アクリル酸エチル、安定剤入りのもの	3		II	386	1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1 TP13
1918	イソプロピルベンゼン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1919	アクリル酸メチル、安定剤入りのもの	3		II	386	1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1 TP13
1920	ノナン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1921	プロピレンイミン、安定剤入りのもの	3	6.1	I	386	0	E0	P001		T14	TP2 TP13

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1922	ピロリジン	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
1923	亜ジチオン酸カルシウム (カルシウム ヒドロサルファイト)	4.2		II		0	E2	P410 IBC06	B2	T3	TP33
1928	メチルマグネシウムブロマイド、 エチルエーテルに保存のもの	4.3	3	I		0	E0	P402			
1929	亜ジチオン酸カリウム (カリウム ヒドロサルファイト)	4.2		II		0	E2	P410 IBC06	B2	T3	TP33
1931	亜ジチオン酸亜鉛 (亜鉛ヒドロ サルファイト)	9		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1932	ジルコニウムくず	4.2		III	223	0	E0	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
1935	シアン化物溶液、他に品名が明示 されていないもの	6.1		I	274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
1935	シアン化物溶液、他に品名が明示 されていないもの	6.1		II	274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
1935	シアン化物溶液、他に品名が明示 されていないもの	6.1		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2 TP13 TP28
1938	ブロモ酢酸水溶液	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1938	ブロモ酢酸水溶液	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2
1939	オキシ臭化リン	8		II		1kg	E0	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
1940	チオグリコール酸	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
1941	ジブロモジフルオロメタン	9		III		5L	E1	P001 LP01		T11	TP2
1942	硝酸アンモニウム炭素として計算 される有機物質を含む可燃性物質 の含有率が0.2%以下のものであつ て、他の添加物を含まないもの	5.1		III	306	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1 BK1 BK2 BK3	TP33
1944	安全マッチ	4.1		III	293 294	5kg	E1	P407			
1945	ろうマッチ	4.1		III	293 294	5kg	E1	P407			
1950	エアゾール	2			63 190 277 327 344 381	SP277 参照	E0	P207 LP200	PP87 L2		
1951	アルゴン、深冷液化されているも の	2.2				120ml	E1	P203		T75	TP5
1952	酸化エチレンと炭酸ガスの混合 物、酸化エチレンの含有率が9% 以下のもの	2.2			392	120ml	E1	P200			
1953	その他の圧縮ガス、毒物、引火性 のもの、他に品名が明示されてい ないもの	2.3	2.1		274	0	E0	P200			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1954	その他の圧縮ガス、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの	2.1			274 392	0	E0	P200			
1955	その他の圧縮ガス、毒物、他に品名が明示されていないもの	2.3			274	0	E0	P200			
1956	その他の圧縮ガス、他に品名が明示されていないもの	2.2			274 378 392	120ml	E1	P200			
1957	重水素、圧縮されているもの	2.1				0	E0	P200			
1958	1,2-ジクロロ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン (冷媒用ガス R114)	2.2				120ml	E1	P200		T50	
1959	1,1-ジフルオロエチレン (冷媒用ガス R1132a)	2.1				0	E0	P200			
1961	エタン、深冷液化されているもの	2.1				0	E0	P203		T75	TP5
1962	エチレン	2.1				0	E0	P200			
1963	ヘリウム、深冷液化されているもの	2.2				120ml	E1	P203		T75	TP5 TP34
1964	炭化水素ガス混合物、圧縮されているもの、他に品名が明示されていないもの	2.1			274	0	E0	P200			
1965	炭化水素ガス混合物、液化されているもの、他に品名が明示されていないもの	2.1			274 392	0	E0	P200		T50	
1966	水素、深冷液化されているもの	2.1				0	E0	P203		T75	TP5 TP34
1967	殺虫ガス類、毒物、他に品名が明示されていないもの	2.3			274	0	E0	P200			
1968	殺虫ガス類、他に品名が明示されていないもの	2.2			274	120ml	E1	P200			
1969	イソブタン	2.1			392	0	E0	P200		T50	
1970	クリプトン、深冷液化されているもの	2.2				120ml	E1	P203		T75	TP5
1971	メタン、圧縮されているもの又は天然ガス、圧縮されているもの、高濃度のメタンを含有するもの	2.1			392	0	E0	P200			
1972	メタン、深冷液化されているもの又は天然ガス、深冷液化されているもの、高濃度のメタンを含有するもの	2.1				0	E0	P203		T75	TP5
1973	クロロジフルオロメタンとクロロペンタフルオロエタンの混合物、クロロジフルオロメタンを約49%含有し、一定の沸点を有するもの (冷媒用ガス R502)	2.2				120ml	E1	P200		T50	
1974	クロロジフルオロプロモメタン (冷媒用ガス R12B1)	2.2				120ml	E1	P200		T50	
1975	一酸化窒素と四酸化二窒素の混合物 (一酸化窒素と二酸化窒素の混合物)	2.3	5.1 8			0	E0	P200			
1976	オクタフルオロシクロブタン (冷媒用ガス RC318)	2.2				120ml	E1	P200		T50	
1977	窒素、深冷液化されているもの	2.2			345 346	120ml	E1	P203		T75	TP5
1978	プロパン	2.1			392	0	E0	P200		T50	
1982	テトラフルオロメタン (冷媒用ガス R14)	2.2				120ml	E1	P200			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1983	1-クロロ-2,2,2-トリフルオロエタン (冷媒用ガス R133a)	2.2				120ml	E1	P200		T50	
1984	トリフルオロメタン (冷媒用ガス R23)	2.2				120ml	E1	P200			
1986	アルコール類、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの	3	6.1	I	274	0	E0	P001		T14	TP2 TP13 TP27
1986	アルコール類、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの	3	6.1	II	274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
1986	アルコール類、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの	3	6.1	III	223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP1 TP28
1987	アルコール類、他に品名が明示されていないもの	3		II	274	1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1 TP8 TP28
1987	アルコール類、他に品名が明示されていないもの	3		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1 TP29
1988	アルデヒド類、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの	3	6.1	I	274	0	E0	P001		T14	TP2 TP13 TP27
1988	アルデヒド類、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの	3	6.1	II	274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
1988	アルデヒド類、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの	3	6.1	III	223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP1 TP28
1989	アルデヒド類、他に品名が明示されていないもの	3		I	274	0	E3	P001		T11	TP1 TP27
1989	アルデヒド類、他に品名が明示されていないもの	3		II	274	1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1 TP8 TP28
1989	アルデヒド類、他に品名が明示されていないもの	3		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1 TP29
1990	ベンズアルデヒド	9		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
1991	クロロブレン、安定剤入りのもの	3	6.1	I	386	0	E0	P001		T14	TP2 TP6 TP13
1992	その他の引火性液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	3	6.1	I	274	0	E0	P001		T14	TP2 TP13 TP27
1992	その他の引火性液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	3	6.1	II	274	1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2 TP13
1992	その他の引火性液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	3	6.1	III	223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP1 TP28
1993	その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの	3		I	274	0	E3	P001		T11	TP1 TP27
1993	その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの	3		II	274	1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1 TP8 TP28
1993	その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの	3		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1 TP29
1994	ペンタカルボニル鉄	6.1	3	I	354	0	E0	P601		T22	TP2 TP13
1999	タール、液体、ロードオイル、カットバックピッチューメンを含む	3		II		5L	E2	P001 IBC02		T3	TP3 TP29

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
1999	タール、液体、ロードオイル、カ ットバックピチューメンを含む	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T1	TP3
2000	セルロイド、ブロック状、棒状、 板状、管状等のもの、くずのもの は除く、	4.1		III	223 383	5kg	E1	P002 LP02	PP7		
2001	ナフテン酸コバルト粉末	4.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2002	セルロイドくず*	4.2		III	223	0	E0	P002 IBC08 LP02	PP8 B3		
2004	マグネシウムジアミド	4.2		II		0	E2	P410 IBC06		T3	TP33
2006	プラスチック類、ニトロセルロー スペース、自己発熱性のもの、他 に品名が明示されているもの	4.2		III	274	0	E0	P002			
2008	ジルコニウム粉末、乾性のもの	4.2		I		0	E0	P404		T21	TP7 TP33
2008	ジルコニウム粉末、乾性のもの	4.2		II		0	E2	P410 IBC06	B2	T3	TP33
2008	ジルコニウム粉末、乾性のもの	4.2		III	223	0	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2009	ジルコニウム、乾性のもの、板 状、帯板状又は巻線状のもの	4.2		III	223	0	E1	P002 LP02			
2010	水素化マグネシウム	4.3		I		0	E0	P403			
2011	リン化マグネシウム	4.3	6.1	I		0	E0	P403			
2012	リン化カリウム	4.3	6.1	I		0	E0	P403			
2013	リン化ストロンチウム	4.3	6.1	I		0	E0	P403			
2014	過酸化水素、水溶液、濃度が20% 以上60%以下のもの（必要に応じ て安定剤を加えたもの）	5.1	8	II		1L	E2	P504 IBC02	PP10 B5	T7	TP2 TP6 TP24
2015	過酸化水素、安定剤入りのもの又 は過酸化水素、水溶液、安定剤入 りのもの、濃度が60%を超えるも の	5.1	8	I		0	E0	P501		T9	TP2 TP6 TP24
2016	毒ガス弾、非爆発性、さく薬、発 射薬及び信管付きでないもの	6.1				0	E0	P600			
2017	催涙弾、非爆発性、さく薬、発射 薬及び信管付きでないもの	6.1	8			0	E0	P600			
2018	クロロアニリン、固体	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2019	クロロアニリン、液体	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2020	クロロフェノール類、固体	6.1		III	205	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2021	クロロフェノール類、液体	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2022	クレゾール酸	6.1	8	II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2 TP13
2023	エピクロロヒドリン	6.1	3	II	279	100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2 TP13

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2024	水銀化合物、液体、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	43 66 274	0	E5	P001			
2024	水銀化合物、液体、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	43 66 274	100ml	E4	P001 IBC02			
2024	水銀化合物、液体、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	43 66 223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01			
2025	水銀化合物、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	43 66 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
2025	水銀化合物、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	43 66 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2025	水銀化合物、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	43 66 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2026	フェニル第二水銀化合物、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	43 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
2026	フェニル第二水銀化合物、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	43 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2026	フェニル第二水銀化合物、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	43 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2027	メタ亜ヒ酸ナトリウム、固体	6.1		II	43	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2028	発煙弾、非爆発性のもの、腐食性液体を含有し、点火装置付きでないもの	8		II		0	E0	P803			
2029	ヒドラジン、無水物	8	3 6.1	I		0	E0	P001			
2030	ヒドラジン水溶液、濃度が37質量%以上のもの	8	6.1	I		0	E0	P001		T10	TP2 TP13
2030	ヒドラジン水溶液、濃度が37質量%以上のもの	8	6.1	II		1L	E0	P001 IBC02		T7	TP2 TP13
2030	ヒドラジン水溶液、濃度が37質量%以上のもの	8	6.1	III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2031	硝酸、発煙硝酸を除く、濃度が70%を超えるもの	8	5.1	I		0	E0	P001	PP81	T10	TP2 TP13
2031	硝酸、発煙硝酸を除く、濃度が65%以上70質量%以下のもの	8	5.1	II		1L	E2	P001 IBC02	PP81 B15	T8	TP2
2031	硝酸、発煙硝酸を除く、濃度が65%未満のもの	8		II		1L	E2	P001 IBC02	PP81 B15	T8	TP2
2032	発煙硝酸	8	5.1 6.1	I		0	E0	P602	PP81	T20	TP2 TP13
2033	酸化カリウム	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2034	水素とメタンの混合物、圧縮されているもの	2.1				0	E0	P200			
2035	1,1,1-トリフルオロエタン (冷媒用ガス R143a)	2.1				0	E0	P200		T50	

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2036	キセノン	2.2			378 392	120ml	E1	P200			
2037	小型ガス容器（ガスカートリッジ）、 噴射装置付きでないもの、再充填 できないもの	2			191 277 303 327 344	SP277 参照	E0	P003 LP200	PP17 PP96 L2		
2038	ジニトロトルエン、液体	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2044	2,2-ジメチルプロパン	2.1				0	E0	P200			
2045	イソブタナール（イソブチルアルデヒド）	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2046	シメン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2047	ジクロロプロペン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2047	ジクロロプロペン	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2048	ジシクロペンタジエン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2049	ジエチルベンゼン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2050	ジイソブチレン、異性体化合物	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2051	2-ジメチルアミノエタノール	8	3	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2052	ジペンテ	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2053	メチルイソブチルカルビノール	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2054	モルホリン	8	3	I		0	E0	P001		T10	TP2
2055	スチレン、安定剤入りのもの	3		III	386	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2056	テトラヒドロフラン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2057	トリプロピレン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2057	トリプロピレン	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2058	パレルアルデヒド	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2059	ニトロセルロース溶液、引火性のもの、 窒素量が12.6乾燥質量%以下で、 ニトロセルロースの含有率が55質量% 以下のもの	3		I	198	0	E0	P001		T11	TP1 TP8 TP27
2059	ニトロセルロース溶液、引火性のもの、 窒素量が12.6乾燥質量%以下で、 ニトロセルロースの含有率が55質量% 以下のもの	3		II	198	1L	E0	P001 IBC02		T4	TP1 TP8

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2059	ニトロセルロース溶液、引火性のもの、窒素量が12.6乾燥質量%以下で、ニトロセルロースの含有率が55質量%以下のもの	3		III	198 223	5L	E0	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2067	硝酸アンモニウム系肥料	5.1		III	306 307	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1 BK1 BK2 BK3	TP33
2071	硝酸アンモニウム系肥料	9		III	186 193	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	BK2	
2073	液体アンモニア、15°Cで比重が0.880未満で、アンモニアの含有率が35%を超え50%以下のもの	2.2				120ml	E0	P200			
2074	アクリルアミド、固体	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2075	クロラール、無水物、安定剤入りのもの	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2076	クレゾール、液体	6.1	8	II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2077	アルファナフチルアミン	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2078	トルエンジイソシアネート	6.1		II	279	100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2 TP13
2079	ジエチレントリアミン	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2186	塩化水素、深冷液化されているもの	2.3	8			0	E0	P099			
2187	炭酸ガス、深冷液化されているもの	2.2				120ml	E1	P203		T75	TP5
2188	アルシン	2.3	2.1			0	E0	P200			
2189	ジクロロシラン	2.3	2.1 8			0	E0	P200			
2190	二フッ化酸素、圧縮されているもの	2.3	5.1 8			0	E0	P200			
2191	フッ化スルフリル	2.3				0	E0	P200			
2192	ゲルマン	2.3	2.1			0	E0	P200			
2193	ヘキサフルオロエタン（冷媒用ガスR116）	2.2				120ml	E1	P200			
2194	六フッ化セレン	2.3	8			0	E0	P200			
2195	六フッ化テルル	2.3	8			0	E0	P200			
2196	六フッ化タングステン	2.3	8			0	E0	P200			
2197	ヨウ化水素、無水物	2.3	8			0	E0	P200			
2198	五フッ化リン	2.3	8			0	E0	P200			
2199	ホスフィン	2.3	2.1			0	E0	P200			
2200	プロパジエン、安定剤入りのもの	2.1			386	0	E0	P200			
2201	亜酸化窒素、深冷液化されているもの	2.2	5.1			0	E0	P203		T75	TP5 TP22
2202	水素化セレン、無水物	2.3	2.1			0	E0	P200			
2203	シラン	2.1				0	E0	P200			
2204	硫化カルボニル	2.3	2.1			0	E0	P200			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2205	アジポニトリル	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T3	TP1
2206	イソシアネート類、他に品名が明示されていないもの又はイソシアネート溶液、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2206	イソシアネート類、他に品名が明示されていないもの又はイソシアネート溶液、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP1 TP13 TP28
2208	次亜塩素酸カルシウム混合物、乾性のもの、有効塩素の含有率が10%を超え39%以下のもの	5.1		III	314	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	PP85 B3,B13 L3		
2209	ホルムアルデヒド溶液、濃度が25%以上のもの	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2210	マンネプ又はマンネプ混合物、マンネプの含有率が60%以上のもの	4.2	4.3	III	273	0	E1	P002 IBC06		T1	TP33
2211	プラスチックビーズ、発泡成型用、可燃性蒸気を発生するもの	9		III	382	5kg	E1	P002 IBC08	PP14 B3,B6	T1	TP33
2212	石綿、角閃石（アモサイト、トリモライト、アクチノライト、アンソフィライト、クロシドライト）	9		II	168 274	1kg	E0	P002 IBC08	PP37 B2,B4	T3	TP33
2213	パラホルムアルデヒド	4.1		III	223	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	PP12 B3	T1 BK1 BK2 BK3	TP33
2214	無水フタル酸、無水マレイン酸の含有率が0.05%を超えるもの	8		III	169	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2215	無水マレイン酸	8		III		5kg	E1	P002 IBC08	B3	T1	TP33
2215	無水マレイン酸、熔融状のもの	8		III		0	E0	NONE		T4	TP3
2216	魚粉（魚かす）、安定化されているもの	9		III	29 117 300 308	0	E1	P900 IBC08	B3	T1 BK2	TP33
2217	シードケーキ、油の含有率が1.5%以下で水分含有率が11%以下のもの	4.2		III	29 142	0	E0	P002 IBC08 LP02	PP20 B3,B6	BK2	
2218	アクリル酸、安定剤入りのもの	8	3	II	386	1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2219	アリルグリシジルエーテル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2222	アニソール	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2224	ベンゾニトリル	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2225	ベンゼンスルホクロライド	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2226	ベンゾトリクロライド	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2227	メタクリル酸ノルマルブチル、安定剤入りのもの	3		III	386	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2232	2-クロロエタナール	6.1		I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
2233	バラクロロオルトアニシジン	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2234	クロロベンゾトリフルオライド	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2235	クロロベンジルクロライド、液体	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2236	3-クロロ4-メチルフェニルイソシアネート、液体	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02			
2237	クロロニトロアニリン	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2238	クロロトルエン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2239	クロロトルイジン、固体	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2240	クロム硫酸	8		I		0	E0	P001		T10	TP2 TP13
2241	シクロヘプタン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2242	シクロヘプテン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2243	酢酸シクロヘキシル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2244	シクロペンタノール	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2245	シクロペンタノン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2246	シクロペンテン	3		II		1L	E2	P001 IBC02	B8	T7	TP2
2247	ノルマルデカン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2248	ジノルマルブチルアミン	8	3	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2249	ジクロロメチルエーテル、 相称体のもの	6.1	3	I		0	E0	P099			
2250	ジクロロフェニルイソシアネート	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2251	ビスシクロ-[2.2.1]-ヘプタ-2,5-ジエン、安 定剤入りのもの (2,5-ノルボルナジエ ン、安定剤入りのもの)	3		II	386	1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2252	1,2-ジメトキシエタン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2253	N,N-ジメチルアニリン	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2254	強力マッチ	4.1		III	293	5kg	E0	P407			
2256	シクロヘキセン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレットコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2257	カリウム	4.3		I		0	E0	P403 IBC04	B1	T9	TP7 TP33
2258	1,2-プロピレンジアミン	8	3	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2259	トリエチレンテトラミン	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2260	トリプロピルアミン	3	8	III		5L	E1	P001 IBC03		T4	TP1
2261	キシレノール、固体	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2262	ジメチルカルバモイルクロライド	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2263	ジメチルシクロヘキサン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2264	N,N-ジメチルシクロヘキシルアミン	8	3	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2265	N,N-ジメチルホルムアミド	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP2
2266	ジメチル-N-プロピルアミン	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2 TP13
2267	塩化ジメチルチオホスホリル	6.1	8	II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2269	3,3'-イミノジプロピルアミン	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP2
2270	エチルアミン水溶液、濃度が50%以上70%以下のもの	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
2271	エチルベンチルケトン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2272	N-エチルアニリン	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2273	2-エチルアニリン	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2274	N-エチル-N-ベンジルアニリン	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2275	2-エチルプタノール	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2276	2-エチルヘキシルアミン	3	8	III		5L	E1	P001 IBC03		T4	TP1
2277	メタクリル酸エチル、安定剤入りのもの	3		II	386	1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2278	ノルマルヘプテン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2279	ヘキサクロブタジエン	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2280	ヘキサメチレンジアミン、固体	8		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2281	ヘキサメチレンジイソシアネート	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2 TP13

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレットコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2282	ヘキサノール	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2283	メタクリル酸イソブチル、 安定剤入りのもの	3		III	386	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2284	イソブチロニトリル	3	6.1	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2 TP13
2285	イソシアナトベンゾトリフルオリド	6.1	3	II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2286	ペンタメチルヘプタン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2287	イソヘプテン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2288	イソヘキセン	3		II		1L	E2	P001 IBC02	B8	T11	TP1
2289	イソホロンジアミン	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2290	イソホロンジイソシアネート	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP2
2291	鉛化合物、水溶性のもの、他に品名が 明示されていないもの	6.1		III	199 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2293	4-メトキシ4-メチルペンタン-2- オン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2294	N-メチルアニリン	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2295	クロロ酢酸メチル	6.1	3	I		0	E0	P001		T14	TP2 TP13
2296	メチルシクロヘキサン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2297	メチルシクロヘキサノン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2298	メチルシクロペンタン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2299	ジクロロ酢酸メチル	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2300	2-メチル5-エチルピリジン	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2301	2-メチルフラン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2302	5-メチルヘキサン-2-オン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2303	イソプロペニルベンゼン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2304	ナフタレン、熔融状のもの	4.1		III		0	E0	NONE		T1	TP3
2305	ニトロベンゼンスルホン酸	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2306	ニトロベンゾトリフルオリド、 液体	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2307	3-ニトロ4-クロロベンゾトリフルオ ライド	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2308	硫酸水素ニトロシル、液体	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T8	TP2
2309	オクタジエン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2310	ペンタン-2,4-ジオン	3	6.1	III		5L	E1	P001 IBC03		T4	TP1
2311	フェネチジン	6.1		III	279	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2312	フェノール、溶融状のもの	6.1		II		0	E0	NONE		T7	TP3
2313	ピコリン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2315	ポリ塩化ビフェニル類、液体	9		II	305	1L	E2	P906 IBC02		T4	TP1
2316	シアン化銅ナトリウム、固体	6.1		I		0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
2317	シアン化銅ナトリウム、水溶液	6.1		I		0	E5	P001		T14	TP2 TP13
2318	硫化水素ナトリウム、結晶水の含有 率が25質量%未満のもの	4.2		II		0	E2	P410 IBC06	B2	T3	TP33
2319	テルペン炭化水素類、 他に品名が明示されていないもの	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1 TP29
2320	テトラエチレンペンタミン	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2321	トリクロロベンゼン、液体	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2322	トリクロロブテン	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2323	亜リン酸トリエチル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2324	トリイソブチレン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2325	1,3,5-トリメチルベンゼン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2326	トリメチルシクロヘキシルアミン	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2327	トリメチルヘキサメチレンジアミン	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2328	トリメチルヘキサメチレンジイソシ アネート	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP2 TP13
2329	亜リン酸トリメチル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2330	ウンデカン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2331	塩化亜鉛、無水物	8		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2332	アセトアルデヒドオキシム	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2333	酢酸アリル	3	6.1	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1 TP13
2334	アリルアミン	6.1	3	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
2335	アリルエチルエーテル	3	6.1	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1 TP13
2336	ギ酸アリル	3	6.1	I		0	E0	P001		T14	TP2 TP13
2337	フェニルメルカプタン	6.1	3	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
2338	ベンゾトリフルオライド	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2339	2-ブロモブタン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2340	2-ブロモエチルエチルエーテル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2341	1-ブロモ-3-メチルブタン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2342	ブロモメチルプロパン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2343	2-ブロモペンタン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2344	ブロモプロパン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2344	ブロモプロパン	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2345	3-ブロモプロピン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2346	ブタンジオン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2347	ブチルメルカプタン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2348	アクリル酸ブチル、安定剤入りのもの	3		III	386	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2350	ブチルメチルエーテル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2351	亜硝酸ブチル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2351	亜硝酸ブチル	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2352	ブチルビニルエーテル、安定剤入りのもの	3		II	386	1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2353	塩化ブチリル	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T8	TP2 TP13
2354	クロロメチルエチルエーテル	3	6.1	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1 TP13
2356	2-クロロプロパン	3		I		0	E3	P001		T11	TP2 TP13

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2357	シクロヘキシルアミン	8	3	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2358	シクロオクタテトラエン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2359	ジアリアルアミン	3	6.1 8	II		1L	E2	P001 IBC99		T7	TP1
2360	ジアリルエーテル	3	6.1	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1 TP13
2361	ジイソブチルアミン	3	8	III		5L	E1	P001 IBC03		T4	TP1
2362	1,1-ジクロロエタン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2363	エチルメルカプタン	3		I		0	E0	P001		T11	TP2 TP13
2364	ノルマルプロピルベンゼン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2366	炭酸ジエチル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2367	アルファメチルバレールアルデヒド	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2368	アルファピネン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2370	1-ヘキセン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2371	イソペンテン	3		I		0	E3	P001		T11	TP2
2372	1,2-ジ (ジメチルアミノ) エタン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2373	ジエトキシメタン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2374	3,3-ジエトキシプロペン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2375	硫化ジエチル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1 TP13
2376	2,3-ジヒドロピラン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2377	1,1-ジメトキシエタン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
2378	2-ジメチルアミノアセトニトリル	3	6.1	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
2379	1,3-ジメチルブチルアミン	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
2380	ジメチルジエトキシシラン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2381	二硫化ジメチル	3	6.1	II		1L	E0	P001 IBC02		T7	TP2 TP13
2382	ジメチルヒドラジン、相称体のもの	6.1	3	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
2383	ジプロピルアミン	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
2384	ジノルマルプロピルエーテル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2385	イソ酪酸エチル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2386	1-エチルピペリジン	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2387	フルオロベンゼン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2388	フルオロトルエン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2389	フラン	3		I		0	E3	P001		T12	TP2 TP13
2390	2-ヨードブタン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2391	ヨードメチルプロパン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2392	ヨードプロパン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2393	ギ酸イソブチル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2394	プロピオン酸イソブチル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2395	塩化イソブチリル	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2396	メタクリルアルデヒド、安定剤入りの もの	3	6.1	II	386	1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1 TP13
2397	3-メチルブタン-2-オン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2398	メチルターシャリーブチルエーテル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
2399	1-メチルピペリジン	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
2400	イソ吉草酸メチル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2401	ピペリジン	8	3	I		0	E0	P001		T10	TP2
2402	プロパンチオール	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1 TP13
2403	酢酸イソプロピル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2404	プロピオニトリル	3	6.1	II		1L	E0	P001 IBC02		T7	TP1 TP13
2405	酢酸イソプロピル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2406	イソ酢酸イソプロピル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2407	クロロ酢酸イソプロピル	6.1	3 8	I	354	0	E0	P602			
2409	プロピオン酸イソプロピル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2410	1,2,3,6-テトラヒドロピリジン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2411	ブチロニトリル	3	6.1	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1 TP13
2412	テトラヒドロチオフェン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2413	オルトチタン酸テトラプロピル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2414	チオフェン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2416	ホウ酸トリメチル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
2417	フッ化カルボニル	2.3	8			0	E0	P200			
2418	四フッ化硫黄	2.3	8			0	E0	P200			
2419	ブロモトリフルオロエチレン	2.1				0	E0	P200			
2420	ヘキサフルオロアセトン	2.3	8			0	E0	P200			
2421	三酸化二窒素	2.3	5.1 8			0	E0	P200			
2422	オクタフルオロ-2-ブテン (冷媒用ガス R1318)	2.2				120ml	E1	P200			
2424	オクタフルオロプロパン (冷媒用ガス R218)	2.2				120ml	E1	P200		T50	
2426	硝酸アンモニウム、液体 (高濃度溶液)	5.1			252	0	E0	なし		T7	TP1 TP16 TP17
2427	塩素酸カリウム、水溶液	5.1		II		1L	E2	P504 IBC02		T4	TP1
2427	塩素酸カリウム、水溶液	5.1		III	223	5L	E1	P504 IBC02		T4	TP1
2428	塩素酸ナトリウム、水溶液	5.1		II		1L	E2	P504 IBC02		T4	TP1
2428	塩素酸ナトリウム、水溶液	5.1		III	223	5L	E1	P504 IBC02		T4	TP1
2429	塩素酸カルシウム、水溶液	5.1		II		1L	E2	P504 IBC02		T4	TP1
2429	塩素酸カルシウム、水溶液	5.1		III	223	5L	E1	P504 IBC02		T4	TP1
2430	アルキルフェノール類、固体、他に品 名が明示されていないもの（アルキル 基の炭素数が2から12までのもの）	8		I		0	E0	P002 IBC07	B1	T6	TP33
2430	アルキルフェノール類、固体、他に品 名が明示されていないもの（アルキル 基の炭素数が2から12までのもの）	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2430	アルキルフェノール類、固体、他に品 名が明示されていないもの（アルキル 基の炭素数が2から12までのもの）	8		III	223	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2431	アニシジン	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2432	N,N-ジエチルアニリン	6.1		III	279	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2433	クロロニトロトルエン類、液体	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2434	ジベンジルジクロロシラン	8		II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
2435	エチルフェニルジクロロシラン	8		II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
2436	チオ酢酸	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2437	メチルフェニルジクロロシラン	8		II		0	E0	P010		T10	TP2 TP7 TP13
2438	トリメチルアセチルクロライド	6.1	3 8	I		0	E0	P001		T14	TP2 TP13
2439	フッ化水素ナトリウム	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2440	塩化第二スズ五水和物	8		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2441	三塩化チタン、自然発火性のもの又は 三塩化チタン混合物、自然発火性のもの	4.2	8	I		0	E0	P404			
2442	トリクロロアセチルクロライド	8		II		0	E0	P001		T7	TP2
2443	三塩化バナジウム	8		II		1L	E0	P001 IBC02		T7	TP2
2444	四塩化バナジウム	8		I		0	E0	P802		T10	TP2
2446	ニトロクレゾール、固体	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2447	黄リン又は白リン、溶融状	4.2	6.1	I		0	E0	なし		T21	TP3 TP7 TP26
2448	硫黄、溶融状	4.1		III		0	E0	IBC01		T1	TP3
2451	三フッ化窒素	2.2	5.1			0	E0	P200			
2452	エチルアセチレン、安定剤入りのもの	2.1			386	0	E0	P200			
2453	フッ化エチル (冷媒用ガス R161)	2.1				0	E0	P200			
2454	フッ化メチル (冷媒用ガス R41)	2.1				0	E0	P200			
2455	亜硝酸メチル	2.2				120ml	E1	P200			
2456	2-クロロプロペン	3		I		0	E3	P001		T11	TP2
2457	2,3-ジメチルブタン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
2458	ヘキサジエン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2459	2-メチル1-ブテン	3		I		0	E3	P001		T11	TP2
2460	2-メチル2-ブテン	3		II		1L	E2	P001 IBC02	B8	T7	TP1
2461	メチルペンタジエン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2463	水素化アルミニウム	4.3		I		0	E0	P403			
2464	硝酸ベリリウム	5.1	6.1	II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2465	ジクロロイソシアヌル酸、乾性のもの 又はジクロロイソシアヌル酸塩類	5.1		II	135	1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2466	超酸化カリウム	5.1		I		0	E0	P503 IBC06	B1		
2468	トリクロロイソシアヌル酸、乾性のもの	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2469	臭素酸亜鉛	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2470	シアン化ベンジル、液体	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2471	四酸化オスミウム	6.1		I		0	E5	P002 IBC07	PP30 B1	T6	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2473	アルサニル酸ナトリウム	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2474	チオホスゲン	6.1		I	279 354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
2475	三塩化バナジウム	8		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2477	イソチオシアン酸メチル	6.1	3	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
2478	イソシアネート類、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの又はイソシアネート溶液、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの	3	6.1	II	274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2478	イソシアネート類、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの又はイソシアネート溶液、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの	3	6.1	III	223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP1 TP13 TP28
2480	イソシアン酸メチル	6.1	3	I	354	0	E0	P601		T22	TP2 TP13
2481	イソシアン酸エチル	6.1	3	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
2482	イソシアン酸ノルマルプロピル	6.1	3	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
2483	イソシアン酸イソプロピル	6.1	3	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
2484	イソシアン酸ターシャリーブチル	6.1	3	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
2485	イソシアン酸ノルマルブチル	6.1	3	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
2486	イソシアン酸イソブチル	6.1	3	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
2487	フェニルイソシアネート	6.1	3	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
2488	イソシアン酸シクロヘキシル	6.1	3	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
2490	ジクロロイソプロピルエーテル	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2491	エタノールアミン又はエタノールアミン水溶液	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2493	ヘキサメチレンイミン	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
2495	五フッ化ヨウ素	5.1	6.1 8	I		0	E0	P200			
2496	無水プロピオン酸	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2498	1,2,3,6-テトラヒドロベンズアルデヒド	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2501	トリ (1-アジリジニル) ホスフィンオキサイド溶液	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2501	トリ (1-アジリジニル) ホスフィンオキサイド溶液	6.1		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2502	バレリルクロライド	8	3	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2503	四塩化ジルコニウム	8		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2504	テトラプロモエタン	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2505	フッ化アンモニウム	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2506	硫酸水素アンモニウム	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2507	クロロ白金酸、固体	8		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2508	五塩化モリブデン	8		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2509	硫酸水素カリウム	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2511	2-クロロプロピオン酸	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP2
2512	アミノフェノール (オルト、メタ、パラ)	6.1		III	279	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2513	ブromoアセチルブromaid	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T8	TP2
2514	ブromoベンゼン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2515	ブromoホルム	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2516	四臭化炭素	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2517	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (冷媒用ガス R142b)	2.1				0	E0	P200		T50	
2518	1,5,9-シクロドデカトリエン	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2520	シクロオクタジエン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2521	ジケテン、安定剤入りのもの	6.1	3	I	354 386	0	E0	P602		T20	TP2 TP13 TP37
2522	2-ジメチルアミノエチルメタクリレート、安定剤入りのもの	6.1		II	386	100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2524	オルトギ酸エチル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2525	シュウ酸ジエチル	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2526	フルフリルアミン	3	8	III		5L	E1	P001 IBC03		T4	TP1
2527	アクリル酸イソブチル、安定剤入りのもの	3		III	386	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2528	イソ酪酸イソブチル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2529	イソ酪酸	3	8	III		5L	E1	P001 IBC03		T4	TP1
2531	メタクリル酸、安定剤入りのもの	8		II	386	1L	E2	P001 IBC02 LP01		T7	TP2 TP18 TP30
2533	トリクロロ酢酸メチル	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2534	メチルクロロシラン	2.3	2.1 8			0	E0	P200			
2535	4-メチルモルホリン (N-メチルモル ホリン)	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
2536	メチルテトラヒドロフラン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2538	ニトロナフタレン	4.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2541	テルピノレン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2542	トリブチルアミン	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2545	ハフニウム粉末、乾性のもの	4.2		I		0	E0	P404			
2545	ハフニウム粉末、乾性のもの	4.2		II		0	E2	P410 IBC06	B2	T3	TP33
2545	ハフニウム粉末、乾性のもの	4.2		III	223	0	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2546	チタン粉末、乾性のもの	4.2		I		0	E0	P404			
2546	チタン粉末、乾性のもの	4.2		II		0	E2	P410 IBC06	B2	T3	TP33
2546	チタン粉末、乾性のもの	4.2		III	223	0	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2547	超酸化ナトリウム	5.1		I		0	E0	P503 IBC06	B1		
2548	五フッ化塩素	2.3	5.1 8			0	E0	P200			
2552	ヘキサフルオロアセトン、液体	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2554	メチルアリルクロライド	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1 TP13
2555	ニトロセルロース、25 質量%以上の 水含有するもの	4.1		II	394	0	E0	P406			
2556	ニトロセルロース、窒素量が 12.6 乾 燥質量%以下であって、アルコールの 含有率が 25 質量%以上のもの	4.1		II	394	0	E0	P406			
2557	ニトロセルロース、窒素量が 12.6 乾 燥質量%以下のもの、可塑剤又は顔料 との混合物を含む	4.1		II	241 394	0	E0	P406			
2558	エビプロモヒドリン	6.1	3	I		0	E0	P001		T14	TP2 TP13

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2560	2-メチル-2-ペンタノール	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2561	3-メチル-1-ブテン	3		I		0	E3	P001		T11	TP2
2564	トリクロロ酢酸溶液	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2564	トリクロロ酢酸溶液	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2565	ジシクロヘキシルアミン	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2567	ペンタクロロフェノールナトリウム塩	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2570	カドミウム化合物	6.1		I	274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
2570	カドミウム化合物	6.1		II	274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2570	カドミウム化合物	6.1		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2571	硫酸水素アルキル	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T8	TP2 TP13 TP28
2572	フェニルヒドラジン	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2573	塩素酸タリウム	5.1	6.1	II		1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
2574	リン酸トリトリル、3%を超えるオルト異性体を含有するもの	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2576	オキシ臭化リン、熔融状	8		II		0	E0	なし		T7	TP3 TP13
2577	フェニルアセチルクロライド	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2578	三酸化リン	8		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2579	ピペラジン	8		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2580	臭化アルミニウム溶液	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2581	塩化アルミニウム水溶液	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2582	塩化第二鉄溶液	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2583	アルキルスルホン酸又はアリルスルホン酸、固体、遊離硫酸の含有率が5%を超えるもの	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2584	アルキルスルホン酸又はアリルスルホン酸、液体、遊離硫酸の含有率が5%を超えるもの	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T8	TP2 TP13

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2585	アルキルスルホン酸又はアリルスルホン酸、固体、遊離硫酸の含有率が5%を以下のもの	8		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2586	アルキルスルホン酸又はアリルスルホン酸、液体、遊離硫酸の含有率が5%を以下のもの	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2587	ベンゾキノン	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2588	殺虫殺菌剤類、固体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	61 274	0	E5	P002 IBC99		T6	TP33
2588	殺虫殺菌剤類、固体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	61 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2588	殺虫殺菌剤類、固体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	61 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2589	クロロ酢酸ビニル	6.1	3	II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2590	石綿、クリソタイル	9		III	168	5kg	E1	P002 IBC08	PP37 B2,B3	T1	TP33
2591	キセノン、深冷液化されているもの	2.2				120ml	E1	P203		T75	TP5
2599	クロロトリフルオロメタンとトリフルオロメタンの共沸混合物、クロロトリフルオロメタンの含有率が約60%のもの (冷媒用ガス R503)	2.2				120ml	E1	P200			
2601	シクロブタン	2.1				0	E0	P200			
2602	ジクロロジフルオロメタンとジフルオロエタンの共沸混合物、ジクロロジフルオロメタンの含有率が約74%のもの (冷媒用ガス R500)	2.2				120ml	E1	P200		T50	
2603	シクロヘプタトリエン	3	6.1	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1 TP13
2604	三フッ化ホウ素とジエチルエーテルの錯化合物	8	3	I		0	E0	P001		T10	TP2
2605	メトキシメチルイソシアネート	6.1	3	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
2606	オルトケイ酸メチル	6.1	3	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
2607	アクロレイン二量体、安定剤入りのもの	3		III	386	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2608	ニトロプロパン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2609	ホウ酸トリアリル	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01			
2610	トリアリルアミン	3	8	III		5L	E1	P001 IBC03		T4	TP1
2611	プロピレンクロロヒドリン	6.1	3	II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2 TP13
2612	メチルプロピルエーテル	3		II		1L	E2	P001 IBC02	B8	T7	TP2

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2614	メタリルアルコール	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2615	エチルプロピルエーテル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2616	ホウ酸トリイソプロピル	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2616	ホウ酸トリイソプロピル	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2617	メチルシクロヘキサノール、引火性のもの	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2618	ビニルトルエン、定剤入りのもの	3		III	386	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2619	ベンジルジメチルアミン	8	3	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2620	酢酸アミル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2621	アセチルメチルカルビノール	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2622	グリシドアルデヒド	3	6.1	II		1L	E2	P001 IBC02	B8	T7	TP1
2623	たき付け、固体、引火性の液体を含有するもの	4.1		III		5kg	E1	P002 LP02	PP15		
2624	ケイ化マグネシウム	4.3		II		500g	E2	P410 IBC07	B2	T3	TP33
2626	塩素酸、水溶液、濃度が10%以下のもの	5.1		II		1L	E0	P504 IBC02		T4	TP1
2627	無機亜硝酸塩類、固体、他に品名が明示されていないもの	5.1		II	103 274	1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2628	フルオロ酢酸カリウム	6.1		I		0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
2629	フルオロ酢酸ナトリウム	6.1		I		0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
2630	セレン酸塩又は亜セレン酸塩	6.1		I	274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
2642	フルオロ酢酸	6.1		I		0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
2643	ブromo酢酸メチル	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2644	ヨウ化メチル	6.1		I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
2645	臭化フェナシル	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2646	ヘキサクロロシクロペンタジエン	6.1		I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
2647	マロノニトリル	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2648	1,2-ジブromo-3-ブタンオン	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02			
2649	1,3-ジクロロアセトン	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2650	1,1-ジクロロ-1-ニトロエタン	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2651	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2653	ヨウ化ベンジル	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2655	ケイフツ化カリウム	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2656	キノリン	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2657	二硫化セレン	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2659	クロロ酢酸ナトリウム	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2660	ニトロトルイジン(モノ)	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2661	ヘキサクロロアセトン	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2664	ジプロモメタン	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2667	ブチルトルエン類	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2668	クロロアセトニトリル	6.1	3	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
2669	クロロクレゾール溶液	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2669	クロロクレゾール溶液	6.1		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2
2670	シアヌル酸クロライド	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2671	アミノピリジン (オルト-, メタ-, パラ-)	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2672	アンモニア溶液、15°Cで比重が0.880 以上0.957以下であって、アンモニア の含有率が10%を超え35%以下のもの	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01	B11	T7	TP1
2673	2-アミノ4-クロロフェノール	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2674	ケイフツ化ナトリウム	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2676	スチビン	2.3	2.1			0	E0	P200			
2677	水酸化ルビジウム溶液	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2677	水酸化ルビジウム溶液	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2678	水酸化ルビジウム	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2679	水酸化リチウム溶液	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレットコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2679	水酸化リチウム溶液	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP2
2680	水酸化リチウム	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2681	水酸化セシウム溶液	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2681	水酸化セシウム溶液	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2682	水酸化セシウム	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2683	硫化アンモニウム溶液	8	3 6.1	II		1L	E2	P001 IBC01		T7	TP2 TP13
2684	3-ジエチルアミノプロピルアミン	3	8	III		5L	E1	P001 IBC03		T4	TP1
2685	N,N-ジエチルエチレンジアミン	8	3	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2686	2-ジエチルアミノエタノール	8	3	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2687	ジシクロヘキシルアミン亜硝酸塩	4.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2688	1-クロロ-3-ブロモプロパン	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2689	グリセロールアルファモノクロロヒドリン	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2690	N-ノルマルブチルイミダゾール	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2691	五臭化リン	8		II		1kg	E0	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2692	三臭化ホウ素	8		I		0	E0	P602		T20	TP2 TP13
2693	亜硫酸水素塩類水溶液、 他に品名が明示されていないもの	8		III	274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP1 TP28
2698	無水テトラヒドロフタル酸、無水マレ イン酸の含有率が0.05%を超えるもの	8		III	29 169	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	PP14 B3	T1	TP33
2699	トリフルオロ酢酸	8		I		0	E0	P001		T10	TP2
2705	1-ペンタール	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2707	ジメチルジオキサン	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2707	ジメチルジオキサン	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2709	ブチルベンゼン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2710	ジプロピルケトン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2713	アクリジン	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2714	横閉鎖亜鉛	4.1		III		5kg	E1	P002 IBC06		T1	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2715	樹形脂酸アルミニウム	4.1		III		5kg	E1	P002 IBC06		T1	TP33
2716	1,4-ブチンジオール	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2717	シウロ脳、合成品	4.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2719	臭素酸バリウム	5.1	6.1	II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2720	硝酸クロム	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2721	塩素酸銅	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2722	硝酸リチウム	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2723	塩素酸マグネシウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2724	硝酸マンガン	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2725	硝酸ニッケル	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2726	亜硝酸ニッケル	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2727	硝酸タリウム	6.1	5.1	II		500g	E4	P002 IBC06	B2	T3	TP33
2728	硝酸ジルコニウム	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2729	ヘキサクロロベンゼン	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2730	ニトロアニソール、液体	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2732	ニトロプロモベンゼン、液体	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2733	アミン類、引火性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの又はポリアミン類、引火性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	3	8	I	274	0	E0	P001		T14	TP1 TP27
2733	アミン類、引火性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの又はポリアミン類、引火性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	3	8	II	274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP1 TP27
2733	アミン類、引火性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの又はポリアミン類、引火性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	3	8	III	223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP1 TP28
2734	アミン類、液体、腐食性のもの、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの又はポリアミン類、液体、腐食性のもの、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの	8	3	I	274	0	E0	P001		T14	TP2 TP27

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2734	アミン類、液体、腐食性のもの、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの又はポリアミン類、液体、腐食性のもの、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの	8	3	II	274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
2735	アミン類、液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの又はポリアミン類、液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	8		I	274	0	E0	P001		T14	TP2 TP27
2735	アミン類、液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの又はポリアミン類、液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	8		II	274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP1 TP27
2735	アミン類、液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの又はポリアミン類、液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	8		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP1 TP28
2738	N-ノルマルブチルアニリン	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2739	無水酪酸	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2740	クロロギ酸ノルマルプロピル	6.1	3 8	I		0	E0	P602		T20	TP2 TP13
2741	次亜塩素酸バリウム、有効塩素の含有率が22質量%を超えるもの	5.1	6.1	II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2742	クロロギ酸エステル類、毒物、腐食性のもの、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの	6.1	3 8	II	274	100ml	E4	P001 IBC01			
2743	クロロギ酸ノルマルブチル	6.1	3 8	II		100ml	E0	P001		T20	TP2 TP13
2744	クロロギ酸シクロブチル	6.1	3 8	II		100ml	E4	P001 IBC01		T7	TP2 TP13
2745	クロロギ酸クロロメチル	6.1	8	II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2 TP13
2746	クロロギ酸フェニル	6.1	8	II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2 TP13
2747	クロロギ酸ターシャリーブチルシクロヘキシル	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2748	クロロギ酸2-エチルヘキシル	6.1	8	II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2 TP13
2749	テトラメチルシラン	3		I		0	E0	P001		T14	TP2
2750	1,3-ジクロロプロパノール-2	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2751	塩化ジエチルチオホスホリル	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2752	1,2-エポキシ3-エトキシプロパン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2753	N-エチル-N-ベンジルトルイジン、液体	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP1
2754	N-エチルトルイジン	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2757	カーバメート系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
2757	カーバメート系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		II	61 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2757	カーバメート系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		III	61 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2758	カーバメート系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	I	61 274	0	E0	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2758	カーバメート系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	II	61 274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2759	ヒ素系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
2759	ヒ素系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		II	61 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2759	ヒ素系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		III	61 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2760	ヒ素系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	I	61 274	0	E0	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2760	ヒ素系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	II	61 274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2761	有機塩素系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
2761	有機塩素系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		II	61 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2761	有機塩素系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		III	61 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2762	有機塩素系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	I	61 274	0	E0	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2762	有機塩素系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	II	61 274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2763	トリアジン系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
2763	トリアジン系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		II	61 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2763	トリアジン系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		III	61 223 274	5kg	E1	P002 IBC08	B3	T1	TP33
2764	トリアジン系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	I	61 274	0	E0	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2764	トリアジン系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	II	61 274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2771	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
2771	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		II	61 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2771	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		III	61 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2772	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	I	61 274	0	E0	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2772	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	II	61 274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2775	銅殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2775	銅殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		II	61 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2775	銅殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		III	61 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2776	銅殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	I	61 274	0	E0	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2776	銅殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	II	61 274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2777	水銀殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
2777	水銀殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		II	61 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2777	水銀殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		III	61 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2778	水銀殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	I	61 274	0	E0	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2778	水銀殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	II	61 274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2779	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
2779	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		II	61 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2779	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		III	61 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2780	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	I	61 274	0	E0	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2780	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	II	61 274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2781	ビピリジリウム系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
2781	ビピリジリウム系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		II	61 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2781	ビピリジリウム系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		III	61 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2782	ビピリジリウム系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	I	61 274	0	E0	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2782	ビピリジリウム系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	II	61 274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2783	有機リン系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
2783	有機リン系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		II	61 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2783	有機リン系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		III	61 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2784	有機リン系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	I	61 274	0	E0	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2784	有機リン系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	II	61 274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2785	4-シアペンタナール	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2786	有機スズ系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
2786	有機スズ系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		II	61 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2786	有機スズ系殺虫殺菌剤類、固体、毒物	6.1		III	61 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2787	有機スズ系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	I	61 274	0	E0	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2787	有機スズ系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	II	61 274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2788	有機スズ化合物、液体、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	43 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2788	有機スズ化合物、液体、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	43 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2788	有機スズ化合物、液体、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	43 223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2 TP28
2789	氷酢酸又は酢酸溶液、濃度が80質量%を超えるもの	8	3	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2790	酢酸溶液、濃度が50質量%以上80質量%以下のもの	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2790	酢酸溶液、濃度が10質量%を超え50質量%未満のもの	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2793	切削鉄くず又は切削鋼くず、自己発熱しやすい形状のもの	4.2		III	223	0	E1	P003 IBC08 LP02	PP20 B3,B6	BK2	
2794	蓄電池、酸性の液体を内蔵するもの	8			295	1L	E0	P801			
2795	蓄電池、アルカリ性の液体を内蔵するもの	8			295	1L	E0	P801			
2796	硫酸、濃度が51質量%以下のもの又は電池液、酸性	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T8	TP2
2797	電池液、アルカリ性	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2 TP28
2798	フェニルホスホラスジクロライド	8		II		1L	E0	P001 IBC02		T7	TP2 TP28
2799	フェニルホスホラスチオジクロライド	8		II		1L	E0	P001 IBC02		T7	TP2
2800	蓄電池、湿性のもの、漏れ防止型	8			238	1L	E0	P003	PP16		

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレットコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2801	染料、液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの又は染料中間物、液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	8		I	274	0	E0	P001		T14	TP2 TP27
2801	染料、液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの又は染料中間物、液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	8		II	274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
2801	染料、液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの又は染料中間物、液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	8		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP1 TP28
2802	塩化銅	8		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2803	ガリウム	8		III		5kg	E0	P800	PP41	T1	TP33
2805	水素化リチウム、溶融固化したもの	4.3		II		500g	E2	P410 IBC04		T3	TP33
2806	窒化リチウム	4.3		I		0	E0	P403 IBC04	B1		
2807	磁気材料	9		III	106		E0				
2809	水銀	8	6.1	III	365	5kg	E0	P800			
2810	その他の毒物、液体、有機物、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	274 315	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2810	その他の毒物、液体、有機物、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2810	その他の毒物、液体、有機物、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP1 TP28
2811	その他の毒物、固体、有機物、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	274	0	E5	P002 IBC99		T6	TP33
2811	その他の毒物、固体、有機物、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2811	その他の毒物、固体、有機物、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2812	アルミン酸塩ナトリウム、固体	8		III	106	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2813	その他の水反応性固体、他に品名が明示されていないもの	4.3		I	274	0	E0	P403 IBC99		T9	TP7 TP33
2813	その他の水反応性固体、他に品名が明示されていないもの	4.3		II	274	500g	E2	P410 IBC07	B2	T3	TP33
2813	その他の水反応性固体、他に品名が明示されていないもの	4.3		III	223 274	1kg	E1	P410 IBC08	B4	T1	TP33
2814	感染性物質、人に影響を及ぼすもの	6.2			318 341	0	E0	P620		BK1 BK2	
2815	N-アミノエチルピペラジン	8	6.1	III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2817	二フッ化水素アンモニウム溶液	8	6.1	II		1L	E2	P001 IBC02		T8	TP2 TP13
2817	二フッ化水素アンモニウム溶液	8	6.1	III	223	5L	E1	P001 IBC03		T4	TP1 TP13
2818	ポリ硫化アンモニウム溶液	8	6.1	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2 TP13
2818	ポリ硫化アンモニウム溶液	8	6.1	III	223	5L	E1	P001 IBC03		T4	TP1 TP13

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレットコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2819	リン酸一水素アミル	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2820	ブタン酸	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2821	フェノール溶液	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2821	フェノール溶液	6.1		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2822	2-クロロピリジン	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2823	クロトン酸、固体	8		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2826	クロロチオキ酸エチル	8	3	II		0	E0	P001		T7	TP2
2829	カブロン酸	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2830	リチウムフェロシリコン	4.3		II		500g	E2	P410 IBC07	B2	T3	TP33
2831	1,1,1-トリクロロエタン	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2834	亜リン酸	8		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2835	水素化ナトリウムアルミニウム	4.3		II		500g	E0	P410 IBC04		T3	TP33
2837	硫酸水素塩類、水溶液	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2837	硫酸水素塩類、水溶液	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2838	酢酸ビニル、安定剤入りのもの	3		II	386	1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
2839	アルドール	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2840	ブチルアルデヒドオキシム	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2841	ジノルマルペンチルアミン	3	6.1	III		5L	E1	P001 IBC03		T4	TP1
2842	ニトロエタン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2844	カルシウムマンガンシリコン	4.3		III		1kg	E1	P410 IBC08	B4	T1	TP33
2845	その他の自然発火性液体、有機物、 他に品名が明示されていないもの	4.2		I	274	0	E0	P400		T22	TP2 TP7
2846	その他の自然発火性固体、有機物、 他に品名が明示されていないもの	4.2		I	274	0	E0	P404			
2849	3-クロロ-1-プロパノール	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2850	プロピレン四量体	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレットコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2851	三フッ化ホウ素二水和物	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2852	硫化ジピクリル、湿性のもの、10質量%以上の水を含むもの	4.1		I	28	0	E0	P406	PP24		
2853	ケイフッ化マグネシウム	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2854	ケイフッ化アンモニウム	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2855	ケイフッ化亜鉛	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2856	ケイフッ化物、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2857	冷凍機器類、非引火性、非毒物の高圧ガス又はアンモニア溶液(UN2672)が充てんされているもの	2.2			119	0	E0	P003	PP32		
2858	ジルコニウム、乾性のもの、板状、帯板状又は巻線状のもの、厚さが18ミクロン以上254ミクロン未満のもの	4.1		III		5kg	E1	P002 LP02			
2859	メタバナジン酸アンモニウム	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2861	ポリバナジン酸アンモニウム	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2862	五酸化バナジウム粉末、溶融固化されていないもの	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2863	バナジン酸アンモニウムナトリウム	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2864	メタバナジン酸カリウム	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2865	硫酸ヒドロキシルアミン	8		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2869	三塩化チタン混合物	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2869	三塩化チタン混合物	8		III	223	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2870	水素化ホウ素アルミニウム	4.2	4.3	I		0	E0	P400		T21	TP7 TP33
2870	水素化ホウ素アルミニウム、装置内に内蔵されているもの	4.2	4.3	I		0	E0	P002	PP13		
2871	アンチモン粉末	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2872	ジブromクロロプロパン	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2872	ジブromクロロプロパン	6.1		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2873	2-ジブチルアミノエタノール	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2874	フルフリルアルコール	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2875	ヘキサクロロフェン	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2876	レゾルシノール	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2878	粒状スポンジチタン又は粉状スポンジ チタン	4.1		III	223	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2879	塩化セレンニル	8	6.1	I		0	E0	P001		T10	TP2 TP13
2880	次亜塩素酸カルシウム水和物又は次亜 塩素酸カルシウム水和物の混合物、水 の含有率が5.5質量%以上16%以下の もの	5.1		II	314 322	1kg	E2	P002 IBC08	PP85 B2,B4,B13		
2880	次亜塩素酸カルシウム水和物又は次亜 塩素酸カルシウム水和物の混合物、水 の含有率が5.5質量%以上16%以下の もの	5.1		III	223 314	5kg	E1	P002 IBC08	PP85 B4,B13		
2881	金属触媒、乾性のもの	4.2		I	274	0	E0	P404		T21	TP7 TP33
2881	金属触媒、乾性のもの	4.2		II	274	0	E0	P410 IBC06	B2	T3	TP33
2881	金属触媒、乾性のもの	4.2		III	223 274	0	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2900	感染性物質、動物に影響を及ぼすもの	6.2			318 341	0	E0	P620		BK1 BK2	
2901	塩化臭素	2.3	5.1 8			0	E0	P200			
2902	殺虫殺菌剤類、液体、毒物、 他に品名が明示されていないもの	6.1		I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2902	殺虫殺菌剤類、液体、毒物、 他に品名が明示されていないもの	6.1		II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2902	殺虫殺菌剤類、液体、毒物、 他に品名が明示されていないもの	6.1		III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2 TP28
2903	殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性の もの、他に品名が明示されていないも の、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2903	殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性の もの、他に品名が明示されていないも の、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2903	殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性の もの、他に品名が明示されていないも の、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP2
2904	クロロフェノレート、液体又はフェノ レート類、液体	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01			
2905	クロロフェノレート、固体又はフェノ レート類、固体	8		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2907	二硝酸イソソルビト混合物、ラクトース、マンノース、スターチ又はリン酸水素カルシウムの含有率が60%以上のもの	4.1		II	127	0	E0	P406 IBC06	PP26 PP80 B2,B12		
2908	放射性物質、適用除外輸送物-空容器	7			290 368	0	E0	第 1.5 章参照			
2909	放射性物質、適用除外輸送物-天然ウラン、劣化ウラン又は天然トリウムから製造された物品	7			290	0	E0	第 1.5 章参照			
2910	放射性物質、適用除外輸送物-放射能量が少量のもの	7			290 368	0	E0	第 1.5 章参照			
2911	放射性物質、適用除外輸送物-器機又は物品	7			290	0	E0	第 1.5 章参照			
2912	放射性物質、低比放射能 (LSA-I)、非核分裂性又は適用除外核分裂性のも	7			172 317 325	0	E0	第 2.7 章及び 4.1.9 参照 T5 TP4			
2913	放射性物質、表面汚染物 (SCO-I 又は SCO-II)、非核分裂性又は適用除外核分裂性のも	7			172 317 325	0	E0	第 2.7 章及び 4.1.9 参照 T5 TP4			
2915	放射性物質、A 型輸送物、非特別形、非核分裂性又は適用除外核分裂性のも	7			172 317 325	0	E0	第 2.7 章及び 4.1.9 参照			
2916	放射性物質、B(U)型輸送物、非核分裂性又は適用除外核分裂性のも	7			172 317 325 337	0	E0	第 2.7 章及び 4.1.9 参照			
2917	放射性物質、B(M)型輸送物、非核分裂性又は適用除外核分裂性のも	7			172 317 325 337	0	E0	第 2.7 章及び 4.1.9 参照			
2919	放射性物質、特別措置により輸送されるもの、非核分裂性又は適用除外核分裂性のも	7			172 317 325	0	E0	第 2.7 章及び 4.1.9 参照			
2920	その他の腐食性液体、引火性のも、他に品名が明示されていないもの	8	3	I	274	0	E0	P001		T14	TP2 TP27
2920	その他の腐食性液体、引火性のも、他に品名が明示されていないもの	8	3	II	274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
2921	その他の腐食性固体、可燃性のも、他に品名が明示されていないもの	8	4.1	I	274	0	E0	P002 IBC99		T6	TP33
2921	その他の腐食性固体、可燃性のも、他に品名が明示されていないもの	8	4.1	II	274	1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2922	その他の腐食性液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	8	6.1	I	274	0	E0	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2922	その他の腐食性液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	8	6.1	II	274	1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
2922	その他の腐食性液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	8	6.1	III	223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP1 TP28

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレットコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2923	その他の腐食性固体、毒物、他に品名が明示されていないもの	8	6.1	I	274	0	E0	P002 IBC99		T6	TP33
2923	その他の腐食性固体、毒物、他に品名が明示されていないもの	8	6.1	II	274	1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2923	その他の腐食性固体、毒物、他に品名が明示されていないもの	8	6.1	III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08	B3	T1	TP33
2924	その他の引火性液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	3	8	I	274	0	E0	P001		T14	TP2
2924	その他の引火性液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	3	8	II	274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
2924	その他の引火性液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	3	8	III	223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP1 TP28
2925	その他の可燃性固体、腐食性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの	4.1	8	II	274	1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
2925	その他の可燃性固体、腐食性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの	4.1	8	III	223 274	5kg	E1	P002 IBC06		T1	TP33
2926	その他の可燃性固体、毒物、有機物、他に品名が明示されていないもの	4.1	6.1	II	274	1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
2926	その他の可燃性固体、毒物、有機物、他に品名が明示されていないもの	4.1	6.1	III	223 274	5kg	E1	P002 IBC06		T1	TP33
2927	その他の毒性液体、腐食性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの	6.1	8	I	274 315	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2927	その他の毒性液体、腐食性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの	6.1	8	II	274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
2928	その他の毒性固体、腐食性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの	6.1	8	I	274	0	E5	P002 IBC99		T6	TP33
2928	その他の毒性固体、腐食性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの	6.1	8	II	274	500g	E4	P002 IBC06	B2	T3	TP33
2929	その他の毒性液体、引火性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの	6.1	3	I	274 315	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2929	その他の毒性液体、引火性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの	6.1	3	II	274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2930	その他の毒性固体、可燃性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの	6.1	4.1	I	274	0	E5	P002 IBC99		T6	TP33
2930	その他の毒性固体、可燃性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの	6.1	4.1	II	274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2931	酸化硫酸バナジウム	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2933	2-クロロプロピオン酸メチル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2934	2-クロロプロピオン酸イソプロピル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2935	2-クロロプロピオン酸エチル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2936	チオ乳酸	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2937	アルファメチルベンジルアルコール、液体	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2940	9-ホスファビシクロノナン（シクロオクタジエンホスフィン）	4.2		II		0	E2	P410 IBC06	B2	T3	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2941	フルオロアニリン	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2942	2-トリフルオロメチルアニリン	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01			
2943	テトラヒドロフルフリルアミン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2945	N-メチルブチルアミン	3	8	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1
2946	2-アミノ-5-ジエチルアミノペンタン	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
2947	クロロ酢酸イソプロピル	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
2948	3-トリフルオロメチルアニリン	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2949	硫化水素ナトリウム、水和物、結晶水の含有率が25質量%以上のもの	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T7	TP2
2950	マグネシウム、粒状、表面が被覆されているもの、粒径が149µm以上のもの	4.3		III		1kg	E1	P410 IBC08	B4	T1 BK2	TP33
2956	5-ターシャリーブチル-2,4,6-トリニトロメタキシレン (ムスクキシレン)	4.1		III	132 133	5kg	E0	P409			
2965	三フッ化ホウ素とジメチルエーテルの錯化合物	4.3	3 8	I		0	E0	P401		T10	TP2 TP7 TP13
2966	チオグリコール	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
2967	スルファミド酸	8		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2968	マンネブ、安定化されたもの又はマンネブ混合物、安定化されたもの、自己発熱防止のもの	4.3		III	223	1kg	E1	P002 IBC08	B4	T1	TP33
2969	ヒマの実、ヒマシ油かす、ひき割りヒマ又はヒマフレーク	9		II	141	5kg	E2	P002 IBC08	PP34 B2,B4	T3 BK1 BK2	TP33
2977	放射性物質、六フッ化ウラン、核分裂性のも	7	6.1 8			0	E0	第2.7章及び 4.1.9 参照			
2978	放射性物質、六フッ化ウラン、非核分裂性又は適用除外核分裂性のも	7	6.1 8		317	0	E0	第2.7章及び 4.1.9 参照			
2983	酸化エチレンと酸化プロピレンの混合物、酸化エチレンの含有率が30%以下のもの	3	6.1	I		0	E0	P001		T14	TP2 TP7 TP13
2984	過酸化水素、水溶液、濃度が8%以上20%未満のもの (必要に応じ安定剤を含むもの)	5.1		III	65	5L	E1	P504 IBC02	B5	T4	TP1 TP6 TP24
2985	クロロシラン類、引火性のも、腐食性のも、他に品名が明示されていないもの	3	8	II		0	E0	P010		T14	TP2 TP7 TP13 TP27

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレットコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2986	クロロシラン類、腐食性のもの、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの	8	3	II		0	E0	P010		T14	TP2 TP7 TP13 TP27
2987	クロロシラン類、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	8		II		0	E0	P010		T14	TP2 TP7 TP13 TP27
2988	クロロシラン類、水反応性のもの、引火性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	4.3	3 8	I		0	E0	P401		T14	TP2 TP7 TP13
2989	ホスホン酸水素鉛	4.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
2989	ホスホン酸水素鉛	4.1		III	223	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
2990	救命器具、自動膨脹式のもの	9			296	0	E0	P905			
2991	カーバメート系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2991	カーバメート系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2991	カーバメート系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP2 TP28
2992	カーバメート系殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2992	カーバメート系殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2992	カーバメート系殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2 TP28
2993	ヒ素系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2993	ヒ素系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2993	ヒ素系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP2 TP28
2994	ヒ素系殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2994	ヒ素系殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2994	ヒ素系殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2 TP28
2995	有機塩素系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2995	有機塩素系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
2995	有機塩素系殺虫殺菌剤類、液体、 毒物、引火性のもの、引火点が23°C 以上のもの	6.1	3	III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP2 TP28
2996	有機塩素系殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2996	有機塩素系殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2996	有機塩素系殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2 TP28
2997	トリアジン系殺虫殺菌剤類、液体、 毒物、引火性のもの、引火点が23°C 以上のもの	6.1	3	I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2997	トリアジン系殺虫殺菌剤類、液体、 毒物、引火性のもの、引火点が23°C 以上のもの	6.1	3	II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2997	トリアジン系殺虫殺菌剤類、液体、 毒物、引火性のもの、引火点が23°C 以上のもの	6.1	3	III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP2 TP28
2998	トリアジン系殺虫殺菌剤類、液体、 毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
2998	トリアジン系殺虫殺菌剤類、液体、 毒物	6.1		II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
2998	トリアジン系殺虫殺菌剤類、液体、 毒物	6.1		III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2 TP28
3005	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類、 液体、毒物、引火性のもの、引火点が 23°C以上のもの	6.1	3	I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13
3005	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類、 液体、毒物、引火性のもの、引火点が 23°C以上のもの	6.1	3	II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3005	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類、 液体、毒物、引火性のもの、引火点が 23°C以上のもの	6.1	3	III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP2 TP28
3006	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類、 液体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13
3006	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類、 液体、毒物	6.1		II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3006	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類、 液体、毒物	6.1		III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2 TP28
3009	銅殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性 のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3009	銅殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性 のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3009	銅殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性 のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP2 TP28
3010	銅殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副吹 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3010	銅殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3010	銅殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2 TP28
3011	水銀殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3011	水銀殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3011	水銀殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP2 TP28
3012	水銀殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3012	水銀殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3012	水銀殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2 TP28
3013	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3013	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3013	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP2 TP28
3014	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3014	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3014	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2 TP28
3015	ビピリジリウム系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3015	ビピリジリウム系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3015	ビピリジリウム系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP2 TP28
3016	ビピリジリウム系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、	6.1		I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3016	ビピリジリウム系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、	6.1		II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレットコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3016	ピピリジリウム系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、	6.1		III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2 TP28
3017	有機リン系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3017	有機リン系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3017	有機リン系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP2 TP28
3018	有機リン系殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3018	有機リン系殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3018	有機リン系殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2 TP28
3019	有機スズ系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3019	有機スズ系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3019	有機スズ系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの	6.1	3	III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP2 TP28
3020	有機スズ系殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3020	有機スズ系殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3020	有機スズ系殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2 TP28
3021	殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	I	61 274	0	E0	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3021	殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	II	61 274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3022	1,2-酸化ブテン、安定剤入りのもの	3		II	386	1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
3023	2-メチル2-ヘプタンチオール	6.1	3	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
3024	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	I	61 274	0	E0	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3024	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの	3	6.1	II	61 274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3025	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類、液体、 毒物、引火性のもの、引火点が23°C 未満のもの	6.1	3	I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3025	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類、液体、 毒物、引火性のもの、引火点が23°C 以上のもの	6.1	3	II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3025	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類、液体、 毒物、引火性のもの、引火点が23°C 以上のもの	6.1	3	III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP1 TP28
3026	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類、液体、 毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3026	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類、液体、 毒物	6.1		II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
3026	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類、液体、 毒物	6.1		III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP1 TP28
3027	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類、固体、 毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
3027	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類、固体、 毒物	6.1		II	61 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3027	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類、固体、 毒物	6.1		III	61 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3028	乾電池、固体の水酸化カリウムを内蔵 するもの	8			295 304	2kg	E0	P801			
3048	リン化アルミニウム系殺虫殺菌剤	6.1		I	153	0	E0	P002 IBC07	B1	T6	TP33
3054	シクロヘキシルメルカプタン	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
3055	2-(2-アミノエトキシ) エタノール	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
3056	ノルマルヘプタアルデヒド*	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
3057	トリフルオロアセチルクロライド	2.3	8			0	E0	P200		T50	TP21
3064	ニトログリセリン、アルコール溶液、 ニトログリセリンの含有率が1%を超 え5%以下のもの	3		II	359	0	E0	P300			
3065	アルコール飲料、アルコールの含有率 が70容量%を超えるもの	3		II	146	5L	E2	P001 IBC02	PP2	T4	TP1
3065	アルコール飲料、アルコールの含有率 が24容量%を超え70容量%以下のも の	3		III	144 145 247	5L	E1	P001 IBC03	PP2	T2	TP1
3066	塗料（ペイント、ラッカー、エナメ ル、ステイン、シェラック溶液、ワニ ス、つや出し液、充てん液及びラッカ ーベース液を含む）又は塗料関連物質 （ペイント薄め液又は補修剤を含む）	8		II	163 367	1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2 TP28

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3066	塗料（ペイント、ラッカー、 エナメル、ステイン、シエラック溶 液、ワニス、つや出し液、充てん液 及びラッカーベース液を含む）又は 塗料関連物質（ペイント薄め液又は 補修剤を含む）	8		III	163 223 367	5L	E1	P001 IBC03		T4	TP1 TP29
3070	酸化エチレンとジクロロジフルオロ メタンの混合物、酸化エチレンの含 有率が12.5%以下のもの	2.2			392	120ml	E1	P200		T50	
3071	メルカプタン類、液体、毒物、引火 性のもの、他に品名が明示されてい ないもの又はメルカプタン混合物、 液体、毒物、引火性のもの、他に品 名が明示されていないもの	6.1	3	II	274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3072	救命器具、非自動膨脹式のもの、装 置として危険物が内蔵されているも の	9			296	0	E0	P905			
3073	ビニルピリジン、安定剤入りのもの	6.1	3 8	II	386	100ml	E4	P001 IBC01		T7	TP2 TP13
3077	環境有害物質、固体、他に品名が明 示されていないもの	9		III	274 331 335 375	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	PP12 B3	T1 BK2 BK3	TP33
3078	セリウム、削りくず又は砂状のもの	4.3		II		500g	E2	P410 IBC07	B2	T3	TP33
3079	メタクリロニトリル、安定剤入りの もの	6.1	3	I	354 386	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
3080	イソシアネート類、毒物、引火性の もの、他に品名が明示されていない もの又はイソシアネート類溶液、毒 物、引火性のもの、他に品名が明示 されていないもの	6.1	3	II	274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3082	環境有害物質、液体、 他に品名が明示されていないもの	9		III	274 331 335 375	5L	E1	P001 IBC03 LP01	PP1	T4	TP1 TP29
3083	パークロリルフルオリド	2.3	5.1			0	E0	P200			
3084	その他の腐食性固体、酸化性のもの、 他に品名が明示されていないもの	8	5.1	I	274	0	E0	P002		T6	TP33
3084	その他の腐食性固体、酸化性のもの、 他に品名が明示されていないもの	8	5.1	II	274	1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
3085	その他の酸化性固体、腐食性のもの、 他に品名が明示されていないもの	5.1	8	I	274	0	E0	P503			
3085	その他の酸化性固体、腐食性のもの、 他に品名が明示されていないもの	5.1	8	II	274	1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
3085	その他の酸化性固体、腐食性のもの、 他に品名が明示されていないもの	5.1	8	III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08	B3	T1	TP33
3086	その他の毒性固体、酸化性のもの、 他に品名が明示されていないもの	6.1	5.1	I	274	0	E5	P002		T6	TP33
3086	その他の毒性固体、酸化性のもの、 他に品名が明示されていないもの	6.1	5.1	II	274	500g	E4	P002 IBC06	B2	T3	TP33
3087	その他の酸化性固体、毒物、 他に品名が明示されていないもの	5.1	6.1	I	274	0	E0	P503			
3087	その他の酸化性固体、毒物、 他に品名が明示されていないもの	5.1	6.1	II	274	1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
3087	その他の酸化性固体、毒物、 他に品名が明示されていないもの	5.1	6.1	III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08	B3	T1	TP33
3088	その他の自己発熱性固体、有機物、 他に品名が明示されていないもの	4.2		II	274	0	E2	P410 IBC06	B2	T3	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレットコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3088	その他の自己発熱性固体、有機物、他に品名が明示されていないもの	4.2		III	223 274	0	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3089	金属粉末、可燃性のもの、他に品名が明示されていないもの	4.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3089	金属粉末、可燃性のもの、他に品名が明示されていないもの	4.1		III	223	5kg	E1	P002 IBC08	B2,B4	T1	TP33
3090	リチウム金属電池（リチウム合金電池を含む）	9			188 230 310 376 377 384 387	0	E0	P903 P908 P909 P910 P911 LP903 LP904 LP905 LP906			
3091	リチウム金属電池、装置に組み込まれたもの又はリチウム金属電池、装置と共に包装されたもの（リチウム合金電池を含む）	9			188 230 310 360 376 377 384 387 390	0	E0	P903 P908 P909 P910 P911 LP903 LP904 LP905 LP906			
3092	1-メトキシ-2-プロパノール	3		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T2	TP1
3093	その他の腐食性液体、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの	8	5.1	I	274	0	E0	P001			
3093	その他の腐食性液体、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの	8	5.1	II	274	1L	E2	P001 IBC02			
3094	その他の腐食性液体、水反応性のもの、他に品名が明示されていないもの	8	4.3	I	274	0	E0	P001			
3094	その他の腐食性液体、水反応性のもの、他に品名が明示されていないもの	8	4.3	II	274	1L	E2	P001			
3095	その他の腐食性固体、自己発熱性のもの、他に品名が明示されていないもの	8	4.2	I	274	0	E0	P002		T6	TP33
3095	その他の腐食性固体、自己発熱性のもの、他に品名が明示されていないもの	8	4.2	II	274	1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
3096	その他の腐食性固体、水反応性のもの、他に品名が明示されていないもの	8	4.3	I	274	0	E0	P002		T6	TP33
3096	その他の腐食性固体、水反応性のもの、他に品名が明示されていないもの	8	4.3	II	274	1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
3097	その他の可燃性固体、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの	4.1	5.1	II	274	1kg	E0	P099			
3097	その他の可燃性固体、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの	4.1	5.1	III	223 274	5kg	E0	P099		T1	TP33
3098	その他の酸化性液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	5.1	8	I	274	0	E0	P502			
3098	その他の酸化性液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	5.1	8	II	274	1L	E2	P504 IBC01			
3098	その他の酸化性液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	5.1	8	III	223 274	5L	E1	P504 IBC02			
3099	その他の酸化性液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	5.1	6.1	I	274	0	E0	P502			
3099	その他の酸化性液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	5.1	6.1	II	274	1L	E2	P504 IBC01			
3099	その他の酸化性液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	5.1	6.1	III	223 274	5L	E1	P504 IBC02			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレットコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3100	その他の酸化性固体、自己発熱性のもの、他に品名が明示されていないもの	5.1	4.2	I	274	0	E0	P099			
3100	その他の酸化性固体、自己発熱性のもの、他に品名が明示されていないもの	5.1	4.2	II	274	0	E0	P099			
3101	有機過酸化物タイプB、液体	5.2			122 181 195 274	25ml	E0	P520			
3102	有機過酸化物タイプB、固体	5.2			122 181 195 274	100g	E0	P520			
3103	有機過酸化物タイプC、液体	5.2			122 195 274 323	25ml	E0	P520			
3104	有機過酸化物タイプC、固体	5.2			122 195 274 323	100g	E0	P520			
3105	有機過酸化物タイプD、液体	5.2			122 274 323	125ml	E0	P520			
3106	有機過酸化物タイプD、固体	5.2			122 274 323	500g	E0	P520			
3107	有機過酸化物タイプE、液体	5.2			122 274 323	125ml	E0	P520			
3108	有機過酸化物タイプE、固体	5.2			122 274 323	500g	E0	P520			
3109	有機過酸化物タイプF、液体	5.2			122 274 323	125ml	E0	P520 IBC520		T23	
3110	有機過酸化物タイプF、固体	5.2			122 274 323	500g	E0	P520 IBC520		T23	TP33
3111	有機過酸化物タイプB、液体、温度管理が必要なもの	5.2			122 181 195 274 323	0	E0	P520			
3112	有機過酸化物タイプB、固体、温度管理が必要なもの	5.2			122 181 195 274 323	0	E0	P520			
3113	有機過酸化物タイプC、液体、温度管理が必要なもの	5.2			122 195 274 323	0	E0	P520			
3114	有機過酸化物タイプC、固体、温度管理が必要なもの	5.2			122 195 274 323	0	E0	P520			
3115	有機過酸化物タイプD、液体、温度管理が必要なもの	5.2			122 274 323	0	E0	P520			
3116	有機過酸化物タイプD、固体、温度管理が必要なもの	5.2			122 274 323	0	E0	P520			
3117	有機過酸化物タイプE、液体、温度管理が必要なもの	5.2			122 274 323	0	E0	P520			
3118	有機過酸化物タイプE、固体、温度管理が必要なもの	5.2			122 274 323	0	E0	P520			
3119	有機過酸化物タイプF、液体、温度管理が必要なもの	5.2			122 274 323	0	E0	P520 IBC520		T23	

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3120	有機過酸化タイプF、固体、 温度管理が必要なもの	5.2			122 274	0	E0	P520 IBC520		T23	TP33
3121	その他の酸化性固体、水反応性のもの、 他に品名が明示されていないもの	5.1	4.3	I	274	0	E0	P099			
3121	その他の酸化性固体、水反応性のもの、 他に品名が明示されていないもの	5.1	4.3	II	274	1kg	E0	P099			
3122	その他の毒性液体、酸化性のもの、 他に品名が明示されていないもの	6.1	5.1	I	274 315	0	E0	P001			
3122	その他の毒性液体、酸化性のもの、他 に品名が明示されていないもの	6.1	5.1	II	274	100ml	E4	P001 IBC02			
3123	その他の毒性液体、水反応性のもの、 他に品名が明示されていないもの	6.1	4.3	I	274 315	0	E0	P099			
3123	その他の毒性液体、水反応性のもの、 他に品名が明示されていないもの	6.1	4.3	II	274	100ml	E4	P001 IBC02			
3124	その他の毒性固体、自己発熱性のもの、 他に品名が明示されていないもの	6.1	4.2	I	274	0	E5	P099		T6	TP33
3124	その他の毒性固体、自己発熱性のもの、 他に品名が明示されていないもの	6.1	4.2	II	274	0	E4	P002 IBC06	B2	T3	TP33
3125	その他の毒性固体、水反応性のもの、 他に品名が明示されていないもの	6.1	4.3	I	274	0	E5	P099		T6	TP33
3125	その他の毒性固体、水反応性のもの、 他に品名が明示されていないもの	6.1	4.3	II	274	500g	E4	P002 IBC06	B2	T3	TP33
3126	その他の自己発熱性固体、腐食性のもの、 有機物、他に品名が明示されていないもの	4.2	8	II	274	0	E2	P410 IBC05	B2	T3	TP33
3126	その他の自己発熱性固体、腐食性のもの、 有機物、他に品名が明示されていないもの	4.2	8	III	223 274	0	E1	P002 IBC08	B3	T1	TP33
3127	その他の自己発熱性固体、酸化性のもの、 他に品名が明示されていないもの	4.2	5.1	II	274	0	E0	P099		T3	TP33
3127	その他の自己発熱性固体、酸化性のもの、 他に品名が明示されていないもの	4.2	5.1	III	223 274	0	E0	P099		T1	TP33
3128	その他の自己発熱性固体、毒物、有機物、 他に品名が明示されていないもの	4.2	6.1	II	274	0	E2	P410 IBC05	B2	T3	TP33
3128	その他の自己発熱性固体、毒物、有機物、 他に品名が明示されていないもの	4.2	6.1	III	223 274	0	E1	P002 IBC08	B3	T1	TP33
3129	その他の水反応性液体、腐食性のもの、 他に品名が明示されていないもの	4.3	8	I	274	0	E0	P402		T14	TP2 TP7 TP13
3129	その他の水反応性液体、腐食性のもの、 他に品名が明示されていないもの	4.3	8	II	274	500ml	E0	P402 IBC01		T11	TP2 TP7
3129	その他の水反応性液体、腐食性のもの、 他に品名が明示されていないもの	4.3	8	III	223 274	1L	E1	P001 IBC02		T7	TP2 TP7
3130	その他の水反応性液体、毒物、他に品名 が明示されていないもの	4.3	6.1	I	274	0	E0	P402			
3130	その他の水反応性液体、毒物、他に品名 が明示されていないもの	4.3	6.1	II	274	500ml	E0	P402 IBC01			
3130	その他の水反応性液体、毒物、他に品名 が明示されていないもの	4.3	6.1	III	223 274	1L	E1	P001 IBC02			
3131	その他の水反応性固体、腐食性のもの、 他に品名が明示されていないもの	4.3	8	I	274	0	E0	P403		T9	TP7 TP33
3131	その他の水反応性固体、腐食性のもの、 他に品名が明示されていないもの	4.3	8	II	274	500g	E2	P410 IBC06	B2	T3	TP33
3131	その他の水反応性固体、腐食性のもの、 他に品名が明示されていないもの	4.3	8	III	223 274	1kg	E1	P410 IBC08	B4	T1	TP33
3132	その他の水反応性固体、可燃性のもの、 他に品名が明示されていないもの	4.3	4.1	I	274	0	E0	P403 IBC99			
3132	その他の水反応性固体、可燃性のもの、 他に品名が明示されていないもの	4.3	4.1	II	274	500g	E2	P410 IBC04		T3	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3132	その他の水反応性固体、可燃性のもの、他に品名が明示されていないもの	4.3	4.1	III	223 274	1kg	E1	P410 IBC06		T1	TP33
3133	その他の水反応性固体、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの	4.3	5.1	II	274	500g	E0	P099			
3133	その他の水反応性固体、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの	4.3	5.1	III	223 274	1kg	E0	P099			
3134	その他の水反応性固体、毒物、他に品名が明示されていないもの	4.3	6.1	I	274	0	E0	P403			
3134	その他の水反応性固体、毒物、他に品名が明示されていないもの	4.3	6.1	II	274	500g	E2	P410 IBC05	B2	T3	TP33
3134	その他の水反応性固体、毒物、他に品名が明示されていないもの	4.3	6.1	III	223 274	1kg	E1	P410 IBC08	B4	T1	TP33
3135	その他の水反応性固体、自己発熱性のもの、他に品名が明示されていないもの	4.3	4.2	I	274	0	E0	P403			
3135	その他の水反応性固体、自己発熱性のもの、他に品名が明示されていないもの	4.3	4.2	II	274	0	E2	P410 IBC05	B2	T3	TP33
3135	その他の水反応性固体、自己発熱性のもの、他に品名が明示されていないもの	4.3	4.2	III	223 274	0	E1	P410 IBC08	B4	T1	TP33
3136	トリフルオロメタン、深冷液化されているもの	2.2				120ml	E1	P203		T75	TP5
3137	その他の酸化性固体、可燃性のもの、他に品名が明示されていないもの	5.1	4.1	I	274	0	E0	P099			
3138	エチレン、アセチレン及びプロピレンの混合物、深冷液化されているもの、エチレン、アセチレン及びプロピレンの含有率が、それぞれ71.5%以上、22.5%以下及び6%以下のもの	2.1				0	E0	P203		T75	TP5
3139	その他の酸化性液体、他に品名が明示されていないもの	5.1		I	274	0	E0	P502			
3139	その他の酸化性液体、他に品名が明示されていないもの	5.1		II	274	1L	E2	P504 IBC02			
3139	その他の酸化性液体、他に品名が明示されていないもの	5.1		III	223 274	5L	E1	P504 IBC02			
3140	アルカロイド類、液体、他に品名が明示されていないもの又はアルカロイド塩類、液体、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	43 274	0	E5	P001			
3140	アルカロイド類、液体、他に品名が明示されていないもの又はアルカロイド塩類、液体、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	43 274	100ml	E4	P001 IBC02			
3140	アルカロイド類、液体、他に品名が明示されていないもの又はアルカロイド塩類、液体、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	43 223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01			
3141	アンチモン化合物、無機物、液体、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	45 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01			
3142	消毒剤、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	274	0	E5	P001			
3142	消毒剤、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	274	100ml	E4	P001 IBC02			
3142	消毒剤、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01			
3143	染料、固体、毒物、他に品名が明示されていないもの又は染料中間物、固体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
3143	染料、固体、毒物、他に品名が明示されていないもの又は染料中間物、固体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレットコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3143	染料、固体、毒物、他に品名が明示されていないもの又は染料中間物、固体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3144	ニコチン化合物、液体、他に品名が明示されていないもの又はニコチン製剤、液体、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	43 274	0	E5	P001			
3144	ニコチン化合物、液体、他に品名が明示されていないもの又はニコチン製剤、液体、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	43 274	100ml	E4	P001 IBC02			
3144	ニコチン化合物、液体、他に品名が明示されていないもの又はニコチン製剤、液体、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	43 223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01			
3145	アルキルフェノール類、液体、他に品名が明示されていないもの（アルキル基の炭素数が2から12までのもの）	8		I		0	E0	P001		T14	TP2
3145	アルキルフェノール類、液体、他に品名が明示されていないもの（アルキル基の炭素数が2から12までのもの）	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
3145	アルキルフェノール類、液体、他に品名が明示されていないもの（アルキル基の炭素数が2から12までのもの）	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP1 TP28
3146	有機スズ化合物、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	43 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
3146	有機スズ化合物、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	43 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3146	有機スズ化合物、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	43 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3147	染料、固体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの又は染料中間物、固体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	8		I	274	0	E0	P002 IBC07	B1	T6	TP33
3147	染料、固体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの又は染料中間物、固体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	8		II	274	1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3147	染料、固体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの又は染料中間物、固体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	8		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3148	その他の水反応性液体、他に品名が明示されていないもの	4.3		I	274	0	E0	P402		T13	TP2 TP7
3148	その他の水反応性液体、他に品名が明示されていないもの	4.3		II	274	500ml	E2	P402 IBC01		T7	TP2 TP7
3148	その他の水反応性液体、他に品名が明示されていないもの	4.3		III	223 274	1L	E1	P001 IBC02		T7	TP2 TP7
3149	過酸化水素と過酢酸の混合物、酸、水及び5質量%以下の過酢酸を含有するもの、安定剤入りのもの	5.1	8	II	196	1L	E2	P504 IBC02	PP10 B5	T7	TP2 TP6 TP24
3150	小型装置、炭化水素ガスで作動するもの又は小型装置用炭化水素ガス充てん物	2.1				0	E0	P003			
3151	ポリハロゲン化ビフェニル類、液体又はハロゲン化モノメチルジフェニルメタン類、液体又はポリハロゲン化テルフェニル類、液体	9		II	203 305	1L	E2	P906 IBC02			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3152	ポリハロゲン化ビフェニル類、固体又はハロゲン化モノメチルジフェニルメタン類、固体又はポリハロゲン化テルフェニル類、固体	9		II	203 305	1kg	E2	P906 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3153	パーフルオロ (メチルビニルエーテル)	2.1				0	E0	P200		T50	
3154	パーフルオロ (エチルビニルエーテル)	2.1				0	E0	P200			
3155	ペンタクロロフェノール	6.1		II	43	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3156	その他の圧縮ガス、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの	2.2	5.1		274	0	E0	P200			
3157	その他の液化ガス、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの	2.2	5.1		274	0	E0	P200			
3158	その他の液化ガス、深冷液化されているもの、他に品名が明示されていないもの	2.2			274	120ml	E1	P203		T75	TP5
3159	1,1,1,2-テトラフルオロエタン (冷媒用ガス R134a)	2.2				120ml	E1	P200		T50	
3160	その他の液化ガス、毒物、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの	2.3	2.1		274	0	E0	P200			
3161	その他の液化ガス、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの	2.1			274	0	E0	P200		T50	
3162	その他の液化ガス、毒物、他に品名が明示されていないもの	2.3			274	0	E0	P200			
3163	その他の液化ガス、他に品名が明示されていないもの	2.2			274 392	120ml	E1	P200		T50	
3164	物品、加圧されたもの、空気圧又は水圧（非可燃性ガスを含有するもの）	2.2			283 371	120ml	E0	P003	PP32		
3165	航空機用油圧装置作動用燃料油タンク（無水ヒドラジンとモノメチルヒラジンの混合物を含むもの）（M86 燃料）	3	6.1 8	I		0	E0	P301			
3166	自動車、可燃性ガス動力のもの又は自動車、引火性液体動力のもの又は燃料電池自動車、可燃性ガス動力のもの又は燃料電池自動車、引火性液体動力のもの	9			123 356 388	0	E0	なし			
3167	ガスサンプル、非加圧のもの、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの、深冷液化されていないもの	2.1			209	0	E0	P201			
3168	ガスサンプル、非加圧のもの、毒物、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの、深冷液化されていないもの	2.3	2.1		209	0	E0	P201			
3169	ガスサンプル、非加圧のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの、深冷液化されていないもの	2.3			209	0	E0	P201			
3170	アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じた副生成物	4.3		II	244	500g	E2	P410 IBC07	B2	T3 BK2	TP33
3170	アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じた副生成物	4.3		III	223 244	1kg	E1	P002 IBC08	B4	T1 BK2	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3171	電池動力自動車又は電池動力装置	9			123 388	0	E0	なし			
3172	トキシン類、液体、生体から抽出されたもの、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	210 274	0	E5	P001			
3172	トキシン類、液体、生体から抽出されたもの、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	210 274	100ml	E4	P001 IBC02			
3172	トキシン類、液体、生体から抽出されたもの、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	210 223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01			
3174	二硫化チタン	4.2		III		0	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3175	その他の固体、引火性液体を含有するもの、他に品名が明示されていないもの	4.1		II	216 274	1kg	E2	P002 IBC06	PP9 B2	T3 BK1 BK2	TP33
3176	その他の可燃性固体、有機物、熔融状のもの、他に品名が明示されていないもの	4.1		II	274	0	E0			T3	TP3 TP26
3176	その他の可燃性固体、有機物、熔融状のもの、他に品名が明示されていないもの	4.1		III	223 274	0	E0	IBC01		T1	TP3 TP26
3178	その他の可燃性固体、無機物、他に品名が明示されていないもの	4.1		II	274	1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3178	その他の可燃性固体、無機物、他に品名が明示されていないもの	4.1		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3179	その他の可燃性固体、毒物、無機物、他に品名が明示されていないもの	4.1	6.1	II	274	1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
3179	その他の可燃性固体、毒物、無機物、他に品名が明示されていないもの	4.1	6.1	III	223 274	5kg	E1	P002 IBC06		T1	TP33
3180	その他の可燃性固体、腐食性のも、無機物、他に品名が明示されていないもの	4.1	8	II	274	1kg	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
3180	その他の可燃性固体、腐食性のも、無機物、他に品名が明示されていないもの	4.1	8	III	223 274	5kg	E1	P002 IBC06		T1	TP33
3181	有機化合物の金属塩類、可燃性のも、他に品名が明示されていないもの	4.1		II	274	1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3181	有機化合物の金属塩類、可燃性のも、他に品名が明示されていないもの	4.1		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3182	水素化金属、可燃性のも、他に品名が明示されていないもの	4.1		II	274	1kg	E2	P410 IBC04	PP40	T3	TP33
3182	水素化金属、可燃性のも、他に品名が明示されていないもの	4.1		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC04		T1	TP33
3183	その他の自己発熱性液体、有機物、他に品名が明示されていないもの	4.2		II	274	0	E2	P001 IBC02			
3183	その他の自己発熱性液体、有機物、他に品名が明示されていないもの	4.2		III	223 274	0	E1	P001 IBC02			
3184	その他の自己発熱性液体、毒物、有機物、他に品名が明示されていないもの	4.2	6.1	II	274	0	E2	P402 IBC02			
3184	その他の自己発熱性液体、毒物、有機物、他に品名が明示されていないもの	4.2	6.1	III	223 274	0	E1	P001 IBC02			
3185	その他の自己発熱性液体、腐食性のも、有機物、他に品名が明示されていないもの	4.2	8	II	274	0	E2	P402 IBC02			
3185	その他の自己発熱性液体、腐食性のも、有機物、他に品名が明示されていないもの	4.2	8	III	223 274	0	E1	P001 IBC02			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3186	その他の自己発熱性液体、無機物、他に品名が明示されていないもの	4.2		II	274	0	E2	P001 IBC02			
3186	その他の自己発熱性液体、無機物、他に品名が明示されていないもの	4.2		III	223 274	0	E1	P001 IBC02			
3187	その他の自己発熱性液体、毒物、無機物、他に品名が明示されていないもの	4.2	6.1	II	274	0	E2	P402 IBC02			
3187	その他の自己発熱性液体、毒物、無機物、他に品名が明示されていないもの	4.2	6.1	III	223 274	0	E1	P001 IBC02			
3188	その他の自己発熱性液体、腐食性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの	4.2	8	II	274	0	E2	P402 IBC02			
3188	その他の自己発熱性液体、腐食性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの	4.2	8	III	223 274	0	E1	P001 IBC02			
3189	自己発熱性金属粉末、他に品名が明示されていないもの	4.2		II	274	0	E2	P410 IBC06	B2	T3	TP33
3189	自己発熱性金属粉末、他に品名が明示されていないもの	4.2		III	223 274	0	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3190	その他の自己発熱性固体、無機物、他に品名が明示されていないもの	4.2		II	274	0	E2	P410 IBC06	B2	T3	TP33
3190	その他の自己発熱性固体、無機物、他に品名が明示されていないもの	4.2		III	223 274	0	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3191	その他の自己発熱性固体、毒物、無機物、他に品名が明示されていないもの	4.2	6.1	II	274	0	E2	P410 IBC05	B2	T3	TP33
3191	その他の自己発熱性固体、毒物、無機物、他に品名が明示されていないもの	4.2	6.1	III	223 274	0	E1	P002 IBC08	B3	T1	TP33
3192	その他の自己発熱性固体、腐食性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの	4.2	8	II	274	0	E2	P410 IBC05	B2	T3	TP33
3192	その他の自己発熱性固体、腐食性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの	4.2	8	III	223 274	0	E1	P002 IBC08	B3	T1	TP33
3194	その他の自然発火性液体、無機物、他に品名が明示されていないもの	4.2		I	274	0	E0	P400			
3200	その他の自然発火性固体、無機物、他に品名が明示されていないもの	4.2		I	274	0	E0	P404		T21	TP7 TP33
3205	その他のアルカリ土類金属アルコレート、他に品名が明示されていないもの	4.2		II	183 274	0	E2	P410 IBC06	B2	T3	TP33
3205	その他のアルカリ土類金属アルコレート、他に品名が明示されていないもの	4.2		III	183 223 274	0	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3206	アルカリ金属アルコレート、自己発熱性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	4.2	8	II	182 274	0	E2	P410 IBC05	B2	T3	TP33
3206	アルカリ金属アルコレート、自己発熱性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	4.2	8	III	182 223 274	0	E1	P002 IBC08	B3	T1	TP33
3208	水反応性金属物質、他に品名が明示されていないもの	4.3		I	274	0	E0	P403 IBC99			
3208	水反応性金属物質、他に品名が明示されていないもの	4.3		II	274	500g	E2	P410 IBC07	B2	T3	TP33
3208	水反応性金属物質、他に品名が明示されていないもの	4.3		III	223 274	1kg	E1	P410 IBC08	B4	T1	TP33
3209	自己発熱性金属物質、水反応性のもの、他に品名が明示されていないもの	4.3	4.2	I	274	0	E0	P403			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3209	自己発熱性金属物質、水反応性のもの、他に品名が明示されていないもの	4.3	4.2	II	274	0	E0	P410 IBC05	B2	T3	TP33
3209	自己発熱性金属物質、水反応性のもの、他に品名が明示されていないもの	4.3	4.2	III	223 274	0	E1	P410 IBC08	B4	T1	TP33
3210	無機塩素酸塩類、水溶液、他に品名が明示されていないもの	5.1		II	274 351	1L	E2	P504 IBC02		T4	TP1
3210	無機塩素酸塩類、水溶液、他に品名が明示されていないもの	5.1		III	223 274 351	5L	E1	P504 IBC02		T4	TP1
3211	無機過塩素酸塩類、水溶液、他に品名が明示されていないもの	5.1		II		1L	E2	P504 IBC02		T4	TP1
3211	無機過塩素酸塩類、水溶液、他に品名が明示されていないもの	5.1		III	223	5L	E1	P504 IBC02		T4	TP1
3212	無機次亜塩素酸塩類、他に品名が明示されていないもの	5.1		II	274 349	1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3213	無機臭素酸塩類、水溶液、他に品名が明示されていないもの	5.1		II	274 350	1L	E2	P504 IBC02		T4	TP1
3213	無機臭素酸塩類、水溶液、他に品名が明示されていないもの	5.1		III	223 274 350	5L	E1	P504 IBC02		T4	TP1
3214	無機過マンガン酸塩類、水溶液、他に品名が明示されていないもの	5.1		II	206 274 353	1L	E2	P504 IBC02		T4	TP1
3215	無機過硫酸塩類、他に品名が明示されていないもの	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3216	無機過硫酸塩類、水溶液、他に品名が明示されていないもの	5.1		III		5L	E1	P504 IBC02		T4	TP1 TP29
3218	無機硝酸塩類、水溶液、他に品名が明示されていないもの	5.1		II	270	1L	E2	P504 IBC02		T4	TP1
3218	無機硝酸塩類、水溶液、他に品名が明示されていないもの	5.1		III	223 270	5L	E1	P504 IBC02		T4	TP1
3219	無機亜硝酸塩類、水溶液、他に品名が明示されていないもの	5.1		II	103 274	1L	E2	P504 IBC01		T4	TP1
3219	無機亜硝酸塩類、水溶液、他に品名が明示されていないもの	5.1		III	103 223 274	5L	E1	P504 IBC02		T4	TP1
3220	ペンタフルオロエタン(冷媒用ガスR125)	2.2				120ml	E1	P200		T50	
3221	自己反応性物質、液体、タイプB	4.1			181 274	25ml	E0	P520	PP21		
3222	自己反応性物質、固体、タイプB	4.1			181 274	100g	E0	P520	PP21		
3223	自己反応性物質、液体、タイプC	4.1			274	25ml	E0	P520	PP21 PP94 PP95		
3224	自己反応性物質、固体、タイプC	4.1			274	100g	E0	P520	PP21 PP94 PP95		
3225	自己反応性物質、液体、タイプD	4.1			274	125ml	E0	P520			
3226	自己反応性物質、固体、タイプD	4.1			274	500g	E0	P520			
3227	自己反応性物質、液体、タイプE	4.1			274	125ml	E0	P520			
3228	自己反応性物質、固体、タイプE	4.1			274	500g	E0	P520			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3229	自己反応性物質、液体、タイプF	4.1			274	125ml	E0	P520 IBC99		T23	
3230	自己反応性物質、固体、タイプF	4.1			274	500g	E0	P520 IBC99		T23	
3231	自己反応性物質、液体、タイプB、 温度管理が必要なもの	4.1			181 194 274	0	E0	P520	PP21		
3232	自己反応性物質、固体、タイプB、 温度管理が必要なもの	4.1			181 194 274	0	E0	P520	PP21		
3233	自己反応性物質、液体、タイプC、 温度管理が必要なもの	4.1			194 274	0	E0	P520	PP21		
3234	自己反応性物質、固体、タイプC、 温度管理が必要なもの	4.1			194 274	0	E0	P520	PP21		
3235	自己反応性物質、液体、タイプD、 温度管理が必要なもの	4.1			194 274	0	E0	P520			
3236	自己反応性物質、固体、タイプD、 温度管理が必要なもの	4.1			194 274	0	E0	P520			
3237	自己反応性物質、液体、タイプE、 温度管理が必要なもの	4.1			194 274	0	E0	P520			
3238	自己反応性物質、固体、タイプE、 温度管理が必要なもの	4.1			194 274	0	E0	P520			
3239	自己反応性物質、液体、タイプF、 温度管理が必要なもの	4.1			194 274	0	E0	P520		T23	
3240	自己反応性物質、固体、タイプF、 温度管理が必要なもの	4.1			194 274	0	E0	P520		T23	
3241	2-プロモ-2-ニトロプロパン-1,3-ジオール	4.1		III	246	5kg	E1	P520 IBC08	PP22 B3		
3242	アゾジカーボンアミド	4.1		II	215	1kg	E0	P409		T3	TP33
3243	その他の固体、毒性液体を含有するもの、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	217 274	500g	E4	P002 IBC02	PP9	T2 BK1 BK2	TP33
3244	その他の固体、腐食性液体を含有するもの、他に品名が明示されていないもの	8		II	218 274	1kg	E2	P002 IBC05	PP9	T3 BK1 BK2	TP33
3245	遺伝子組換え微生物又は遺伝子組換え生物	9			219	0	E0	P904 IBC99			
3246	メタンスルホニルクロライド	6.1	8	I	354	0	E0	P602		T20	TP2 TP13 TP37
3247	過ホウ酸ナトリウム、無水物	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3248	医薬品、液体、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの	3	6.1	II	220 221	1L	E2	P001			
3248	医薬品、液体、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの	3	6.1	III	220 221 223	5L	E1	P001			
3249	医薬品、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	221	500g	E4	P002		T3	TP33
3249	医薬品、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	221 223	5kg	E1	P002		T1	TP33
3250	クロロ酢酸、溶融状のもの	6.1	8	II		0	E0	なし		T7	TP3 TP28
3251	一硝酸イソソルビド	4.1		III	132 226	5kg	E0	P409			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレットコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3252	ジフルオロメタン(冷媒用ガス R32)	2.1				0	E0	P200		T50	
3253	トリオキシケイ酸二ナトリウム	8		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3254	トリブチルホスフェン	4.2		I		0	E0	P400		T21	TP2 TP7
3255	次亜塩素酸ターシャリーブチル	4.2	8	I		0	E0	P099			
3256	高温物質、液体、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの、引火点が60°Cを超え、その物質の引火点以上の温度で輸送されるもの	3		III	274	0	E0	P099 IBC01		T3	TP3 TP29
3257	高温物質、液体、他に品名が明示されていないもの、その物質の引火点を超えず、100°C以上の温度で輸送されるもの(熔融金属類及び溶融塩類等を含む)	9		III	232 274	0	E0	P099 IBC01		T3	TP3 TP29
3258	高温物質、固体、他に品名が明示されていないもの、240°C以上の温度で輸送されるもの	9		III	232 274	0	E0	P099			
3259	アミン類、固体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの又はポリアミン類、固体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	8		I	274	0	E0	P002 IBC07	B1	T6	TP33
3259	アミン類、固体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの又はポリアミン類、固体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	8		II	274	1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3259	アミン類、固体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの又はポリアミン類、固体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	8		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3260	その他の腐食性固体、酸性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの	8		I	274	0	E0	P002 IBC07	B1	T6	TP33
3260	その他の腐食性固体、酸性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの	8		II	274	1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3260	その他の腐食性固体、酸性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの	8		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3261	その他の腐食性固体、酸性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの	8		I	274	0	E0	P002 IBC07	B1	T6	TP33
3261	その他の腐食性固体、酸性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの	8		II	274	1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3261	その他の腐食性固体、酸性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの	8		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3262	その他の腐食性固体、アルカリ性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの	8		I	274	0	E0	P002 IBC07	B1	T6	TP33
3262	その他の腐食性固体、アルカリ性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの	8		II	274	1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3262	その他の腐食性固体、アルカリ性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの	8		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3263	その他の腐食性固体、アルカリ性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの	8		I	274	0	E0	P002 IBC07	B1	T6	TP33
3263	その他の腐食性固体、アルカリ性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの	8		II	274	1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3263	その他の腐食性固体、アルカリ性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの	8		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3264	その他の腐食性液体、酸性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの	8		I	274	0	E0	P001		T14	TP2 TP27
3264	その他の腐食性液体、酸性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの	8		II	274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP27

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3264	その他の腐食性液体、酸性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの	8		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP1 TP28
3265	その他の腐食性液体、酸性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの	8		I	274	0	E0	P001		T14	TP2 TP27
3265	その他の腐食性液体、酸性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの	8		II	274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
3265	その他の腐食性液体、酸性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの	8		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP1 TP28
3266	その他の腐食性液体、アルカリ性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの	8		I	274	0	E0	P001		T14	TP2 TP27
3266	その他の腐食性液体、アルカリ性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの	8		II	274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
3266	その他の腐食性液体、アルカリ性、無機物、他に品名が明示されていないもの	8		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP1 TP28
3267	その他の腐食性液体、アルカリ性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの	8		I	274	0	E0	P001		T14	TP2 TP27
3267	その他の腐食性液体、アルカリ性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの	8		II	274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
3267	その他の腐食性液体、アルカリ性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの	8		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP1 TP28
3268	安全装置、電氣的に起動するもの	9			280 289	0	E0	P902 LP902			
3269	ポリエステル樹脂キット、液体基材のもの	3		II	236 340	5L	3.3章 SP340 参照	P302			
3269	ポリエステル樹脂キット、液体基材のもの	3		III	236 340	5L	3.3章 SP340 参照	P302			
3270	ニトロセルロース製メンブランフィルター、ニトロセルロースの窒素量が12.6質量%を超えないもの	4.1		II	237 286	1kg	E2	P411			
3271	エーテル類、他に品名が明示されていないもの	3		II	274	1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1 TP8 TP28
3271	エーテル類、他に品名が明示されていないもの	3		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1 TP29
3272	エステル類、他に品名が明示されていないもの	3		II	274	1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1 TP8 TP28
3272	エステル類、他に品名が明示されていないもの	3		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1 TP29
3273	ニトリル類、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの	3	6.1	I	274	0	E0	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3273	ニトリル類、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの	3	6.1	II	274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3274	アルコール類、腐食性のもの、アルコール溶液、他に品名が明示されていないもの	3	8	II	274	1L	E2	P001 IBC02			
3275	ニトリル類、毒物、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの	6.1	3	I	274 315	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3275	ニトリル類、毒物、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの	6.1	3	II	274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3276	ニトリル類、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	274 315	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3276	ニトリル類、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
3276	ニトリル類、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP1 TP28
3277	クロロギ酸エステル類、毒物、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	6.1	8	II	274	100ml	E4	P001 IBC02		T8	TP2 TP13 TP28
3278	有機リン化合物、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	43 274 315	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3278	有機リン化合物、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	43 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
3278	有機リン化合物、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	43 223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP1 TP28
3279	有機リン化合物、毒物、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの	6.1	3	I	43 274 315	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3279	有機リン化合物、毒物、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの	6.1	3	II	43 274	100ml	E4	P001		T11	TP2 TP13 TP27
3280	有機ヒ素化合物、液体、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	274 315	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3280	有機ヒ素化合物、液体、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
3280	有機ヒ素化合物、液体、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP1 TP28
3281	金属カルボニル類、液体、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	274 315	0	E5	P601		T14	TP2 TP13 TP27
3281	金属カルボニル類、液体、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
3281	金属カルボニル類、液体、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP1 TP28
3282	有機金属化合物、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3282	有機金属化合物、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
3282	有機金属化合物、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP1 TP28
3283	セレン化合物、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
3283	セレン化合物、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3283	セレン化合物、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副吹 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3284	テルル化合物、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
3284	テルル化合物、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3284	テルル化合物、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3285	バナジウム化合物、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
3285	バナジウム化合物、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3285	バナジウム化合物、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3286	その他の引火性液体、毒物、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	3	6.1 8	I	274	0	E0	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3286	その他の引火性液体、毒物、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	3	6.1 8	II	274	1L	E2	P001 IBC99		T11	TP2 TP13 TP27
3287	その他の毒性液体、無機物、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	274 315	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3287	その他の毒性液体、無機物、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
3287	その他の毒性液体、無機物、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP1 TP28
3288	その他の毒性固体、無機物、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	274	0	E5	P002 IBC99		T6	TP33
3288	その他の毒性固体、無機物、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3288	その他の毒性固体、無機物、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3289	その他の毒性液体、腐食性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの	6.1	8	I	274 315	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3289	その他の毒性液体、腐食性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの	6.1	8	II	274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
3290	その他の毒性固体、腐食性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの	6.1	8	I	274	0	E5	P002 IBC99		T6	TP33
3290	その他の毒性固体、腐食性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの	6.1	8	II	274	500g	E4	P002 IBC06	B2	T3	TP33
3291	非特定臨床廃棄物、他に品名が明示されていないもの又は（バイオ）医療廃棄物、他に品名が明示されていないもの又は、規制医療廃棄物、他に品名が明示されていないもの	6.2		II		0	E0	P621 IBC620 LP621		BK2	
3292	電池（組電池）、ナトリウムを内蔵するもの又は電池（単電池）、ナトリウムを内蔵するもの	4.3			239	0	E0	P408			
3293	ヒドラジン水溶液、濃度が37質量%以下のもの	6.1		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
3294	シアン化水素、アルコール溶液、濃度が45質量%以下のもの	6.1	3	I		0	E0	P601		T14	TP2 TP13

国連 番号	品名及び内容	クラス又 は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3295	炭化水素類、液体、他に品名が明示されて いないもの	3		I		500ml	E3	P001		T11	TP1 TP8 TP28
3295	炭化水素類、液体、他に品名が明示されて いないもの	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1 TP8 TP28
3295	炭化水素類、液体、他に品名が明示されて いないもの	3		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1 TP29
3296	ヘプタフルオロプロパン (冷媒用ガス R227)	2.2				120ml	E1	P200		T50	
3297	酸化エチレンとクロロテトラフルオロエ タン混合物、酸化エチレンの含有率が 8.8%以下のもの	2.2			392	120ml	E1	P200		T50	
3298	酸化エチレンとペンタフルオロエタンの 混合物、酸化エチレンの含有率が7.9% 以下のもの	2.2			392	120ml	E1	P200		T50	
3299	酸化エチレンとテトラフルオロエタンの 混合物、酸化エチレンの含有率が5.6% 以下のもの	2.2			392	120ml	E1	P200		T50	
3300	酸化エチレンと炭酸ガスの混合物、酸化 エチレンの含有率が87%を超えるもの	2.3	2.1			0	E0	P200			
3301	その他の腐食性液体、自己発熱性のもの	8	4.2	I	274	0	E0	P001			
3301	その他の腐食性液体、自己発熱性のもの	8	4.2	II	274	0	E2	P001			
3302	2-ジメチルアミノエチルアクリレート、 安定化されたもの	6.1		II	386	100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
3303	その他の圧縮ガス、毒物、酸化性のも の、他に品名が明示されていないもの	2.3	5.1		274	0	E0	P200			
3304	その他の圧縮ガス、毒物、腐食性のも の、他に品名が明示されていないもの	2.3	8		274	0	E0	P200			
3305	その他の圧縮ガス、毒物、引火性のも の、腐食性のもの、他に品名が明示され ていないもの	2.3	2.1 8		274	0	E0	P200			
3306	その他の圧縮ガス、毒物、酸化性のも の、腐食性のもの、他に品名が明示され ていないもの	2.3	5.1 8		274	0	E0	P200			
3307	その他の液化ガス、毒物、酸化性のも の、他に品名が明示されていないもの	2.3	5.1		274	0	E0	P200			
3308	その他の液化ガス、毒物、腐食性のも の、他に品名が明示されていないもの	2.3	8		274	0	E0	P200			
3309	その他の液化ガス、毒物、引火性のも の、腐食性のもの、他に品名が明示され ていな いもの	2.3	2.1 8		274	0	E0	P200			
3310	その他の液化ガス、毒物、酸化性のも の、腐食性のもの、他に品名が明示され ていないもの	2.3	5.1 8		274	0	E0	P200			
3311	その他の深冷液化ガス、酸化性のもの、 他に品名が明示されていないもの	2.2	5.1		274	0	E0	P203		T75	TP5 TP22
3312	その他の深冷液化ガス、引火性のもの、 他に品名が明示されていないもの	2.1			274	0	E0	P203		T75	TP5
3313	有機顔料、自己発熱性のもの	4.2		II		0	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3313	有機顔料、自己発熱性のもの	4.2		III	223	0	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3314	プラスチック成型用合成物、塊状、シート状、縄状のものであって引火性蒸気を発生するもの	9		III	207	5kg	E1	P002 IBC08	PP14 B3,B6		
3315	その他の化学品サンプル、毒物	6.1		I	250	0	E0	P099			
3316	化学品キット又は救急キット	9			251 340	3.3章 SP251 を参照	3.3章 SP340 を参照	P901			
3317	2-アミノ-4,6-ジニトロフェノール、湿性のもの、20質量%以上の水を含有するもの	4.1		I	28	0	E0	P406	PP26		
3318	アンモニア水溶液、15°Cで比重が0.880未満でアンモニアの含有率が50%を超えるもの	2.3	8		23	0	E0	P200		T50	
3319	ニトログリセリン混合物、鈍性化されたもの、固体、他に品名が明示されていないもの、ニトログリセリンの含有率が2質量%を超え10質量%以下のもの	4.1		II	272 274	0	E0	P099			
3320	水素化ホウ素ナトリウムと水酸化ナトリウムの混合溶液、水素化ホウ素ナトリウム及び水酸化ナトリウムの濃度がそれぞれ12質量%以下及び40質量%以下のもの	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
3320	水素化ホウ素ナトリウムと水酸化ナトリウムの混合溶液、水素化ホウ素ナトリウム及び水酸化ナトリウムの濃度がそれぞれ12質量%以下及び40質量%以下のもの	8		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP2
3321	放射性物質、低比放射能 (LSA-II)、非核分裂性又は適用除外核分裂性のもの	7			172 317 325 336	0	E0	第2.7章及び4.1.9参照		T5	TP4
3322	放射性物質、低比放射能 (LSA-III)、非核分裂性又は適用除外核分裂性のもの	7			172 317 325 336	0	E0	第2.7章及び4.1.9参照		T5	TP4
3323	放射性物質、C型輸送物、非核分裂性又は適用除外核分裂性のもの	7			172 317 325	0	E0	第2.7章及び4.1.9参照			
3324	放射性物質、低比放射能 (LSA-II)、核分裂性のもの	7			172 326 336	0	E0	第2.7章及び4.1.9参照			
3325	放射性物質、低比放射能 (LSA-III)、核分裂性のもの	7			172 326 336	0	E0	第2.7章及び4.1.9参照			
3326	放射性物質、表面汚染物 (SCO-I又はSCO-II)、核分裂性のもの	7			172 336	0	E0	第2.7章及び4.1.9参照			
3327	放射性物質、A型輸送物、核分裂性のもの、非特別形	7			172 326	0	E0	第2.7章及び4.1.9参照			
3328	放射性物質、B(U)型輸送物、核分裂性のもの	7			172 326 337	0	E0	第2.7章及び4.1.9参照			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3329	放射性物質、B(M)型輸送物、核分裂性のもの	7			172 326 337	0	E0	第2.7章及び4.1.9参照			
3330	放射性物質、C型輸送物、核分裂性のもの	7			172 326	0	E0	第2.7章及び4.1.9参照			
3331	放射性物質、特別措置により輸送されるもの、核分裂性のもの	7			172 326	0	E0	第2.7章及び4.1.9参照			
3332	放射性物質、A型輸送物、特別形、非核分裂性又は適用除外核分裂性	7			172 317	0	E0	第2.7章及び4.1.9参照			
3333	放射性物質、A型輸送物、特別形、核分裂性のもの	7			172	0	E0	第2.7章及び4.1.9参照			
3334	航空規制液体、他に品名が明示されていないもの	9			106 274 276	0	E1	N/A			
3335	航空規制固体、他に品名が明示されていないもの	9			106 274 276	0	E1	N/A			
3336	メルカプタン類、液体、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの又はメルカプタン混合物、液体、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの	3		I	274	0	E0	P001		T11	TP2
3336	メルカプタン類、液体、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの又はメルカプタン混合物、液体、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの	3		II	274	1L	E2	P001 IBC02		T7	TP1 TP8 TP28
3336	メルカプタン類、液体、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの又はメルカプタン混合物、液体、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの	3		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1 TP29
3337	冷媒用ガス R404A	2.2				120ml	E1	P200		T50	
3338	冷媒用ガス R407A	2.2				120ml	E1	P200		T50	
3339	冷媒用ガス R407B	2.2				120ml	E1	P200		T50	
3340	冷媒用ガス R407C	2.2				120ml	E1	P200		T50	
3341	二酸化チオ尿素	4.2		II		0	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
3341	二酸化チオ尿素	4.2		III	223	0	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3342	キサントゲン酸塩類	4.2		II		0	E2	P002 IBC06	B2	T3	TP33
3342	キサントゲン酸塩類	4.2		III	223	0	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3343	ニトログリセリン混合物、鈍性化されたもの、液体、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの、ニトログリセリンの含有率が30質量%以下のもの	3			274 278	0	E0	P099			
3344	四硝酸ペンタエリスリット混合物（四硝酸ペンタエリスリトール；PETN）、鈍性化されたもの、固体、他に品名が明示されていないもの、四硝酸ペンタエリスリットの含有率が10質量%を超え20質量%以下のもの	4.1		II	272 274	0	E0	P406	PP26 PP80		

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3345	フェノキシ酢酸類誘導体殺虫殺菌剤類、 固体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
3345	フェノキシ酢酸類誘導体殺虫殺菌剤類、 固体、毒物	6.1		II	61 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3345	フェノキシ酢酸類誘導体殺虫殺菌剤類、 固体、毒物	6.1		III	61 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3346	フェノキシ酢酸類誘導体殺虫殺菌剤類、 液体、引火性のもの、毒物、引火点が 23°C未満のもの	3	6.1	I	61 274	0	E0	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3346	フェノキシ酢酸類誘導体殺虫殺菌剤類、 液体、引火性のもの、毒物、引火点が 23°C未満のもの	3	6.1	II	61 274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3347	フェノキシ酢酸類誘導体殺虫殺菌剤類、 液体、引火性のもの、毒物、引火点が 23°C以上のもの	6.1	3	I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3347	フェノキシ酢酸類誘導体殺虫殺菌剤類、 液体、引火性のもの、毒物、引火点が 23°C以上のもの	6.1	3	II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3347	フェノキシ酢酸類誘導体殺虫殺菌剤類、 液体、引火性のもの、毒物、引火点が 23°C以上のもの	6.1	3	III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP2 TP28
3348	フェノキシ酢酸類誘導体殺虫殺菌剤類、 液体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3348	フェノキシ酢酸類誘導体殺虫殺菌剤類、 液体、毒物	6.1		II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
3348	フェノキシ酢酸類誘導体殺虫殺菌剤類、 液体、毒物	6.1		III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2 TP28
3349	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類、固体、 毒物、	6.1		I	61 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
3349	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類、固体、 毒物、	6.1		II	61 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3349	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類、固体、 毒物、	6.1		III	61 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3350	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類、液体、 引火性のもの、毒物、引火点が23°C 未満のもの	3	6.1	I	61 274	0	E0	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3350	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類、液体、 引火性のもの、毒物、引火点が23°C 未満のもの	3	6.1	II	61 274	1L	E2	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3351	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類、液体、 毒物、引火性のもの、引火点が23°C 以上のもの	6.1	3	I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3351	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類、液体、 毒物、引火性のもの、引火点が23°C 以上のもの	6.1	3	II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3351	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類、液体、 毒物、引火性のもの、引火点が23°C 以上のもの	6.1	3	III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP2 TP28

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副吹 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3352	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		I	61 274	0	E5	P001		T14	TP2 TP13 TP27
3352	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		II	61 274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
3352	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類、液体、毒物	6.1		III	61 223 274	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2 TP28
3354	殺虫ガス類、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの	2.1			274	0	E0	P200			
3355	殺虫ガス類、毒物、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの	2.3	2.1		274	0	E0	P200			
3356	酸素発生器、化学反応によるもの	5.1			284	0	E0	P500			
3357	ニトログリセリン混合物、鈍性化されたもの、液体、他に品名が明示されていないもの、ニトログリセリンの含有率が30質量%以下のもの	3		II	274 288	0	E0	P099			
3358	冷凍器機類、非毒物、引火性の液化ガスが充てんされているもの	2.1			291	0	E0	P003	PP32		
3359	くん蒸中の貨物輸送ユニット	9			302	0	E0	なし			
3360	植物繊維、乾性のもの	4.1			29 123 299	0	E0	P003	PP19		
3361	クロロシラン、毒物、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	6.1	8	II	274	0	E0	P010		T14	TP2 TP7 TP13 TP27
3362	クロロシラン、毒物、腐食性のもの、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの	6.1	3 8	II	274	0	E0	P010		T14	TP2 TP7 TP13 TP27
3363	物品又は機械又は装置類、危険物を内蔵するもの	9			301	0	E0	P907			
3364	トリニトロフェノール、湿性のもの、10質量%以上の水を含有するもの	4.1		I	28	0	E0	P406	PP24		
3365	トリニトロクロロベンゼン、湿性のもの、10質量%以上の水を含有するもの	4.1		I	28	0	E0	P406	PP24		
3366	トリニトロトルエン (TNT)、湿性のもの、10質量%以上の水を含有するもの	4.1		I	28	0	E0	P406	PP24		
3367	トリニトロベンゼン、湿性のもの、10質量%以上の水を含有するもの	4.1		I	28	0	E0	P406	PP24		
3368	トリニトロベンゼン酸、湿性のもの、10質量%以上の水を含有するもの	4.1		I	28	0	E0	P406	PP24		
3369	ナトリウムジニトロオルトクレゾレート、湿性のもの、10質量%以上の水を含有するもの	4.1		I	28	0	E0	P406	PP24		
3370	硝酸尿素、湿性のもの、10質量%以上の水を含有するもの	4.1		I	28	0	E0	P406	PP78		

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレットコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3371	2-メチルプタナール	3		II		1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
3373	生物学的物質、カテゴリーB	6.2			319 341	0	E0	P650		T1 BK1 BK2	TP1
3374	アセチレン、溶媒を含まないもの	2.1				0	E0	P200			
3375	硝酸アンモニウムエマルジョン、サスペンション又はゲル、爆薬中間体	5.1		II	309	0	E2	P505 IBC02	B16	T1	TP1 TP9 TP17 TP32
3376	4-ニトロフェニルヒドラジン、30質量%以上の水を含有するもの	4.1		I	28	0	E0	P406	PP26		
3377	過ホウ酸ナトリウム水和物	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1 BK1 BK2 BK3	TP33
3378	過炭酸ナトリウム	5.1		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3 BK1 BK2	TP33
3378	過炭酸ナトリウム	5.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1 BK1 BK2 BK3	TP33
3379	鈍性化爆発物質、液体、他に品名が明示されていないもの	3		I	274 311	0	E0	P099			
3380	鈍性化爆発物質、固体、他に品名が明示されていないもの	4.1		I	274 311 394	0	E0	P099			
3381	その他の吸入毒性液体、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が200ml/m ³ 以下かつ飽和蒸気濃度が500LC ₅₀ 以上のもの	6.1		I	274	0	E0	P601		T22	TP2 TP13
3382	その他の吸入毒性液体、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が1000ml/m ³ 以下かつ飽和蒸気濃度が10LC ₅₀ 以上のもの	6.1		I	274	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
3383	その他の吸入毒性液体、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が200ml/m ³ 以下かつ飽和蒸気濃度が500LC ₅₀ 以上のもの	6.1	3	I	274	0	E0	P601		T22	TP2 TP13
3384	その他の吸入毒性液体、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が1000ml/m ³ 以下かつ飽和蒸気濃度が10LC ₅₀ 以上のもの	6.1	3	I	274	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
3385	その他の吸入毒性液体、水反応性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が200ml/m ³ 以下かつ飽和蒸気濃度が500LC ₅₀ 以上のもの	6.1	4.3	I	274	0	E0	P601		T22	TP2 TP13
3386	その他の吸入毒性液体、水反応性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が1000ml/m ³ 以下かつ飽和蒸気濃度が10LC ₅₀ 以上のもの	6.1	4.3	I	274	0	E0	P602		T20	TP2 TP13

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3387	その他の吸入毒性液体、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が200ml/m ³ 以下かつ飽和蒸気濃度が500LC ₅₀ 以上のもの	6.1	5.1	I	274	0	E0	P601		T22	TP2 TP13
3388	その他の吸入毒性液体、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が1000ml/m ³ 以下かつ飽和蒸気濃度が10LC ₅₀ 以上のもの	6.1	5.1	I	274	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
3389	その他の吸入毒性液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が200ml/m ³ 以下かつ飽和蒸気濃度が500LC ₅₀ 以上のもの	6.1	8	I	274	0	E0	P601		T22	TP2 TP13
3390	その他の吸入毒性液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が1000ml/m ³ 以下かつ飽和蒸気濃度が10LC ₅₀ 以上のもの	6.1	8	I	274	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
3391	有機金属物質、固体、自然発火性のもの	4.2		I	274	0	E0	P404	PP86	T21	TP7 TP33 TP36
3392	有機金属物質、液体、自然発火性のもの	4.2		I	274	0	E0	P400	PP86	T21	TP2 TP7 TP36
3393	有機金属物質、固体、自然発火性のもの、水反応性のもの	4.2	4.3	I	274	0	E0	P404	PP86	T21	TP7 TP33 TP36 TP41
3394	有機金属物質、液体、自然発火性のもの、水反応性のもの	4.2	4.3	I	274	0	E0	P400	PP86	T21	TP2 TP7 TP36 TP41
3395	有機金属物質、固体、水反応性のもの	4.3		I	274	0	E0	P403		T9	TP7 TP33 TP36 TP41
3395	有機金属物質、固体、水反応性のもの	4.3		II	274	500g	E2	P410 IBC04		T3	TP33 TP36 TP41
3395	有機金属物質、固体、水反応性のもの	4.3		III	223 274	1kg	E1	P410 IBC06		T1	TP33 TP36 TP41
3396	有機金属物質、固体、水反応性のもの、可燃性のもの	4.3	4.1	I	274	0	E0	P403		T9	TP7 TP33 TP36 TP41
3396	有機金属物質、固体、水反応性のもの、可燃性のもの	4.3	4.1	II	274	500g	E2	P410 IBC04		T3	TP33 TP36 TP41
3396	有機金属物質、固体、水反応性のもの、可燃性のもの	4.3	4.1	III	223 274	1kg	E1	P410 IBC06		T1	TP33 TP36 TP41
3397	有機金属物質、固体、水反応性のもの、自己発熱性のもの	4.3	4.2	I	274	0	E0	P403		T9	TP7 TP33 TP36 TP41

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレットコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3397	有機金属物質、固体、水反応性のもの、自己発熱性のもの	4.3	4.2	II	274	500g	E2	P410 IBC04		T3	TP33 TP36 TP41
3397	有機金属物質、固体、水反応性のもの、自己発熱性のもの	4.3	4.2	III	223 274	1kg	E1	P410 IBC06		T1	TP33 TP36 TP41
3398	有機金属物質、液体、水反応性のもの	4.3		I	274	0	E0	P402		T13	TP2 TP7 TP36 TP41
3398	有機金属物質、液体、水反応性のもの	4.3		II	274	500ml	E2	P001 IBC01		T7	TP2 TP7 TP36 TP41
3398	有機金属物質、液体、水反応性のもの	4.3		III	223 274	1L	E1	P001 IBC02		T7	TP2 TP7 TP36 TP41
3399	有機金属物質、液体、水反応性のもの、引火性のもの	4.3	3	I	274	0	E0	P402		T13	TP2 TP7 TP36 TP41
3399	有機金属物質、液体、水反応性のもの、引火性のもの	4.3	3	II	274	500ml	E2	P001 IBC01		T7	TP2 TP7 TP36 TP41
3399	有機金属物質、液体、水反応性のもの、引火性のもの	4.3	3	III	223 274	1L	E1	P001 IBC02		T7	TP2 TP7 TP36 TP41
3400	有機金属物質、固体、自己発熱性のもの	4.2		II	274	500g	E2	P410 IBC06		T3	TP33 TP36
3400	有機金属物質、固体、自己発熱性のもの	4.2		III	223 274	1kg	E1	P002 IBC08		T1	TP33 TP36
3401	アルカリ金属アマルガム、固体	4.3		I	182	0	E0	P403		T9	TP7 TP33
3402	アルカリ土類金属アマルガム、固体	4.3		I	183	0	E0	P403		T9	TP7 TP33
3403	カリウム合金、固体	4.3		I		0	E0	P403		T9	TP7 TP33
3404	カリウムナトリウム合金、固体	4.3		I		0	E0	P403		T9	TP7 TP33
3405	塩素酸バリウム溶液	5.1	6.1	II		1L	E2	P504 IBC02		T4	TP1
3405	塩素酸バリウム溶液	5.1	6.1	III	223	5L	E1	P001 IBC02		T4	TP1
3406	過塩素酸バリウム溶液	5.1	6.1	II		1L	E2	P504 IBC02		T4	TP1
3406	過塩素酸バリウム溶液	5.1	6.1	III	223	5L	E1	P001 IBC02		T4	TP1
3407	塩素酸塩と塩化マグネシウムの混合溶液	5.1		II		1L	E2	P504 IBC02		T4	TP1
3407	塩素酸塩と塩化マグネシウムの混合溶液	5.1		III	223	5L	E1	P504 IBC02		T4	TP1
3408	過塩素酸鉛溶液	5.1	6.1	II		1L	E2	P504 IBC02		T4	TP1

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3408	過塩素酸鉛溶液	5.1	6.1	III	223	5L	E1	P001 IBC02		T4	TP1
3409	クロロニトロベンゼン、液体	6.1		II	279	100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
3410	4-クロロオルトトルイジン塩酸塩溶液	6.1		III	223	5L	E1	P001 IBC03		T4	TP1
3411	ベータナフチルアミン溶液	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
3411	ベータナフチルアミン溶液	6.1		III	223	5L	E1	P001 IBC02		T7	TP2
3412	ギ酸、濃度が10質量%以上85質量% 以下のもの	8		II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
3412	ギ酸、濃度が5質量%以上10質量% 未満のもの	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
3413	シアン化カリウム溶液	6.1		I		0	E5	P001		T14	TP2 TP13
3413	シアン化カリウム溶液	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3413	シアン化カリウム溶液	6.1		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2 TP13 TP28
3414	シアン化ナトリウム溶液	6.1		I		0	E5	P001		T14	TP2 TP13
3414	シアン化ナトリウム溶液	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP13 TP27
3414	シアン化ナトリウム溶液	6.1		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T7	TP2 TP13 TP28
3415	フッ化ナトリウム溶液	6.1		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
3416	クロロアセトフェノン、液体	6.1		II		0	E0	P001 IBC02		T7	TP2 TP13
3417	臭化キシリル、固体	6.1		II		0	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3418	2,4-トルエンジアミン溶液	6.1		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
3419	三フッ化ホウ素と酢酸の錯化合物、固 体	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3420	三フッ化ホウ素とプロピオン酸の錯化 合物、固体	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3421	フッ化水素カリウム溶液	8	6.1	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
3421	フッ化水素カリウム溶液	8	6.1	III	223	5L	E1	P001 IBC03		T4	TP1
3422	フッ化カリウム溶液	6.1		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
3423	水酸化テトラメチルアンモニウム、固 体	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3424	ジニトロオルトクレゾールアンモニウ ム塩、溶液	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
3424	ジニトロオルトクレゾールアンモニウ ム塩、溶液	6.1		III	223	5L	E1	P001 IBC02		T7	TP2

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副吹 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3425	ブロモ酢酸、固体	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3426	アクリルアミド溶液	6.1		III	223	5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
3427	クロロベンジルクロライド、固体	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3428	3-クロロ4-メチルフェニルイソシアネート、固体	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3429	クロトトルイジン、液体	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
3430	キシレノール、液体	6.1		II		100ml	E4	P001 IBC02		T7	TP2
3431	トリフルオロメチルニトロベンゼン、 固体	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3432	ポリ塩化ビフェニル類、固体	9		II	305	1kg	E2	P906 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3434	ニトロクレゾール、液体	6.1		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
3436	ヘキサフルオロアセトン、固体	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3437	クロロクレゾール、固体	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3438	アルファメチルベンジルアルコール、 固体	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3439	ニトリル類、固体、毒物、他に品名が 明示されていないもの	6.1		I	274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
3439	ニトリル類、固体、毒物、他に品名が 明示されていないもの	6.1		II	274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3439	ニトリル類、固体、毒物、他に品名が 明示されていないもの	6.1		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3440	セレン化合物、液体、他に品名が明示 されていないもの	6.1		I	274	0	E5	P001		T14	TP2 TP27
3440	セレン化合物、液体、他に品名が明示 されていないもの	6.1		II	274	100ml	E4	P001 IBC02		T11	TP2 TP27
3440	セレン化合物、液体、他に品名が明示 されていないもの	6.1		III	223 274	5L	E1	P001 IBC03		T7	TP1 TP28
3441	クロロジニトロベンゼン、固体	6.1		II	279	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3442	ジクロロアニリン、固体	6.1		II	279	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3443	ジニトロベンゼン、固体	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3444	ニコチン塩酸塩、固体	6.1		II	43	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3445	ニコチン硫酸塩、固体	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3446	ニトロトルエン、固体	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3447	ニトロキシレン、固体	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3448	催涙ガス物質、固体、他に品名が明示 されていないもの	6.1		I	274	0	E0	P002		T6	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレットコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3448	催涙ガス物質、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	274	0	E0	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3449	メタシアン化プロモベンジル、固体	6.1		I	138	0	E5	P002		T6	TP33
3450	ジフェニルクロロアルシン、固体	6.1		I		0	E0	P002 IBC07	B1	T6	TP33
3451	トルイジン、固体	6.1		II	279	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3452	キシリジン、固体	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3453	リン酸、固体	8		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3454	ジニトロトルエン、固体	6.1		II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3455	クレゾール、固体	6.1	8	II		500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3456	硫酸水素ニトロシル、固体	8		II		1kg	E2	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3457	クロロニトロトルエン類、固体	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3458	ニトロアニソール、固体	6.1		III	279	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3459	ニトロプロモベンゼン、固体	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3460	N-エチルベンジルトルイジン、固体	6.1		III		5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3462	トキシシン類、生体抽出のもの、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	210 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
3462	トキシシン類、生体抽出のもの、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	210 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3462	トキシシン類、生体抽出のもの、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	210 223 274	5kg	E1	P002 IBC08	B3	T1	TP33
3463	プロピオン酸、濃度が90質量%以上のもの	8	3	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
3464	有機リン化合物、固体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	43 274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
3464	有機リン化合物、固体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	43 274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3464	有機リン化合物、固体、毒物、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	43 223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3465	有機ヒ素化合物、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
3465	有機ヒ素化合物、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		II	274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3465	有機ヒ素化合物、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3466	金属カルボニル類、固体、他に品名が明示されていないもの	6.1		I	274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副吹 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3466	金属カルボニル類、固体、他に品名が 明示されていないもの	6.1		II	274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3466	金属カルボニル類、固体、他に品名が 明示されていないもの	6.1		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3467	有機金属化合物、固体、毒物、他に品 名が明示されていないもの	6.1		I	274	0	E5	P002 IBC07	B1	T6	TP33
3467	有機金属化合物、固体、毒物、他に品 名が明示されていないもの	6.1		II	274	500g	E4	P002 IBC08	B2,B4	T3	TP33
3467	有機金属化合物、固体、毒物、他に品 名が明示されていないもの	6.1		III	223 274	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3468	水素吸蔵合金又は装置に組み込まれた 水素吸蔵合金又は装置と共に包装され た水素吸蔵合金	2.1			321 356	0	E0	P205			
3469	塗料、引火性のもの、腐食性のもの (ペイント、ラッカー、エナメル、ス テイン、シェラック溶液、ワニス、つ や出し液、充てん液及びラッカーベ ース液を含む)又は塗料関連物質、引火 性のもの、腐食性のもの(ペイント薄 め液又は補修剤を含む)	3	8	I	163 367	0	E0	P001		T11	TP2 TP27
3469	塗料、引火性のもの、腐食性のもの (ペイント、ラッカー、エナメル、ス テイン、シェラック溶液、ワニス、つ や出し液、充てん液及びラッカーベ ース液を含む)又は塗料関連物質、引火 性のもの、腐食性のもの(ペイント薄 め液又は補修剤を含む)	3	8	II	163 367	1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2 TP8 TP28
3469	塗料、引火性のもの、腐食性のもの (ペイント、ラッカー、エナメル、ス テイン、シェラック溶液、ワニス、つ や出し液、充てん液及びラッカーベ ース液を含む)又は塗料関連物質、引火 性のもの、腐食性のもの(ペイント薄 め液又は補修剤を含む)	3	8	III	163 223 367	5L	E1	P001 IBC03		T4	TP1 TP29
3470	塗料、腐食性のもの、引火性のもの (ペイント、ラッカー、エナメル、ス テイン、シェラック溶液、ワニス、つ や出し液、充てん液及びラッカーベ ース液を含む)は塗料関連物質、腐食性 のもの、引火性のもの(ペイント薄め 液又は補修剤を含む)	8	3	II	163 367	1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2 TP8 TP28
3471	フッ化水素化合物溶液、他の品名が明示 されていないもの	8	6.1	II		1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
3471	フッ化水素化合物溶液、他の品名が明示 されていないもの	8	6.1	III	223	5L	E1	P001 IBC03		T4	TP1

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3472	クロトン酸、液体	8		III		5L	E1	P001 IBC03 LP01		T4	TP1
3473	燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれた燃料電池カートリッジ又は装置と共に包装された燃料電池カートリッジ	3			328	1L	E0	P004			
3474	1-ヒドロキシベンゾトリアゾール水和物	4.1		I		0	E0	P406	PP48		
3475	エタノールとガソリンの混合物又はエタノールとモータースピリットの混合物又はエタノールとペトロロールの混合物、エタノールの濃度が10%を超えるもの	3		II	333	1L	E2	P001 IBC02		T4	TP1
3476	燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれた燃料電池カートリッジ又は装置と共に包装された燃料電池カートリッジ、水反応性物質を含むもの	4.3			328 334	500ml 又は 500g	E0	P004			
3477	燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれた燃料電池カートリッジ又は装置と共に包装された燃料電池カートリッジ、腐食性物質を含むもの	8			328 334	1L又は 1kg	E0	P004			
3478	燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれた燃料電池カートリッジ又は装置と共に包装された燃料電池カートリッジ、引火性液化ガスを含むもの	2.1			328 338	120ml	E0	P004			
3479	燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれた燃料電池カートリッジ又は装置と共に包装された燃料電池カートリッジ、水素化金属を含むもの	2.1			328 339	120ml	E0	P004			
3480	リチウムイオン電池、リチウムイオンポリマーを含むもの	9			188 230 310 348 376 377 384 387	0	E0	P903 P908 P909 P910 P911 LP903 LP904 LP905 LP906			
3481	装置に組み込まれたリチウムイオン電池又は装置と共に包装されたリチウムイオン電池、リチウムイオンポリマーを含むもの	9			188 230 310 348 360 376 377 384 387 390	0	E0	P903 P908 P909 P910 P911 LP903 LP904 LP905 LP906			
3482	アルカリ金属懸濁物、引火性のもの又はアルカリ土類金属懸濁物、引火性のもの	4.3	3	I	182 183	0	E0	P402			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び パレットコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3483	自動車燃料用アンチノック剤、引火性のもの	6.1	3	I		0	E0	P602		T14	TP2 TP13
3484	ヒドラジン水溶液、引火性のもの、濃度が37質量%以上のもの	8	3 6.1	I		0	E0	P001		T10	TP2 TP13
3485	次亜塩素酸カルシウム、乾性のもの、腐食性のもの又は次亜塩素酸カルシウム混合物、乾性のもの、腐食性有効塩素の含有率が39%を超えるもの（有効塩素8.8%）	5.1	8	II	314	1kg	E2	P002 IBC08	PP85 B2,B4,B13		
3486	次亜塩素酸カルシウム混合物、乾性のもの、腐食性のもの、有効塩素の含有率が10%を超え39%以下のもの	5.1	8	III	314	5kg	E1	P002 IBC08 LP02	PP85 B3,B13 L3		
3487	次亜塩素酸カルシウム、水和物、腐食性のもの又は次亜塩素酸カルシウム、水和物の混合物、腐食性のもの、水含有率が5.5%以上で16%以下のもの	5.1	8	II	314 322	1kg	E2	P002 IBC08	PP85 B2,B4,B13		
3487	次亜塩素酸カルシウム、水和物、腐食性のもの又は次亜塩素酸カルシウム、水和物の混合物、腐食性のもの、水含有率が5.5%以上で16%以下のもの	5.1	8	III	223 314	5kg	E1	P002 IBC08	PP85 B4,B13		
3488	その他の吸入毒性液体、引火性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が200ml/m ³ 以下かつ飽和蒸気濃度が500LC ₅₀ 以上のもの	6.1	3 8	I	274	0	E0	P601		T22	TP2 TP13
3489	その他の吸入毒性液体、引火性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が1000ml/m ³ 以下かつ飽和蒸気濃度が10LC ₅₀ 以上のもの	6.1	3 8	I	274	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
3490	その他の吸入毒性液体、水反応性のもの、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が200ml/m ³ 以下かつ飽和蒸気濃度が500LC ₅₀ 以上のもの	6.1	4.3 3	I	274	0	E0	P601		T22	TP2 TP13
3491	その他の吸入毒性液体、水反応性のもの、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が1000ml/m ³ 以下かつ飽和蒸気濃度が10LC ₅₀ 以上のもの	6.1	4.3 3	I	274	0	E0	P602		T20	TP2 TP13
3494	原油（硫化水素分の多いもの）、引火性のもの、毒物	3	6.1	I	343	0	E0	P001		T14	TP2 TP13
3494	原油（硫化水素分の多いもの）、引火性のもの、毒物	3	6.1	II	343	1L	E2	P001 IBC02		T7	TP2
3494	石油サワー原油、引火性のもの、毒物	3	6.1	III	343	5L	E1	P001 IBC03		T4	TP1
3495	ヨウ素	8	6.1	III	279	5kg	E1	P002 IBC08	B3	T1	TP33
3496	ニッケル水素電池	9			117	0	E0	N/A			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3497	オキアミ粉末	4.2		II	300	0	E2	P410 IBC06	B2	T3	TP33
3497	オキアミ粉末	4.2		III	223 300	0	E1	P002 IBC08 LP02	B3	T1	TP33
3498	一塩化ヨウ素、液体	8		II		1L	E0	P001 IBC02		T7	TP2
3499	電気二重層キャパシター（エネルギー蓄積能力が0.3Whを超えるもの）	9			361	0	E0	P003			
3500	加圧下化学品、他に品名が明示されていないもの	2.2			274 362	0	E0	P206	PP97	T50	TP4 TP40
3501	加圧下化学品、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの	2.1			274 362	0	E0	P206	PP89	T50	TP4 TP40
3502	加圧下化学品、毒物、他に品名が明示されていないもの	2.2	6.1		274 362	0	E0	P206	PP89	T50	TP4 TP40
3503	加圧下化学品、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	2.2	8		274 362	0	E0	P206	PP89	T50	TP4 TP40
3504	加圧下化学品、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの	2.1	6.1		274 362	0	E0	P206	PP89	T50	TP4 TP40
3505	加圧下化学品、引火性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	2.1	8		274 362	0	E0	P206	PP89	T50	TP4 TP40
3506	製造製品に含まれる水銀	8	6.1		366	5kg	E0	P003	PP90		
3507	放射性物質、六フッ化ウラン、適用除外輸送物輸送物あたり0.1kg未満、非核分裂性又は適用除外核分裂性のもの	6.1	7 8	I	317 369	0	E0	P603			
3508	非対称型キャパシター（蓄電容量が0.3Whを超えるもの）	9			372	0	E0	P003			
3509	廃棄輸送物、空容器、未洗浄	9			374	0	E0				
3510	吸着ガス、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの	2.1			274	0	E0	P208			
3511	吸着ガス、他に品名が明示されていないもの	2.2			274		E0	P208			
3512	吸着ガス、毒物、他に品名が明示されていないもの	2.3			274	0	E0	P208			
3513	吸着ガス、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの	2.2	5.1		274	0	E0	P208			
3514	吸着ガス、毒物、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの	2.3	2.1		274	0	E0	P208			
3515	吸着ガス、毒物、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの	2.3	5.1		274	0	E0	P208			
3516	吸着ガス、毒物、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	2.3	8		274 379	0	E0	P208			
3517	吸着ガス、毒物、引火性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	2.3	2.1 8		274	0	E0	P208			
3518	吸着ガス、毒物、酸化性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの	2.3	5.1 8		274	0	E0	P208			
3519	三フッ化ホウ素、吸着しているもの	2.3	8			0	E0	P208			
3520	塩素、吸着しているもの	2.3	5.1 8			0	E0	P208			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3521	四フッ化ケイ素、吸着しているもの	2.3	8			0	E0	P208			
3522	砒化水素、吸着しているもの	2.3	2.1			0	E0	P208			
3523	水素化ゲルマニウム、吸着しているもの	2.3	2.1			0	E0	P208			
3524	五フッ化リン、吸着しているもの	2.3	8			0	E0	P208			
3525	ホスフィン、吸着しているもの	2.3	2.1			0	E0	P208			
3526	水素化セレン、吸着しているもの	2.3	2.1			0	E0	P208			
3527	ポリエステル樹脂キット、固体基材のもの	4.1		II	236 340	5kg	3.3章 SP340 参照	P412			
3527	ポリエステル樹脂キット、固体基材のもの	4.1		III	236 340	5kg	3.3章 SP340 参照	P412			
3528	内燃機関、引火性液体動力のもの又は燃料電池エンジン、引火性液体動力のもの又は内燃機関を有する機械、引火性液体動力のもの又は燃料電池を有する機械、引火性液体動力のもの	3			363	0	E0	P005			
3529	内燃機関、可燃性ガス動力のもの又は燃料電池エンジン、可燃性ガス動力のもの又は内燃機関を有する機械、可燃性ガス動力のもの又は燃料電池を有する機械、可燃性ガス動力のもの	2.1			356 363	0	E0	P005			
3530	内燃機関又は内燃機関を有する機械	9			363	0	E0	P005			
3531	重合性物質、固体、安定化されたもの、他に品名が明示されていないもの	4.1		III	274 386	0	E0	P002 IBC07	PP92 B18	T7	TP4 TP6 TP33
3532	重合性物質、液体、安定化されたもの、他に品名が明示されていないもの	4.1		III	274 386	0	E0	P001 IBC03	PP93 B19	T7	TP4 TP6
3533	重合性物質、固体、温度管理が必要なもの、他に品名が明示されていないもの	4.1		III	274 386	0	E0	P002 IBC07	PP92 B18	T7	TP4 TP6 TP33
3534	重合性物質、液体、温度管理が必要なもの、他に品名が明示されていないもの	4.1		III	274 386	0	E0	P001 IBC03	PP93 B19	T7	TP4 TP6
3535	その他の毒物、固体、可燃性のも、無機物、他に品名が明示されていないもの	6.1	4.1	I	274	0	E5	P002 IBC99		T6	TP33
3535	その他の毒物、固体、可燃性のも、無機物、他に品名が明示されていないもの	6.1	4.1	II	274	500g	E4	P002 IBC08	B2, B4	T3	TP33
3536	貨物輸送ユニットに組み込まれたリチウム電池（リチウムイオン電池又はリチウム金属電池）	9			389	0	E0				
3537	可燃性ガスを含む物品、他に品名が明示されていないもの	2.1	2.0.5.6 参照		274 391	0	E0	P006 LP03			

国連 番号	品名及び内容	クラス 又は 区分	副次 危険性	UN容器 等級	特別 規定	少量危険物 及び 適用除外量 危険物		小型容器及びIBCs		ポータブルタンク及び バルクコンテナ	
						(7a)	(7b)	包装要件	特別包装規定	要件	特別要件
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7a)	(7b)	(8)	(9)	(10)	(11)
-	3.1.2	2.0	2.0	2.0.1.3	3.3	3.4	3.5	4.1.4	4.1.4	4.2.5/4.3.2	4.2.5
3538	非引火性のもの、非毒性のガスを含む物品、他に品名が明示されていないもの	2.2	2.0.5.6 参照		274 391 396	0	E0	P006 LP03			
3539	毒性ガスを含む物品、他に品名が明示されていないもの	2.3	2.0.5.6 参照		274 391	0	E0				
3540	引火性液体を含む物品、他に品名が明示されていないもの	3	2.0.5.6 参照		274 391	0	E0	P006 LP03			
3541	可燃性固体を含む物品、他に品名が明示されていないもの	4.1	2.0.5.6 参照		274 391	0	E0	P006 LP03			
3542	自然発火性の疑いのある物質を含む物品、他に品名が明示されていないもの	4.2	2.0.5.6 参照		274 391	0	E0				
3543	水接触により可燃性ガスを発生する物質を含む物品、他に品名が明示されていないもの	4.3	2.0.5.6 参照		274 391	0	E0				
3544	酸化性物質を含む物品、他に品名が明示されていないもの	5.1	2.0.5.6 参照		274 391	0	E0				
3545	有機過酸化物質を含む物品、他に品名が明示されていないもの	5.2	2.0.5.6 参照		274 391	0	E0				
3546	毒物を含む物品、他に品名が明示されていないもの	6.1	2.0.5.6 参照		274 391	0	E0	P006 LP03			
3547	腐食性物質を含む物品、他に品名が明示されていないもの	8	2.0.5.6 参照		274 391	0	E0	P006 LP03			
3548	その他の危険物を含む物品、他に品名が明示されていないもの	9	2.0.5.6 参照		274 391	0	E0	P006 LP03			
3549	医療廃棄物、カテゴリーA、ヒトに影響がある固体又は 医療廃棄物、カテゴリーA、動物にのみ影響がある固体	6.2			395	0	E0	P622 LP622			
3550	ジヒドロキシコバルト粉末、10%以上の吸入性粒子を含むもの	6.1		I		0	E5	P002 IBC07	B1. B20	T6	TP33

第3.3章

特定の物質又は物品 に適用される特別規定

3.3.1 第3.2章の危険物リストの第6欄に物質又は物品に関する特別規定が示されている場合に、その特別規定の意味及び要件は、次のとおりである。特別規定が輸送物のマークの要件を含んでいる場合は、5.2.1.2(a)から(d)の規定に従わなければならない。要求されるマークが引用符で囲まれた特定の文字、例えば「廃棄用リチウム電池」の場合、特別規定又は本規定の他の部分で指定されていない限り、マーク寸法は最小で12 mm でなければならない。

- 16 新規又は既存の爆発性の物質又は物品のサンプルは、試験、分類、調査及び開発、品質管理又は商業用見本を目的として、所管官庁の指示により輸送することができる。水湿性又は鈍性化されていない爆発性サンプルは、所管官庁が定めるところにより10kg以下の小さい輸送物に制限しなければならない。水湿性又は鈍性化されている爆発性サンプルは、25kg以下に制限しなければならない。
- 23 本物質は引火性危険を有するが、その危険性は閉囲された場所における激しい火災状況下においてのみ生じる。
- 26 本物質は、大容量の輸送時には爆発危険のおそれがあるので、ポータブルタンク又は容量450リットルを超える中型容器（IBCs）により輸送してはならない。
- 28 本物質は、希釈剤の含有率が輸送中に減少しないように包装されている場合には、区分4.1の規定に基づいて輸送することができる（2.4.2.4参照）。
- 29 本物質は、標札の貼付は免除されるが、該当するクラス又は区分をマークしなければならない。
- 32 本物質が他の形状の場合には、本規則を適用しない。
- 37 本物質が被覆されている場合には、本規則を適用しない。
- 38 本物質のカルシウムカーバイドの含有率が0.1%以下である場合には、本規則を適用しない。
- 39 本物質のシリコンの含有率が30%未満又は90%以上である場合には、本規則を適用しない。
- 43 殺虫殺菌剤類として輸送委託された場合には、これら物質は、関連する殺虫殺菌剤類のエントリーの下で、関連殺虫殺菌剤類の規定に従って輸送しなければならない（2.6.2.3及び2.6.2.4参照）。
- 45 ヒ素の合計質量の含有率が0.5%以下の硫化アンチモン又は酸化アンチモンは、本規則を適用しない。
- 47 フェリシアナイド及びフェロシアナイドは、本規則を適用しない。
- 48 シアン化水素酸の含有率が20%を超える本物質の輸送は、所管官庁より特別承認された場合を除き禁止される。

- 59 これら物質のマグネシウムの含有率が50%以下の場合には、本規則を適用しない。
- 60 濃度が72%を超える本物質の輸送は、所管官庁より特別承認された場合を除き禁止される。
- 61 正式輸送品名を補完しなければならない専門的名称は、ISOの一般的名称、「有害性に基づく農薬の分類及び分類指針に関するWHO勧告」に記載されている名称又は物質の活性成分の名称でなければならない(3.1.2.8.1.1参照)。
- 62 本物質の水酸化ナトリウムの含有率が4%以下の場合には、本規則を適用しない。
- 63 クラス2の区分及び副次危険性は、エアゾール噴射器の内容物の性状により定まり、次の規定を適用する：
- (a) 区分2.1は、内容物に含まれる引火性成分が85質量%以上であり、かつ、燃焼時発熱量が30kJ/g以上のものに適用する；
 - (b) 区分2.2は、内容物に含まれる引火性成分が1質量%以下であり、かつ、燃焼時発熱量が20kJ/g以下のものに適用する；
 - (c) 上記以外の製品は、「試験方法及び判定基準のマニュアル」第III部、第31節に規定された試験に基づき分類しなければならない。極めて引火性の高い及び引火性エアゾールは区分2.1とし、非引火性のものは区分2.2に分類しなければならない；
 - (d) 区分2.3のガスは、エアゾール噴射器の噴射剤として使用してはならない；
 - (e) 放出される噴射剤以外の内容物が区分6.1の容器等級IIもしくはIIIのもの又はクラス8の容器等級II又はIIIである場合には、それぞれ区分6.1又はクラス8の副次危険性を有するものとしなければならない；
 - (f) 毒性又は腐食性の容器等級Iの判定基準に適合する内容物のエアゾールは、輸送してはならない；
 - (g) 副次危険標札は、航空輸送において必要とされる場合がある。
- 引火性成分は、「試験方法及び判定基準のマニュアル」第III部、31.1.3の注1から3に定義されている引火性液体、可燃性固体又は可燃性ガス及びガス混合物である。自然発火性、自己発熱性又は水反応性は、これには含まれない。燃焼時発熱量は、ASTM D 240、ISO/FDIS 13943:1999 (E/F) 86.1 から 86.3 又は NFPA 30B のいずれかにより決定しなければならない。
- 65 過酸化水素の含有率が8%未満の過酸化水素水溶液は、本規則を適用しない。
- 66 辰砂には、本規則を適用しない。
- 103 亜硝酸アンモニウム及びアンモニウム塩を含む無機亜硝酸塩の混合物の輸送は禁止される。
- 105 UN 2556 又は 2557 の要件に適合するニトロセルロースは、区分 4.1 とすることができる。
- 106 航空輸送される場合にのみ適用される。
- 113 化学的に不安定な混合物の輸送は禁止される。

- 117 海上輸送される場合にのみ適用される。
- 119 冷凍機器類は、区画内で食料品その他のものを低温に保つ特定の目的に設計された機械又は装置及び空調ユニットを含む。冷凍機器及び冷凍機器の構成部品は、12kg 未満の区分 2.2 のガス又は 12 リットル未満のアンモニア溶液(UN 2672)を内蔵する場合には、本規則を適用しない。
- 122 副次危険性、管理温度及び非常温度(必要とする場合)並びに既存の有機過酸化化物組成物に割当てられている包括品名エントリー番号は、2.5.3.2.4、4.1.4.2 の包装要件 IBC520 及び 4.2.5.2.6 のポータブルタンク要件 T23 に示されている。
- 123 航空輸送又は海上輸送の場合にのみ本規則が適用される。
- 127 他の不活性物質又は不活性混合物は、それらが安定剤として同等の効力を有する場合には所管官庁の判断により使用することができる。
- 131 安定化された物質は、PETN (乾性のもの) より明らかに鈍感なものでなければならない。
- 132 輸送中、本物質は直射日光を避け、冷所で通風良好な状態に保管し、全ての熱源から離さなければならない。
- 133 強固な容器包装に収納された場合には、この物質は爆発危険性を現す。包装方法 P409 が認められている容器包装は、過度の密閉状態を防止することを意図している。包装要件 P409 に規定された以外の容器が 4.1.3.7 に基づいて製造国の所管官庁により承認されている場合には、試験データにより収納物質には爆発性がないと証明されているために (5.4.1.5.5.1 参照)、製造国の所管官庁がラベルの貼付を免除している場合を除き、輸送物に「爆発物」の副次危険標札 (標札モデル番号 1、5.2.2.2.2 参照) を貼付しなければならない。7.1.3.1 の規定も考慮しなければならない。
- 135 危険区分 5.1 の判定基準を満たさないジクロロイソシアヌル酸のナトリウム塩の無水物には、他のクラス又は危険区分の判定基準が満たされない限り、本規則が適用されない。
- 138 パラシアン化プロモベンジルは、本規則を適用しない。
- 141 輸送中に危険とならないように十分な熱処理がされたものは、本規則を適用しない。
- 142 油及び水分の含有率がそれぞれ 1.5%以下及び 11%以下で、実質的に引火性溶剤を含有しない溶剤抽出の大豆ミールは、本規則を適用しない。
- 144 アルコールの含有率が 24 容量%以下の水溶液は、本規則を適用しない。
- 145 航空輸送を除き、容器等級IIIのアルコール飲料は、250 リットル以下の容器包装により輸送される場合には、本規則を適用しない。
- 146 海上輸送を除き、容器等級IIのアルコール飲料は、5 リットル以下の容器包装により輸送される場合には、本規則を適用しない。
- 152 本物質の分類は、粒度及び容器包装により異なるが、限界は実験的に決められていない。該当する分類は、2.1.3 の要件により決めなければならない。

- 153 本エントリーは、試験に基づき当該物質が、水と接して燃焼せずかつ自動点火の傾向も有せず、発生ガスに引火性のないことが証明された場合に限り適用する。
- 163 第3.2章の危険物リストに品名が明示されている物質は、本エントリーの下で輸送してはならない。本エントリーの下で輸送される物質は、窒素の含有率が12.6乾性質量%以下のニトロセルロースの含有率を20%以下とすることができる。
- 168 輸送中に危険な量の吸入可能なアスベストが漏れないように天然又は人工的結合剤（例えば、セメント、プラスチック、アスファルト、樹脂又は鉱石）に浸漬又は固着させたアスベストは、本規則を適用しない。輸送中に危険な量の吸入可能なアスベストが漏れないように梱包された場合には、アスベストを含みこの規程を満たさない製品にも、本規則を適用しない。
- 169 無水テトラヒドロフタル酸及び固体状の無水フタル酸であって、無水マレイン酸の含有率が0.05%以下のものは、本規則を適用しない。無水マレイン酸の含有率が0.05%以下の無水フタル酸であって、その引火点を超える温度において熔融状のものは、UN 3256 としなければならない。
- 172 副次危険性を有する放射性物質は、次によらなければならない：
- (a) 第2部に規定する容器等級判定基準を適用し、主たる副次危険性の性状に応じて、容器等級I、II又はIIIを適宜割当てなければならない；
 - (b) 物質が示す副次危険性に該当する標札を貼付しなければならない；該当する標識は、5.3.1の関連規定により貨物輸送ユニットに貼付しなければならない；
 - (c) 書類作成及び輸送物のマークを行う際には、品名の補足情報として、最も主要な副次危険性を示す正式輸送品名を括弧内に入れて記さなければならない；
 - (d) 危険物輸送書類には、副次クラスまたは副次区分を、5.4.1.4.1(d)及び(e)で要求される容器等級とともに記載しなければならない。
- 包装については4.1.9.1.5も参照すること。
- 177 硫酸バリウムは、本規則を適用しない。
- 178 この品名は、第3.2章の危険物リストに該当する品名がなく、かつ、製造国の所管官庁の承認を受けた場合に限り使用することができる。
- 179 削除
- 181 このタイプの物質を内容物とする輸送物は、特別な容器包装に収納された当該物質には試験データにより収納物質には爆発性がないと証明されているために（5.4.1.5.5.1参照）、製造国の所管官庁がラベルの貼付を免除している場合を除き、輸送物に「爆発物」の副次危険標札（標札モデル番号1、5.2.2.2.2参照）を貼付しなければならない。7.1.3.1の規定も考慮しなければならない。
- 182 アルカリ金属類は、リチウム、ナトリウム、カリウム、ルビジウム及びセシウムを含む。
- 183 アルカリ土類金属類は、マグネシウム、カルシウム、ストロンチウム及びバリウムを含む。

188 次の要件に適合するリチウムセル（単電池）又は電池(組電池)は、本規則の他の規定を適用しない：

- (a) リチウム金属セル又はリチウム合金セルについては、リチウム含有量が 1g 以下のもの、及びリチウムイオンセルについては、定格ワット-時が 20Wh 以下のもの；
- (b) 2009 年 1 月以前に製造されたものを除き、リチウム金属電池又はリチウム合金電池については、合計リチウム含有量が 2g 以下のもの、及びリチウムイオン電池については、定格ワット-時が 100Wh 以下のもの。本規定を適用するリチウムイオン電池は、その外側ケースに定格 Wh をマークしなければならない；
- (c) それぞれの単電池又は組電池は、2.9.4 (a)、(e)、(f)及び該当すれば(g)の規定を満たしている；
- (d) 装置に組込まれている場合を除き、単電池又は組電池は、それが完全に包まれる内装容器に収納しなければならない。単電池又は組電池は、短絡を防止するように保護しなければならない。これには、短絡を誘導する同一包装内の電気伝導性材料との接触に対する防護も含まれる。内装容器は、4.1.1.1、4.1.1.2 及び 4.1.1.5 の規定に適合する堅固な外装容器に収納しなければならない；
- (e) 装置に組込まれている単電池又は組電池は損傷及び短絡から保護し、その装置は偶発的な作動を防止する有効な手段を備えなければならない。この要件は、輸送中に意図的に起動状態になっていて、かつ危険な熱の発生を起こさないデバイス（無線周波数識別(RFID)送信機、時計、センサーなど）には適用されない。組電池が装置に組込まれる場合には、組込まれる装置に同等以上の防護がなされている場合を除き、装置は十分な強度を有する適切な材料及び容器の容量に対応して設計により製造された堅固な外装容器に収納しなければならない；
- (f) 各輸送物は 5.2.1.9 で図示されているような適切なリチウム電池のマークを適切に表示しなければならない；

注記： 5.2.1.9（リチウム電池のマーク）で示されたマーク及び5.2.2.2.2 標札モデル番号 9A で示された標札を掲載している ICAO 航空機による危険物の安全輸送に関する技術説明の Section IB、第4部、第11章、包装要件 965 または 968 の規定に準拠して包装されたリチウム電池を含む貨物は、この特別規定の条項を満たしているとみなされる。

この要件は以下の場合には適用されない：

- (i) 装置（回路基盤を含む）に装着されたボタン型単電池のみが収納された輸送物；及び
- (ii) 4 個以下の単電池又は 2 個以下の組電池を内蔵する装置が収納された輸送物であって、輸送物資中に 2 個を超える輸送物が含まれない場合。

輸送物をオーバーパックにした場合、リチウム電池のマークははっきりと見えるようにするか、オーバーパックの外装に再現すると共に、オーバーパックには「OVERPACK」という文字を付けなければならない。「OVERPACK」のマークは、少なくとも 12 mm の高さでなければならない。

- (g) 装置に組込まれている単電池又は組電池を除き、各輸送物は、全方向に対する 1.2 メートルの落下

試験において内蔵する単電池又は組電池に損傷がなく、組電池（又は単電池）相互が接触するような内容物の移動がなく、かつ、内容物の漏洩があってはならない；及び

(h) 装置に組込まれている単電池又は組電池を除き、輸送物の総質量は 30kg を超えてはならない。

上記及びその他本規則で使用されている「リチウムの含有量」とは、リチウム金属又はリチウム合金セルの陽極内のリチウムの質量をいう。この特別規定で使用される「装置」とは、その作動のためにリチウム単電池または組電池が電力を供給する機器をいう。

リチウム金属電池及びリチウムイオン電池の別のエントリーは、これらの電池の特定の輸送モードにおける輸送を容易にするため及び異なる非常措置の適用を可能にするために設けている。

本特別規定の目的によれば、試験方法及び判定基準のマニュアル第 III 部 38.3.2.3 節で定義されている 1 個の単電池からなる組電池は「単電池」とみなされ、「単電池」の要件に従って輸送されなければならない。

- 190 エアゾール噴射器は、偶発的な放出を防止できるものでなければならない。非毒性組成のもののみを内蔵する容積が 50ml 以下のエアゾールは、本規則を適用しない。
- 191 噴射装置付きでない小型ガスポンペ。容積が 50ml 以下で非毒性組成のもののみを収納した容器は、本規則を適用しない。
- 193 本エントリーは、複合肥料をベースとした硝酸アンモニウムにのみ使用できる。これらは、試験方法及び判定基準マニュアル、第 III 部、第 39 節に記載されている手順に従って分類されなければならない。この国連番号の基準を満たす肥料は、航空又は海上輸送の場合にのみ本規則の対象となる。
- 194 管理温度及び非常温度（ある場合）並びに包括品名エントリー番号が現在割当てられている自己反応性物質は、2.4.2.3.2.3 に示されている。
- 195 ある種の有機過酸化タイプ B 又は C については、それぞれ包装方法 OP5 又は OP6 で許容されたものより小さい容器包装を用いなければならない(4.1.7 及び 2.5.3.2.4 参照)。
- 196 実験室試験の結果、空洞状態下において爆轟せず、密封状態における加熱でも影響がなく、かつ、爆発力を生じない組成物は、本エントリーにより輸送することができる。ただし、組成物は、熱安定性 (50kg 輸送物の SADT が 60°C 以上) を有しなければならない。これらの基準に適合しない組成物は、区分 5.2 の規定に従って輸送しなければならない； 2.5.3.2.4 参照。
- 198 ニトロセルロースの含有率が 20% 以下のニトロセルロース溶液は、該当する塗料、香料又は印刷用インクとして輸送することができる。UN 1210、1263、1266、3066、3469 及び 3470 参照。
- 199 鉛化合物は、0.07M 塩酸と 1:1000 の割合の混合物を温度 23°C±2°C で 1 時間攪拌したときの溶解度が 5% 以下の場合を不溶とみなし (ISO 3711:1990「クロム酸鉛顔料及びクロム酸鉛-モリブデン酸顔料-規格及び試験方法」参照)、それらが他のクラス又は区分となるための判定基準に適合する場合を除いて本規則を適用しない。
- 201 喫煙用ライター及び喫煙用ライター詰め替え用容器は、充填国の規定に適合しなければならない。それらは偶発的な放出を防止できるものでなければならない。ガスの液状部分は、15°C において容器容積の 85% を超えてはならない。容器(閉鎖具を含む)は、55°C における液化石油ガスの圧力の 2 倍の内

圧に耐えるものでなければならない。弁機構及び点火装置は、確実に封印するか、テープを巻くかもしくはその他の方法で固定するか又は輸送中に誤作動又は内容物の漏洩を防止する設計としなければならない。喫煙用ライターは、10gを超える液化石油ガスを内蔵してはならない。喫煙用ライター詰め替え用容器は、65gを超える液化石油ガスを収納してはならない。

- 203 本エントリーは、ポリ塩化ビフェニル類、UN 2315 に用いてはならない。
- 204 クラス 8 の判定基準による腐食性発煙物質を含有する物品は、「腐食性」の副次危険標札（標札モデル番号 8、5.2.2.2.2 参照）を貼付しなければならない。
- 区分 6.1 の吸入毒性を示す発煙物質が組み込まれた物品は、「毒物」の副次危険標札（標札モデル番号 6.1、5.2.2.2.2 参照）が貼付されなければならない。ただし 2016 年 12 月 31 日以前に製造されたものについては、2019 年 1 月 1 日まで「毒物」の副次危険標札をせずに輸送してよい。
- 205 本エントリーは、「ペンタクロロフェノール」、UN 3155 に用いてはならない。
- 206 本エントリーには、過マンガン酸アンモニウムを含まず、これの輸送は所管官庁による特別承認がある場合を除き禁止される。
- 207 プラスチック形成合成物は、ポリスチレン、メタクリル酸メチル重合物又はその他の重合物で作られる。
- 208 商業用硝酸カルシウム肥料であって、主として複塩(硝酸カルシウム及び硝酸アンモニウム)を含有し、硝酸アンモニウムの含有率が 10%以下で、かつ、12%以上の結晶水を含有するものは、本規則を適用しない。
- 209 このガスは、密封システムを閉鎖した時に大気圧に相当する圧力でなければならない、これは絶対圧力 105 kPa 以下でなければならない。
- 210 植物、動物又は細菌由来のトキシンを含む感染性物質又は感染性物質に含まれるトキシンは、区分 6.2 に分類しなければならない。
- 215 本エントリーは、工業的純品及び SADT が 75°C を超える組成物にのみ適用され、従って、自己反応性物質である組成物には適用されない(自己反応性物質に関して 2.4.2.3.2.3 参照)。35 質量%以下のアジカーボンアミド及び 65 質量%以上の不活性物質を含有する均一な混合物は、それらが他のクラス又は区分となるための判定基準に適合する場合を除いて本規則を適用しない。
- 216 本規則が適用されない固体と引火性液体との混合物は、物質が積載もしくは包装される時又は貨物輸送ユニットが閉鎖される時に視認できる自由液体が存在しない場合には、区分 4.1 の分類基準によらないで本エントリーの下で輸送することができる。各貨物輸送ユニットは、バルクパッケージングとして使用される場合には、液密性でなければならない。固体物質に吸収された 10ml 未満の容器等級II又はIIIの引火性液体を収納する密閉のポケット（小容器）及び物品は、ポケット又は物品内に自由水がない場合には、本規則を適用しない。
- 217 本規則が適用されない固体と毒性液体との混合物は、物質が積載もしくは包装される時又は貨物輸送ユニットが閉鎖される時に視認できる自由液体が存在しない場合には、区分 6.1 の分類基準によらないで本エントリーの下で輸送することができる。各貨物輸送ユニットは、バルクパッケージングとして使用される場合には、液密性でなければならない。本エントリーは、容器等級Iの液体を含有する固体に対して使用してはならない。
- 218 本規則が適用されない固体と腐食性液体との混合物は、物質が積載もしくは包装される時又は貨物輸送ユニットが閉鎖される時に視認できる自由液体が存在しない場合には、クラス 8 の分類基準によら

ないで本エントリーの下で輸送することができる。各貨物輸送ユニットは、バルクパッケージングとして使用される場合には、液密性でなければならない。

- 219 包装要件 P904 に従って包装及びマークされた遺伝子組み換え微生物(GMMOs)及び遺伝子組み換え生物(GMOs)は、本規則の他のいかなる要件も適用されない。

もし GMMOs 又は GMOs が 2.6 章の毒物又は感染性物質の定義及び危険区分 6.1 又は 6.2 の判定基準に合致する場合は、本規則の毒物又は感染性物質に対する要件を適用しなければならない。

- 220 この溶液又は混合物の引火性液体の組成のみの技術的名称は、正式輸送品名に続く括弧内に示さなければならない。

- 221 本エントリーに含まれる物質は、容器等級Iであってはならない。

- 223 この品名に該当する物質の化学的又は物理的性状が試験により第 3.2 章の危険物リストの第 3 欄に示されたクラスもしくはは区分に対する判定基準又は他のいかなるクラスもしくはは区分に合致しない場合には、本規則を適用しない。

- 224 本物質の冷凍状態における鋭敏性が、液状におけるそれよりも低いことが試験により証明された場合を除き、本物質は通常の輸送状態において液状を保持し、-15°Cより低い温度で冷凍してはならない。

- 225 本エントリーの下の消火器は、発射薬の総量が 1 個あたり 3.2g 以下の作動薬包（区分 1.4C 又は 1.4S の作動薬包）付の消火器であって、発射薬の総量が消火器 1 個あたり 3.2g 以下のものは、区分 2.2 の分類を変えないで本エントリーとすることができる。消火器は製造国内で適用される規定に従って製造、試験、認証及び標札されなければならない。

注記：「製造国内で適用される規定」とは、製造された国又は使用される国の中で適用される規定をいう。

このエントリーには下記の消火器が含まれる：

- (a) 手動で操作する携帯型消火器；

注記： このエントリーは、携帯型消火器に適用される。適切に機能するために必要な一部の部品（ホースやノズルなど）が一時的に取り外されている場合でも、加圧消火器容器の安全性が損なわれず、消火器が携帯型消火器として認識されている限りにおいて。

- (b) 航空機内に設置される消火器；

- (c) 車輪付き手動消火器；

- (d) 車輪付きの、あるいは台車又は小型トレーラーのような搬送ユニット上に設置された消火器又は消火機械、及び

- (e) 車輪なしの圧力ドラムと機器からなる消火器であって、フォークリフト等を利用して据え付けや取りはずしを行うもの。

注記： 上述の消火器又は固定された消火機器で使用されるガスを入れる圧力容器であって、それらの圧力容器が分離されて輸送される場合は、6.2 章の要件、及び関連する危険物に対して適用される全ての要件に適合していなければならない。

- 226 30%以上の非揮発性、非引火性安定剤を含むこれら物質の組成物は、本規則を適用しない。

- 227 水及び無機不活性材料により安定化される場合には、硝酸尿素の含有率は75質量%以下とし、その混合物は「試験方法及び判定基準のマニュアル」、第I部、試験シリーズ 1(a)に定める試験により爆轟しないものでなければならない。
- 228 可燃性ガス（区分 2.1）の判定基準に合致しない混合物は、UN 3163 として輸送しなければならない。
- 230 リチウム単電池及び組電池は、これらが 2.9.4 の規定に適合する場合には、本エントリーの下で輸送することができる。
- 232 この名称は、他のどのクラスの分類基準にも合致しない物質に限って用いなければならない。複合輸送タンク以外による輸送は、製造国の所管官庁の定める基準に従って行わなければならない。
- 235 本エントリーは、クラス 1 の火薬物質、及び場合によっては他のクラスの危険物も含む物品に適用する。これらの物品は、車両、船舶又は航空機の安全を向上するためのもので、例としてエアバッグインフレーター、エアバッグモジュール、シートベルトプレテンショナー及び火工機械装置などがある。
- 236 二つの構成物質からなるポリエステル樹脂キット：基材（クラス 3 又は区分 4.1、容器等級II又はIII）及び活性材（有機過酸化物）。当該有機過酸化物は、温度管理を要しないタイプ D、E 又は F である。容器等級は、基材に適用されるクラス 3 又は区分 4.1 の基準に従ってII又はIIIとしなければならない。第 3.2 章の危険物リストの第 7a 欄に示された制限量が基材に適用される。
- 237 輸送に供される紙分離器、コーティング又は裏張り用物質等を含む薄膜フィルターは、「試験方法及び判定基準のマニュアル」、第I部、試験シリーズ 1(a)に定める試験に規定する一つの試験により伝爆しないものでなければならない。

更に、所管官庁は、「試験方法及び判定基準のマニュアル」、第III部、33.2.1 節の基準試験を考慮した適切な燃焼率試験の結果に基づき、輸送される形式のニトロセルロース薄膜フィルターを区分 4.1 の可燃性固体に関する本規則の規定の適用除外を決定することができる。

- 238 (a) 次に掲げる振動試験及び気圧差試験において電解液が漏洩しない蓄電池は、液漏れ防止型とすることができる。

振動試験：蓄電池を振動台に確実に固定し、振幅 0.8mm（最大全行程 1.6mm）の単純調和運動を加える。振動数を 10Hz から 55Hz の範囲内で 1 Hz/分の割合で変化させ、蓄電池の各据え付け位置について 95±5 分間振動を加える。蓄電池は、三つの相互に垂直な据え付け位置（注液口及び排気口を有する場合には逆さまの位置についての試験を含む）について、それぞれ同時間試験する。

差圧試験：振動試験の後、蓄電池を 24°C±4°C で 88kPa 以上の気圧差の下に 6 時間置く。蓄電池は、三つの相互に垂直な据え付け位置（注液口及び排気口を有する場合には逆さまの位置についての試験を含む）についてそれぞれ 6 時間以上試験する。

注記： 漏れ防止型蓄電池であって、機械又は電子機器の一部でその作動に必要なものは、装置の蓄電池保持部に確実に固定し、損傷及び短絡しないように保護しなければならない。

(b) 液漏れ防止型蓄電池であって、55°Cにおいて電解液が破損又は亀裂のあるケースから流出せず、流出するおそれのある遊離液が存在せず、かつ、短絡防止のために端子を保護するよう輸送用に包装されたものは、本規則を適用しない。

239 組電池又は単電池は、ナトリウム、硫黄及び又はポリ硫化物以外の危険物を内蔵してはならない。組電池又は単電池は、所管官庁の許可及び定める条件による場合を除き、組電池又は単電池の中に液状金属ナトリウムが存在するような温度での輸送を委託してはならない。

単電池は、危険物を完全に閉じ込め、かつ、通常の輸送状態において危険物の漏出を防止するように製造及び完全閉鎖された金属ケースに気密に密封したものでなければならない。

組電池は、単電池をその中に固定し、かつ、通常の輸送状態において危険物の漏出を防止するように製造及び閉鎖された金属ケースに密封したものでなければならない。

240 削除

241 組成物は、輸送中均質性を保ち、かつ、分離しないようにしなければならない。ニトロセルロースの含有率の低い組成物及び「試験方法及び判定基準のマニュアル」第I部、試験シリーズ 1(a)、2(b)及び 2(c)それぞれの試験による閉鎖状態での加熱より爆轟性、爆燃性又は爆発性の可能性を見る試験において危険性を示さない組成物、並びに「試験方法及び判定基準のマニュアル」第III部、33.2.4 の N.1 試験により試験（必要な場合にチップは、粒度 1.25mm 未満に粉砕しふるいにかける）した場合に可燃性固体とならない組成物は、本規則を適用しない。

242 特定の形状（プリル状、顆粒状、ペレット状、錠剤状又は薄片状）に成型された硫黄は、本規則を適用しない。

243 火花点火型エンジン（例：自動車、定置エンジン及びその他のエンジン）に使用されるモータースピリット、ガソリン及びペトロールは、揮発性の差異にかかわらず本エントリーを割当てる。

244 本エントリーは、アルミニウムドロス、アルミニウムスキミング、使用済カソード、使用済ポットライナー及びアルミニウム塩スラグを含む。

荷積みの前に、これらの副産物は周囲温度まで冷やされなければならない。ただし水分を除去するために煨焼される場合はその限りではない。ばら積み貨物を収納する貨物輸送ユニットは、適切に通気され、かつ輸送過程での水の浸入を防止しなければならない。

4.3.2.2 の規定にかかわらず、シート付バルクコンテナ（BK1）は陸上輸送に用いてよい。

246 本物質は、包装方法 OP6（適用できる包装要件参照）に従って包装しなければならない。輸送中、それは直射日光を避け、通風良好な冷所な場所に置き、かつ、全ての熱源から離さなければならない。

247 製造工程中の一部のものとして輸送されるアルコールの含有率が 24 容量%を超え 70 容量%以下のアルコール飲料であって、次の条件による場合は、該当する 4.1.1 の一般要件に適合する容量が 250 l のものを 500 l 以下の木樽により輸送することができる：

- (a) 樽は、充填前に確認及びたが締めを行わなければならない；
- (b) 液の膨張に対して十分な空隙(3%以上)を残さなければならない；
- (c) 栓口を上部に向けて輸送しなければならない；
- (d) 樽は、改正「安全なコンテナに関する国際条約(CSC)、1972」の要件に適合するコンテナに収納して輸送しなければならない。各木樽は、輸送中その移動を防止するため専用架台に固着し、かつ、適切な手段により歯止めしなければならない。

249 鉄分を 10 質量%以上含むフェロシリコン(耐腐食性のもの)は、本規則を適用しない。

250 本エントリーは、「化学爆弾の開発、製造、備蓄及び使用の禁止並びに自爆に関する条約」の履行に係る分析のために化学品サンプルに限って使用することができる。このエントリーでの物質の輸送は、「化学爆弾の禁止に関する機関」により定める管理及び保安手段の連携の下に行われなければならない。

化学品サンプルは、所管官庁又は機関の長による事前承認が得られ、かつ、次の条件に適合する試料に限って輸送することができる：

- (a) 化学品サンプルは、国際民間航空機関(ICAO)、航空による危険物の安全輸送に関する技術指針(ICAO TI)の包装要件 PI 623 に従って包装しなければならない；及び
- (b) 化学品サンプルの輸送中は、制限量及び包装規定が記載された輸送許可書(写)を添付しなければならない。

251 化学品キット又は救急キットのエントリーは、医療、分析もしくは試験のための見本又は修理用に使用される少量の種々の危険物を収納する箱、ケースなどに適用する。

これらのキットは、許可されている次のような危険物のみを内蔵するものとする。

- (a) 3.2 章の危険物リストの第 7b 欄のコードで示されている量を超えないもの。ただし、内装容器一つあたりの正味量及び容器一つあたりの正味量が 3.5.1.2 及び 3.5.1.3 で規定されているとおりである場合；又は、
- (b) 第 3.2 章の危険物リストの第 7a 欄に制限量が示されているものであって、内装容器一つの正味量が 250 ml または 250 g を超えていない場合。

成分は、危険な反応をしてはならない(4.1.1.6 参照)。キット 1 個あたりの危険物の総量は 1 リットル又は 1kg を超えてはならない。

5.4.1.4.1 に規定されている危険物輸送書類を完成させるには、書類に示されている容器等級は、キット内の個々の物質に割当てられている最も厳しい容器等級を割当てなければならない。該当する容器等級がない危険物のみがキットに含まれている場合は、危険物輸送書類に容器等級を記載する必要はない。

救急用及び作動用として車両に搭載されたキットは、本規則を適用しない。

化学品キット又は救急キットの内装容器の危険物の量が、各物質について第3.2章の危険物リストの第7a欄で規定する少量危険物の制限量を超えないものは、第3.4章に従って輸送することができる。

- 252 全ての輸送状態において硝酸アンモニウムが溶液として残っている場合には、濃度が80%以下であり、かつ、可燃性物質の含有率が0.2%以下の硝酸アンモニウム水溶液は、本規則を適用しない。
- 266 規定値未満のアルコール、水又は安定剤を含む本物質は、所管官庁の特別許可がある場合を除き輸送してはならない。
- 267 塩素酸塩を含む爆破薬、タイプCは、硝酸アンモニウム又はその他のアンモニウム塩を含む火薬類から隔離しなければならない。
- 270 区分5.1の無機硝酸塩類（固体）の水溶液は、輸送中に遭遇する最低温度における溶液中の物質の濃度が飽和限界の80質量%を超えない場合には、区分5.1の判定基準に適合していないとみなす。
- 271 その物質に90質量%以上の鈍感剤が含まれる場合には、ラクトーゼ、グルコース又は類似の物質は、鈍感剤として使用することができる。所管官庁は、輸送に供する3個以上の輸送物についての「試験方法及び判定基準のマニュアル」第I部、第16節の試験シリーズ6(c)試験に基づきこれらの混合物を区分4.1に分類することができる。98質量%以上の鈍感剤を含む混合物は、本規則を適用しない。90%質量以上の鈍感剤を含む混合物は、毒性副次危険標札を要しない。
- 272 本物質は、所管官庁により特別に許可された場合を除き、区分4.1の規定の下で輸送してはならない（UN 0143 又は UN 0150 を適宜参照）。
- 273 自己発熱防止のため安定剤入りのマンネブ及びマンネブ混合物は、試験により1 m³の容量の物質を75°C±2°C以上の温度で24時間置いた場合に自己発火せず、かつ、供試物質の中心温度が200度を超えないことが証明された場合には、区分4.2に分類する必要はない。
- 274 輸送書類及び輸送物のマークについて、正式輸送品名に専門的名称を付記しなければならない（3.1.2.8参照）。

UN 3077 と UN 3082 については、品名に「N.O.S」が含まれないものであって、かつ、特別規定274が適用されていないことを条件に、危険物リストの第2欄で大文字で示される名称を専門的名称としてもよい。専門的名称は、物質または混合物を最も適正に示すものを使用しなければならない。例：

UN 3082、環境有害物質、液体 N.O.S.（塗料）

UN 3082、環境有害物質、液体 N.O.S.（香料製品）

- 276 これには、他のクラスには該当しないが航空機内で漏出又は漏洩があった場合に乗員の正常な任務の遂行を阻害するような麻醉性、有害性又はその他の性状を有する物質を含む。
- 277 毒性物質を含むエアゾール又は容器の制限量は120 mlである。他の全てのエアゾール又は容器の制限量値は1000 mlである。

- 278 これらの物質は、輸送に供する輸送物について「試験方法及び判定基準のマニュアル」第I部の試験シリーズ2及び6(c)の結果に基づき所管官庁が承認した場合を除き、分類及び輸送をしてはならない(2.1.3.1参照)。所管官庁は、第2.3章の基準及びシリーズ6(c)試験に使用された輸送物の種類に基づいて容器等級を割当てなければならない。
- 279 本物質は、本規則に規定されている分類判定基準の厳格な適用によるものではなく、人の経験に基づき分類又は容器等級が割当てられている。
- 280 本エントリーは、構成部品として輸送される車両、船舶又は航空機の安全装置、例えば、クラス1又は他のクラスの危険物を内蔵するエアバッグインフレーター、エアバッグモジュール、シートベルトプリテンショナー及び火工機械装置であって、これらの物品が輸送される時、「試験方法及び判定基準のマニュアル」第I部の試験シリーズ6(c)の試験により、装置の爆発がなく、装置ケース又は圧力容器の破砕がなく、近接する消火その他の非常措置活動を著しく妨げる飛散危険や熱的危険も無いことが判明している物品に適用する。特別規定296に記載される救命装置(国連番号2990及び3072)には、このエントリーは適用されない。
- 281 水濡れ、湿気又は油汚れの干し草、わら又はブッサの海上輸送は、禁止される。他のモードによる輸送も、所管官庁の特別許可がある場合を除き禁止される。
- 水濡れ、湿気又は油汚れのない干し草、わら又はブッサは、海上輸送の場合に限って、本規則に従う。
- 282 衝撃エネルギー吸収装置又は空気式スプリングを含む衝撃緩衝装置としての機能を有するガスを内蔵する物品であって、次の条件を満たすものは本規則を適用しない：
- (a) それぞれの物品は、容積(リットル)と充填圧力(バール)との積が80を超えない場合(すなわち、0.5リットルのガス空間及び160バールの圧力、1リットル及び80バールの圧力、1.6リットルのガス空間及び50バールの圧力並びに0.28リットルガス空間及び280バールの圧力)に、1.6リットル以下のガス空間容積及び280バール以下の充填圧力を有する；
 - (b) それぞれの物品は、ガス空間容積が0.5リットル以下の製品については20°Cにおける充填圧力の4倍を、ガス空間容積が0.5リットルを超える製品については、5倍の最小破裂圧力を有する；
 - (c) それぞれの物品は、破裂した場合、破片を生じない材料で製造されている；
 - (d) それぞれの物品は、所管官庁が認める品質保証基準に従って製造されている；及び
 - (e) 設計型式は、物品が破砕されたり、ロケットのようにならないように、物品の内部圧力が火災抑制シール又はその他の圧力放出装置により緩和されていることを証明する火災試験を受けなければならない。
- 283 酸化性物質を含む化学反応による酸素発生器は、次の条件に適合しなければならない：
- (a) 爆発作動装置を内蔵する酸素発生器は、本規則2.1.1.1(b)によりクラス1から除外される場合に限って本エントリーに従って輸送しなければならない；
 - (b) 無包装の酸素発生器は、硬質で剛体の弾力性のない平滑な水平面に最大の損傷を及ぼす姿勢で

1.8m の高さから落下させた場合に、内容物の損傷がなく、かつ、作動しないものでなければならない；及び

- (c) 作動装置付き酸素発生器は、偶発的作動を防止するための二つ以上の確実な措置を講じなければならない。
- 286 本エントリーにより適用されるニトロセルロース製メンブランフィルターは、それぞれの質量が 0.5g 以下であり、個々に物品に内蔵され又は小包装に密封収納されている場合には、本規則を適用しない。
- 288 これらの物質は、輸送に供される輸送物について、「試験方法及び判定基準のマニュアル」の試験シリーズ 2 及びシリーズ 6(c)の結果に基づく所管官庁の承認された場合を除き、分類及び輸送してはならない (2.1.3.1 参照)。
- 289 自動車又は船舶又は航空機又はハンドルコラム、ドアパネル、シート等の完成部品に組み込まれた電氣的に起動される安全装置及び火工品を用いる安全装置には、本規則を適用しない。
- 290 本放射性物質が第 2 部に定義されている他のクラス又は区分の定義及び判定基準に適合する場合、次の手順で分類されなければならない：
- (a) 物質が 3.5 章に提示された適用除外量に該当する場合は、容器包装は 3.5.2 に沿って行われ、3.5.3 の試験要件を満たさなければならない。1.5.1.5 に提示された適用除外輸送物を除き、放射性物質に適用される全ての要件は、他の危険分類又は区分に関係なく適用されなければならない；
- (b) 3.5.1.2 に示された限界量を超える場合は、その物質は優先する副次危険性に従って分類されなければならない。このような放射性物質は、優先するクラス又は区分に該当する正式輸送品名及び国連番号に、第 3.2 章の危険物リストの第 2 欄の該当する放射性物質の品名を加えて申告しなければならない。以下は危険物輸送書類の記載例である：
- UN 1993、引火性液体、n.o.s. (エタノール・トルエン混合物)、放射性物質、適用除外輸送物 – 少量物質、クラス 3、PGII。
- 更に 2.7.2.4.1 の要件を適用する。
- (c) 3.4 章の少量危険物に対する規定は、上記(b)に従って分類された物質に適用してはならない；
- (d) もしこの物質が、他のクラスの全ての規定の適用を免除する特別規定に該当する場合には、この物質をクラス 7 の該当する国連番号に分類し 1.5.1.5 に示された全ての要件を適用しなければならない。
- 291 引火性液化ガスは、深冷用冷凍機の構成部分品内に収納しなければならない。これらの構成部品は、機械の使用圧力の 3 倍以上の圧力で設計され試験されなければならない。深冷用冷凍機は、液化ガスを内蔵し、通常輸送中の構成部品が保持する圧力による破裂及び亀裂の危険性を排除できるよう設計及び製造されなければならない。内蔵ガスが 12kg 未満の深冷用冷凍機及びその構成部品は、本規則を適用しない。
- 292 削除

293 次の定義は、マッチに適用する：

- (a) 耐風マッチは、その頭部に摩擦-反応式発火成分及び僅かな炎又は無炎で燃えるが、強烈な熱を発生する煙火組成物を備えるマッチである；
- (b) 安全マッチは、備えられた表面上のみでの摩擦によって発火しうる箱、ブック又はカードが組合わされるか又は付けられているマッチである；
- (c) ストライクマッチとは、固体の表面を摩擦することにより発火させるマッチである；
- (d) ろうべスタマッチとは、備えられた表面上又は固体表面を摩擦することにより発火させるマッチである。

294 包装要件 P407 に従って包装され、外装容器に収納された正味質量 25kg 以下の安全マッチ及びろう「べスタ」マッチは、本規則の他の規定（マークを除く）を適用しない。

295 蓄電池は、パレットに該当するマーク及び標札を付している場合には、個々にマーク及び標札を貼付する必要がない。

296 これらのエントリーは、救命筏、個人浮遊装置及び自己膨張式スライド等の救命器具に適用する。UN 2990 は自己膨張式用具に、UN 3072 は非自己膨張式救命器具に、それぞれ適用する。救命器具には、次のものを備えることができる：

- (a) 偶発的な作動を防止する容器包装に収納された発煙及び照明信号及び炎火を含む信号装置（クラス 1）；
- (b) UN 2990 については、区分 1.4C、隔離区分 1.4S の作動薬包が自己膨張するために含まれ、用具当たりの爆発物量が 3.2g を超えない；
- (c) 区分 2.2 の圧縮又は液化ガス；
- (d) 蓄電池（クラス 8）及びリチウム電池（クラス 9）；
- (e) 救急キット又は少量の危険物（例：クラス 3、区分 4.1、区分 5.2、クラス 8 又はクラス 9）を含んだ修理キット；又は
- (f) 偶発的な作動を防止する容器に収納された硫化リンマッチ。

強固で硬い外装容器に収納された最大総重量が 40kg の救命機器で、これを起動するための副次危険性の無い危険区分 2.2 の圧縮又は液化ガスのみが充填された、容積が 120 ml 以下の容器を単独で搭載するものは、本規則の適用を受けない。

297 削除

299 ISO 8115:1986 「綿花俵一寸法及び密度」に従って 360kg/m³ 以上の密度を有する「綿花、乾性のもの」が密閉貨物輸送ユニットで輸送される場合、本規則を適用しない。

300 魚粉、魚かす及びオキアミ粉末は、積載時の温度が 35°C 又は周辺温度より 5°C を超える高い温度のいずれか高い温度を超える温度では輸送してはならない。

301 本エントリーは、残滓又は物品の不可欠な構成部分として危険物を内蔵する機器又は装置又はデバイスといった物品のみに適用する。第 3.2 章の危険物リストに既に正式輸送品名が示されている物品に適用してはならない。本エントリーの下に輸送される物品は、第 3.4 章の少量危険物規定により輸送することが認められた危険物のみを内蔵しなければならない。物品内の危険物の量は、内蔵される各危険物に対する第 3.2 章の危険物リストの第 7a 欄に規定される量を超えてはならない。物品に二つ以上の種類の危険物を内蔵する場合は、輸送中にその各物質が、相互に危険な反応を起こすのを避けるように収納しなければならない (4.1.1.6 参照)。液体危険物の収納方向の保持が要求される場合には、5.2.1.7.1 に従って正しい方向を矢印で示す輸送物方向指示標札を相対する 2 箇所の垂直側面に貼付しなければならない。

所管官庁は、本エントリー以外による物品の輸送を本規則から除外することができる。

302 他のいかなる危険物品を含まない燻蒸貨物輸送ユニットには 5.5.2 のみが適用される。

303 容器は、この区分としなければならない、収納されているガス又はガス混合物に副次危険性がある場合には、第 2.2 章に従って決定しなければならない。

304 このエントリーは、乾燥水酸化カリウムを含み、使用前に各セルに適量の水を注入することで意図的に活性化される非活性の電池を輸送する場合に用いられる。

305 濃度が 50mg/kg 以下のこれらの物質は、本規則を適用しない。

306 本エントリーは、試験シリーズ 2 (「試験方法及び判定基準のマニュアル」第 1 部参照) に従って試験した結果、鈍感過ぎてクラス 1 に分類されない物質に限って用いることができる。

307 本エントリーは、硝酸アンモニウムをベースとした肥料にのみ使用される。これは、試験方法及び判定基準のマニュアル、第 III 部、第 39 節に記載されている手順に従って分類されなければならない。

308 魚粉の安定化は、生産時にエトキシキン又は BHT (ジブチルヒドロキシトルエン) またはトコフェロール (ローズマリー抽出物とのブレンドで使用される) を効果的に添加することにより、自然発火を防がなければならない。当該添加は、出荷前 12 か月以内に行われなければならない。魚かす又は魚粉は輸送貨物とした時に少なくとも 50 ppm (mg/kg) のエトキシキン又は 100 ppm (mg/kg) の BHT 又は 250 ppm (mg/kg) のトコフェロールをベースとした酸化防止剤を含むものとする。

309 本エントリーは、使用前に若干の工程を加えただけで爆破薬タイプ E を製造できる主として硝酸アンモニウム及び燃料の混合物を含有する鈍感なエマルジョン薬、懸濁液薬及びゲル薬に適用する。

エマルジョン混合物の組成は、主として次のものである：硝酸アンモニウム 60–85%；水分 5–30%；燃料 2–8%；エマルジョン薬 0.5–4%；0–10% 可溶性消炎剤及び微量の添加剤。他の無機硝酸塩類は、硝酸アンモニウムの一部と置き換えることができる。

懸濁液薬及びゲル薬の混合物の組成は、主として次のものである：硝酸アンモニウム 60–85%；過塩素酸ナトリウム又はカリウム 0–5%；硝酸ヘキサミン又は硝酸モノメチルアミン 0–17%；水分 5–30%；燃料 2–15%；粘調剤 0.5–4%；0–10% 可溶性消炎剤及び微量の添加剤。他の無機硝酸塩類は、硝酸アンモニウムの一部と置き換えることができる。

物質は、試験方法及び判定基準のマニュアル第 I 部、第 18 節の試験シリーズ 8 の爆破薬中間体である硝酸アンモニウムエマルジョン、サスペンション又はゲル (ANE) として分類するための基準を満たし、かつ、所管官庁の承認を得なければならない。

- 310 試験方法及び判定基準のマニュアル第 III 部の第 38.3 章の試験要件は、製造数が 100 個以下の単電池又は組電池の製品、又は試験のために輸送される単電池又は組電池の生産開始前のプロトタイプには、4.1.4.1 の包装要件 P910 又は 4.1.4.3 の包装要件 LP905 の該当する方の包装要件に従って包装される限り、適用されない。

輸送書類には次の記述を含めなければならない：「特別規定 310 に従った輸送」

機器に組み込まれているものも含め、破損又は欠陥がある単電池又は組電池は、特別規定 376 に従って輸送されなければならない。

機器に組み込まれているものも含め、単電池又は組電池が廃棄又は再利用のために輸送される場合は、特別規定 377 及び 4.1.4.1 の包装要件 P909 に従って包装されなければならない。

- 311 物質は、「試験方法及び判定基準のマニュアル」第 I 部の該当する試験の結果に基づいて所管官庁により承認された場合を除き輸送してはならない。容器包装は、輸送中のいかなる時も、所管官庁が承認した希釈剤の濃度値が低下しないことを確保できなければならない。

312 削除

313 削除

- 314 (a) 本物質は高温状態で熱分解を起こしやすい。分解は熱又は不純物（金属粉末(例：鉄、マンガン、コバルト、マグネシウム)及びその化合物等) によって引き起こされる。

(b) 輸送中、本物質は直射日光及び全ての熱源から隔離し、適切に換気が行われる場所に置かなければならない。

- 315 本エントリーは、2.6.2.2.4.3 に規定された容器等級 I の吸入毒性判定基準に適合する区分 6.1 の物質に用いてはならない。

- 316 本エントリーは、次亜塩素酸カルシウムの乾性のものであって耐破碎錠剤形状で輸送する場合に適用する。

- 317 「適用除外核分裂性」は、2.7.2.3.5 に従って適用除外された、核分裂性物質及び核分裂性物質を収納した輸送物に限って適用する。

- 318 輸送書類作成において、正式輸送品名には専門的名称を付記しなければならない (3.1.2.8 参照)。輸送物には専門的名称の記載は不要である。輸送される物質の感染性物質の品名は不明であるが、カテゴリー A の判定基準に適合し、UN 2814 又は UN 2900 に分類されることが想定される場合には、輸送書類の正式輸送品名に続けて「感染性物質、カテゴリー A と想定される」と括弧書きで記載しなければならない。ただし、外包装には不要である。

- 319 包装要件 P650 の規定に従って包装されマークがなされた物質は、本規則の他の要件を適用しない。

320 削除

- 321 本吸蔵システムは、常に水素を含有しているとみなさなければならない。
- 322 耐破碎錠剤形状で輸送される場合には、これらのものは容器等級IIIとする。
- 323 削除
- 324 この物質は、濃度が 99%以下の場合には安定化が必要である。
- 325 非核分裂性又は適用除外核分裂性の六フッ化ウランの場合には、その放射性物質は UN 2978 に分類しなければならない。
- 326 核分裂性の六フッ化ウランの場合には、その放射性物質は UN 2977 に分類しなければならない。

327 5.4.1.4.3 (c)に従って輸送委託されるエアゾール廃棄物及びガスカートリッジ廃棄物は、再生又は廃棄する場合には、UN 1950 又は UN 2037 で輸送することができる。これらには、危険な圧力上昇及び雰囲気の形成を防止する手段が提示されている場合には、動きや偶発的な放出を防止する必要はない。漏洩又は著しく変形しているものを除きエアゾール廃棄物は、包装要件 P207 及び包装特別規定 PP87 又は包装要件 LP200 及び包装特別規定 L2 に基づいて包装しなければならない。漏洩又は著しく変形しているもの以外のガスカートリッジ廃棄物は、包装要件 P003 及び特別包装規定 PP17 及び PP96、または包装要件 LP200 及び特別包装規定 L2 に従って包装しなければならない。漏洩又は著しく変形したエアゾール及びガスカートリッジは、危険な圧力上昇がないことを確実にする適切な措置をとり、サルベージ圧力容器又はサルベージ容器により輸送しなければならない。エアゾール廃棄物及びガスカートリッジ廃棄物は、非開放型コンテナにより輸送してはならない。

区分 2.2 のガスが充填され、すでに穿孔されたガスカートリッジ廃棄物は、本規則の対象ではない。

328 本エントリーは、燃料電池カートリッジ又はそれが装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたものに適用する。燃料電池システムに装備され又はその部品を構成する燃料電池カートリッジは、装置に組み込まれたものとみなされる。燃料電池カートリッジとは、燃料電池へ放出制御弁を通して供給する燃料を貯蔵する物品をいう。装置に組み込まれた場合を含め燃料電池カートリッジは、通常の輸送状態において燃料の漏出を防止するように設計及び製造されなければならない。

燃料として液体を用いる燃料電池カートリッジの設計型式は、100 kPa (ゲージ圧) の圧力による内圧試験において漏洩があってはならない。

特別規定 339 に適合しなければならない水素吸蔵合金を内蔵する燃料電池カートリッジを除いて、各燃料電池カートリッジ設計型式は、密封システムが内容物の漏出を伴う損傷を受けるような姿勢での剛体面への 1.2 メートルの落下試験に合格しなければならない。

リチウム電池又はリチウムイオン電池が燃料電池システムに含まれている場合、委託貨物はこのエントリー及び「UN 3091 装置に含まれるリチウム電池」又は「UN 3481 装置に含まれるリチウムイオン電池」のエントリーで輸送を委託しなければならない。

329 削除

330 削除

- 331 2.9.3 の判定基準に適合する環境有害物質は、5.2.1.6 及び 5.3.2.3 に規定する追加のマークを適用しなければならない。
- 332 六水塩マグネシウムは、本規則を適用しない。
- 333 点火式エンジン（例：自動車、定置エンジン及びその他のエンジン）用のエタノール及びガソリンとモータースピリット又はペトロールは、揮発性の如何にかかわらずこのエントリーを割当てなければならない。
- 334 燃料電池カートリッジは、意図しない燃料の混合を防止する二つの独立した手段を備えた場合には反応剤を内蔵することができる。
- 335 本規則が適用されない固体と環境有害性の液体又は固体との混合物は、UN 3077 に分類しなければならない。本物質の積載時又は容器包装もしくは輸送ユニットへの収納時に視認できる自由液がない場合には、本エントリーの下で輸送することができる。バルクコンテナを使用する場合には、各貨物輸送ユニットは水密でなければならない。混合物の積載時又は容器包装もしくは貨物輸送ユニットへの収納時に自由液が視認できる場合には、この混合物は UN 3082 に分類しなければならない。固体物質に吸収させた 10 ml 未満の環境有害性液体を内蔵する自由液のない密封小包装（ポケット）もしくは物品又は 10gm 未満の環境有害性固体の密封小包装もしくは物品は、本規則を適用しない。
- 336 航空輸送される不燃性固体の LSA-II 又は LSA-III の単一輸送物は、3000 A₂ を超える放射能を収納してはならない。
- 337 航空輸送される B(U) 型及び B(M) 型輸送物は、次の値を超える放射能を収納してはならない：
- (a) 低散逸性放射性物質：承認書に定めるように、当該輸送物設計について認可されている値；
 - (b) 特別形放射性物質：3000 A₁ 又は 100 000 A₂ のいずれか小さい値；又は
 - (c) その他の全ての放射性物質：3000 A₂。
- 338 各燃料電池カートリッジは、本エントリーの下で輸送し、かつ、次の要件に適合する設計でなければならない：
- (a) 55°C における内容物の平均圧力の 2 倍以上の圧力において漏洩又は破裂しないもの；
 - (b) 収納する可燃性ガスが 200 ml 以下で、かつその蒸気圧が 55°C において 1000 kPa 以下のもの；及び
 - (c) 6.2.4.1 に定める温水槽試験に合格するもの。
- 339 本エントリーの下で輸送する燃料電池カートリッジは、水容積が 120 ml 以下でなければならない。
- 燃料電池カートリッジ内の圧力は、55°C で 5 MPa を超えてはならない。設計型式は、55°C におけるカートリッジの設計圧力の 2 倍以上の圧力又は 55°C において設計圧力より 200 kPa 高い圧力のいずれか高い圧力において漏洩又は破裂しないものでなければならない。この試験の実施に用いられる圧力は、落下試験及び水素循環試験で「最小外殻破裂圧力」として参照される。
- 燃料電池カートリッジは、製造者が定める方法により充填しなければならない。製造者は各燃料電池カートリッジについての次の情報を準備しなければならない：

- (a) 燃料電池カートリッジの初期充填前及び充填前に実施すべき検査手法；
- (b) 認識すべき安全上の警告及び有する危険性；
- (c) 規定充填容量に達したことを判断する方法；
- (d) 最小及び最大圧力範囲；
- (e) 最低及び最高温度範囲；及び
- (f) 装置形式の初期充填及び再充填を含め、初期充填及び再充填で順守すべきその他のあらゆる要件。

燃料電池カートリッジは、通常の輸送状態において燃料の漏出を防止するように設計及び製造されなければならない。燃料電池を構成するカートリッジを含め、カートリッジの設計型式は次の試験を実施し、かつ、これに合格しなければならない：

落下試験

次の四つの異なる姿勢における剛体平面への 1.8 メートル落下試験：

- (a) 閉鎖弁装置のある端面の垂直落下；
- (b) 閉鎖弁装置のある端面の反対面の垂直落下；
- (c) 直径 38 mm の円錐端付き鋼製棒の円錐端を上部に向けたものへの水平落下；及び
- (d) 閉鎖弁装置のある端面と 45°の角度の落下；

カートリッジに規定充填圧力で充填した場合に、石鹼泡溶液又はその他の全ての漏洩の可能性のある姿勢において同様な方法による確認で漏洩があってはならない。当該燃料電池カートリッジは、その後破壊するために水圧加圧しなければならない。記録された破壊圧力は、最小外殻破壊圧力の 85%を超えなければならない。

火災試験

規定水素容量を充填した燃料電池カートリッジは、火災試験を実施しなければならない。通気機能のあるものを含め、その設計カートリッジの試験結果が次の場合には、火災試験に合格したものとする。

- (a) カートリッジが破損することなく内圧のゲージ圧が 0 となっている；又は
- (b) カートリッジが破損することなく 20 分以上火中にある。

水素循環試験

本試験は、燃料電池カートリッジの設計応力が使用中に超えないことを確実にすることを意図している。

燃料電池カートリッジは、規定水素容量の 5%以下から規定水素容量の 95%以下さらに規定水素容量の 5%以下まで循環しなければならない。充填には規定充填圧力を用い、温度は作動温度範囲に保たなければならない。この循環は、100 回以上繰り返さなければならない。

循環試験に続けて、燃料電池カートリッジを充電し、カートリッジに示された排水量を測定しなければならない。循環済みカートリッジに示された排水量が、規定容量の 95%を充電し、かつ、最小外殻

破壊圧力の 75%を加圧した未循環カートリッジに示された排出水量を超えない場合には、そのカートリッジ設計は、水素循環試験に合格したものとする。

製品機密試験

各燃料電池カートリッジは、 $15^{\circ}\text{C}\pm 5^{\circ}\text{C}$ において規定充填圧力を加圧している間の気密性を試験しなければならない。カートリッジに規定充填圧力で充填した場合に、石鹼泡溶液又はその他の全ての漏洩の可能性のある姿勢において同様な方法による確認で漏洩があってはならない。

各燃料電池カートリッジは、次の事項を恒久的方法で表示しなければならない：

- (a) メガパスカル(Mpa)による規定充填圧力；
 - (b) 燃料電池カートリッジの製造者の通し番号又は独自の識別番号；及び
 - (c) 最大使用期間に基づく使用期限（4桁数字による年：2桁数字による月）
- 340 第3.2章の危険物リストの第7b欄に規定された個別物質に適用できる適用除外量の危険物に対する制限量を超えない危険物を内装容器に収納した化学品キット、救急キット又はポリエステル樹脂キットは、第3.5章に従って輸送することができる。第3.2章の危険物リストにおいて適用除外量の危険物として個別に認められていないが区分5.2の物質は、これらのキットとして認められ、コードE2が割当てられる（3.5.1.2参照）。
- 341 BK1及びBK2のバルクコンテナによる感染性物質のバルク輸送は、1.2.1に定義された動物物質を含有する感染性物質に限って許容される（4.3.2.4.1参照）。
- 342 オキシランが入った消毒機器用のガラス内容器（アンプルやカプセルなど）がオキシラン総量30ml以下になるように内装容器に格納され、これを格納した外装容器の一つあたりのオキシラン総量が300ml以下の場合、次の条件を満たせば、危険物リストの第7b欄にE0と記載されているかどうかにかかわらず3.5章の規定に従って輸送できる：
- (a) ガラス内容器の密閉性を判断するため、オキシランを入れた各ガラス内容器を一定温度の温水に一定時間漬け、ガラス内容器の内圧が 55°C でのオキシランの蒸気圧に等しくなるようにする。この試験でガラス内容器からの漏洩、容器の歪み又は他のいかなる欠陥の証拠が見つかった場合は、本特別規定による輸送は行ってはならない；
 - (b) 3.5.2に示した容器包装の要件に加え、各ガラス内容器が、オキシランに耐性のある樹脂袋に密封され、ガラス内容器の破損又は漏洩時に内容物を閉じ込めることが可能であり；そして
 - (c) 容器の破損（押し潰し等による）によって樹脂袋に穴が開かないような手段（例えばスリーブやクッション）によって、各ガラス内容器が保護されていること。
- 343 このエントリーは、放出された蒸気が吸入毒性を示すに十分な濃度の硫化水素を含む原油に対して適用される。割当てべき容器等級は、燃焼危険性と吸入毒性の度合いの大きさに応じて決定される。
- 344 6.2.4の規定を満たさなければならない。

- 345 最大容量が1 リットルで内側と外側の間が真空（真空断熱）のガラス2重壁から作られたオープン型深冷ガス容器に入れられたガスに対しては、もし個々の容器が衝撃損傷から保護するための適切なクッション又は緩衝材とともに外装容器に収納されて輸送される場合は、本規則は適用されない。
- 346 包装要件P203の要求を満たし、多孔物質に完全に浸透した「UN 1977、窒素、深冷液化されているもの」以外の危険物が入っていないオープン型深冷ガス容器は、本規則の他の要件は適用されない。
- 347 このエントリーは、試験方法及び判定基準のマニュアル第1部の試験シリーズ6(d)の結果、作動による全ての危険影響が包装内に閉じ込められることが示された場合にのみ使用されなければならない。
- 348 2011年12月31日以降に製造された電池は外部ケースに出力量が表記されなければならない。
- 349 次亜塩素酸塩とアンモニウム塩の混合物は輸送を認めてはならない。「UN No. 1791 次亜塩素酸塩溶液」はクラス8危険物である。
- 350 臭素酸アンモニウムとその水溶液及び臭素酸とアンモニウム塩の混合物は輸送を認めてはならない。
- 351 塩素酸アンモニウムとその水溶液及び塩素酸とアンモニウム塩の混合物は輸送を認めてはならない。
- 352 亜塩素酸アンモニウムとその水溶液及び亜塩素酸とアンモニウム塩の混合物は輸送を認めてはならない。
- 353 過マンガン酸アンモニウムとその水溶液及び過マンガン酸とアンモニウム塩の混合物は輸送を認めてはならない。
- 354 この物質は吸入毒性を示す。
- 355 このエントリーで輸送される緊急用の酸素ボンベは、酸素ボンベ1本あたりの爆燃（推進）火薬の総量が3.2 gを超えない限り、区分2.2の分類を変更することなく、組込み型火薬作動部品（1.4区分、隔離区分C又はSのcartridges, power device）を搭載してよい。この組込み型火薬作動部品を搭載したボンベを輸送する際は、不慮の起動を防止するための有効な手立てを施さなければならない。
- 356 車両、船舶、機械、エンジン、航空機又は完成部品内に搭載された、又は車両、船舶、機械、エンジン、航空機内に搭載予定の水素化金属貯蔵システムは、輸送を引き受ける前に所管官庁の承認を受けなければならない。危険物輸送書類に所管官庁の承認済みであることを記載するか、又は所管官庁の承認書のコピーを輸送委託ごとに付けなければならない。
- 357 放出された蒸気が吸入毒性を示すに十分な濃度の硫化水素を含む原油は、「UN 3494 石油 サワー原油、引火性、毒性」のエントリーで輸送を委託しなければならない。
- 358 ニトログリセリンのアルコール溶液でニトログリセリン濃度が1%以上5%未満のものは、もし包装要件P300の全てが満たされていれば、クラス3に分類し国連番号3064を割当てることができる。
- 359 ニトログリセリンのアルコール溶液でニトログリセリン濃度が1%以上5%未満のものは、包装要件P300のいずれかが満足されていない場合は、クラス1に分類し国連番号0144を割当てなければならない。

360 リチウム電池又はリチウムイオン電池のみで駆動する車両は「UN 3171 電池動力自動車」のエントリーに割当てなければならない。輸送ユニットの外部に電力を供給するためだけに設計された貨物輸送ユニットに設置されたリチウム電池は、UN 3536貨物輸送ユニットに組み込まれたリチウム電池、リチウムイオン電池又はリチウム金属電池に割当てられなければならない。

361 このエントリーはエネルギー蓄積能力が0.3 Whを超える電気二重層コンデンサーに対応する。エネルギー蓄積能力が0.3 Wh以下のコンデンサーに本規則は適用されない。エネルギー蓄積能力とは定格電圧と静電容量を用いて計算されるコンデンサーに蓄えられる電気エネルギーをいう。いかなる危険分類又は区分の判定基準にも当てはまらない電解質を用いたものも含めて、このエントリーが適用されるコンデンサーは、全て次の条件を満たさなければならない：

- (a) 装置に搭載されていないコンデンサーは無充電状態で輸送されなければならない。装置に搭載されたコンデンサーは無充電状態又は短絡を阻止する保護が施されなければならない；
- (b) 各コンデンサーは輸送時に次のような方法で短絡事故の可能性から保護されなければならない：
 - (i) 単一のコンデンサー又はモジュール内の単一のコンデンサーのエネルギー蓄積能力が10 Wh以下の場合、そのコンデンサー又はモジュールの短絡を防止するか又は端子間を帯状金属で接続する；そして
 - (ii) 単一のコンデンサー又はモジュール内の単一のコンデンサーのエネルギー蓄積能力が10 Whを超える場合は、そのコンデンサー又はモジュールの端子間を帯状金属で接続する；
- (c) 危険物を内包しているコンデンサーは95 kPaの圧力差に耐えるように設計されなければならない；
- (d) コンデンサーは、使用中に上昇した内圧をガス抜き穴又はケースの弱い箇所を通して安全に開放できるように設計・製作されなければならない。圧力開放とともに放出される液体は、容器又はコンデンサーが搭載された装置によって閉じ込めなければならない；そして
- (e) 2013年12月31日以降に製造されたコンデンサーには、エネルギー蓄積能力をWh単位で表示しなければならない。

いかなる危険分類又は区分の判定基準にも当てはまらない電解質を用いたコンデンサーは、装置に搭載されたものも含めて、本規則の他のいかなる規定も適用されない。

電解質が危険分類又は区分の判定基準のいずれかに当てはまり、かつエネルギー蓄積能力が10 Wh以下のコンデンサーは、もしそれら無包装で1.2 mの高さから変形しない床の上に落下させる試験を行って内容物が失われなければ、装置に搭載されたものも含めて、本規則の他のいかなる規定も適用されない。

電解質が危険分類又は区分の判定基準のいずれかに当てはまり、かつ装置に搭載されておらず、かつエネルギー蓄積能力が10 Whを越えるコンデンサーは、本規則が適用される。

装置に搭載され、危険分類又は区分の判定基準のいずれかに当てはまる電解質を用いたコンデンサーは、もし装置が適切な強度の材料で作られた強固な外装容器に収納され、その外装容器が意図的にコンデンサーの輸送中の予定外の動作を防ぐような適切な設計になっている場合、本規則の他のいかなる規定も適用されない。コンデンサーが大きく頑丈な装置に内蔵され、かつその装置によってコンデンサーが同

等に保護されるのであれば、その装置を無包装又はパレット上に設置した状態で輸送してよい。

注記： 設計上一定の端子電圧が保たれるコンデンサー（例えば非対称コンデンサー）はこのエントリーに属さない。

362 このエントリーは、2.2.1.1及び2.2.1.2(a)又は(b)の定義に該当する高圧ガスによって加圧された液体、ペースト又は粉末に適用される。

注記： エアロゾル発生器内の加圧された化学物質はUN 1950として輸送されなければならない。

以下の規定が適用される：

(a) 加圧下の化学物質の分類は、異なる状態下で組成物が示す危険性の特徴に基づいて分類されなければならない：

- 高圧ガス；
- 液体；又は
- 固体。

これらの組成物は純物質でも混合物でもよく、これらのどれか一つを引火性物質として分類する必要があるなら、加圧下の化学物質は危険区分2.1の引火性物質として分類されなければならない。引火性の組成物は次の判定基準に従う引火性液体及び引火性混合液体、引火性固体及び引火性混合固体、又は可燃性ガス及び可燃性混合ガスである：

- (i) 引火性液体の場合は93 °Cを越えない引火点を持つ液体；
- (ii) 引火性固体の場合は本規則2.4.2.2の判定基準を満たす固体；
- (iii) 可燃性ガスの場合は本規則2.2.2.1の判定基準を満たすガス；

(b) 危険区分2.3のガス及び副次危険性が5.1のガスは、加圧下の化学物質内の高圧ガスとして用いてはならない；

(c) 液体又は固体の組成物が区分6.1、容器等級II又はIII、もしくはクラス8、容器等級II又はIIIの危険物として分類される場合、加圧下の化学物質は副次危険性が区分6.1またはクラス8でなくてはならず、適切な国連番号を割当てなければならない。しかし組成物が区分6.1、容器等級I、もしくはクラス8、容器等級Iの危険物に分類される場合は、この正式輸送品名で輸送してはならない；

(d) 更に、クラス1、火薬類；クラス3、液体鈍性化爆発物；区分4.1、自己反応性物質及び固体鈍性化爆発物；区分4.2、自然発火性の疑いのある物質；区分4.3、水接触により可燃性ガスを発生する物質；区分5.1、酸化性物質；区分5.2、有機過酸化物；区分6.2、伝染性病原体等又はクラス7、放射性物質はこの正式輸送品名で輸送してはならない；

(e) 3.2章の危険物リストの第9列及び第11列にPP86又はTP7が定められており、そのため蒸気中に空気が混入することが許されない物質は、この正式輸送品名ではなく、3.2章の危険物リストに記載されたそれぞれの国連番号の下で輸送されなければならない。

363 本エントリーは、この特別規定の条件が満たされた場合にのみ使用できる。本規則の他の要件は適用されない。

- (a) UN3166 又は 3363に割当てられるものを除き、このエントリーは、内燃機関を用いて危険物に分類される燃料により駆動されるエンジン又は機械（例えば燃焼エンジン、発電機、圧縮機、タービン、加熱装置など）に適用される。
- (b) エンジン又は機械であって、液体又はガス状燃料が空であり、かつ他の危険物を持たないものは、本規則が適用されない。

注記 1： 液体燃料が燃料タンクから排出され、燃料欠如のためエンジン又は機械が操作できない場合、エンジン又は機械は液体燃料が空であるとみなされる。燃料パイプ、燃料フィルター及び噴射装置のようなエンジン又は機械の部品については、液体燃料を空にするための清掃、排出又は浄化は不要である。加えて、液体燃料タンクの洗浄又は浄化も不要である。

注記 2： ガス燃料タンクに液体が入っておらず（液化ガスの場合）、タンク内の正の圧力が2 barを超えず、燃料遮断バルブ又は分離バルブが閉じていることが確認された場合、エンジン又は機械はガス状燃料が空であるとみなされる。

- (c) クラス3の分類判定基準を満たす燃料を積んだエンジン及び機械は、「UN 3528 エンジン、内燃機関、引火性液体動力のもの」、又は「UN 3528 エンジン、燃料電池、引火性液体動力のもの」、又は「UN 3528 機械、内燃機関、引火性液体動力のもの」、又は「UN 3528 機械、燃料電池、引火性液体動力のもの」の該当するエントリーで輸送を委託しなければならない。
- (d) 区分2.1の分類判定基準を満たす燃料を積んだエンジン及び機械は、「UN 3529 エンジン、内燃機関、可燃性ガス動力のもの」、又は「UN 3529 エンジン、燃料電池、可燃性ガス動力のもの」、又は「UN 3529 機械、内燃機関、可燃性ガス動力のもの」、又は「UN 3529 機械、燃料電池、可燃性ガス動力のもの」の該当するエントリーで輸送を委託しなければならない。

可燃性ガスと引火性液体の両方を動力とするエンジン及び機械は、適宜UN 3529 のエントリーで輸送を委託しなければならない。

- (e) 2.9.3の環境有害性物質の分類判定基準を満たし、他の危険クラスや区分の分類判定基準を満たさない液体燃料を積んだエンジン及び機械は、「UN 3530 エンジン、内燃機関のもの」、又は「UN 3530 機械 内燃機関のもの」のエントリーで輸送を委託しなければならない。
- (f) エンジン又は機械には、それらの機能上又は安全操作上必要な、燃料以外の他の危険物（例えば電池、消火器、圧縮ガス溜め又は安全装置）が存在してもよく、本規則で定められていない限り、それらの危険物に対する付加的要件は適用されない。しかし、リチウム電池は、100個以下の電池で構成される生産開始前のプロトタイプの組電池または少量生産の組電池を機械又はエンジンに設置する際には2.9.4 (a) が適用されないが、その場合を除き、2.9.4 の規定を満たさなければならない。

機械またはエンジンに取り付けられたリチウム電池が破損又は欠陥がある場合、その機械またはエンジンは所管官庁の定義に従って輸送されなければならない。

- (g) エンジン又は機械が、危険物を収納する手段を含めて、所管官庁が定めた構造要件を遵守している。
- (h) 全ての弁又は開口部（例えば通気装置）が輸送中に閉じられている。
- (i) エンジン又は機械が危険物の偶発的な漏出を防ぐ方向に向けられており、かつ、エンジン又は機械が輸送中に動いて、それらの方向が変化するか又は破損することを防ぐための、拘束力のある手段で固定されている。
- (j) UN 3528 及び UN 3530に対して：

エンジン又は機械が 60 l 以上の液体燃料を積んでおり、かつ 450 l を超えない容量を持つ場合、5.2.2 の標札要件が適用されなければならない。

エンジン又は機械が 60 l 以上の液体燃料を積んでおり、かつ 450 l 以上 3000 l 以下の容量を持つ場合、5.2.2 に従った標札を、対向する二つの面に表示しなければならない。

エンジン又は機械が 60 l 以上の液体燃料を積んでおり、かつ3000 l 以上容量を持つ場合、標識を対向する二つの面に表示しなければならない。標札は、第3.2章の危険物リストの第3欄に示されているクラスに対応し、5.3.1.2.1 に示されている仕様に適合しなければならない；

- (k) UN 3529に対して：

エンジン又は機械の燃料タンクが 450 l を超えない水容量の場合、5.2.2 の標札要件が適用されなければならない。

エンジン又は機械の燃料タンクが 450 l 以上 1000 l 以下の水容量の場合、5.2.2 に従った標札を対向する二つの面に表示しなければならない。

エンジン又は機械の燃料タンクが 1000 l 以上の水容量の場合、標識を対向する二つの面に表示しなければならない。標札は、3.2章の危険物リストの第3欄に示されているクラスに対応し、5.3.1.2.1 に示されている仕様に適合しなければならない。

- (l) 5.4節に従った輸送書類が必要であるが、UN 3528 及び 3530 については、エンジン又は機械が 60 l 以上の液体燃料を積んでいる場合のみ輸送書類が必要である。この書類には「特別規定363に従った輸送」の記述を付加的に含めなければならない；
- (m) 4.1.4.1 の包装要件 P005 で指定された要件を満たさなければならない。

364 この物品は、輸送に供される際、試験方法及び判定基準のマニュアル第1部の試験シリーズ6(d)に従って所管官庁が決定した試験を通過した場合のみ、3.4章の規定のもとに輸送することができる。

365 水銀を含有した機器製品や物品については、UN 3506を参照すること。

366 陸上及び海上輸送においては、1 kg以下の重量の水銀を含む機器製品や物品には本規則が適用されない。航空輸送においては含有する水銀の重量が15 g以下の物品には本規則が適用されない。

367 書類作成及び輸送物のマークに関して：

「塗料」及び「塗料関連物質」が同一の輸送物に含まれる場合、その輸送物資の正式輸送品名は「塗料関連物質」でよい；

「塗料、腐食性、引火性」及び「塗料関連物質、腐食性、引火性」が同一の輸送物中に含まれる場合、その輸送物資の正式輸送品名は「塗料関連物質、腐食性、引火性」でよい；

「塗料、引火性、腐食性」及び「塗料関連物質、引火性、腐食性」が同一の輸送物中に含まれる場合、その輸送物資の正式輸送品名は「塗料関連物質、引火性、腐食性」でよい；

「印刷用インク」及び「印刷用インク関連物質」が同一の輸送物中に含まれる場合、その輸送物資の正式輸送品名は「印刷用インク関連物質」でよい。

368 六フッ化ウランが非核分裂性又は適用除外核分裂性の場合、その物質は国連番号3507 又は 2978に分類されなければならない。

369 適用除外輸送物中の放射性物質が毒性及び腐食性を持つ場合、2.0.3.2に従って、この物質は放射性物質及び腐食性の副次危険性を持つ危険区分6.1に分類される。

六フッ化ウランは、2.7.2.4.1.2、2.7.2.4.1.5、2.7.2.4.5.2、及び適用除外核分裂性物質については2.7.2.3.5の要件を満たす場合にのみ、このエントリーに分類できる。

腐食性の副次危険性を持つ危険区分6.1物質の輸送に適用される規定に加え、5.1.3.2、5.1.5.2.2、5.1.5.4.1(b)、7.1.8.5.1から7.1.8.5.4及び7.1.8.6.1の規定が適用されなければならない。

クラス7の標札は必要ない。

370 このエントリーは下記のものみに適用される：

(a) 炭素として計算される有機物を含む可燃性の物質の含有率が0.2質量%を超え、他の添加物を含まない硝酸アンモニウム；及び

(b) 炭素として計算される有機物を含む可燃性の物質の含有率が0.2質量%以下で、他の添加物を含まない硝酸アンモニウムであって、試験シリーズ2（試験方法及び判定基準のマニュアル、第1部参照）の結果が正の判定になるもの。国連番号 1942も参照のこと。

このエントリーは、適切な品名が3.2章の危険物リストにすでに存在する硝酸アンモニウム（燃料油と混合した硝酸アンモニウム（ANFO）または商業グレードの硝酸アンモニウムを含む）に使ってはならない。

371 (1) このエントリーは圧力解放装置が付随した小型圧力容器を含む物品にも適用される。そのような物品は以下の要件を満たさなければならない：

(a) 圧力容器の水タンク容量が0.5リットルを超えず、かつ動作圧力が15°Cにおいて25気圧を超えないこと；

(b) 圧力容器の最小破裂圧力が、15°Cにおけるガス圧力の少なくとも4倍であること；

- (c) 通常の取り扱い、包装、輸送及び使用の際に不慮の発火又は圧力解放が生じないように、各物品が製造されていること。この要件を満たすために起動装置と連動する制限装置を付加してよい；
 - (d) 圧力容器又はその一部の危険な飛散を生じないように各物品が製造されていること；
 - (e) 破裂しても粉碎しない材料で各圧力容器が製造されていること；
 - (f) 物品の設計型式に対し火災試験が行われていること。この試験については試験方法及び判定基準のマニュアルの16.6.1.2の(g)以外の、16.6.1.3.1から16.6.1.3.6まで、16.6.1.3.7(b)及び16.6.1.3.8の規定を適用すること。火災時分解性密閉装置や他の装置によって、圧力容器が破碎せず、かつ物品や物品の破片が10 m以上飛び出さないように物品の圧力が解放されることが示されていること；
 - (g) 物品の設計型式に対し次の試験が行われていること。励起機構を用いて輸送物の中心部にある一つの物品を着火すること。輸送物の破壊や、金属破片又は容器が輸送物から飛び出すなどのいかなる危険効果も、輸送物の外側に生じないこと。
- (2) 製造者は、試験方法とそれらの結果だけでなく、設計型式や製造に関する技術文書を作成しなければならない。製造者は、製造された一連の製品が高品質で設計型式に沿っており、かつ上記(1)の要件を満たしていることを保証するための手順を踏まなければならない。製造者は、所管官庁からの要求に応じて、それらの情報を提供しなければならない。

372 このエントリーは蓄電容量が0.3Whを超える非対称コンデンサーに適用される。蓄電容量が0.3Wh以下のコンデンサーは本規則の対象ではない。

蓄電容量とはコンデンサーに蓄えられるエネルギーであって下記の数式によって計算される、

$$Wh = 1/2C_N(U_R^2 - U_L^2) \times (1/3600),$$

ただし公称静電容量 (C_N)、定格電圧 (U_R) 及び定格下限電圧 (U_L)である。

このエントリーに適用される全ての非対称コンデンサーは下記の条件を満たさなければならない：

- (a) コンデンサー又はコンデンサモジュールは短絡保護がなされていること；
- (b) コンデンサーは、使用時に発生する圧力が排気孔又はコンデンサー容器の脆弱部分を通して安全に解放されるように設計・組み立てられていること。このような排気に伴って放出される液体は、輸送物内又はコンデンサーが組み込まれた機器内に留めること；
- (c) 2015年12月31日以降に製造されたコンデンサーには、その蓄電容量がWh単位で表示されていること；
- (d) 封入された電解物がどれかの危険物クラス又は区分に分類される場合、コンデンサーは95 kPaの差圧に耐えるように設計されていること；

封入された電解物がいかなる危険物クラス又は区分にも分類されないコンデンサーは、それがモジュール化されていても機器内に組み込まれていても、これらの規定以外の他の規定は適用されない。

封入された電解物がどれかの危険物クラス又は区分に分類されるコンデンサーであって、蓄電容量が20 Wh 以下のものは、無包装で堅い床上1.2 mからの落下試験を行って内容物の損失無く耐えることができる限り、モジュール化されている場合を含め、本規則以外の他の規定は適用されない。

機器に組み込まれておらず、かつ蓄電容量が20 Wh 以上のコンデンサーであって、封入された電解物がどれかの危険物クラス又は区分に分類されるものは、本規則の対象である。

機器に組み込まれており、封入された電解物がどれかの危険物クラス又は区分に分類されるコンデンサーであって、その機器が、輸送物の用途の観点から輸送中の事故的動作を防止するような適切な材料、強度及び設計で作られた強固な外装容器に収納されていれば、本規則以外の他の規定は適用されない。コンデンサーを搭載する大きく頑丈な機器は、もし内包するコンデンサーがその機器によって同等の保護を受けているのであれば、無包装又はパレットに乗せて輸送してよい。

注記： この特別規定にかかわらず、クラス8のアルカリ電解物を封入するニッケル-炭素型非対称コンデンサーは「国連番号2795 蓄電池、アルカリ性の液体を内蔵するもの」として輸送されなければならない。

373 非加圧の3フッ化ホウ素ガスを封入した中性子放射検出器は、以下の条件を満足する限りこのエントリーで輸送してよい。

(a) 各放射検出器が以下の条件を満足する場合。

- (i) 各検出器の内圧が20°Cにおいて絶対圧105 kPaを超えない；
- (ii) ガスの質量が一つの検出器あたり13 gを超えない；
- (iii) 検出器が登録された品質保証プログラムの下に製造されている；

注記： ISO 9001:2008 はこの目的に適合するとみなされる。

- (iv) 各中性子放射検出器は、金属-セラミックス蝋付による貫通接続部を持った金属溶接物であること。これらの検出器は最低破裂圧力が1800 kPa であることが設計型式試験によって保証されていること；及び
- (v) 各検出器は、ガスを封入する前に $1 \times 10^{-10} \text{ cm}^3/\text{s}$ の非漏出性基準の試験を受けていること。

(b) 個別の構成要素として輸送される放射検出器は、下記のように輸送されなければならない：

- (i) 検出器は、ガスの全量を吸収又は吸着するのに十分な吸収材又は吸着物質とともに気密性の樹脂製中間ライナーに入れて包装される；
- (ii) それらは強固な外装容器に収納される。完成した輸送物は1.8 mの落下試験を受け、検出器からのガス漏洩無しに合格しなければならない；
- (iii) 一つの外装容器につき、検出器ガスの総量が52 gを超えないこと。

- (c) 上記(a)の条件に合致する検出器が組み込まれた中性子放射検知システムの完成物は、下記のように輸送されなければならない：
- (i) 検出器は強固な気密性の外側ケースに収納される；
 - (ii) 外側ケースにはガスの全量を吸収又は吸着するのに十分な吸収材又は吸着物質を収納する；
 - (iii) 完成システムは、1.8mの落下試験でガス漏洩無しに合格する強固な外装容器に収納される。ただし、システム自身の持つ外側ケースが同様の保護性能を持つ場合はその限りではない。

4.1.4.1の包装要件P200は適用されない。

輸送書類には「特別規定373による輸送」という記述が含まれなければならない。

1g以下の3フッ化ホウ素を封入する中性子放射検出器であって、上記(a)の要件を満たし、かつ(b)に従って包装されたものは、ハンダ付けガラス継ぎ手を持つものも含めて本規則の対象にはならない。そのような検出器が組み込まれた放射検知システムは、上記(c)に従って包装されている限り本規則の対象にはならない。

- 374 このエントリーは、放射性物質以外の危険物を含む小型容器、大型容器又は中型容器(IBCs)、又はそれらの一部であって、改良、修理、定期保守、再製造又は再利用の目的以外の、含有物質の廃棄、再利用又は回収のために輸送され、かつ輸送のために引き渡される段階では、包装部品に付着した危険物の残渣のみが存在する程度に空にされていると、所管官庁が認定するものみに適用される。
- 375 これらの物質が単一もしくは組合わせ容器で輸送される場合、輸送物あるいは内装容器一つあたりの収納物が合計5 l以下の液体又は5 kg以下の固体であれば、輸送物が一般規定4.1.1.1、4.1.1.2及び4.1.1.4から4.1.1.8までの一般規定を満たす限り、本規則以外の他の規定は適用されない。
- 376 リチウムイオン単電池又は組電池及びリチウム金属電池又は組電池であって、破損又は欠陥があるため、試験方法及び判定基準のマニュアルの該当する規定に従って試験された型式を満たさないと認められたものは、この特別規定に従わなければならない。

この特別規定の目的によれば、これらの物品には下記のものが含まれるが、それに限るものではない：

- 安全性の理由で欠陥品と認められる単電池及び組電池；
- 漏れ又は漏出のある単電池及び組電池；
- 輸送前に検査できない単電池及び組電池；又は
- 物理的又は機械的破損が疑われる単電池及び組電池。

注記： 単電池または組電池を損傷または欠陥として評定する場合、単電池又は組電池又は製品メーカーの安全基準に基づいて、あるいは、単電池又は組電池の安全機能に関する知識を持つ技術専門家が評定または評価を実施しなければならない。評定または評価には、次の基準が含まれるが、これらに限定されるものではない：

- (a) ガス、火炎、電解液の漏れなどの急性的危険；
- (b) 単電池又は組電池の使用または誤用；

- (c) 単電池又は組電池ケースの変形、あるいはケースの着色などの物理的損傷の兆候；
- (d) 電圧または分離措置などの外部的及び内部的短絡保護；
- (e) 単電池又は組電池の安全機能の状態；又は
- (f) バッテリー管理システムなどの内部の安全コンポーネントの損傷。

電池及び組電池は、特別規定230及び本特別規定に述べられていない限り、国連番号3090、3091、3480及び3481に該当する規定に従って輸送されなければならない。

単電池及び組電池は、4.1.4.1 の包装要件P908 又は4.1.4.3 のLP904のどちらか該当する方に従って包装されなければならない。

損傷または欠陥があり、通常の輸送条件下において急速な分解、危険な反応、火災の発生又は危険な熱の放出、又は有毒、腐食性又は可燃性のガス又は蒸気の危険な発生が起りやすいと特定された単電池及び組電池は、4.1.4.1 の包装要件P911または4.1.4.3 のLP906のどちらか該当する方に従って包装及び輸送されなければならない。所管官庁によって、代替の包装及び/又は輸送条件が許可されることもある。

5.2.1 に記載されているように、正式輸送品名に加えて、パッケージに「破損/欠陥」の表示をしなければならない。

輸送書類には、次の記述「特別規定376に従った輸送」を含めなければならない。

該当する場合、所管官庁の承認書の写しを輸送に添えなければならない。

- 377 廃棄又は再利用のために輸送されるリチウムイオン及びリチウム金属単電池又及び組電池、及びこれら単電池や組電池を持つ機器は、非リチウム電池と一緒に収納されるか否かにかかわらず、4.1.4.1の包装要件P909に従って包装することができる。

これらの単電池及び組電池は2.9.4節の要件の対象ではない。モード別輸送の規制によって定義される条件によっては、適用除外が付加的に実施されることもある。

輸送物には「廃棄リチウム組電池」又は「再利用リチウム電池」の表示をしなければならない。

破損又は欠陥が認められた組電池は、特別規定376に従って輸送されなければならない。

- 378 このガスを封入した放射検知器であって、6.2章の要件及び4.1.4.1の包装要件P200を満たさない非再充填式圧力容器に収納されたものは、以下の条件が満たされれば、このエントリーで輸送できる：

- (a) 各容器の使用圧力が 50バールを超えない；
- (b) 容器容量が 12リットルを超えない；
- (c) 各容器の最小破裂圧力が、圧力開放装置が備わっている場合は使用圧力の少なくとも3倍、圧力開放装置が備わっていない場合は使用圧力の少なくとも4倍である；

- (d) 各容器が破裂時に碎けない材料で製造されている；
- (e) 各検出器は登録された品質保証プログラムのもとで製造されている；

注記： ISO 9001:2008 はこの目的に使用可能である。

- (f) 検出器は頑強な外装容器に入れられて輸送されている。完全な輸送物は1.2 mの落下試験に、検出器の破損又は外装容器の破裂が起きることなく耐えなければならない。検出器を組み込んだ機器については、検出器がそれを組み込んだ機器によって同等の保護を受ける場合を除いて、強固な外装容器内に収納されなければならない；及び
- (g) 輸送書類には「特別規定378に従った輸送」の記述を含めなければならない。

放射検出システムに含まれるものを含め、放射検出器は、その検出器が上記(a)から(f)までの要件を満たし、かつ検出器の容器容量が 50 mlを超えない限り、本規則のいかなる他の要件も適用されない。

379 アンモニア供給システム内、又は当該システムの一部を形成する用途で用いられる容器内の固体物質中に吸収又は吸着した無水アンモニアに対しては、以下の条件が観察される限り、本規則のいかなる他の規定も適用されない：

- (a) その吸収又は吸着が次の性質を持つ場合：
 - (i) 容器内の圧力が 20 °Cにおいて 0.6バール以下である；
 - (ii) 容器内の圧力が 35 °Cにおいて 1バール以下である；
 - (iii) 容器内の圧力が 85 °Cにおいて 12バール以下である。
- (b) 吸着材又は吸収材がクラス1から8までの危険物に該当しない；
- (c) 容器の最大アンモニア容量が 10 kgである；及び
- (d) 吸着又は吸収されたアンモニアが入った容器が、以下の条件を満たす場合：
 - (i) 容器が、ISO 11114-1:2012+ A1:2017に指定されたアンモニアと適合する材料で製造されている；
 - (ii) 容器及びそれらの閉鎖手段が気密シールされ、発生するアンモニアを閉じ込めることができる；
 - (iii) 各容器が、85 °Cにおいて発生する圧力を、0.1%以下の体積膨張で保持することが可能；
 - (iv) 圧力が 15バールを超えた場合に、危険な破裂、爆発又は飛散を起こすことなくガスを排出することが可能な装置を、各容器が備えている；及び
 - (v) 各容器が、圧力開放弁が動作しない場合でも、20バールの圧力を揺曳なしに保持できる。

アンモニア供給装置に積載される場合、供給装置に対する容器の接続は、構成された装置が単一容器と同じ強度を持つことが確認できる方法で行われなければならない。

本特別規定で述べられている機械強度の特性は、通常の容量まで充填された容器及び又は供給装置のプロトタイプを用いて、仕様圧力に到達するまで温度を上昇し試験されたものでなければならない。

その試験結果は文書化され、追跡可能であり、かつ関連当局の求めに応じて提示されなければならない。

380 削除

381 容器等級Ⅲの性能レベルを満たし、「国連危険物輸送に関する勧告、モデル規則」第18版4.1.4.3の包装要件LP02に従って使用される大型輸送物は、2022年12月31日まで使用できる。

382 プラスチックビーズは、ポリエステル、ポリ（メタクリル酸メチル）又は他の樹脂から作られたものでよい。もし試験方法及び判定基準のマニュアル第Ⅲ部、38.4.4の試験U1（引火性蒸気を放出する可能性のある物質に対する試験法）によって引火性雰囲気をもたらす引火性蒸気が発生しないことが示されれば、発泡性プラスチックビーズをこの国連番号に割当てる必要はない。この試験は物質の分類指定解除を検討する場合にのみ実施されなければならない。

383 セルロイドで作られた卓球ボールは、各卓球ボールの正味質量が3.0 gを超えず、かつ輸送物一つあたりの卓球ボールの総正味質量が500 gを超えない限り、本規則の対象ではない。

384 使用すべき標札はモデル番号 9Aである。5.2.2.2を参照のこと。ただし、貨物輸送ユニットの標識を行う場合は、モデル番号9に対応していなければならない。

注記： クラス9の標札（モデル番号 9）は2018年12月31日まで継続して使用できる。

385 削除

386 物質が温度管理によって安定化されている場合は7.1.5の規定が適用されなければならない。化学的安定化が施されている場合、小型容器、IBC又はタンク輸送の依頼者は、小型容器、IBC又はタンク内の物質が、混合平均温度50℃において、又はポータブルタンクの場合は 45℃において、危険な重合の発生を防ぐのに十分な安定化レベルになっていることを確認しなければならない。もし輸送期間において、化学的安定化が低温のため無効になることが予想される場合、温度管理が必要である。この決定を行う際に考慮すべき要因としては、小型容器、IBC又はタンクの容積と形状及び使われている全ての熱遮蔽材の効果、輸送依頼された時点での物質の温度、輸送行程の期間の長さ及び輸送行程での典型的な雰囲気温度（その年の季節も考慮）、使用されている安定化剤の効力や他の特性、規制上要求されている運転管理の該当事項（例えば、熱の発生源からの保護であって、これには雰囲気温度以上の温度で輸送されている他の貨物からの保護を含む）及びその他関連する要因が含まれるが、これに限るわけではない。

387 リチウム金属一次単電池とリチウムイオン二次単電池の両方を含む 2.9.4(f)に準拠したリチウム組電池は、必要に応じて国連番号3090または3091に割当てられる。このような電池を特別規定188に従って輸送する場合、組電池に含まれる全てのリチウム金属単電池の総リチウム含有量は1.5 gを超えてはならず、組電池に含まれる全てのリチウムイオン単電池の総容量は10 Whを超えてはならない。

388 国連番号3166のエントリーは、引火性液体又はガスを燃料とする内燃機関エンジン又は燃料電池を動力とした車両に適用される。

燃料電池エンジンを動力とした車両は、適宜、「UN 3166 自動車、可燃性ガス動力のもの」又は「UN 3166 自動車、燃料電池、可燃性ガス動力のもの」のエントリーに割当てなければならない。これらのエントリーには、燃料電池及び、湿式組電池・ナトリウム組電池・リチウム金属組電池・リチウムイオン組電池のいずれかを搭載した内燃エンジンの両方を動力とし、組電池を内蔵して輸送されるハイブリッド電気自動車を含む。

内燃機関エンジンを搭載したその他の車両は、適宜、「UN 3166 自動車、可燃性ガス動力のもの」又は「UN 3166 自動車、引火性液体動力のもの」のエントリーに割当てなければならない。これらのエントリーには、内燃機関エンジン及び、湿式組電池・ナトリウム組電池・リチウム金属組電池・リチウムイオン組電池のいずれかの両方を動力とし、組電池を内蔵して輸送されるハイブリッド電気自動車を含む。

車両が引火性液体及び可燃性ガスを燃料とする内燃機関エンジンを動力としている場合、「UN 3166 自動車、可燃性ガス動力のもの」に割当てられる。

UN 3171のエントリーは、湿式組電池・ナトリウム組電池・リチウム金属組電池・リチウムイオン組電池のいずれかを動力とした車両、及び、湿式組電池又はナトリウム組電池を動力とした車両で、これらの組電池を内蔵して輸送される車両にのみ適用される。

本特別規定の目的において、車両とは一人以上の人間又は物品を運ぶために設計された自己推進式の装置をいう。例としては、自動車、オートバイ、スクーター、三輪又は四輪車、トラック、機関車、自転車（電動付きペダルサイクル）、その他車両（例、電動立ち乗り二輪車又は座席が一つもない車両）、車椅子、芝刈りトラクター、自走式の農耕及び建設車両、船舶及び航空機がある。これは、包装されて輸送される車両を含む。車両の一部を車体から取り外して包装容器に収める場合もある。

機器の例としては、芝刈り機、掃除機、模型ボート、模型飛行機がある。リチウム金属組電池又はリチウムイオン組電池を動力とする機器は、必要に応じて、「UN 3091 リチウム金属電池、装置に組み込まれたもの又はUN 3091 リチウム金属電池、装置と共に包装されたもの」又は「UN 3481 装置に組み込まれたリチウムイオン電池又はUN 3481 装置と共に包装されたリチウムイオン電池」に割当てなければならない。貨物輸送ユニットに設置され、貨物輸送ユニットの外部に電力を供給するためだけに設計されたリチウムイオン電池またはリチウム金属電池は、「UN 3536 貨物輸送ユニットに組み込まれたリチウム電池、リチウムイオン電池又はリチウム金属電池」に割当てられなければならない。

組電池、エアバッグ、消火器、圧縮ガス溜め、安全装置及び他の車両と一体化した構成部品のような危険物であって、車両の操作上、又は操作者又は乗員の安全上必要なものは、車両内にしっかりと搭載されなければならないが、それ以外は本規則の対象にはならない。ただし、リチウム組電池は、100個以下の組電池で構成される生産開始前のプロトタイプの組電池又は少量生産の組電池を車両又は機器に内蔵する場合2.9.4 (a)は適用されないが、それ以外は2.9.4の要件に適合しなければならない。

車両または機器に内蔵されたリチウム組電池に破損又は欠陥がある場合、車両または機器は所管官庁の定義に従って輸送されなければならない。

- 389 このエントリーは、輸送ユニットに取り付けられ、輸送ユニットの外部に電力を供給するためだけに設計されたリチウムイオン組電池又はリチウム金属組電池にのみ適用される。リチウム組電池は、2.9.4 (a) ~ (g) の要件を満たし、電池間の過充電や過放電を防ぐために必要なシステムを含まなければならない。

組電池は、短絡、偶発的操作、輸送に通常発生する衝撃、負荷、及び振動下で輸送ユニットに対する重大な移動を防ぐような方法で、輸送ユニットの内部構造に（例えば、ラック、キャビネットなどに配置して）しっかりと取り付けられなければならない。輸送ユニット（例：消火システム及び空調システム）の安全で適切な操作に必要な危険物は、輸送ユニットに適切に固定又は設置しなければならず、その場合はこれらの規則の対象とならない。輸送ユニットの安全で適切な操作に必要な危険物は、輸送ユニット内で輸送してはならない。

輸送ユニット内の組電池は、マークは標札の要件の対象ではない。輸送ユニットは、5.3.2.1.2 に従って国連番号を表示し、5.3.1.1.2 に従って対向する二つの面に標識を貼らなければならない。

390 装置に組み込まれたリチウム電池と装置と共に包装されたリチウム電池の組み合わせが容器に含まれる場合、次の要件が容器の表示と文書の目的に適用される。

(a) 容器には、必要に応じて、「UN 3091 リチウム金属電池、装置と共に包装されたもの」又は「UN 3481 装置と共に包装されたリチウムイオン電池」のマークを付けるものとする。容器にリチウムイオン電池と装置と共に包装されて組み込まれたリチウム金属電池の両方が含まれる場合、容器には両方のタイプの電池に必要なマークを付けなければならない。ただし、装置（回路基板を含む）に取り付けられたボタン電池は考慮する必要はない。

(b) 輸送書類には、必要に応じて「UN 3091 リチウム金属電池、装置と共に包装されたもの」又は「UN 3481 装置と共に包装されたリチウムイオン電池」を記載するものとする。容器にリチウム金属電池と機器に同梱されたリチウムイオン電池の両方が含まれる場合、輸送文書には「UN 3091 リチウム金属電池、装置と共に包装されたもの」と「UN 3481 装置と共に包装されたリチウムイオン電池」の両方を記載するものとする。

391 区分2.3又は区分4.2又は区分4.3又は区分5.1又は区分5.2又は容器等級Iを要求される吸入毒性物質の区分6.1の危険物を含む物品、及び、2.0.3.1(b)(c)(d)に列記されている危険性を複数含む物品は、所管官庁によって承認された条件下で輸送しなければならない。

392 このガスを含む自動車に取り付けるように設計及び承認された燃料ガス封じ込めシステムの輸送については、処分、リサイクル、修理、検査のために輸送する場合、あるいは、製造工場から車両組み立て工場まで輸送する場合、以下の条件に適合していれば、4.1.4.1 及び6.2章の規定を適用する必要はない：

(a) 燃料ガス封じ込めシステムは、該当すれば車両用燃料タンクの基準又は規制の要件を満たさなければならない。適用される基準と規制の例は次のとおり：

LPGタンク	
ECE Regulation No. 67 Revision 2	以下に関する統一規定：I.推進システムで液化石油ガスを使用するカテゴリM及びNの車両の特定機器の承認。II.そのような装置の設置に関して推進システムで液化石油ガスを使用するための特定機器を備えたカテゴリM及びNの車両の承認。
ECE Regulation No. 115	以下の承認に関する統一規定：I.推進システムでLPG（液化石油ガス）を使用するために自動車に設置される特定LPG改造システム。II.推進システムでCNG（圧縮天然ガス）を使用するために自動車に設置する特定CNG改造システム。
CNGタンク	
ECE Regulation No. 110	以下に関する統一規定：I.推進システムで圧縮天然ガス（CNG）及び/又は液化天然ガス(LNG)を使用する自動車の特定コンポーネント。II.推進システムで圧縮天然ガス（CNG）及び/又は液化天然ガス(LNG)を使用するための承認型特定コンポーネントの設置に関する車両
ECE Regulation No. 115	（以下の承認に関する統一規定：I.推進システムでLPG（液化石油ガス）を使用するために自動車に設置される特定LPG改造システム。II.推進システムでCNG（圧縮天然ガス）を使用するために自動車に設置する特定CNG改造システム）
ISO 11439:2013	ガスシリンダー—自動車用燃料としての天然ガスの搭載貯蔵用高圧シリンダー
ISO 15500-Series	ISO 15500:道路車両-圧縮天然ガス(CNG)燃料システムコンポーネント-該当部品
ANSI NGV 2	圧縮天然ガス自動車燃料容器
CSA B51 Part 2: 2014	自動車用燃料の搭載貯蔵用高圧シリンダーのボイラー、圧力容器、圧力配管コードパート2の要件
高圧水素タンク	
Global Technical Regulation (GTR) No. 13	水素自動車及び燃料電池車に関する国際技術規制 (ECE/TRANS/180/Add.13)
ISO/TS 15869:2009	水素ガス及び水素混合ガス-陸上車両燃料タンク
Regulation (EC) No.79/2009	水素自動車の型式承認に関する欧州議会及び2009年1月14日委員会のEC規則No. 79/2009 及びその修正指令2007/46/EC
Regulation (EU) No. 406/2010	水素自動車の型式承認に関する欧州議会及び委員会のEC規則No 79/2009の実施についての2010年4月26日付欧州委員会規則No 406/2010
ECE Regulation No. 134	水素燃料自動車（HFCV）の安全関連性能に関する自動車とそのコンポーネントの承認に関する統一規定
CSA B51 Part 2: 2014	自動車用燃料の搭載貯蔵用高圧シリンダーのボイラー、圧力容器、圧力配管コードパート2の要件

自動車用ガスタンクの基準や規則に関連する古いバージョンに従って設計及び構築されたガスタンクは、そのガスタンクが設計及び構築された車両の認証当時に適合していれば引き続き輸送してもよい；

- (b) 燃料ガス封じ込めシステムは漏れ防止をし、また、安全性に影響を与える外部損傷のいかなる兆候も示さないものとする；

注記 1： 基準は、ISO 規格11623:2015移動式ガスシリンダー—複合ガスシリンダーの定期検査及び試験（又はISO 19078:2013ガスシリンダー—シリンダー取り付け検査、及び自動車燃料としての天然ガスの搭載貯蔵用高圧シリンダーの再適合性証明）にある。

注記 2： 燃料ガス封じ込めシステムが漏れ防止が施されていない場合又は過充填されている場合、あるいは安全性に影響を及ぼす可能性のある損傷を示す場合（安全に関するリコールの場合など）、これらの規則に準拠したサルベージ圧力容器でのみ運搬しなければならない。

- (c) 燃料ガス封じ込めシステムに二つ以上のバルブが直線で装備されている場合、二つのバルブは閉じて通常の輸送状態で気密になるようにしなければならない。バルブが一つしか存在しない場合、または一つのバルブのみが作動する場合、圧力開放装置の開口部を除く全ての開口部は、通常の輸送状態で気密になるように閉じなければならない；
- (d) 燃料ガス封じ込めシステムは、通常の輸送条件下で、圧力放出装置の閉塞、燃料ガス封じ込めシステムのバルブやその他の加圧部分の損傷、ガスの偶発的放出を防ぐ方法で輸送しなければならない。燃料ガス封じ込めシステムは、滑り、回転、または垂直運動を防ぐために固定しなければならない；
- (e) バルブは、4.1.6.1.8 の(a) から(e)に記載されている方法のいずれかによって保護しなければならない；
- (f) 廃棄、リサイクル、修理、検査、または保守のために取り外された場合を除き、燃料ガス封じ込めシステムは、該当する予定充填率または予定使用圧力の20%以下で充填しなければならない；
- (g) 第5.2章の規定にかかわらず、燃料ガス封じ込めシステムが操作装置に埋め込まれている場合、マークと標札が操作装置に貼付されるであろう；そして
- (h) 5.4.1.5 の規定にかかわらず、危険物の総量に関する情報は、下記の情報に置き換える：
- (i) 燃料ガス封じ込めシステムの数；及び
- (ii) 液化ガスの場合、各燃料ガス封じ込めシステムのガスの総正味質量(kg)、及び圧縮ガスの場合、各燃料ガス封じ込めシステムの合計容積(l)に続く通常の使用圧力。

輸送書類の情報の例：

例 1：「国連番号1971 天然ガス、圧縮されているもの、2.1、合計50リットルの燃料ガス封じ込めシステム1、200 bar。」

例 2：「国連番号1965 炭化水素ガス混合物、液化されているもの、他に品名が明示されていないもの、2.1、燃料ガス封じ込めシステム3、それぞれ15kgのガス正味質量。」

- 393 ニトロセルロースは、試験方法及び判定基準のマニュアル付録10のBergmann-Junk試験又はメチルバイオレット紙試験の基準を満たさなければならない。試験タイプ3(c)の試験を適用する必要はない。

- 394 ニトロセルロースは、試験方法及び判定基準のマニュアル 付録10のBergmann-Junk試験又はメチルバイオレット紙試験の基準を満たさなければならない。
- 395 このエントリーは、廃棄のために輸送されるカテゴリーAの固体医療廃棄物にのみ使用される。
- 396 大きくて頑丈な物品は、以下の条件であれば、4.1.6.1.5に関係なく、バルブを開いた状態で接続されたガスボンベを使用して輸送してもよい；
- (a) ガスボンベにはUN 1066の窒素又はUN 1956の圧縮ガス又はUN 1002の圧縮空気が含まれている；
 - (b) ガスボンベは、圧力調整器と固定配管を介して、物品内のガスの圧力（ゲージ圧）が35 kPa（0.35 バール）を超えないように接続されている；
 - (c) ガスボンベは、物品に対して動かないように適切に固定されており、強力で耐圧性の圧ホースとパイプが取り付けられている；
 - (d) ガスボンベ、圧力調整器、配管及びその他の付属品は、木枠又はその他の適切な手段によって輸送中の損傷や衝撃から保護されている；
 - (e) 輸送文書には「特別規定396に従った輸送」という記述がされている；
 - (f) 窒息の危険性があるガスを含むバルブが開いたボンベで輸送される物品を含む貨物輸送ユニットは、十分に換気されており、5.5.3.6に従ってマークが付けられている。
- 397 他の酸化性ガスが存在しない場合、体積で19.5%以上23.5%以下の酸素を含む窒素と酸素の混合物をこのエントリーで輸送することができる。この制限内の濃度では区分5.1の副次危険性標札は要求されない。
- 398 このエントリーは、ブチレン、1-ブチレン、cis-2-ブチレン及びtrans-2-ブチレンの混合物に適用される。イソブチレンについてはUN 1055を参照すること。

第3.4章

少量危険物

3.4.1 本章は、限定された量が包装された特定のクラスの危険物の輸送に適用する規定を示している。内装容器又は物品に適用できる制限量は、第3.2章の危険物リストの個別物質に対する第7a欄に規定されている。さらに、各エントリーに対する第7a欄に示された量が「0」のものは、本章による輸送を行うことができない。

本章の規定を満たし、限定された重量で収納された少量危険物は、次の関連規定以外は、本規則の他のいかなる規定も適用されない：

- (a) 第1部、1.1、1.2及び1.3章；
- (b) 第2部；
- (c) 第3部、3.1、3.2及び3.3章；
- (d) 第4部、4.1.1.1、4.1.1.2及び4.1.1.4から4.1.1.8の各項；

注記： 航空輸送ではICAO 航空機による危険物の安全輸送に関する技術説明の第3章と第4章の付加的規定が適用される。

- (e) 第5部；
 - (i) 航空輸送では5.1、5.2及び5.4章；
 - (ii) 海上輸送では5.1.1.2、5.1.2.3、5.2.1.7の各項及び5.4章；
 - (iii) 陸上、鉄道及び内陸水路輸送では5.1.1.2、5.1.2.3、5.2.1.7の各項及び5.4.2節；
- (f) 第6部、6.1.4節、6.2.1.2及び6.2.4節の構造要件；
- (g) 第7部、7.1.1.7の第1文章を除く7.1.1節、7.1.3.1.4及び7.1.3.2。

3.4.2 危険物は、適切な外装容器に収納された内装容器にのみ収納しなければならない。中間容器を用いてもよい。更に、危険区分1.4、隔離区分Sの物品は4.1.5節の規定を満たさなければならない。しかしエアゾール又は「小型ガス容器」等の物品の輸送については、内装容器の使用は不要である。輸送物の総質量は、30kgを超えてならない。

3.4.3 4.1.1.1、4.1.1.2及び4.1.1.4から4.1.1.8の条件に適合する危険区分1.4、隔離区分Sの物品を除き、シュリンク又はストレッチ包装トレイは、本章に従って輸送される物品又は危険物を収納した内装容器に対する外装容器として認められる。ただし、内装容器がガラス製、陶磁器製、石製又はある種のプラスチック材料製で破壊されやすいもの又は穴のあき易いものは、4.1.1.1、4.1.1.2及び4.1.1.4から4.1.1.8までの要件を満たし、かつ6.1.4節の構造要件を満たすように設計された適切な中間容器に入れて輸送されなければならない。輸送物の総質量は、20kgを超えてはならない。

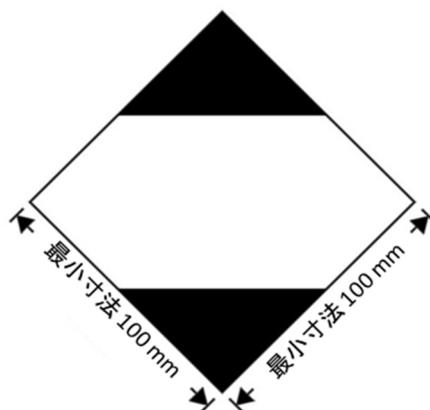
3.4.4 ガラス製、陶磁器製、石製の内装容器に収納された容器等級II、クラス8の液体物品は、耐性があり強固な中間容器に収納されなければならない。

3.4.5及び3.4.6 削除

3.4.7 少量危険物を収納する容器のマーク

3.4.7.1 航空輸送を除き、少量危険物を収納する容器には図3.4.1のマークを貼付しなければならない：

図3.4.1：少量危険物を収納する容器のマーク



マークは視認性と判読性が良好で、雨ざらしでも表示効果に深刻な劣化が生じないものでなければならない。

マークは角度45度の正方形（菱形）でなければならない。上部と下部及び縁どり線の色は黒で、かつ中間部は白又は適度に対比的な背景色でなければならない。最小寸法は100 mm×100 mmで菱形形状を作るための最小線幅は2 mmでなければならない。寸法が表示されていない部分は全て、おおよそ図に示された比率にすること。

3.4.7.2 もし容器の寸法に制限がある場合は、視認の明瞭性が保たれる限り、図3.4.1に示された外形の最小表示寸法を最小50 mm×50 mmまで縮小してもよい。菱形形状を作るための最小線幅は1 mmに縮小してもよい。

注記： モデル規則第17版3.4.7の規定は2016年12月31日まで継続して適用してよい。

3.4.8 ICAO 航空機による危険物の安全輸送に関する技術説明の第3部・第4章の規定を満足する少量危険物を収納する容器のマーク

3.4.8.1 危険物を収納し、ICAO 航空機による危険物の安全輸送に関する技術説明の第3部・第4章の規定を満足する輸送物には、規定に適合していることを保証するため、図3.4.2に示したマークを貼付しなければならない：

図3.4.2 : ICAO 航空機による危険物の安全輸送に関する技術説明の第3部・第4章の規定を満足する少量危険物を収納する容器のマーク



マークは、目を引き判読容易で、雨ざらしでも表示効果に深刻な劣化が生じないものでなければならない。

マークは角度45度の正方形（菱形）でなければならない。上部と下部及び縁どり線の色は黒で、かつ中間部は白又は適度に対比的な背景色でなければならない。最小寸法は100 mm×100 mmで菱形形状を作るための最小線幅は2 mmでなければならない。記号「Y」が表示の中央に明瞭に記載されていなければならない。寸法が表示されていない部分は全て、おおよそ図に示された比率にすること。

3.4.8.2 もし容器の寸法に制限がある場合は、視認の明瞭性が保たれる限り、図3.4.2に示された外形の最小表示寸法を最小50 mm×50 mmまで縮小してもよい。菱形形状を作るための最小線幅は1 mm に縮小してもよい。記号「Y」はおおよそ図3.4.2に示された比率にすること。

注記：「危険物輸送に関する勧告、モデル規則」第17版3.4.8の規定は2016年12月31日まで継続して適用してよい。

3.4.9 3.4.8 節に示された表示のある危険物輸送物は、航空輸送のための付加的な標札や表示の有無にかかわらず、3.4.1節の該当規定、及び3.4.2節から3.4.4節までの規定を満たすものとみなされ、3.4.7節に示されたマークをする必要はない。

3.4.10 少量危険物を収納する輸送物であって、3.4.7節に示されたマークが貼付され、ICAO 航空機による危険物の安全輸送に関する技術説明の第5部と第6部に示された全ての必要なマークと標札含む規定を満足するものは、陸上及び海上輸送において、3.4.1節の該当規定、及び3.4.2節から3.4.4節までの規定を満たすものとみなされる。

3.4.11 オーバーパックの使用

少量危険物を収納するオーバーパックに対しては、以下が適用される：

オーバーパック上の全ての危険物を代表するようなマークがない限り、そのオーバーパックには：

- (a) 「OVERPACK」という文字を付けなければならない。「OVERPACK」のマークは、少なくとも 12 mm の高さでなければならない；
- (b) 本章の要件を満足するマークを貼付しなければならない。

航空輸送を除き、5.1.2.1の他の規定は、そのオーバーパックに、少量危険物として包装されていない他の危険物が含まれている場合に限り、それらの危険物に該当する規定のみが適用される。

第3.5章

適用除外量危険物

3.5.1 適用除外量

3.5.1.1 本章の規定に適合する特定のクラスの適用除外量の危険物（物品を除く）は、次を除いて本規則の他のいかなる規定も適用されない。

- (a) 第 1.3 章の訓練要件
- (b) 第 2 部の分類手順及び容器等級判定基準
- (c) 4.1.1.1、4.1.1.2、4.1.1.4、4.1.1.4.1 及び 4.1.1.6 の容器包装要件

注記： 放射性物質の場合は、適用除外輸送物についての放射性物質の要件は 1.5.1.5 を適用する。

3.5.1.2 本章の規定に従って適用除外量として輸送できる危険物は、第 3.2 章の危険物リストの第 7b 欄に次の英数字コードで示されている。

コード	内装容器あたりの最大量 (固体はグラム、液体及び ガスはml)	外装容器あたりの最大量 (固体はグラム、液体及び ガスはml又は混合包装の場 合はグラム及びml)
E0	適用除外量は許可されない	
E1	30	1000
E2	30	500
E3	30	300
E4	1	500
E5	1	300

ガスについては、内装容器に示された容量は内容器の水容積とし、外装容器に示された容量は 1 個の外装容器内の全ての内装容器の水容積の合計とする。

3.5.1.3 異なるコードの適用除外量の危険物が一緒に包装された場合の外装容器あたりの総量は、最も厳しいコードに対する量に制限しなければならない。

3.5.1.4 E1、E2、E4 及び E5 に割当てられた適用除外量の危険物は、次の条件を満たす限り本規則の適用を受けない：

- (a) 内装容器一つあたりの物質の総量が、液体に対して 1 ml 及び固体に対して 1 g に制限されている場合；
- (b) 3.5.2 節の規定が満たされている場合。ただし通常輸送時に内装容器の破壊、穴開き又は内容物の漏洩が起らないように、また液体の場合は、内装容器と共に収納される吸収剤によって内装容器内の内容物全体が吸収できるように、内装容器が安全に外装用内に収納されている場合は、中間容器は不要である；

(c) 3.5.3 節の規定が満たされている場合；そして

(d) 外装容器一つあたりの危険物の最大総量が、固体に対して 100 g 又は液体とガスに対して 100 ml である場合。

3.5.2 容器包装

適用除外量の危険物の輸送に用いる容器包装は、次の要件に適合しなければならない：

- (a) 内装容器がなければならず、各内装容器はプラスチック（液体危険物に使用する場合には、外殻の板厚は 0.2mm 以上でなければならない）、又はガラス、陶磁器、炆器、土器もしくは金属で製造しなければならず（4.1.1.2 も参照）、かつ、各内装容器の閉鎖具は針金、テープ又はその他有効な方法により所定の位置に確実に固着しなければならない；ねじ蓋付きのネックを有するあらゆる容器は、水密ねじキャップ付きでなければならない。閉鎖具は内容物に耐えるものでなければならない；
- (b) 各内装容器は、通常輸送中に破損がなく、穴あき又は内容物の漏洩がないような方法により緩衝材を詰めて確実に中間容器に収納しなければならない。液体危険物にあつては、中間容器又は外装容器は、内装容器内の全ての内容物を吸収するに十分な吸収材を有しなければならない。中間容器内に収納される場合は、吸収剤は緩衝材とすることができる。危険物は、緩衝材、吸収剤及び包装用材料と危険な反応を起こしたり、それら材料の一体性や機能を低下させてはならない。輸送物は、その向きにかかわらず、内容物が破損又は漏洩した場合でも、それらを完全に保持しなければならない；
- (c) 中間容器は、強固で硬質の外装容器（木製、ファイバ板箱又はその他同等の強度を有するもの）に確実に収納しなければならない；
- (d) 各タイプの輸送物は、3.5.3 の規定に適合しなければならない；
- (e) 各輸送物は、全ての必要な表示ができるような適切な空間を有する寸法のものでなければならない；及び
- (f) オーバーパックは用いることができ、危険物又は本規則が適用されない品物も収納することができる。

3.5.3 輸送物の試験

3.5.3.1 内装容器に固体にあつてはその容積の 95%以上が、液体にあつては 98%以上のものがそれぞれ収納された輸送に供される完全な輸送物は、いかなる内装容器の破損又は漏洩及びその機能の著しい減少がないことが、該当する書類に記載された試験により証明されたものでなければならない：

- (a) 硬く、非弾性、平滑で、かつ、水平面への 1.8 メートルの落下：
 - (i) 供試品が箱形状の場合には、それぞれ次の姿勢で落下させなければならない：
 - 底面の対面落下；
 - 天面の対面落下；
 - 長側面の対面落下；
 - 短側面の対面落下；
 - 角の対角落下；

(ii) 供試品がドラム状の場合には、それぞれ次の姿勢で落下させなければならない：

- 衝撃点の直上に重心がくるような頂部チャイムの対角落下；
- 底部チャイムの対角落下；
- 側面の対面落下。

注記： 上記落下のそれぞれは、異なる供試品、ただし、同一仕様の輸送物により行うことができる。

(b) 供試品と同一仕様の輸送物を 3m の高さ（供試品の高さを含む）に積み重ねた場合と同じ荷重を供試品の上面に 24 時間加える。

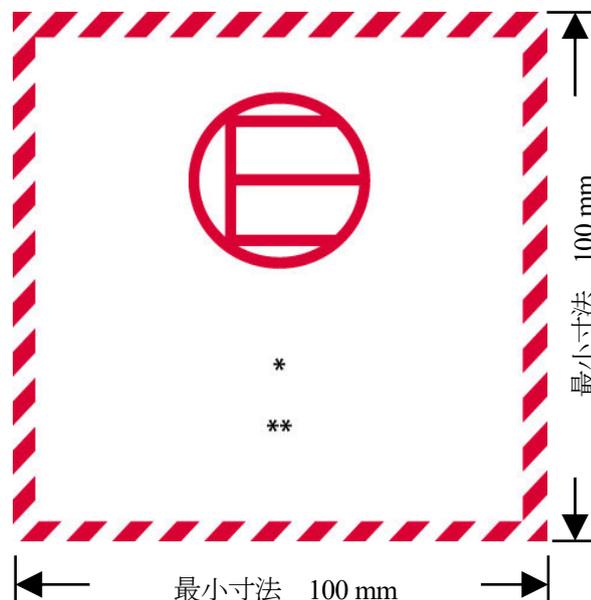
3.5.3.2 試験の実施について、当該容器包装により輸送される物質は、試験結果に影響を及ぼすものを除き、他の物質に代替することができる。他の固体物質を用いる場合には、輸送される物質と同じ物理的性状（質量、粒度等）のものでなければならない。落下試験における液体にあっては、他の物質を用いる場合には、代替物質の比重（密度）及び粘性は、輸送される物質と同じものでなければならない。

3.5.4 輸送物のマーク

3.5.4.1 本章に従って準備された適用除外量の危険物を収納した輸送物は、図 3.5.1 に示されたマークを恒久的に判り易く示さなければならない。当該輸送物に収納されている各危険物の主危険のクラス又は割当てられている場合の区分は、本マークの中に示さなければならない。荷送人及び荷受人の名称が輸送物のどこにも示されていない場合には、その情報は本マークに含まれていなければならない。

3.5.4.2 適用除外量の表示

図3.5.1: 適用除外量危険物マーク



* クラス、又は割当てられている区分の数字は、この位置に示さなければならない。

** 荷送人又は荷受人の名称が輸送物のどこにも示されていない場合には、それらはこの位置に示さなければならない。

マークは正方形でなければならない。ハッチング枠及び形象は同色、黒又は赤、下地は白又は対照的な色でなければならない。最小寸法100 mm×100 mmでなければならない。寸法が表示されていない部分は全て、おおよそ図に示された比率にしなければならない。

3.5.4.3 オーバーパックの使用

適用除外量の危険物を収納するオーバーパックに対しては、以下が適用される：

オーバーパック上の全ての危険物を代表するようなマークがない限り、そのオーバーパックには：

- (a) 「OVERPACK」という文字を付けなければならない。「OVERPACK」のマークは、少なくとも 12 mm の高さでなければならない；
- (b) 本章の要件を満足するマークを貼付しなければならない。

5.1.2.1 の他の規定については、そのオーバーパックに適用除外量の危険物として包装されていない他の危険物が含まれている場合に限り、それら他の危険物に該当する規定のみが適用される。

注記： モデル規則第17版3.5.4.2及び3.5.4.3の規定は2016年12月31日まで継続して適用してよい。

3.5.5 あらゆる輸送貨物における輸送物の最大個数

あらゆる輸送貨物の輸送物の個数は1000個を超えてはならない。

3.5.6 輸送書類

輸送書類（船荷証券 (B/L)、航空貨物運送状 (AWL)等）が適用除外量の危険物に添付されている場合には、それには「適用除外量の危険物」の文言及び輸送物の個数を記載しなければならない。

付 録

白紙ページ

付 録 A

包括品名 及び

他に品名が明示されていないもの (N.O.S.) の正式輸送品名リスト

第3.2章の危険物リストに品名が明示されていない物質又は物品は、3.1.1.2により分類しなければならない。このように物質又は物品を最も適切に表現している危険物リストの品名を、正式輸送品名として用いなければならない。危険物リストに示された主たる包括品名の登録事項及び全ての他に品名が明示されていないもの(N.O.S.)の登録事項は、次のリストに示されている。この正式輸送品名は、そのエントリーに対する危険物リストの第6欄に特別規定274がある場合には、専門的名称を付記しなければならない。

このリストにおける包括品名及び他に品名が明示されていないもの (N.O.S.) は、それらのクラス又は区分に従ってグループにまとめられている。クラス又は区分内での品名は、次の三つのグループに整理されている：

- 固有の化学的又は技術的性質の物質又は物品のグループを網羅した特定品名エントリー；
- クラス3及び区分 6.1の殺虫殺菌剤類；
- 一つ以上の全般的な危険性状を有する物質又は物品のグループを網羅した包括品名エントリー。

「常に最も明確に適用できる品名を用いる。」

付録 A： 包括品名及び他に品名が明示されていないもの(N.O.S.)の正式輸送品名リスト

クラス 又は区分	副次 危険性	国連 番号	正式輸送品名
			クラス 1
1		0190	爆発物サンプル、起爆薬以外のもの
			区分 1.1
1.1A		0473	爆発物質、他に品名が明示されていないもの
1.1B		0461	火薬系列構成物、他に品名が明示されていないもの
1.1C		0462	火工品、他に品名が明示されていないもの
1.1C		0474	爆発物質、他に品名が明示されていないもの
1.1C		0497	液体推進薬
1.1C		0498	固体推進薬
1.1D		0463	火工品、他に品名が明示されていないもの
1.1D		0475	爆発物質、他に品名が明示されていないもの
1.1E		0464	火工品、他に品名が明示されていないもの
1.1F		0465	火工品、他に品名が明示されていないもの
1.1G		0476	爆発物質、他に品名が明示されていないもの
1.1L		0354	火工品、他に品名が明示されていないもの
1.1L		0357	爆発物質、他に品名が明示されていないもの
			区分 1.2
1.2B		0382	火薬系列構成物、他に品名が明示されていないもの
1.2C		0466	火工品、他に品名が明示されていないもの
1.2D		0467	火工品、他に品名が明示されていないもの
1.2E		0468	火工品、他に品名が明示されていないもの
1.2F		0469	火工品、他に品名が明示されていないもの
1.2K	6.1	0020	毒ガス弾、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの
1.2L		0248	水中発火装置、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの
1.2L		0355	火工品、他に品名が明示されていないもの
1.2L		0358	爆発物質、他に品名が明示されていないもの
			区分 1.3
1.3C		0132	芳香族ニトロ化合物の金属塩類、他に品名が明示されていないもの
1.3C		0470	火工品、他に品名が明示されていないもの
1.3C		0477	爆発物質、他に品名が明示されていないもの
1.3C		0495	液体推進薬
1.3C		0499	固体推進薬
1.3G		0478	爆発物質、他に品名が明示されていないもの
1.3K	6.1	0021	毒ガス弾、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの
1.3L		0249	水中発火装置、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの
1.3L		0356	火工品、他に品名が明示されていないもの
1.3L		0359	爆発物質、他に品名が明示されていないもの

クラス 又は区分	副次 危険性	国連 番号	正式輸送品名
			区分 1.4
1.4B		0350	火工品、他に品名が明示されていないもの
1.4B		0383	火薬系列構成品、他に品名が明示されていないもの
1.4C		0351	火工品、他に品名が明示されていないもの
1.4C		0479	爆発物質、他に品名が明示されていないもの
1.4C		0501	固体推進薬
1.4D		0352	火工品、他に品名が明示されていないもの
1.4D		0480	爆発物質、他に品名が明示されていないもの
1.4E		0471	火工品、他に品名が明示されていないもの
1.4F		0472	火工品、他に品名が明示されていないもの
1.4G		0353	火工品、他に品名が明示されていないもの
1.4G		0485	爆発物質、他に品名が明示されていないもの
1.4S		0349	火工品、他に品名が明示されていないもの
1.4S		0384	火薬系列構成品、他に品名が明示されていないもの
1.4S		0481	爆発物質、他に品名が明示されていないもの
			区分 1.5
1.5D		0482	爆発物質、非常に鈍感なもの(EVI物質)、他に品名が明示されていないもの
			区分 1.6
1.6N		0486	爆発物品、極度に鈍感なもの(EEI物品)

クラス 又は区分	副次 危険性	国連 番号	正式輸送品名
			クラス 2
			区分 2.1
			特定品名エントリー
2.1		1964	炭化水素ガス混合物、圧縮されているもの、他に品名が明示されていないもの
2.1		1965	炭化水素ガス混合物、液化されているもの、他に品名が明示されていないもの
2.1		3354	殺虫ガス類、引火性、他に品名が明示されていないもの
			包括品名エントリー
2.1		1954	その他の圧縮ガス、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.1		3161	その他の液化ガス、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.1		3167	ガスサンプル、非加圧、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの、 深冷液化されていないもの
2.1		3312	その他の深冷液化ガス、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.1		3501	加圧下の化学物質、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.1	6.1	3504	加圧下の化学物質、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの
2.1	8	3505	加圧下の化学物質、引火性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.1		3510	吸着ガス、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.1	2.0.5.6参照	3537	可燃性ガスを含む物品、他に品名が明示されていないもの
			区分2.2
			特定エントリー
2.2		1078	冷凍用ガス類、他に品名が明示されていないもの
2.2		1968	殺虫ガス類、他に品名が明示されていないもの
			包括品名エントリー
2.2		1956	その他の圧縮ガス、他に品名が明示されていないもの
2.2		3163	その他の液化ガス、他に品名が明示されていないもの
2.2		3158	その他の液化ガス、深冷液化されているもの、他に品名が明示されていないもの
2.2		3500	加圧下化学品、他に品名が明示されていないもの
2.2	5.1	3156	その他の圧縮ガス、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.2	5.1	3157	その他の液化ガス、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.2	5.1	3311	その他の深冷液化ガス、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.2	6.1	3502	加圧下化学品、毒物、他に品名が明示されていないもの
2.2	8	3503	加圧下化学品、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.2		3511	吸着ガス、他に品名が明示されていないもの
2.2	5.1	3513	吸着ガス、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.2	2.0.5.6参照	3538	非引火性のもの、非毒性のガスを含む物品、他に品名が明示されていないもの

クラス 又は区分	副次 危険性	国連 番号	正式輸送品名
			区分2.3
			特定品名エントリー
2.3		1967	殺虫ガス類、毒物、他に品名が明示されていないもの
2.3	2.1	3355	殺虫ガス類、毒物、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの
			包括品名エントリー
2.3		1955	その他の圧縮ガス、毒物、他に品名が明示されていないもの
2.3		3162	その他の液化ガス、毒物、他に品名が明示されていないもの
2.3		3169	ガスサンプル、非加圧のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの、 深冷液化されていないもの
2.3	2.1	1953	その他の圧縮ガス、毒物、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.3	2.1	3160	その他の液化ガス、毒物、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.3	2.1	3168	ガスサンプル、非加圧のもの、毒物、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの、 深冷液化されていないもの
2.3	2.1 + 8	3305	その他の圧縮ガス、毒物、引火性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.3	2.1 + 8	3309	その他の液化ガス、毒物、引火性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.3	5.1	3303	その他の圧縮ガス、毒物、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.3	5.1	3307	その他の液化ガス、毒物、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.3	5.1 + 8	3306	その他の圧縮ガス、毒物、酸化性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.3	5.1 + 8	3310	その他の液化ガス、毒物、酸化性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.3	8	3304	その他の圧縮ガス、毒物、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.3	8	3308	その他の液化ガス、毒物、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.3		3512	吸着ガス、毒物、他に品名が明示されていないもの
2.3	2.1	3514	吸着ガス、毒物、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.3	5.1	3515	吸着ガス、毒物、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.3	8	3516	吸着ガス、毒物、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.3	2.1 + 8	3517	吸着ガス、毒物、引火性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.3	5.1 + 8	3518	吸着ガス、毒物、酸化性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
2.3	2.0.5.6参照	3539	毒性ガスを含む物品、他に品名が明示されていないもの

クラス 又は区分	副次 危険性	国連 番号	正式輸送品名
			クラス 3
			特定品名エントリー
3		1224	ケトン類、他に品名が明示されていないもの
3		1268	石油蒸留物、他に品名が明示されていないもの又は石油製品、他に品名が明示されていないもの
3		1987	アルコール類、他に品名が明示されていないもの
3		1989	アルデヒド類、他に品名が明示されていないもの
3		2319	テルペン炭化水素類、他に品名が明示されていないもの
3		3271	エーテル類、他に品名が明示されていないもの
3		3272	エーテル類、他に品名が明示されていないもの
3		3295	炭化水素類、液体、他に品名が明示されていないもの
3		3336	メルカプタン類、液体、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの又はメルカプタン混合物、液体、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの
3		3343	ニトログリセリン混合物、鈍性化されたもの、液体、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの、ニトログリセリンの含有率が30質量%以下のもの
3		3357	ニトログリセリン混合物、鈍性化されたもの、液体、他に品名が明示されていないもの、ニトログリセリンの含有率が30質量%以下のもの
3	6.1	1228	メルカプタン類、引火性液体、毒物、他に品名が明示されていないもの又はメルカプタン混合物、引火性液体、毒物、他に品名が明示されていないもの
3	6.1	1986	アルコール類、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの
3	6.1	1988	アルデヒド類、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの
3	6.1	2478	イソシアネート類、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの又はイソシアネート溶液、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの
3	6.1	3248	医薬品、液体、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの
3	6.1	3273	ニトリル類、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの
3	8	2733	アミン類、引火性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの又はポリアミン類、引火性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
3	8	2985	クロロシラン類、引火性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
3	8	3274	アルコレート類、アルコール溶液、他に品名が明示されていないもの
3		3379	鈍性化爆発物質、液体、他に品名が明示されていないもの

クラス 又は区分	副次 危険性	国連 番号	正式輸送品名
			殺虫殺菌剤類
3	6.1	2758	カーバメート系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの
3	6.1	2760	ヒ素系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの
3	6.1	2762	有機塩素系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの
3	6.1	2764	トリアジン系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの
3	6.1	2772	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの
3	6.1	2776	銅殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの
3	6.1	2778	水銀殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの
3	6.1	2780	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの
3	6.1	2782	ピピリジリウム系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの
3	6.1	2784	有機リン系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの
3	6.1	2787	有機スズ系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの
3	6.1	3021	殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、他に品名が明示されていないもの、引火点が23°C未満のもの
3	6.1	3024	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの
3	6.1	3346	フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの
3	6.1	3350	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの
			包括品名エントリー
3		1993	その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの
3		3256	高温液体、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの 引火点が60°Cを超え、その物質の引火点以上の温度で輸送されるもの
3	6.1	1992	その他の引火性液体、毒物、他に品名が明示されていないもの
3	6.1+8	3286	その他の引火性液体、毒物、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
3	8	2924	その他の引火性液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
3	2.0.5.6参照	3540	引火性液体を含む物品、他に品名が明示されていないもの

クラス 又は区分	副次 危険性	国連 番号	正式輸送品名
			クラス 4
			区分 4.1
			特定品名エントリー
4.1		1353	繊維又は織物、低硝化ニトロセルロースを含浸させているもの、他に品名が明示されていないもの
4.1		3089	金属粉末、可燃性のもの、他に品名が明示されていないもの
4.1		3182	水素化金属、可燃性のもの、他に品名が明示されていないもの
4.1		3221	自己反応性物質、液体、タイプB
4.1		3222	自己反応性物質、固体、タイプB
4.1		3223	自己反応性物質、液体、タイプC
4.1		3224	自己反応性物質、固体、タイプC
4.1		3225	自己反応性物質、液体、タイプD
4.1		3226	自己反応性物質、固体、タイプD
4.1		3227	自己反応性物質、液体、タイプE
4.1		3228	自己反応性物質、固体、タイプE
4.1		3229	自己反応性物質、液体、タイプF
4.1		3230	自己反応性物質、固体、タイプF
4.1		3231	自己反応性物質、液体、タイプB、温度管理が必要なもの
4.1		3232	自己反応性物質、固体、タイプB、温度管理が必要なもの
4.1		3233	自己反応性物質、液体、タイプC、温度管理が必要なもの
4.1		3234	自己反応性物質、固体、タイプC、温度管理が必要なもの
4.1		3235	自己反応性物質、液体、タイプD、温度管理が必要なもの
4.1		3236	自己反応性物質、固体、タイプD、温度管理が必要なもの
4.1		3237	自己反応性物質、液体、タイプE、温度管理が必要なもの
4.1		3238	自己反応性物質、固体、タイプE、温度管理が必要なもの
4.1		3239	自己反応性物質、液体、タイプF、温度管理が必要なもの
4.1		3240	自己反応性物質、固体、タイプF、温度管理が必要なもの
4.1		3319	ニトログリセリン混合物、鈍性化されたもの、固体、他に品名が明示されていないもの、ニトログリセリンの含有率が2質量%を超え10質量%以下のもの
4.1		3344	四硝酸ペンタエリスリット混合物、鈍性化されたもの、固体、他に品名が明示されていないもの、PETNの含有率が10質量%を超え20質量%以下のもの
4.1		3380	鈍性化爆発物質、固体、他に品名が明示されていないもの
			包括品名エントリー
4.1		1325	その他の可燃性固体、有機物、他に品名が明示されていないもの
4.1		3175	その他の固体、引火性液体を含有するもの、他に品名が明示されていないもの
4.1		3176	その他の可燃性固体、有機物、熔融状のもの、他に品名が明示されていないもの
4.1		3178	その他の可燃性固体、有機物、他に品名が明示されていないもの
4.1		3181	その他の有機化合物の金属塩類、可燃性のもの、他に品名が明示されていないもの
4.1	5.1	3097	その他の可燃性固体、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの
4.1	6.1	2926	その他の可燃性固体、毒物、有機物、他に品名が明示されていないもの
4.1	6.1	3179	その他の可燃性固体、毒物、無機物、他に品名が明示されていないもの
4.1	8	2925	その他の可燃性固体、腐食性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの
4.1	8	3180	その他の可燃性固体、腐食性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの
4.1	2.0.5.6 参照	3541	可燃性固体を含む物品、他に品名が明示されていないもの

クラス 又は区分	副次 危険性	国連 番号	正式輸送品名
			区分 4.2
			特定品名エントリー
4.2		1373	繊維又は織物、動物系、植物系又は合成したもの、他に品名が明示されていないもの、油を含有するもの
4.2		1378	金属触媒、湿性のもの、過剰水が目視されるもの
4.2		1383	自然発火性金属類、他に品名が明示されていないもの又は自然発火性合金類、他に品名が明示されていないもの
4.2		2006	プラスチック類、ニトロセルロースペース、自己発熱性のもの、他に品名が明示されているもの
4.2		2881	金属触媒、乾性のもの
4.2		3189	自己発熱性金属粉末、他に品名が明示されていないもの
4.2		3205	アルカリ土類金属アルコレート、他に品名が明示されていないもの
4.2		3313	有機顔料、自己発熱性のもの
4.2		3342	キサントゲン酸塩類
4.2		3391	有機金属物質、固体、自然発火性のもの
4.2		3392	有機金属物質、液体、自然発火性のもの
4.2		3400	有機金属物質、固体、自己発熱性のもの
4.2	4.3	3393	有機金属物質、固体、自然発火性のもの、水反応性のもの
4.2	4.3	3394	有機金属物質、液体、自然発火性のもの、水反応性のもの
4.2	8	3206	アルカリ金属アルコレート、自己発熱性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
			包括品名エントリー
4.2		2845	その他の自然発火性液体、有機物、他に品名が明示されていないもの
4.2		2846	その他の自然発火性固体、有機物、他に品名が明示されていないもの
4.2		3088	その他の自己発熱性固体、有機物、他に品名が明示されていないもの
4.2		3183	その他の自己発熱性液体、有機物、他に品名が明示されていないもの
4.2		3186	その他の自己発熱性液体、無機物、他に品名が明示されていないもの
4.2		3190	その他の自己発熱性固体、無機物、他に品名が明示されていないもの
4.2		3194	その他の自然発火性液体、無機物、他に品名が明示されていないもの
4.2		3200	その他の自然発火性固体、無機物、他に品名が明示されていないもの
4.2	5.1	3127	その他の自己発熱性固体、酸化性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの
4.2	6.1	3128	その他の自己発熱性固体、毒物、有機物、他に品名が明示されていないもの
4.2	6.1	3184	その他の自己発熱性液体、毒物、有機物、他に品名が明示されていないもの
4.2	6.1	3187	その他の自己発熱性液体、毒物、無機物、他に品名が明示されていないもの
4.2	6.1	3191	その他の自己発熱性固体、毒物、無機物、他に品名が明示されていないもの
4.2	8	3126	その他の自己発熱性固体、腐食性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの
4.2	8	3185	その他の自己発熱性液体、腐食性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの
4.2	8	3188	その他の自己発熱性液体、腐食性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの
4.2	8	3192	その他の自己発熱性固体、腐食性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの
4.2	2.0.5.6 参照	3542	自然発火しやすい物質を含む物品、他に品名が明示されていないもの

クラス 又は区分	副次 危険性	国連 番号	正式輸送品名
			区分 4.3
			特定品名エントリー
4.3		1389	アルカリ金属アマルガム、液体
4.3		1390	アルカリ金属アミド類
4.3		1391	アルカリ金属懸濁物又はアルカリ土類金属懸濁物
4.3		1392	アルカリ土類金属アマルガム、液体
4.3		1393	アルカリ土類金属アマルガム合金、他に品名が明示されていないもの
4.3		1409	水素化金属類、他に品名が明示されていないもの
4.3		1421	アルカリ金属合金類、液体、他に品名が明示されていないもの
4.3		3208	水反応性金属物質、他に品名が明示されていないもの
4.3		3395	有機金属物質、固体、水反応性のもの
4.3		3398	有機金属物質、液体、水反応性のもの
4.3		3401	アルカリ金属アマルガム、固体
4.3		3402	アルカリ土類金属アマルガム、固体
4.3	3	3399	有機金属物質、液体、水反応性のもの、引火性のもの
4.3	3	3482	アルカリ金属懸濁物、引火性又はアルカリ土類金属懸濁物、引火性のもの
4.3	3+8	2988	クロロシラン類、水反応性のもの、引火性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
4.3	4.1	3396	有機金属物質、固体、水反応性のもの、可燃性のもの
4.3	4.2	3209	自己発熱性金属物質、水反応性のもの、他に品名が明示されていないもの
4.3	4.2	3397	有機金属物質、固体、水反応性のもの、自己発熱性のもの
			包括品名エントリー
4.3		3148	その他の水反応性液体、他に品名が明示されていないもの
4.3		2813	その他の水反応性固体、他に品名が明示されていないもの
4.3	4.1	3132	その他の水反応性固体、可燃性のもの、他に品名が明示されていないもの
4.3	4.2	3135	その他の水反応性固体、自己発熱性のもの、他に品名が明示されていないもの
4.3	5.1	3133	その他の水反応性固体、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの
4.3	6.1	3130	その他の水反応性液体、毒物、他に品名が明示されていないもの
4.3	6.1	3134	その他の水反応性固体、毒物、他に品名が明示されていないもの
4.3	8	3129	その他の水反応性液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
4.3	8	3131	その他の水反応性固体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
4.3	2.0.5.6参照	3543	水と反応して可燃性ガスを発生する物質を含む物品、他に品名が明示されていないもの

クラス 又は区分	副次 危険性	国連 番号	正式輸送品名
			クラス 5
			区分 5.1
			特定品名エントリー
5.1		1450	無機臭素酸塩類、他に品名が明示されていないもの
5.1		1461	無機塩素酸塩類、他に品名が明示されていないもの
5.1		1462	無機亜塩素酸塩類、他に品名が明示されていないもの
5.1		1477	無機硝酸塩類、他に品名が明示されていないもの
5.1		1481	無機過塩素酸塩類、他に品名が明示されていないもの
5.1		1482	無機過マンガン酸塩類、他に品名が明示されていないもの
5.1		1483	無機過酸化物類、他に品名が明示されていないもの
5.1		2627	無機亜硝酸塩類、他に品名が明示されていないもの
5.1		3210	無機塩素酸塩類、水溶液、他に品名が明示されていないもの
5.1		3211	無機過塩素酸塩類、水溶液、他に品名が明示されていないもの
5.1		3212	無機次亜塩素酸塩類、他に品名が明示されていないもの
5.1		3213	無機臭素酸塩類、水溶液、他に品名が明示されていないもの
5.1		3214	無機過マンガン酸塩類、水溶液、他に品名が明示されていないもの
5.1		3215	無機過硫酸塩類、他に品名が明示されていないもの
5.1		3216	無機過硫酸塩類、水溶液、他に品名が明示されていないもの
5.1		3218	無機硝酸塩類、水溶液、他に品名が明示されていないもの
5.1		3219	無機亜硝酸塩類、水溶液、他に品名が明示されていないもの
			包括品名エントリー
5.1		1479	その他の酸化性固体、他に品名が明示されていないもの
5.1		3139	その他の酸化性液体、他に品名が明示されていないもの
5.1	4.1	3137	その他の酸化性固体、可燃性のもの、他に品名が明示されていないもの
5.1	4.2	3100	その他の酸化性固体、自己発熱性のもの、他に品名が明示されていないもの
5.1	4.3	3121	その他の酸化性固体、水反応性のもの、他に品名が明示されていないもの
5.1	6.1	3087	その他の酸化性固体、毒物、他に品名が明示されていないもの
5.1	6.1	3099	その他の酸化性液体、毒物、他に品名が明示されていないもの
5.1	8	3085	その他の酸化性固体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
5.1	8	3098	その他の酸化性液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
5.1	2.0.5.6参照	3544	酸化性物質を含む物品、他に品名が明示されていないもの

クラス 又は区分	副次 危険性	国連 番号	正式輸送品名
			区分 5.2
			<i>特定品名エントリー</i>
5.2		3101	有機過酸化物タイプB、液体
5.2		3102	有機過酸化物タイプB、固体
5.2		3103	有機過酸化物タイプC、液体
5.2		3104	有機過酸化物タイプC、固体
5.2		3105	有機過酸化物タイプD、液体
5.2		3106	有機過酸化物タイプD、固体
5.2		3107	有機過酸化物タイプE、液体
5.2		3108	有機過酸化物タイプE、固体
5.2		3109	有機過酸化物タイプF、液体
5.2		3110	有機過酸化物タイプF、固体
5.2		3111	有機過酸化物タイプB、液体、温度管理が必要なもの
5.2		3112	有機過酸化物タイプB、固体、温度管理が必要なもの
5.2		3113	有機過酸化物タイプC、液体、温度管理が必要なもの
5.2		3114	有機過酸化物タイプC、固体、温度管理が必要なもの
5.2		3115	有機過酸化物タイプD、液体、温度管理が必要なもの
5.2		3116	有機過酸化物タイプD、固体、温度管理が必要なもの
5.2		3117	有機過酸化物タイプE、液体、温度管理が必要なもの
5.2		3118	有機過酸化物タイプE、固体、温度管理が必要なもの
5.2		3119	有機過酸化物タイプF、液体、温度管理が必要なもの
5.2		3120	有機過酸化物タイプF、固体、温度管理が必要なもの
			<i>包括品名エントリー</i>
5.2	2.0.5.6参照	3545	有機過酸化物を含む物品、他に品名が明示されていないもの

クラス 又は区分	副次 危険性	国連 番号	正式輸送品名
			クラス 6
			区分 6.1
			特定品名エントリー
6.1		1544	アルカロイド類、他に品名が明示されていない又はアルカロイド塩類、固体、他に品名が明示されていないもの
6.1		1549	無機アンチモン化合物、固体、他に品名が明示されていないもの
6.1		1556	無機ヒ素化合物、液体、他に品名が明示されていないもの
6.1		1557	無機ヒ素化合物、固体、他に品名が明示されていないもの
6.1		1564	バリウム化合物、他に品名が明示されていないもの
6.1		1566	ベリリウム化合物、他に品名が明示されていないもの
6.1		1583	クロロピクリン混合物、他に品名が明示されていないもの
6.1		1588	無機シアン化物、固体、他に品名が明示されていないもの
6.1		1601	消毒剤、固体、毒物、他に品名が明示されていないもの
6.1		1602	染料、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの、又は染料中間物、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの
6.1		1655	ニコチン化合物、固体、他に品名が明示されていないもの又はニコチン製剤、固体、他に品名が明示されていないもの
6.1		1693	催涙ガス物質、液体、他に品名が明示されていないもの
6.1		1707	タリウム化合物、他に品名が明示されていないもの
6.1		1851	医薬品、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの
6.1		1935	シアン化物溶液、他に品名が明示されていないもの
6.1		2024	水銀化合物、液体、他に品名が明示されていないもの
6.1		2025	水銀化合物、固体、他に品名が明示されていないもの
6.1		2026	フェニル第二水銀化合物、他に品名が明示されていないもの
6.1		2206	イソシアネート類、毒物、他に品名が明示されていないもの又はイソシアネート溶液、毒物、他に品名が明示されていないもの
6.1		2291	鉛化合物、水溶性のもの、他に品名が明示されていないもの
6.1		2570	カドミウム化合物
6.1		2788	有機スズ化合物、液体、他に品名が明示されていないもの
6.1		2856	ケイフッ化物、他に品名が明示されていないもの
6.1		3140	アルカロイド類、液体、他に品名が明示されていないもの又はアルカロイド塩類、液体、他に品名が明示されていないもの
6.1		3141	無機アンチモン液体化合物、他に品名が明示されていないもの
6.1		3142	消毒剤、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの
6.1		3143	染料、固体、毒物、他に品名が明示されていないもの又は染料中間物、固体、毒物、他に品名が明示されていないもの
6.1		3144	ニコチン化合物、液体、他に品名が明示されていないもの又はニコチン製剤、他に品名が明示されていないもの
6.1		3146	有機スズ化合物、固体、他に品名が明示されていないもの
6.1		3249	医薬品、固体、他に品名が明示されていないもの
6.1		3276	ニトリル類、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの
6.1		3278	有機リン化合物、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの
6.1		3280	有機ヒ素化合物、液体、他に品名が明示されていないもの
6.1		3281	金属カルボニル類、液体、他に品名が明示されていないもの

クラス 又は区分	副次 危険性	国連 番号	正式輸送品名
6.1		3282	有機金属化合物、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの
6.1		3283	セレン化合物、固体、他に品名が明示されていないもの
6.1		3284	テルル化合物、他に品名が明示されていないもの
6.1		3285	バナジウム化合物、他に品名が明示されていないもの
6.1		3439	ニトリル類、固体、毒物、他に品名が明示されていないもの
6.1		3440	セレン化合物、液体、他に品名が明示されていないもの
6.1		3448	催涙ガス物質、固体、他に品名が明示されていないもの
6.1		3464	有機リン化合物、固体、毒物、他に品名が明示されていないもの
6.1		3465	有機ヒ素化合物、固体、他に品名が明示されていないもの
6.1		3466	金属カルボニル類、固体、他に品名が明示されていないもの
6.1		3467	有機金属化合物、固体、毒物、他に品名が明示されていないもの
6.1	3	3071	メルカプタン類、液体、毒物、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの又はメルカプタン混合物、液体、毒物、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの
6.1	3	3080	イソシアネート類、毒物、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの又はイソシアネート類溶液、毒物、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの
6.1	3	3275	ニトリル類、毒物、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの
6.1	3	3279	有機リン化合物、毒物、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの
6.1	3+8	2742	クロロギ酸エステル類、毒物、腐食性のもの、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの
6.1	3+8	3362	クロロシラン、毒物、腐食性のもの、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの
6.1	8	3277	クロロギ酸エステル類、毒物、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
6.1	8	3361	クロロシラン、毒物、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
			殺虫殺菌剤類 (固体)
6.1		2588	殺虫殺菌剤類、固体、毒物、他に品名が明示されていないもの
6.1		2757	カーバメート系殺虫殺菌剤類、固体、毒物
6.1		2759	ヒ素系殺虫殺菌剤類、固体、毒物
6.1		2761	有機塩素系殺虫殺菌剤類、固体、毒物
6.1		2763	トリアジン系殺虫殺菌剤類、固体、毒物
6.1		2771	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類、固体、毒物
6.1		2775	銅殺虫殺菌剤類、固体、毒物
6.1		2777	水銀殺虫殺菌剤類、固体、毒物
6.1		2779	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類、固体、毒物
6.1		2781	ビピリジリウム系殺虫殺菌剤類、固体、毒物
6.1		2783	有機リン系殺虫殺菌剤類、固体、毒物
6.1		2786	有機スズ系殺虫殺菌剤類、固体、毒物
6.1		3027	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類、固体、毒物
6.1		3345	フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類、固体、毒物
6.1		3349	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類、固体、毒物

クラス 又は区分	副次 危険性	国連 番号	正式輸送品名
			殺虫殺菌剤 (液体)
6.1		2902	殺虫殺菌剤類、液体、毒物、他に品名が明示されていないもの
6.1		2992	カーバメート系殺虫殺菌剤類、液体、毒物
6.1		2994	ヒ素系殺虫殺菌剤類、液体、毒物
6.1		2996	有機塩素系殺虫殺菌剤類、液体、毒物
6.1		2998	トリアジン系殺虫殺菌剤類、液体、毒物
6.1		3006	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類、液体、毒物
6.1		3010	銅殺虫殺菌剤類、液体、毒物
6.1		3012	水銀殺虫殺菌剤類、液体、毒物
6.1		3014	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類、液体、毒物
6.1		3016	ビピリジリウム系殺虫殺菌剤類、液体、毒物
6.1		3018	有機リン系殺虫殺菌剤類、液体、毒物
6.1		3020	有機スズ系殺虫殺菌剤類、液体、毒物
6.1		3026	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類、液体、毒物
6.1		3348	フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類、液体、毒物
6.1		3352	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類、液体、毒物
6.1	3	2903	殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの、引火点が23°C以上のもの
6.1	3	2991	カーバメート系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの
6.1	3	2993	ヒ素系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの
6.1	3	2995	有機塩素系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの
6.1	3	2997	トリアジン系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの
6.1	3	3005	チオカーバメート系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの
6.1	3	3009	銅殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの
6.1	3	3011	水銀殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの
6.1	3	3013	置換ニトロフェノール殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの
6.1	3	3015	ビピリジリウム系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの
6.1	3	3017	有機リン系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの
6.1	3	3019	有機スズ系殺虫殺菌剤類、液体、毒物、引火性のもの、引火点が23°C以上のもの
6.1	3	3025	クマリン誘導体殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C以上のもの
6.1	3	3347	フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの
6.1	3	3351	ピレスロイド系殺虫殺菌剤類、液体、引火性のもの、毒物、引火点が23°C未満のもの

クラス 又は区分	副次 危険性	国連 番号	正式輸送品名
			包括品名エントリー
6.1		2810	その他の毒性液体、有機物、他に品名が明示されていないもの
6.1		2811	その他の毒性固体、有機物、他に品名が明示されていないもの
6.1		3172	その他のトキシン類、液体、生体から抽出されたもの、他に品名が明示されていないもの
6.1		3243	その他の固体、毒性液体を含有するもの、他に品名が明示されていないもの
6.1		3287	その他の毒性液体、無機物、他に品名が明示されていないもの
6.1		3288	その他の毒性固体、無機物、他に品名が明示されていないもの
6.1		3315	その他の化学品サンプル、毒物
6.1		3381	その他の吸入毒性液体、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が200ml/m ³ 以下及び飽和蒸気濃度が500 LC ₅₀ 以上のもの
6.1		3382	その他の吸入毒性液体、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が1000ml/m ³ 以下及び飽和蒸気濃度が10 LC ₅₀ 以上のもの
6.1		3462	その他のトキシン類、生体抽出のもの、固体、他に品名が明示されていないもの
6.1	3	2929	その他の毒性液体、引火性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの
6.1	3	3383	その他の吸入毒性液体、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が200ml/m ³ 以下及び飽和蒸気濃度が500 LC ₅₀ 以上のもの
6.1	3	3384	その他の吸入毒性液体、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が1000ml/m ³ 以下及び飽和蒸気濃度が10 LC ₅₀ 以上のもの
6.1	3+8	3488	その他の吸入毒性液体、引火性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が200ml/m ³ 以下及び飽和蒸気濃度が500 LC ₅₀ 以上のもの
6.1	3+8	3489	その他の吸入毒性液体、引火性のもの、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が1000ml/m ³ 以下及び飽和蒸気濃度が10 LC ₅₀ 以上のもの
6.1	4.1	2930	その他の毒性固体、可燃性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの
6.1	4.1	3535	その他の毒性固体、可燃性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの
6.1	4.2	3124	その他の毒性固体、自己発熱性のもの、他に品名が明示されていないもの
6.1	4.3	3123	その他の毒性液体、水反応性のもの、他に品名が明示されていないもの
6.1	4.3	3125	その他の毒性固体、水反応性のもの、他に品名が明示されていないもの
6.1	4.3	3385	その他の吸入毒性液体、水反応性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が200ml/m ³ 以下及び飽和蒸気濃度が500 LC ₅₀ 以上のもの
6.1	4.3	3386	その他の吸入毒性液体、水反応性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が1000ml/m ³ 以下及び飽和蒸気濃度が10 LC ₅₀ 以上のもの
6.1	4.3+3	3490	その他の吸入毒性液体、水反応性のもの、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が200ml/m ³ 以下及び飽和蒸気濃度が500 LC ₅₀ 以上のもの
6.1	4.3+3	3491	その他の吸入毒性液体、水反応性のもの、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が1000ml/m ³ 以下及び飽和蒸気濃度が10 LC ₅₀ 以上のもの
6.1	5.1	3122	その他の毒性液体、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの
6.1	5.1	3086	その他の毒性固体、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの
6.1	5.1	3387	その他の吸入毒性液体、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が200ml/m ³ 以下及び飽和蒸気濃度が500 LC ₅₀ 以上のもの

クラス 又は区分	副次 危険性	国連 番号	正式輸送品名
6.1	5.1	3388	その他の吸入毒性液体、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が1000ml/m ³ 以下及び飽和蒸気濃度が10 LC ₅₀ 以上のもの
6.1	8	2927	その他の毒性液体、腐食性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの
6.1	8	2928	その他の毒性固体、腐食性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの
6.1	8	3289	その他の毒性液体、腐食性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの
6.1	8	3290	その他の毒性固体、腐食性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの
6.1	8	3389	その他の吸入毒性液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が200ml/m ³ 以下及び飽和蒸気濃度が500 LC ₅₀ 以上のもの
6.1	8	3390	その他の吸入毒性液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの、LC ₅₀ が1000ml/m ³ 以下及び飽和蒸気濃度が10 LC ₅₀ 以上のもの
6.1	2.0.5.6 参照	3546	毒物を含む物品、他に品名が明示されていないもの
区分 6.2			
特定品名エントリー			
6.2		3291	非特定臨床廃棄物、他に品名が明示されていないもの、又は（バイオ）医療廃棄物、他に品名が明示されていないもの、又は規制医療廃棄物、他に品名が明示されていないもの
6.2		3373	生物物質、カテゴリーB
6.2		3549	医療廃棄物、カテゴリーA、人に影響を及ぼすもの、固体
6.2		3549	医療廃棄物、カテゴリーA、動物のみに影響を及ぼすもの、固体
包括品名エントリー			
6.2		2814	感染性物質、人に影響を及ぼすもの
6.2		2900	感染性物質、動物のみに影響を及ぼすもの

クラス 又は区分	副次 危険性	国連 番号	正式輸送品名
			クラス 7
			包括品名エントリー
7		2908	放射性物質、適用除外輸送物 - 空容器
7		2909	放射性物質、適用除外輸送物 - 天然ウラン、劣化ウラン又は天然トリウムから製造された物品
7		2910	放射性物質、適用除外輸送物 - 放射エネルギーが少量のもの
7		2911	放射性物質、適用除外輸送物 - 器機又は物品
7		2912	放射性物質、低比放射能 (LSA-I)、非核分裂性又は適用除外核分裂性のも
7		2913	放射性物質、表面汚染物(SCO-I、SCO-II又は SCO-III)、非核分裂性又は適用除外核分裂性のも
7		2915	放射性物質、A型輸送物、非特別形、非核分裂性又は適用除外核分裂性のも
7		2916	放射性物質、B(U)型輸送物、非核分裂性又は適用除外核分裂性のも
7		2917	放射性物質、B(M)型輸送物、非核分裂性又は適用除外核分裂性のも
7		2919	放射性物質、特別措置により輸送されるもの、非核分裂性又は適用除外核分裂性のも
7		3321	放射性物質、低比放射能(LSA-II)、非核分裂性又は適用除外核分裂性のも
7		3322	放射性物質、低比放射能(LSA-III)、非核分裂性又は適用除外核分裂性のも
7		3323	放射性物質、C型輸送物、非核分裂性又は適用除外核分裂性のも
7		3324	放射性物質、低比放射能(LSA-II)、核分裂性のも
7		3325	放射性物質、低比放射能(LSA-III)、核分裂性のも
7		3326	放射性物質、表面汚染物(SCO-I 又はSCO-II)、核分裂性のも
7		3327	放射性物質、A型輸送物、核分裂性、非特別形
7		3328	放射性物質、B(U)型輸送物、核分裂性のも
7		3329	放射性物質、B(M)型輸送物、核分裂性のも
7		3330	放射性物質、C型輸送物、核分裂性のも
7		3331	放射性物質、特別措置により輸送されるもの、核分裂性のも
7		3332	放射性物質、A型輸送物、特別形、非核分裂性又は適用除外核分裂性のも
7		3333	放射性物質、A型輸送物、特別形、核分裂性のも

クラス 又は区分	副次 危険性	国連 番号	正式輸送品名
			クラス 8
			特定品名エントリー
8		1719	カ性アルカリ類、液体、他に品名が明示されていないもの
8		1740	フッ化水素化合物、固体、他に品名が明示されていないもの
8		1903	消毒剤、液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
8		2430	アルキルフェノール類、固体、他に品名が明示されていないもの（アルキル基の炭素数が2から12までのもの）
8		2693	亜硫酸水素塩類水溶液、他に品名が明示されていないもの
8		2735	アミン類、液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの又はポリアミン類、液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
8		2801	染料、液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの又は染料中間物、液体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
8		2837	硫酸水素塩類、水溶液
8		2987	クロロシラン類、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
8		3145	アルキルフェノール類、液体、他に品名が明示されていないもの（アルキル基の炭素数が2から12までのもの）
8		3147	染料、固体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの又は染料中間物、固体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
8		3259	アミン類、固体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの又はポリアミン類、固体、腐食性のもの、他に品名が明示されていないもの
8	3	2734	アミン類、液体、腐食性のもの、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの又はポリアミン類、液体、腐食性のもの、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの
8	3	2986	クロロシラン類、腐食性のもの、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの
8	6.1	3471	フッ化水素化合物溶液、他の品名が明示されていないもの
			包括品名エントリー
8		1759	その他の腐食性固体、他に品名が明示されていないもの
8		1760	その他の腐食性液体、他に品名が明示されていないもの
8		3244	その他の固体、腐食性液体を含有するもの、他に品名が明示されていないもの
8		3260	その他の腐食性固体、酸性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの
8		3261	その他の腐食性固体、酸性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの
8		3262	その他の腐食性固体、アルカリ性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの
8		3263	その他の腐食性固体、アルカリ性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの
8		3264	その他の腐食性液体、酸性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの
8		3265	その他の腐食性液体、酸性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの
8		3266	その他の腐食性液体、アルカリ性のもの、無機物、他に品名が明示されていないもの
8		3267	その他の腐食性液体、アルカリ性のもの、有機物、他に品名が明示されていないもの
8	3	2920	その他の腐食性液体、引火性のもの、他に品名が明示されていないもの
8	4.1	2921	その他の腐食性固体、可燃性のもの、他に品名が明示されていないもの
8	4.2	3095	その他の腐食性固体、自己発熱性のもの、他に品名が明示されていないもの
8	4.2	3301	その他の腐食性液体、自己発熱性のもの、他に品名が明示されていないもの
8	4.3	3094	その他の腐食性液体、水反応性のもの、他に品名が明示されていないもの
8	4.3	3096	その他の腐食性固体、水反応性のもの、他に品名が明示されていないもの
8	5.1	3084	その他の腐食性固体、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの
8	5.1	3093	その他の腐食性液体、酸化性のもの、他に品名が明示されていないもの
8	6.1	2922	その他の腐食性液体、毒物、他に品名が明示されていないもの
8	6.1	2923	その他の腐食性固体、毒物、他に品名が明示されていないもの
8	2.0.5.6 参照	3547	腐食性物質を含む物品、他に品名が明示されていないもの

クラス 又は区分	副次 危険性	国連 番号	正式輸送品名
			クラス 9
			包括品名エントリー
9		3077	環境有害物質、固体、他に品名が明示されていないもの
9		3082	環境有害物質、液体、他に品名が明示されていないもの
9		3245	遺伝子改変微生物又は遺伝子改変生物
9		3257	高温物質、液体、他に品名が明示されていないもの、その物質の引火点を超えず、100°C以上の温度で輸送されるもの（溶融金属類及び溶融塩類等を含む）
9		3258	高温物質、固体、他に品名が明示されていないもの、240°C以上の温度で輸送されるもの
9		3334	航空規制液体、他に品名が明示されていないもの
9		3335	航空規制固体、他に品名が明示されていないもの
9	2.0.5.6参照	3548	他の危険物を含む物品、他に品名が明示されていないもの

付 録 B

用語解説

注意： この解説は、単なる情報であり、危険性分類の目的には使用できない。

弾薬

全ての種類の爆弾、てき弾、ロケット弾、地雷、弾丸その他同様の装置等の主として軍用の物品に対する総称的な用語。

照明弾、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む

ある範囲を照明する目的で強い単一の光源を作るために設計された弾薬。この用語には、照明弾、照明手りゅう弾、照明弾丸；及び照明用及び標的表示用爆弾を含む。この用語は、他に品名が示されている次の物品を含まない：拳銃信号弾；信号具、携帯用；遭難信号筒；航空機用信号炎管；及び地上用信号炎管。

焼夷弾

黄リンを含む固体、液体又はゲル状の焼夷剤を内蔵する弾薬。成分自体が爆薬である場合を除き、次の一つ以上のものも含む：火管雷管及び点火薬付きの発射薬；さく薬筒又は放出薬付きの信管。この用語は次のものを含む：

焼夷弾、液状又はゲル状、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの；

焼夷弾、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む；

黄リン焼夷弾、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの。

演習弾

主さく薬を含まず、さく薬筒又は放出薬を含む弾薬。通常は信管及び発射薬も含んでいる。この用語は他に品名が示されている次の物品を含まない：演習用てき弾。

試験弾

火工剤を含む弾薬であって、新しい弾薬、火器の構成品又は装置の性能を試験するために用いる。

発煙弾

塩化スルホン酸混合物、四塩化チタンもしくは黄リン；又は六塩化エタンもしくは赤リンをベースにした発煙火工剤のような発煙物質を内蔵する弾薬。成分自体が爆薬である場合を除き、次の一つ以上のものも含む：火管雷管及び点火薬付きの発射薬；さく薬筒又は放出薬付きの信管。この用語は発煙弾を含むが、発煙信号筒は含まない。この用語は次のものを含む：

発煙弾、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む；

黄リン発煙弾、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの。

催涙弾、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの

催涙物質を内蔵する弾薬。次の一つ以上のものも含む：火工剤；火管雷管及び点火剤付きの発射薬；さく薬筒又は放出薬付きの信管。

毒ガス弾、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの

毒性作用剤を内蔵する弾薬。次の一つ以上のものも含む：火工剤；火管雷管及び点火剤付きの発射薬；さく薬筒又は放出薬付きの信管。

爆発物品、極めて鈍感 (EEI 物品)

大部分が極めて鈍感な物質を内蔵する物品であって、通常の輸送状態においては偶発的な点火又は伝播の可能性を無視でき、試験シリーズ7に合格した物品。

自燃性物品

自然発火性物質（空気と接して自然発火する物質）及び爆発性物質又は成分を内蔵する物品。この用語は黄リンを含有する物品を含まない。

科薬火工品、技術目的

熱発生、ガス発生、舞台効果等の技術目的に用いられる火工剤を内蔵する物品。この用語は他に品名が示されている次の物品を含まない：全ての弾薬；拳銃信号弾；ケーブル切断具；煙火；航空機用信号炎管；作動装置；爆発リベット；信号具、携帯用；遭難信号筒；信号雷管、鉄道用のもの；発煙信号筒。

隔離された補助的爆薬部品

「隔離された補助的爆薬部品」とは、物品の機能の中で主爆薬の機能以外の関連機能を担う小型爆発装置であり、この部品の動作が物品内の主爆薬の反応を引き起こすものではない。

黒色火薬 (ガンパウダー)

木炭その他の炭素と硝酸カリウム又は硝酸ナトリウムのいずれかとの本質的混合物（硫黄を含むものもある）からなる物質。ミール状、粒状、圧縮成型又はペレット状のものがある。

爆弾

航空機から投下される爆発性物品。それらは、さく薬筒付き引火性液体、写真用閃光剤又はさく薬筒を内蔵することがある。この用語は、魚雷（航空機用）は含まないが、次のものを含む。

閃光爆弾；

爆弾、さく薬付きのもの；

爆弾、引火性液体入りのもの、さく薬付きのもの。

ブースター

爆薬を内蔵する物品（点火装置付きのものを含む）。これらは、雷管又は導爆線の起爆力を増大するために用いる。

さく薬筒

弾丸をさく裂させるため又はその他の爆弾の内容物を飛散させるために用いる少量の装薬を内蔵する物品。

空包

中心部又は外縁部に無煙火薬又は黒色火薬を封入した薬きょうを内蔵し、弾丸付きでない物品。訓練、礼砲又は競技用ピストル、工具等に用いる。

閃光筒

ケース、雷管及び閃光粉を一体として組み立て、容易に発射できるようにした物品。

砲用完成弾

- (1) 兵器から発射するように設計された固定（組立）又は半固定（部分的な組立）の完成弾（弾薬包）。各完成弾は兵器を作動するのに必要な全ての構成品を含む。この品名は、「小火器弾薬」として示すことができない小火器弾薬に使用しなければならない。分離装填弾は、発射薬と弾丸とを一緒に包装した場合にはこの品名に含まれる（「空砲」も参照）。
- (2) 焼夷弾、発煙弾、毒ガス弾及び催涙弾の完成弾は焼夷弾等の解説に示されている。

無火薬弾丸付き砲用完成弾

発射薬は内蔵するが、さく薬を有しない弾丸を含む弾薬。主たる危険が発射薬である場合には、曳光剤の存在は危険分類上では無視できる。

油井用薬包

鍛造弾丸を撃ち出す発射薬のみを薄い繊維製、金属製又はその他の材質のケースに収納した物品。この用語は他に品名が示されている成型爆薬を含まない。

作動薬包

機械的に作動させるように設計された物品。これらはケースに収納した装薬及び点火装置を内蔵する。燃焼ガス生成による膨張、直線又は回転運動、振動板、弁もしくはスイッチ又は緊縛装置もしくは消火剤の発射。

拳銃信号弾

着色火炎又はその他の信号を信号拳銃等から発射するために設計された物品。

小火器弾薬

中心部又は外縁部発火雷管及び発射薬と無火薬弾丸付きの薬きょうを内蔵する物品。これらは、口径19.1mm以下の兵器から発射するように設計されている。散弾銃用弾薬は、その口径にかかわらずこの品名に含まれる。この用語は次の物品を含まない：危険物リストに別に示されている小火器用空包；及び無火薬弾丸付き砲用完成弾に含まれる一部の小火器弾薬。

プライマー付き薬きょう

金属製、プラスチック製又はその他の不燃材料製の薬きょうを内蔵する物品で、爆発性構成成分は雷管のみである。

焼尽薬きょう、プライマー付きでないもの

その一部又は全部がニトロセルロースで作られた薬きょうを内蔵する物品。

炸薬

爆風又は破片効果を得るために設計されたヘキソライト、オクトライト又はPBX爆薬のような爆薬を内蔵する物品。

爆破装薬

ファイバ板製、プラスチック製、金属製又はその他の材料製のケースに爆薬を詰めた物品。この用語は他に品名が示されている爆弾、地雷等の物品を含まない。

爆雷

ドラム又は弾丸に爆薬を詰めた物品。これらは水中で爆発するように設計されている。

放出薬、作動薬包

母体物品に損傷を与えずにそれから放出体を発射するように設計された薬包。

爆発加工用装薬、雷管付きでないもの

爆発による溶接、接合、成型その他の冶金工程に使用する爆薬を内蔵する点火装置付きでない物品。

発射薬又は推進薬

あらゆる物理的形状（ケーシング付きを含む）の発射薬又は推進薬を内蔵する物品であって、ロケットモーターの構成成分として又は弾丸の抗力を減ずるために使用される。

砲用発射薬

あらゆる物理的形状（薬きょう付きを含む）の発射薬を内蔵する大砲用の物品。

成型爆薬、雷管付きでないもの

硬質材料で内張りされた凹部をもつさやに爆薬を詰めたケースを内蔵する起爆装置のない物品。これらは、強力な貫通力のあるジェット効果を生じるように設計されている。

V字形成型爆薬、柔軟で線状のもの

柔軟性の金属製さやで覆われたV字形の爆薬の芯を内蔵する物品。

補助さく薬

弾丸の信管とさく薬の間の空隙部に用いる小さい取り外し式ブースターを内蔵する物品。

火薬系列構成品、他に品名が明示されていないもの

火薬系列内で爆轟又は爆燃を伝播するために設計された爆発物質を内蔵する物品。

水中発火装置、さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのもの

その内容物と水との物理化学的反応により作動する物品。

導爆線、柔軟性のも

紡織布（粉末不漏性でない場合はプラスチック又はその他のもの）で包んだ爆薬の芯を内蔵する物品。

導爆線、金属被覆のもの

爆薬の芯を柔軟性の金属管で被覆(保護被覆を含む)した物品。芯の爆薬がごく少量の場合は「弱い効果」の文言を加える。

点火コード

撚り糸に黒色火薬その他の速燃性の火工剤を塗布して柔軟性の保護被覆を施した物品；又は柔軟性織布で巻いた黒色火薬の芯を内蔵する物品。点火コードは、外部に火炎を伴ってその長さ方向にだんだんと燃焼し、装置から装薬又は雷管への点火の伝達に用いられる。

ケーブル切断具

爆発物の小さい装薬によって鉄床へ向け駆動される刃型装置を内蔵する物品。

起爆装置、電気式でないもの、爆破用のもの

導火線、ショックチューブ、フラッシュチューブ又は導爆線を組み込み、これらにより作動する電気式でない起爆装置。これらには瞬発設計又は遅発要素を組み込まれたものがある。導爆線を組み込んだ爆発リレーは含まれる。その他の爆発リレーは「工業雷管」に含まれる。

雷管・起爆筒

アジ化鉛、PETN又は混合爆薬のような爆薬を詰めた小さい金属管又はプラスチック管を内蔵する物品。これらは、火薬系列を起爆するために設計されている。これらには瞬発設計又は遅発要素を組み込まれたものがある。この用語は次のものを含む：

起爆筒、弾薬用のもの及び
電気雷管、爆破用のもの及び工業雷管、爆破用のものであって、電気式でないもの。

柔軟性導爆線付きでない爆発リレーは含まれる。

起爆装置 電気式、爆破用プログラム

電子部品を利用して有効なコマンドと安全な通信で発火信号を送る安全性とセキュリティ機能が強化された起爆装置。このタイプの起爆装置は、他の方法では起爆できない。

総積載量及び合計内容物

「総積載量」及び「全内容物」とは、実際の危険性は積載貨物又は輸送物品の全ての爆発性内容物の一斉爆発を想定して評価しなければならない本質的な部分をいう。

爆発する

この動詞は、爆風、熱及び飛翔物の飛散により人命及び財産に危険を及ぼすおそれのある爆発の効果を現す場合に用いる。これは爆燃及び爆ごうの両方を含む。

全内容物の爆発

「全内容物の爆発」の文言は、単一の物品もしくは輸送物又は物品もしくは輸送物の小さな積み重ねを試験するとき用いる。

爆破薬

採鉱、建設工事及びこれらと同様の作業に使用する爆破薬。爆破薬は五つのタイプの一つに割当てられる。明示された成分に加えて、爆破薬は珪藻土のような不活性物質並びに着色剤及び安定剤のような少量の成分が含まれることがある。

爆破薬 タイプA

ニトログリセリンのような液状有機ニトロ化合物又は次の一つ以上の成分との混合物からなる物質：ニトロセルロース；硝酸アンモニウム又はその他の無機硝酸塩；芳香族ニトロ化合物又は木粉やアルミニウム粉のような可燃性材料。このような爆破薬は、粉状、膠状又は弾力性のあるものでなければならない。

この用語には、ダイナマイトゼラチン、爆破用及びゼラチンダイナマイトが含まれる。

爆破薬 タイプB

(a) 硝酸アンモニウム又はその他の無機硝酸塩とトリニトロトルエンのような爆破薬との混合物（木粉やアルミニウム粉のようなその他の物質を含む場合がある）、又は (b) 硝酸アンモニウム又はその他の無機硝酸塩と爆発性を有しない可燃性物質との混合物からなる物質。このような爆破薬は、ニトログリセリン、これと同様な有機硝酸塩又は塩素酸塩を含んではならない。

爆破薬 タイプC

有機ニトロ誘導体又は炭化水素のような可燃性物質と塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム又は過塩素酸アンモニウムのいずれかとの混合物からなる物質。このような爆破薬は、ニトログリセリン又はこれと同様な液状の有機硝酸塩を含んではならない。

爆薬 タイプD

有機硝酸塩化合物と炭化水素及びアルミニウム粉のような可燃性物質との混合物からなる物質。このような爆薬は、ニトログリセリン、これと同様な液状の有機硝酸塩、塩素酸塩又は硝酸アンモニウムを含んではならない。この用語は一般的にプラスチック爆薬を含む。

爆薬 タイプE

基本的な成分としての水及び高い割合の硝酸アンモニウム又はその他の酸化剤との混合物からなる物質であって、成分の一部又は全部が溶解している。その他の成分としてトリニトロトルエン、炭化水素又はアルミニウム粉のようなニトロ誘導体を含むことがある。

この用語は、エマルジョン爆薬、スラリー爆薬及びウォーターゲル爆薬を含む。

爆発物質、爆燃するもの

通常的使用方法において点火した場合に、爆ごうよりもむしろ爆燃反応をする発射薬等の物質。

爆発物質、爆ごうするもの

通常的使用方法において点火した場合に、爆燃よりもむしろ爆ごうの反応をする物質。

爆薬、極めて鈍感な爆発物質(EIS)

非常に鈍感なので偶発的な発火の可能性が非常に小さいことが試験により証明されている物質。

一次爆薬 (起爆薬)

爆発による実用的な効果を出すために製造された爆発物質であって、熱、衝撃又は摩擦に極めて敏感で、ごく少量でも急速に爆ごう又は燃焼する物質。一次爆薬は爆ごう(起爆薬の場合)又は爆燃をこれに接近した二次爆薬に伝達できる。主な一次爆薬は、雷ごう、アジ化鉛及びスチフニン酸鉛である。

二次爆薬

一次爆薬に比べて比較的鈍感な爆発物質で、通常は伝爆薬又は補助さく薬付き又はなしの一次爆薬により起爆される。このような爆発物は爆燃物質又は爆ごう物質として作用することができる。

煙火

催し物のために設計された料薬火工品

信号炎管

照明、標識、信号又は警告の用途に設計された火工剤を内蔵する物品。この用語は次のものを含む：

- 航空機用信号炎管；
- 地上用信号炎管。

閃光剤

点火すると強力な光を出す火工剤。

油井用破碎装置、雷管付きでないもの

ケースに装薬として爆薬を詰め、点火装置のない物品。これらは岩盤からの原油の流出を助けるために穿孔機の軸の周辺岩盤を破碎するのに用いられる。

導火線／信管 (英語のみ)

この二つの用語は、共通の語源（フランス語のfusee、fusil）を持ち、ときには異なる綴りであると考えられているが、fuse（導火線）とはコード状の点火装置をいい、一方、fuze（信管）とは、爆ごう又は爆燃により火薬系列を起爆するための機械的、電気的、化学的又は流体力学的構成部分を組み込んだ弾薬に使用する装置を言う慣習に従うことが便利である。

導火線点火管、金属被覆したもの

爆燃物質の芯を金属管により被覆した物品。

速火線 (クイックマッチ)

微粉の黒色火薬を木綿糸にしみ込ませた物品（クイックマッチ）。これは外部火炎により燃焼し煙火等の火薬系列の点火に用いる。

導火線

微細な粒状の黒色火薬を一つ以上の保護外部被覆を有する柔軟性織布で包んだ物品。これが点火された場合には、いかなる外部爆発効果も生ぜずに予定された速度で燃焼する。

信管

弾薬の爆ごう又は爆燃を開始するために設計された物品。これらは機械的、電気的、化学的又は流体力学的構成及び通常的に安全装置を組み込んでいる。この用語は次のものを含む：

- 信管、起爆用；
- 信管、起爆用、保護装置付きのもの；
- 信管、点火用。

てき弾 (手榴弾又は小銃てき弾)

手で投げるため又は小銃で発射するために設計された物品。この用語は次のものを含む：

- てき弾、さく薬付きの手りゅう弾又は小銃てき弾；
- 演習用てき弾、手りゅう弾又は小銃てき弾。

この用語は発煙弾として示されている発煙てき弾を除く。

点火管

火薬系列の爆燃を開始するために使用する一つ以上の爆発物質を内蔵する物品。これらは化学的、電気的又は機械的に作動するものもある。この用語は他に品名が示されている次の物品を含まない：点火コード；導火線点火管；速火線；信管、点火用；導火線点火具；火管雷管；火管。

点火とは

爆発物又は火工剤の火薬系列の発火方法に関して使用される一般的用語(例：発射薬用火管；ロケットモーター用点火管；点火信管)をいう。

起爆とは

- (1) 爆薬を爆ごうさせるための装置（例：雷管；弾薬用起爆筒；起爆信管）をいう。
- (2) 「それ自身の起爆装置を有する」とは、通常の起爆装置が組み込まれている装置で、その危険性が輸送を禁止するほどではないが輸送中に重大なリスクを生じると考えられる装置をいう。しかし、この用語は、起爆装置が偶発的に作動した場合にその装置の爆ごうの危険を防止するように包装されている場合は、この起爆装置と共に包装された装置には適用しない。輸送状態において装置の爆ごうが起こらないように安全装置を有する場合は起爆装置をも当該装置に組み込むことができる。
- (3) 分類上、二つの有効な安全装置付きでないいかなる起爆装置も隔離区分Bとみなさなければならない；それ自身の起爆装置を有する物品であって、二つの有効な安全装置付きでないものは隔離区分Fとなる。一方それ自身が二つの有効な安全装置を有する起爆装置は隔離区分Dとなる；二つの有効な安全装置を有する起爆装置を内蔵する物品は隔離区分D又はEとなる。二つの安全な起爆装置を有すると判断される起爆装置は、所管官庁の承認を得なければならない。必要な程度の防護を達成する普遍的、かつ、効果的な方法は、二つ以上の安全装置を組み込んだ起爆装置を用いることである。

油井ジェットせん孔器、雷管付きでないもの

成型爆薬を金属管又は金属製細片に入れ、起爆装置付きでない導爆線につないだものを内蔵する物品。

導火線点火具

摩擦、衝撃又は電氣的に作動させ導火線の点火に用いるように様々に設計された物品。

大量爆発

積載（搭載又は収納）貨物のほとんど全部に対して激しく瞬時に起こる爆発。

地雷又は機雷

通常は金属又は複合容器及びさく薬を内蔵する物品。これらは、船舶、車両又は人の通過により作動するように設計されている。この用語は「障害物破壊筒」を含む。

酸素発生器、化学反応によるもの

酸素発生器、化学的によるものは、化学反応の生成物として酸素を発生する化学物質を内蔵している装置である。酸素発生装置は、航空機、潜水艦、宇宙船、防空壕等における呼吸補助及び吸入装置のための酸素発生に用いられる。酸素発生器に用いられるリチウム、ナトリウム及びカリウムの塩素酸塩及び過塩素酸塩のような酸化塩は、加熱すると酸素を発生する。これらの塩類は、持続的反応により酸素を発生する塩素酸塩ろうそくを作るために、燃料（通常は鉄粉）と混合（化合）される。燃料は酸化熱を発生するために用いられる。一度反応が開始されると、熱分解により酸素が熱い塩から放出される（熱シールドが発生器の周囲に用いられる）。酸素の一部が燃料と反応すると、さらに次々と熱を発生し、さらに酸素を発生する。反応の開始は衝撃装置、摩擦装置又は電線により行うことができる。

パウダーケーキ (パウダーペースト)、湿餅薬

通常は60%以下のニトログリセリンもしくはその他の液体有機硝酸塩類又はそれらの混合物をニトロセルロースにしみ込ませた物質。

無煙火薬

ニトロセルロースを主成分とする発射薬として用いられる物質。この用語はシングルベース発射薬 (ニトロセルロース(NC)のみ)、ダブルベース発射薬 (NCとニトログリセリン(NG)) 及びトリプルベース (NC/NG/ニトログアニジン) を含む。無煙火薬の鑄込み、圧縮又は薬囊は「推進薬又は発射薬」又は「砲用発射薬」として示されている。

火管雷管

衝撃で容易に発火する少量の起爆薬を詰めた金属製又はプラスチック製のキャップを内蔵する物品。これらは小火器弾薬の点火要素として及び発射薬の撃発雷管に用いられる。

火管

点火のための雷管と黒色火薬のような爆燃物質の補助薬を内蔵する物品で、大砲等の薬きょうの中の発射薬に点火するために用いられる。

弾丸

カノン砲又はその他の砲、ライフル又はその他の小火器から発射される砲弾又は銃弾のような物品。これらは無さく薬(曳光筒付きのものを含む)のもの、さく薬筒又は放出薬もしくはさく薬を内蔵するものもある。この用語は次のものを含む：

- 弾丸、無さく薬で、曳光筒付きのもの；
- 弾丸、無さく薬で、さく薬筒又は放出薬付きのもの；
- 弾丸、さく薬付きのもの。

発射薬

弾丸の推進又は抗力を減衰させるのに用いられる爆燃物質。

液体発射薬

弾丸の推進に用いられる液体爆燃物質からなる物質。

固体発射薬

弾丸の推進に用いられる個体爆燃物質からなる物質。

作動装置、爆発物

起爆装置付きの少量の爆薬を内蔵する物品。これらは装置を素早く外すため棒又は環を切断する。

ロケットモーター

固体、液体又は自動点火性燃料を詰めた一つ以上のノズルが付いたシリンダーを内蔵する物品。これらはロケット又は誘導弾の推進用に設計されている。この用語は次のものを含む：

- ロケットモーター；
- ロケットモーター、自動点火性液体燃料、放出薬のあるもの又は無いもの；
- ロケットモーター、液体燃料のもの。

ロケット

ロケットモーター及び弾頭やその他の装置の搭載物を内蔵する物品。この用語は誘導弾及び次のものを含む：

- ロケット、投索用のもの；
- ロケット、液体燃料のもの、さく薬付きのもの；
- ロケット、さく薬付きのもの；
- ロケット、放出薬付きのもの；
- ロケット、無さく薬弾頭付きのもの。

安全装置、電氣的に起動するもの

火工効果を生じる物質、又は他のクラスの危険物を包含する物品であって、車両、船舶又は航空機内の人的安全を向上させるために用いられる。例としてエアバッグインフレーター、エアバッグモジュール、シートベルトプリテンショナー及び火工機械装置がある。これら火工機械装置は、機器の構成部品として分離、固定、開放・駆動、又は搭乗者の拘束などの役割を担うが、それに限定されるものではない。この用語には「安全装置、火工品」も含まれる。

信号具又は信号筒

音、火炎もしくは煙又はそれらの組み合わせにより信号を発するために設計された火工剤を内蔵した物品。この用語は次のものを含む。

- 信号具、携帯用；
- 遭難信号筒、船舶用；
- 信号雷管、鉄道用；
- 発煙信号筒。

水中発音信号具

爆薬を装薬として内蔵した物品。これらは船舶から投下され、予定水深又は海底に到達すると作動する。

安定化される

安定化されるとは、その物質の制御できない反応を排除する状態にあることをいう。これは、化学安定剤の添加、溶解酸素を取り除く脱酸素化及び輸送物の空間の不活性化又は物質の温度制御により達成することができる。

爆発物質、非常に鈍感なもの (EVI物質)、N.O.S

大量爆発の危険性はあるが、通常の輸送状態では偶発的な発火又は燃焼から爆ごうへ転移する可能性が非常に小さいほど鈍感であり、試験シリーズ5に合格している物質。

魚雷

爆発性又は非爆発性の推進装置を有し、水中航走するように設計された物品。これらは無火薬弾頭又は魚雷頭部付きのものがある。この用語は次のものを含む。

- 魚雷、液体燃料付きのもの、無火薬弾頭付きのもの；
- 魚雷、液体燃料付きのもの、さく薬付き又は付きでないもの；
- 魚雷、さく薬付きのもの。

曳光筒 (弾薬用のもの)

弾薬の弾道を示すために設計された火工剤を内蔵して封印された物品。

弾頭

爆薬を内蔵する物品。これらはロケット弾、誘導弾又は魚雷に取り付けられるように設計されている。これらはさく薬筒、放出薬又はさく薬付きのものがある。この用語は次のものを含む。

- ロケット弾頭、さく薬筒又は放出薬付きのもの；
- ロケット弾頭、さく薬付きのもの。

物質及び物品の
アルファベット順索引

白紙ページ

索引注釈

1. 本索引は、第 3.2 章の危険物リストに番号順に示されている物質及び物品のアルファベット順のリストである。
2. アルファベット順列を決めるために、正式輸送品名の一部を構成する場合であっても次の情報は無視されている：番号；ギリシャ文字；略語“sec”及び“tert”；接頭辞“cis”及び“trans”；及び文字“N”(nitrogen)、“n”(normal)、“o”(ortho)、“m”(meta)、“p”(para)、並びに“N.O.S.”(Not Otherwise Specified)。
3. 大文字（上段文字）で示された物質又は物品の品名は、正式輸送品名である。
4. 物質又は物品の大文字品名に続く“see”の語は、代替の正式輸送品名又は正式輸送品名の一部を示している（PCB を除く）。
5. 物質又は物品の下段文字（小文字）による品名に続く“see”の語は、この品名が正式輸送品名でないことを示している；これは別名である。
6. 品名が大文字部分と下段文字（小文字）で示されている場合には、その下段文字（小文字）は正式輸送品名の一部ではないとみなす。
7. 輸送書類及び輸送物への表示については、正式輸送品名は単数又は複数の該当するいずれかを用いることができる。

以降の 398 頁-460 頁は英語原文を参照